

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 216 アイテム ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室) 日付のスレッド 新しい日付が上

- 受信トレイ 今日
- 下書き 質問に対する回答 11:53
- 送信済みアイテム [機2]
- 削除済みアイテム (件名なし) 10:12
- メモ
- 迷惑メール 0:40

質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室...)

アクション

宛先: [Redacted]  
添付ファイル: 6条2項修文経緯.jtd (23 KB)  
ル:

2011年12月1日 11:53

[Redacted]さま

お疲れ様です。いつもお世話になっております。以前にご質問ございました件につきまして、文書回答ということでしたので、文書を添付いたします。

よろしくご査収ください。

.....  
 内閣官房 内閣情報調査室  
 [Redacted]  
 〒100-8968  
 東京都千代田区永田町1-6-1  
 TEL:03-5253-2111(内線: [Redacted])  
 E-Mail: [Redacted]  
 .....

メール  
予定表  
連絡先  
タスク



## 11月25日及び30日各省送付に係る条文素案第6条第2項の修文経緯

平成23年12月1日

内閣情報調査室

- 行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨の規定は、①行政機関が他の行政機関や契約業者に行わせる場合には創設的规定として機能するのに対し、②警察庁が都道府県警察に行わせる場合には、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督権（警察法第16条第2項）が存在する以上、確認的规定として機能するに過ぎないと考えられたことから、11月11日各省送付に係る条文素案において、
- ・ ①については第6条、②については第7条にそれぞれ分けて規定する
  - ・ ②については要件を緩和して「警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合には」とする
- こととし、①と②を書き分けることとした。
- しかしながら、同月15日の法制局審査の際、同局参事官から「他の行政機関に対する指揮権限を法定しているものとして、警察法第16条第2項以外にも、防衛大臣の海上保安庁に対する指揮を規定した自衛隊法第80条第2項などがある。これらは第6条第1項で読むのに、警察だけが別立てというのはいかがか。」「防衛秘密においては、防衛と海保の関係も『特段の必要がある場合に限り』という整理になっているのだろう。」などと指摘され、①と②を書き分けることにつき難色が示された。
- そこで、当室において再度検討したところ、同月25日及び30日各省送付に係る論点ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」に記載したとおり
- ・ 自衛隊法においても、行政機関外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨の規定である同法第96条の2第3項が、創設的规定として機能する場合だけでなく確認的规定として機能する場合もあると考えられるところ、にもかかわらず同法では2つの場合を書き分けていないこと
  - ・ 両者を書き分けていないことを理由に、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨の規定が行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督権を制限するものと解される余地はないと考えられ、よってあえて両者を書き分ける必要性が見だし難い



こと

から、本法制においても両者を書き分けずに規定することとした。

ただし、

- ・ 同じく行政機関外の者に対する指揮監督権の中でも、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督権は他とは異なり、包括的・恒常的なものであって、警察庁と都道府県警察を対等な立場にあるとみることは困難であり、協議といった手続には馴染まないこと

から、警察庁長官が都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合については、協議の手続を想定した「政令で定めるところにより」という規定ではなく、その関係に応じた手続規定を設けることとした。

なお、同月28日の法制局審査では、同局参事官からこのような手続規定を設けることに対してなお難色が示されたが、上記のとおり説明した結果、了承を得るに至ったものである。

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成23年12月1日

1 条文案

- 素案
- 読替表

2 二部長説明時資料

(1) 論点ペーパー

- 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

(2) 諸外国の秘密保全制度に関する資料

- 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- 諸外国の秘密保全制度における主な罰則

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。以下同じ。）を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の

国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長（前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)



第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（指定の調整等）

第五条 行政機関の長は、他の行政機関から伝達を受け、又は他の行政機関に伝達した事項（以下この条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該共有事項に係る情報を保有する他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 行政機関の長は、共有事項を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を特定行政機関の長に通

知しなければならない。

3 警察庁長官は、都道府県警察から伝達を受け、又は都道府県警察に伝達した事項（次項において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

4 前二項の通知を受けた特定行政機関の長又は警察本部長は、その職員に当該通知に係る共有事項又は警察共有事項を特別秘密として取り扱わせるための措置として政令で定める措置を講じなければならない。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第十条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

（特別秘密の伝達を受けることができる場合）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

二 前号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関から特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

2 警察本部長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

二 特別秘密に係る犯罪捜査のため行政機関から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価(次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。)を評価することをいう。以下同じ。)により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある

る場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた職員について、第一項の規定により特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の当該対象職員が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であって政令で定めるものを調査し、特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。



6 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

9 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。

- 一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
- 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。

11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項から第三項まで及び同条第五項から第十項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち」とあるのは「契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が」と、同項、同条第四項から第六項まで及び同条第八項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項中「職員について、第一項の規定により」とあるのは「契約業者の役員又は職員について、契約業者が第十条第一項の規定により」と、「通知した日」とあるのは「行政機関の長が通知した日」と、同条第七項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第九項中「職員に対して」とあるのは「契約業者の役員又は職員に対して」と、同項第一号中「行政機関の長がその職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせない」とあるのは「当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たっ

て取得する個人情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第十三条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以



下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条 第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑

を減軽し、又は免除する。

2 第十五条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
  - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの  
の製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研

究

- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

## ○都道府県警察の職員の適性評価

## 行政機関（読替え前）

## （行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、適性評価（次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合【P】

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。【P】

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認めた職員について、第一項の規定により特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の当該対象職員が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であって政令で定めるものを

## 都道府県警察（読替え後）

## （都道府県警察の職員の適性評価）

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項から第三項まで及び同条第五項から第十項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 【以下第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

## （行政機関の職員の適性評価）

第八条 警察本部長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、適性評価（次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合【P】

二 適性評価を実施することにより、特別秘密に係る犯罪の捜査の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該警察本部長が講ずるとき。【P】

2 適性評価は、警察本部長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 警察本部長が、適性評価により適性を有すると認めた職員について、第一項の規定により特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の当該対象職員が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であって政令で定めるものを



- を調査し、特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
  - 6 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
  - 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
  - 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
  - 9 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
    - 一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
    - 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため特に必要があると認める場合
  - 10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。
  - 11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

- を調査し、特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
- 5 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、警察本部長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
  - 6 警察本部長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
  - 7 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
  - 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
  - 9 警察本部長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
    - 一 第三項の期間の満了後引き続き警察本部長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
    - 二 警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため特に必要があると認める場合
  - 10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと警察本部長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該警察本部長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。
  - 11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

## ○契約業者の役職員の適性評価

## 行政機関（読替え前）

## （行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合【P】
- 二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。【P】

## 契約業者（読替え後）

## （契約業者の役員及び職員の適性評価）【P】

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

- 2 第八条第二項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になる者が見込まれる者のうち」とあるのは「契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が」と、同項、同条第四項から第六項まで及び同条第八項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項中「職員について、第一項の規定により」とあるのは「契約業者の役員又は職員について、契約業者が第十条第一項の規定により」と、「通知した日」とあるのは「行政機関の長が通知した日」と、同条第七項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第九項中「職員に対して」とあるのは「契約業者の役員又は職員に対して」と、同項第一号中「行政機関の長がその職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせない」とあるのは「当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

- 2 適性評価は、行政機関の長が、契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象役職員」という。）に対して実施する。

- 3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認めた契約業者の役員又は職員について、契約業者が第十条第一項の規定により特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第七項の規定により行政機関の長が通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。

- 4 適性評価は、対象役職員について、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項

- 2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になる者が見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

- 3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認めた職員について、第一項の規定により特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。

- 4 適性評価は、対象職員について、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項

- その他の当該対象職員が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 6 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
- 一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
- 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
- 10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。
- 11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

- 項その他の当該対象役員が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
- 5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象役員に告知した上で、当該対象役職員の同意を得なければならぬ。
- 6 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象役員若しくは対象役職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び対象役員に対し通知しなければならない。
- 8 前項の規定により対象役員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象役員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた契約業者の役員又は職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
- 一 第三項の期間の満了後引き続き契約業者がその役員又は職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
- 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
- 10 前項の場合において、その役員若しくは職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその役員若しくは職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにするものとする。
- 11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

平成23年12月 日  
内閣情報調査室

## 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

## 1 指定権の所在及び指定の効果について

(1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。

- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
- ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
- ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
- ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

(2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。

次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。

さらに、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言いがたい。

(3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。

この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられることから、④がより適切であると考えられる。

## 2 指定の調整について

(1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を採る必要が生じることになることから、指定に当たっては、行



政機関相互で十分な調整を図る必要が生じる。

(2) 以下、具体的な事例に沿って、調整の在り方を検討する。

ア 機関Aから機関Bに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

(7) 仮に機関A又は機関Bが調整を図らないまま相互に無断で指定権を行使した場合、2つの観点から問題があると考えられる。第一に、指定の要件の充足性を的確に判断するためには、他の機関における当該情報の利用の状況や今後の利用の見込みを確認する必要があると考えられ、第二に、一方的に指定権を行使した場合、他の機関において当該情報を厳格な管理措置の下に置くための準備を整えることができないおそれがある。

以上の2つの観点（以下「要件判断等の観点」という。）を踏まえると、

○ 機関A（機関B）が指定権を行使する際には、機関B（機関A）の意見を聴くこと

をルール化する必要があると考えられる。

(i) この点、機関Aは特別秘密指定の対象になり得る情報を自ら作成し、又は行政機関外から取得した行政機関（以下「1次機関」という。）であり、機関Bに当該情報を伝達することがなければ、当該情報の指定を独占的に行える立場にある機関である。したがって、機関Aが指定を不要と考えているのに機関Bによる指定が行われることを認めると、機関Aはそのような意に沿わない結果を回避しようとして、機関Bへの情報の伝達を控えるおそれがあり、その結果、政府部内の政策判断に悪影響が生じかねないとの考え方に立ち、1次機関である機関Aに機関Bとの関係で優先的地位が与えられるよう、

○ 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要

といったルールを定めることも考えられる。

しかしながら、当該情報の内容又は作成・取得の経緯によっては、機関Aよりも機関Bの方が当該情報を指定するか否かにつきより適切に判断できる場合も考えられ、そのような場合にまで機関Aに優先的地位を与える必要はないと考えられる<sup>\*1</sup>。また、協議により合意に至るまで指定権を行使できないとすると、可及的速やかに指定を行う観点からは必ずしも好ましくないし、機関Aへの意見聴取及びその意見の尊重を義務付けることにより機関Bにおける合理的な判断を期待できると考えられる<sup>\*2</sup>。

したがって、機関Aに優先的地位が与えられるようなルールを定める必要はないと考えられる。

\*1 優先的地位を認め得る行政機関は当該情報の内容や伝達ルートに応じて様々であり、そのような行政機関を一義的に決定するルールを定めることは極めて困難である。

\*2 それでもなお機関Aが意に沿わない結果を特に回避したいと考える場合には、機関Bへの伝達の際に「機関Bにおいて特別秘密に指定しようとする場合にはあらかじめ機関Aと協議すること」を伝達の条件とすれば足りると考えられる。

イ 機関Aから機関B、機関Bから機関Cに伝達された情報を機関A、機関B又は機関Cが指定する場合

機関A、機関B又は機関Cのいずれが指定権を行使する場合も、上記アで述べたところと同様、要件判断等の観点から他の機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる<sup>3)</sup>。

さらに、情報の伝達が控えられて政府部内の政策判断に悪影響が生じることのないよう、例えば、

○ 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要

○ 機関Cが指定権を行使する際には、機関A及び機関Bへの意見聴取のみならず、機関A及び機関Bへの協議又は機関Aへの協議まで必要

といった、機関Aや機関Bに優先的地位を与えるルールを定めることも検討し得るが、上記アで述べたところと同様の理由により、そのようなルールは必要ないと考えられる。

ウ 機関Aから機関B及び機関Cに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

この場合でも、上記イの場合と同様、機関A又は機関Bのいずれが指定権を行使する場合も、要件判断等の観点から他の機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる<sup>4)</sup>。また、1次機関たる機関Aに優先的地位を与えるルールを定める必要がないことは、上記アで述べたところと同様である<sup>5)</sup>。

(3) 以上の検討から、

○ 行政機関が指定権を行使しようとするときは、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴き、その意見を尊重すること

が指定の調整に必要なルールであると考えられる。

なお、意見聴取の結果、ある行政機関が指定権を行使した時には、指定の効果が他の行政機関に及ぶことを制度の前提としていることから、指定権を行使した旨を他の行政機関に通知する必要があると考えられる。そして、指定権を行使した行政機関の内部にあっては、指定に係る事項を記録する文書等への標記又は当該事項を取り扱う者への通知により指定の効力が発生するのに対し、他の共有行政機関に対しては、この指定権を行使した旨の通知により指定の効力が及ぶものと考えられる。

\*3 機関Cが指定権を行使する場合、機関Cにおいて機関Aが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Bが機関Cに対し、機関Aから当該情報の伝達を受けたことを教示すべきと考えられる。

\*4 機関Bが指定権を行使する場合、機関Bにおいて機関Cが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Aが機関Bに対し、機関Cに当該情報を伝達したことを教示すべきと考えられる。

\*5 機関Bと機関Cは共に2次機関であって両者の間に優劣関係を認めることは困難である。

### 3 特別秘密の共有が生じるその他の場合について

複数の行政機関間での特別秘密の共有が生じる場合としては、上記のとおり情報が伝達された後に指定権が行使されるケースのほか、指定権が行使された後に特別秘密が伝達されるケースが考えられる。本法制施行時においては前者のケースが数多く生じることが予想されるが、施行後はむしろ后者のケースが一般的になると考えられる。

この点、自衛隊法においては、指定後に防衛秘密が伝達される場合の規定として、防衛省以外の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせることができる旨の規定が置かれている（自衛隊法第96条の2第3項）のみであるが、この規定による場合に加え、秘密にすることによって守られるべき公益と、伝達によって得られるべき公益とを比較衡量することにより伝達が許容される場合<sup>\*6</sup>があると解されている。

本法制においては、特別秘密の伝達により共有が生じる場合を明確にするため、自衛隊法と同様に他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせることができる旨の規定を置いた上で、特別秘密の伝達を受けることができる場合が取扱いの業務を行うために伝達を受ける場合と比較衡量により伝達を受ける場合に限られる旨の規定を設けることとしたい。なお、本法制において他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせることができる旨の規定を置くに際しては、自らの指定に係らない特別秘密の取扱いの業務を他の行政機関の職員に行わせることが想定されるので、指定を行った行政機関の長の意向を尊重する観点から、当該行政機関の長にあらかじめ協議しなければならない旨の規定を併せて置くこととしたい。

\*6 例えば、漏えい事件の捜査を行う捜査機関が伝達を受ける場合、会計検査院が検査のために伝達を受ける場合などが考えられる。

諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

|            | アメリカ   | イギリス  | ドイツ  | フランス   |
|------------|--|---|--|--|
| 根拠         | 合衆国法典及び行政命令  | 政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み（政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの）  | 保安審査法  | 国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達  |
| 対象者        | 連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）  | 国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）  | 連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）及びその配偶者   | 秘密を取り扱う者（本人）   |
| 対象外の者      | 大統領及び副大統領  | 首相及び大臣（閣外大臣及び政務次官を含む。）  | 連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣   | 大統領、首相及び大臣   |
| 実施権者       | 連邦政府の各官庁   | 国の各官庁及び警察機関   | 連邦政府の各官庁   | 首相の委任を受けた者   |
| 有効期間       | 5年   | 7年（初回は5年）   | 10年<br>（5年目に調査票を再提出）   | 最長5年<br>（その職に在任中のみ有効）  |
| 調査票の主な記入事項 | <p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号、身体的特徴等）</li> <li>・ 学歴・職歴・軍歴</li> <li>・ 暴力的な政府転覆活動・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与</li> <li>・ 外国渡航歴・活動歴</li> <li>・ 逮捕歴</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 民事訴訟歴</li> <li>・ 薬物・アルコールの影響・通院歴</li> <li>・ 精神の問題に係る通院歴</li> <li>・ 本人をよく知る者（友人、同僚、上司、近隣者等）の連絡先</li> <li>・ 過去の適性評価記録</li> </ul> | <p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、旅券番号等）</li> <li>・ 学歴、職歴、軍歴</li> <li>・ 議会制民主主義の転覆・弱化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与</li> <li>・ 外国居住歴</li> <li>・ 犯罪歴</li> <li>・ 財務状況</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 薬物・アルコールの影響</li> <li>・ 精神疾患等の状態</li> <li>・ 雇用主の人定事項</li> <li>・ 本人をよく知る者の連絡先</li> </ul> | <p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、身分証明書番号等）</li> <li>・ 学歴・職歴・軍歴</li> <li>・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与</li> <li>・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴</li> <li>・ 継続中の刑事・懲戒手続</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 強制執行措置歴</li> <li>・ 本人をよく知る者の連絡先</li> <li>・ 過去の適性評価</li> </ul> | <p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、身分証明書番号等）</li> <li>・ 学歴・職歴・軍歴</li> <li>・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与</li> <li>・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴</li> <li>・ 継続中の刑事・懲戒手続</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 強制執行措置歴</li> <li>・ 本人をよく知る者の連絡先</li> <li>・ 過去の適性評価</li> </ul> |



|                                      |  |   |   |   |
|--------------------------------------|--|---|---|---|
| <p>調査票の<br/>主な<br/>記入事項<br/>(続き)</p> | <p>○ 配偶者に関するもの(本人が記入)<br/>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、社会保障番号等)<br/>・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地</p> | <p>○ 配偶者に関するもの(本人が記入)<br/>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)) 出生地等)<br/>・ 外国居住歴<br/>・ 財務状況<br/>・ 信用状態等</p> | <p>○ 配偶者に関するもの(配偶者が記入)<br/>・ 本人と同様の事項</p>   | <p>○ 配偶者に関するもの(本人が記入)<br/>・ 本人と同様の事項</p>                                |
| <p>○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入)</p>         | <p>○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入)<br/>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地等)</p>                          | <p>○ 家族・同居人に関するもの(本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入)<br/>・ 人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地)</p>                             | <p>○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入)<br/>・ 人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地等)</p>   | <p>○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入)<br/>・ 人定事項(氏名、現住所、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地等)</p> |
| <p>同意の取得</p>                         | <p>・ 書面の提出により取得する。<br/>・ 本人以外の者の同意は取得していない。</p>  | <p>・ 書面の提出により取得する。<br/>・ 本人以外の者の同意は取得していない。</p>   | <p>・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。<br/>・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。</p>  | <p>・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。</p>                                   |
| <p>プロセス及び手法</p>                      | <p>・ 本人が調査票に記入し、提出<br/>・ 本人への面接<br/>・ 公私の団体への照会<br/>・ 本人をよく知る者からの聴取</p>                          | <p>・ 本人が調査票に記入し、提出<br/>・ 本人への面接<br/>・ 公私の団体への照会<br/>・ 本人をよく知る者からの聴取</p>                                 | <p>・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出<br/>・ 本人及び配偶者それぞれへの面接(必要な場合)<br/>・ 公私の団体への照会<br/>・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取</p>               | <p>・ 本人が調査票に記入し、提出<br/>・ 公私の団体への照会<br/>・ 本人をよく知る者からの聴取</p>              |
| <p>結果の通知理由の通知</p>                    | <p>・ 本人に通知する。<br/>・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。</p>                       | <p>・ 本人に通知する。<br/>・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。</p>   | <p>・ 適性を認めない場合、本人に通知する。<br/>※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。</p> | <p>・ 本人に通知する。<br/>不明</p>  |

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

諸外国の秘密保全制度における主な罰則

| アメリカ (合衆国法典)   | イギリス (公務秘密法)   | ドイツ (刑法)   | フランス (刑法)   |
|--|--|--|---|
| <p>・米国の損害を与え、又は外国を利用する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい</p> <p>・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい</p> <p>【死刑、無期刑又は有期刑 (上限なし)】</p> <p>・米国の損害を与え、又は外国を利用することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい</p> <p>【10年 (再犯の場合は20年) 以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・米国の安全と利益を損ない、又は米国内に害をもたらし外国政府を利用する目的による、米国外国政府の暗号等の漏えい</p> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・国防情報の漏えい</p> <p>・米国外国政府の暗号等の漏えい</p> <p>・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい</p> <p>・行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保護に関する秘密情報の外国政府への漏えい</p> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> | <p>・国の治安・利益を損なう目的による、敵による情報の漏えい</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p> | <p>・ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密 (※1) の外国勢力への漏えい</p> <p>【1年以上の自由刑 (犯情の特に重い事案 (※2) では、無期又は5年以上の自由刑)】</p> <p>※1 「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に對して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に對して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。</p> <p>※2 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に對して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。</p> <p>・国家機密の漏えい</p> <p>【6月以上5年以下の自由刑 (犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑)】</p> <p>・公務員による秘密の漏えい</p> <p>【5年以下の自由刑又は罰金】</p> | <p>・国民の基本的利益 (※3) に関する情報の外国勢力への漏えい</p> <p>【15年以下の自由刑及び罰金】</p> <p>※3 「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。</p> <p>・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい</p> <p>【7年以下の自由刑及び罰金】</p> <p>・その他の者による国防上の秘密の漏えい</p> <p>【5年以下の自由刑及び罰金】</p> |
| <p>目的等による加重類型</p> <p>故意の漏えい</p>  | <p>網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えると考えられる秘密</p>                |  |   |

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えると考えられる秘密

|     | アメリカ (合衆国法典)  | イギリス (公務秘密法)  | ドイツ (刑法)  | フランス (刑法)   |
|-----|---|---|---|---|
| 過失犯 | <p>国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合</p> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> | <p>公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠</p> <p>【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> | <p>国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき</p> <p>【5年以下の自由刑又は罰金】</p> <p>公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき</p> <p>【3年以下の自由刑又は罰金】</p> <p>公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき</p> <p>【1年以下の自由刑又は罰金】</p> | <p>身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい</p> <p>【3年以下の自由刑及び罰金】</p> |

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

下線部：公務員等の身分要件

| 目的による加重類型   | 取得  |
|---|---|
| <p>戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録</p> <p>【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】</p> <p>米国内に損害を与え、又は外国を利用する意図を有する者による、国防に關連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得</p> <p>米国内に損害を与え、又は外国を利用する意図を有する者による、国防情報の取得</p> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>違法に取得された国防情報の取得又は受領</p> <p>安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領</p> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> | <p>国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得</p> <p>国の治安・利益を損なう目的による、禁正区域（※4）への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p> <p>※4 国が所有する軍事関連施設等</p> |
| <p>国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集</p> <p>【10年以下の自由刑及び罰金】</p>  | <p>国防上の秘密の取得</p> <p>国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立ち入り</p> <p>【5年以下の自由刑及び罰金】</p>   |

網掛部分：取得の手段を特定しているもの

補佐級説明会(11月4日)に対する再質問について

送信日時: 2011年12月1日 16:16

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 231201 刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する再~1.jtd (23 KB)

内調

様

大変お世話になっております。

警察庁の[REDACTED]です。

標記について、添付のとおりお送り致します。

お忙しいところ、大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

拝

内閣情報調査室担当官 殿

事 務 連 絡  
平成23年12月1日  
警 察 庁

補佐級説明会（11月4日）に対する再質問について  
みだしの件について、内閣情報調査室からの11月22日付け回答に対し、下記のとおり再質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

○ 再質問（1（2）について）

刑事裁判手続において、特別秘密の内容そのものが公判廷で明らかになる可能性が排除できなければ、当該特別秘密を所管する行政機関としては、当該特別秘密が秘匿を要するものであればあるほど、よって通常は漏えい行為等の違法性が高ければ高いほど、公判請求に消極的にならざるを得ず、本法制において「特別秘密の漏えい行為等に対する十分な抑止力を確保し、また、漏えい行為等を敢行した者に対してその罪責に応じた十分な刑罰を科し得るようにするため」（平成23年8月8日「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」19頁）重い法定刑を定めたところで、実際に十分な刑罰を科すことは事実上困難であると考えられるが、この点について内閣情報調査室の見解を問う。

## 特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

### 第1 骨子

#### 1 特別秘密の管理に関する措置

##### (1) 行政機関における特別秘密の指定

ア 行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項（検討中）であって、公になっていないもののうち、特に秘匿を要するものを特別秘密として指定するものとする。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間を定め、要件を欠くに至った場合には指定を解除するものとする。

ウ 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、当該他の行政機関の長の意見を聴かなければならない。

##### (2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 行政機関の長は、適性評価により適性を有すると認められた職員又は契約業者の職員（以下「職員等」という。）に特別秘密を取り扱わせるものとする。

イ 適性評価は、特別秘密を取り扱わせようとする職員等の同意を得て、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該職員等が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

ウ 行政機関の長は、調査を行うため必要があると認めるときは、当該職員等若しくはその関係者に質問し、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

#### 2 特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱うことを業務とする者又は業務により特別秘密を知得した行政機関の職員による故意又は過失による漏えい、欺罔等による特別秘密の取得行為並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

#### 3 その他所要の規定を整備する。

### 第2 留意事項

閣議決定希望時期は、平成24年3月上旬

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め



る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。以下同じ。）を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の

国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（指定の調整等）

第五条 行政機関の長は、他の行政機関から伝達を受け、又は他の行政機関に伝達した事項（以下この条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該共有事項に係る情報を保有する他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 行政機関の長は、共有事項を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を特定行政機関の長に通

知しなければならない。

3 警察庁長官は、都道府県警察から伝達を受け、又は都道府県警察に伝達した事項（次項において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

4 前二項の通知を受けた特定行政機関の長又は警察本部長は、その職員に当該通知に係る共有事項又は警察共有事項を特別秘密として取り扱わせるための措置として政令で定める措置を講じなければならない。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第十条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

（特別秘密の伝達を受けることができる場合）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

二 前号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関から特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

2 警察本部長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

二 特別秘密に係る犯罪捜査のため行政機関から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価(次項から第十一項までの規定により特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。)を評価することをいう。以下同じ。)により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

る場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた職員について、第一項の規定により特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第七項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の当該対象職員が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

5 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。



6 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

9 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。

- 一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
- 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

10 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。

11 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項から第三項まで及び同条第五項から第十項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち」とあるのは「契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が」と、同項、同条第四項から第六項まで及び同条第八項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項中「職員について、第一項の規定により」とあるのは「契約業者の役員又は職員について、契約業者が第十条第一項の規定により」と、「通知した日」とあるのは「行政機関の長が通知した日」と、同条第七項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第九項中「職員に対して」とあるのは「契約業者の役員又は職員に対して」と、同項第一号中「行政機関の長がその職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせない」とあるのは「当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たっ

て取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第十三条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

## (政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## (罰則)

第十五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以

下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条 第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑

を減輕し、又は免除する。

2 第十五条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
  - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの



様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの  
の製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研

## 究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(注) 右各号の情報に相当するような外国政府等の情報であつて、国際約束に基づき保護を必要とするものに係る号を追加することについて外務省が検討中。

## 論点集（目次）

### 1 総論

- 【論点1】秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について ----- 01  
【論点2】**立法府及び司法府を本法制の対象としないことについて** ----- 08

### 2 秘密の指定に関するもの

- 【論点3】指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について ----- 11

### 3 人的管理に関するもの

- 【論点4】適性評価制度の法制化について ----- 15  
【論点5】適性評価の対象外とする者について ----- 17  
【論点6】実施権者について ----- 21  
【論点7】特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係  
について ----- 23  
【論点8】調査事項について ----- 25  
【論点9】同意の取得について ----- 29  
【論点10】結果の通知について ----- 31  
【論点11】**適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組  
みを制度化しないことについて** ----- 33  
【論点12】適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止につ  
いて ----- 36  
【論点13】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について ----- 42  
【論点14】適性評価と法の下での平等との関係について ----- 45

### 4 罰則に関するもの

- 【論点15】刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について ----- 48  
【論点16】漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自  
由との関係について ----- 50

## 秘密保合法制の必要性及びその具体的内容について（案）

### 1 我が国における秘密保全に対する脅威と対策

#### (1) 外国情報機関等への情報漏えいの脅威

外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことにも鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

#### (2) インターネット上への情報漏えいの脅威

昨年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本事案は示している。また、ウィキリークスのような内部情報公開サイトは、誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴うはずのリスクや恐怖感を軽減し、新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなると考えられる。

その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

#### (3) 標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- ・ 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）
- ・ 攻撃対象の組織等が使用するITシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後はその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

ここ数ヶ月の間だけでも、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例

#### (4) 法制に関する検討・対策の必要性

上記のような脅威に対しては、職員の規範意識の醸成、情報管理に係る運用の改善などといった対策が考えられ、既に着手しているところであるが、昨今におけるこれらの脅威の大きさに鑑みると、考えられる対策をすべからず講じていくことが不可欠であり、法制に関する検討・対策を欠くことはできない状況となっている。

## 2 本法制による対応①－厳格な保全措置の対象とすべき秘密の分野の拡大

- (1) 上記1のような脅威に対しては、法制により秘密を厳格な管理下に置くと共に漏えい行為等の厳罰化を図り、保全措置を厳格にする必要があると考えられる。

しかしながら、現行法上、一般的な守秘義務を定めた国家公務員法等が存在することを前提に、防衛の分野においては自衛隊が保有する防衛秘密につきその漏えいに係る罰則を強化した自衛隊法等が存在するものの、それ以外の分野においては特段の手当てがなされていない。

- (2) そこで、本法制により、政府が保有する秘密のうち、防衛以外の分野における特に秘匿の必要性が高い秘密にまで保全措置の対象を拡大することが考えられるところ、国の利益及び国民の安全を確保するために政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は国の存立を守ることにあることに鑑みると、防衛に関する秘密のように、国の存立にとって重要な秘密を本法制の対象とすることが考えられる。

この点まず、国の存立のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の重大な利益の確保に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

次に、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等といった国の存立を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

- (3) 以上により、本法制においては、防衛に関する秘密に加え、外交に関する秘密、公共の安全と秩序の維持に関する秘密にまで厳格な保全措置の対象を拡大することとする。

なお、対象を限定かつ明確化するため、自衛隊法と同様、これらの秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙するとともに、高度の秘匿の必要性を要件とする指定秘制度を採るべきと考えられる。

## 3 本法制による対応②－適性評価制度の法制化

秘密の厳格な管理措置としては様々なものが考えられるが、諸外国で既に導入・運用されているように、秘密を取り扱わせようとする者について、一定の事項を調査して秘密を漏らすおそれの程度を評価することによりその適性を個別具体的に判断する適性評

価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入し、漏えいの可能性を低減させることが考えられる。

この点、我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報の取扱者に対する適性評価を実施している。しかし、この制度では、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の役員及び職員を対象としていないこと。
- ③ 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。

などの課題がある。

したがって、本法制においては、実効性をより高めるために、適性評価制度を法律上の制度として明確に位置付け、所要の規定を設けることとする。

#### 4 本法制による対応③－罰則の強化

- (1) 現行法上、国家公務員法等により秘密の漏えい行為について罰則が設けられているが、その法定刑の上限は、防衛秘密に係るものが自衛隊法により5年以下の懲役とされる以外、1年以下の懲役にとどまっており、その抑止力は十分とはいえない。

そこで、本法制の保護の対象となる秘密の漏えい行為に係る罰則について、少なくとも防衛秘密に係る罰則並みに法定刑を引き上げることとする。なお、懲役刑の上限を5年又は10年のいずれにするかについては、法務省刑事局との間で調整中である。

- (2) また、本法制は自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者であって、業務により防衛秘密を知得する者（以下、取扱業務者以外の業務者であって、業務により秘密を知得する者を「業務知得者」という。）による漏えい行為を処罰の対象としていない。

しかしながら、自衛隊法は、防衛省職員であれば防衛秘密の取扱業務者に該当することを前提に、防衛省・自衛隊を規律する法律として謙抑的に処罰対象を設定していると考えられるのに対し、本法制は、秘密保護のため国の行政機関全般を規律するものであり、処罰対象とすべき漏えい行為の主体は国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然であることから、業務知得者も含めた業務者全体を処罰対象とすることとする。

##### 【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

- (3) さらに、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていないが、これは自衛隊内部の規律を直接の目的とする法律として謙抑的に処罰対象を設定しているものと考えられる。

それに対し、秘密の保護そのものを目的としている本法制においては、業務者による漏えい行為を介さず直接秘密を取得する行為のひとつである標的型サイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっている現状も踏まえると、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為を処罰の対象とするべきである。

その上で、

- ① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合
- ② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）に限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確となり、国民の基本的人権との関係で懸念が生じることもないと考えられる。

したがって、本法制においては、特定取得行為を処罰対象とすることとする。

- (4) その他、故意の漏えい行為の未遂、共謀、教唆若しくは煽動又は過失による漏えい行為の処罰などについては、本法制が自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであることに鑑み、自衛隊法に準じた規定を設けることとする。



【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

| 事件名                         | 検挙年   | 事案概要   | 罪名・処分結果等                                      |
|-----------------------------|-------|--|---|
| ボガチョンコフ事件                   | 平成12年 | 在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの                                    | ○ 自衛隊法違反<br>(懲役10か月)<br>○ 懲戒免職                |
| シェルコノゴフ事件                   | 平成14年 | 在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長(元航空自衛官)に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの                            | ○ MDA秘密保護法違反<br>(起訴猶予処分)                      |
| 国防協会事件                      | 平成15年 | 在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員(元自衛官)が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの  | ○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪<br>(起訴猶予処分) |
| イージスシステムに係る情報漏えい事件          | 平成19年 | 海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの | ○ MDA秘密保護法違反<br>(2年6か月猶予4年)<br>○ 懲戒免職         |
| 内閣情報調査室職員による情報漏えい事件         | 平成20年 | 在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの                                   | ○ 国家公務員法違反<br>収賄<br>(起訴猶予処分)<br>○ 懲戒免職        |
| 尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案         | 平成22年 | 神戸海上保安部の海上保安官(巡視艇乗組員)が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの                  | ○ 国家公務員法違反<br>(起訴猶予処分)<br>○ 停職12か月<br>(辞職)    |
| 国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案 |       | 国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。                             |   |

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

|              |   |
|--------------|---|
| 平成 23 年 7 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計 886 名分の個人情報流出したおそれがある。</li> <li>・ 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。</li> <li>・ 防衛大臣（当時）を含む参議院議員 7 人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕込まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。</li> <li>・ 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。</li> </ul> |
| 平成 23 年 8 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三菱重工業の約 80 台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10 月 24 日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。</li> <li>・ 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕込まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。</li> </ul>  |
| 平成 23 年 9 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。</li> <li>・ 9 月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター 1 台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。</li> </ul>  |
| 平成 23 年 10 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。</li> <li>・ 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。</li> </ul>   |

### 【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

#### 1 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA秘密保護法）における区別

MDA秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

#### 2 自衛隊法における区別

- (1) 自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の2第3項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

- (2) 他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

## 立法府及び司法府を本法制の対象としないことについて（案）

### 1 問題の所在

本法制は、国の行政機関における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により国の行政機関を規律することをその本旨とするものである。

この点、立法府が国政調査権（憲法第62条）の行使として特別秘密の伝達を求めた場合、行政府はこれに応じるか否かを判断することとなるが<sup>1</sup>、これに応じた場合には、国会議員及び国会職員が特別秘密を知得することとなる。また、司法府については、例えば、民事訴訟における原告や刑事訴訟における被告人・弁護人が、特別秘密に係る訴訟で特別秘密についての証拠開示等を求めた場合、裁判所がその必要性を判断するため、国・検察官に対して特別秘密の提示を命じることがあり得るが<sup>2</sup>、このような場合には、裁判官や裁判所職員が特別秘密を知得することとなる。

そこで、立法府及び司法府を本法制の対象とし、国会議員、国会職員、裁判官及び裁判所職員についても厳格な管理義務や罰則で規律することとすべきかが問題となる。

### 2 検討

#### (1) 立法府について

憲法及び国会法には秘密会の規定があり、立法府が秘密情報を取り扱うことを想定していると考えられるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課せられていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法制の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わるこ

\*1 内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法第104条）。特別秘密はその漏えいが国家の存立に関わるものであるため、内閣等が報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる。

\*2 裁判所は、民事訴訟における文書提出命令の申立てや刑事訴訟における証拠開示に係る裁定請求に対する判断に際して必要があれば、当該文書等の所持者に対してその提示を命ずることができる（民事訴訟法第223条第6項・刑事訴訟法第316条の27第1項）。ただし、当該文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる。したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特別秘密に触れる機会は限定されると考えられる。なお、現在、情報公開訴訟においてインカメラ手続を採用するための情報公開法改正案が国会に提出されている。

とから、一義的には立法府における議論に委ねることが適当と考えられる”。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

## (2) 司法府について

ア 裁判所による証拠の提示命令等の規定が設けられており、裁判所が秘密を取り扱うことは想定されていると考えられるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法制の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が裁判官より少ないと考えられること”を考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

イ なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特別秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法制の適用の是非も論点となり得ると考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特別秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判官よりも特別秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法制の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる”。

\*3 国会議員であっても、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣及び大臣政務官が、行政機関の長又は幹部として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法制の対象となる。

\*4 提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

\*5 弁護士については、刑法で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第1項）、同罪は国の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対面として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付するなした場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の5第2項）。

(別紙)

○立法府及び司法府における守秘義務一覧

|     |       | 守秘義務       | 罰則 | 備考  |
|-----|-------|------------|----|---|
| 立法府 | 国会議員  | ×          | —  | 憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則では院内の懲罰規定が整備されている(同規則第236条)が、衆議院規則には同様の規定はない。  |
|     | 国会職員  | ○          | ×  |   |
|     |       | 国会職員法第19条  |    |   |
| 司法府 | 裁判官   | ○          | ×  | 裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手續が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。(平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁)。 |
|     | 裁判所職員 | ○          | ○  |   |
|     |       | 裁判所職員臨時措置法 |    |   |

## 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

### 1 指定権の所在及び指定の効果について

(1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。

- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
- ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
- ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
- ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

(2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。

次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。

さらに、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言い難い。

(3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。

この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられることから、④がより適切であると考えられる。

### 2 指定の調整について

(1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を採る必要が生じることになることから、指定に当たっては、行政機関相互で十分な調整を図る必要が生じる。

(2) 以下、具体的な事例に沿って、調整の在り方を検討する。



ア 機関Aから機関Bに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

(7) 仮に機関A又は機関Bが調整を図らないまま相互に無断で指定権を行使した場合、2つの観点から問題があると考えられる。第一に、指定の要件の充足性を的確に判断するためには、他の機関における当該情報の利用の状況や今後の利用の見込みを確認する必要があると考えられ、第二に、一方的に指定権を行使した場合、他の機関において当該情報を厳格な管理措置の下に置くための準備を整えることができないおそれがある。

以上の2つの観点（以下「要件判断等の観点」という。）を踏まえると、

○ 機関A（機関B）が指定権を行使する際には、機関B（機関A）の意見を聴くこと

をルール化する必要があると考えられる。

(イ) この点、機関Aは特別秘密指定の対象になり得る情報を自ら作成し、又は行政機関外から取得した行政機関（以下「1次機関」という。）であり、機関Bに当該情報を伝達することがなければ、当該情報の指定を独占的に行える立場にある機関である。したがって、機関Aが指定を不要と考えているのに機関Bによる指定が行われることを認めると、機関Aはそのような意に沿わない結果を回避しようとして、機関Bへの情報の伝達を控えるおそれがあり、その結果、政府部内の政策判断に悪影響が生じかねないとの考え方に立ち、1次機関である機関Aに機関Bとの関係で優先的地位が与えられるよう、

○ 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要

といったルールを定めることも考えられる。

しかしながら、当該情報の内容又は作成・取得の経緯によっては、機関Aよりも機関Bの方が当該情報を指定するか否かにつきより適切に判断できる場合も考えられ、そのような場合にまで機関Aに優先的地位を与える必要はないと考えられる<sup>\*1</sup>。また、協議により合意に至るまで指定権を行使できないとすると、可及的速やかに指定を行う観点からは必ずしも好ましくないし、機関Aへの意見聴取及びその意見の尊重を義務付けることにより機関Bにおける合理的な判断を期待できると考えられる<sup>\*2</sup>。

したがって、機関Aに優先的地位が与えられるようなルールを定める必要はないと考えられる。

イ 機関Aから機関B、機関Bから機関Cに伝達された情報を機関A、機関B又は機関Cが指定する場合

\*1 優先的地位を認め得る行政機関は当該情報の内容や伝達ルートに応じて様々であり、そのような行政機関を一義的に決定するルールを定めることは極めて困難である。

\*2 それでもなお機関Aが意に沿わない結果を特に回避したいと考える場合には、機関Bへの伝達の際に「機関Bにおいて特別秘密に指定しようとする場合にはあらかじめ機関Aと協議すること」を伝達の条件とすれば足りると考えられる。

機関A、機関B又は機関Cのいずれが指定権を行使する場合も、上記アで述べたところと同様、要件判断等の観点から他の機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる<sup>3</sup>。

さらに、情報の伝達が控えられて政府部内の政策判断に悪影響が生じることのないよう、例えば、

○ 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要

○ 機関Cが指定権を行使する際には、機関A及び機関Bへの意見聴取のみならず、機関A及び機関Bへの協議又は機関Aへの協議まで必要

といった、機関Aや機関Bに優先的地位を与えるルールを定めることも検討し得るが、上記アで述べたところと同様の理由により、そのようなルールは必要ないと考えられる。

ウ 機関Aから機関B及び機関Cに伝達された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

この場合でも、上記イの場合と同様、機関A又は機関Bのいずれが指定権を行使する場合も、要件判断等の観点から他の機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる<sup>4</sup>。また、1次機関たる機関Aに優先的地位を与えるルールを定める必要がないことは、上記アで述べたところと同様である<sup>5</sup>。

(3) 以上の検討から、

○ 行政機関が指定権を行使しようとするときは、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴き、その意見を尊重すること

が指定の調整に必要なルールであると考えられる。

なお、意見聴取の結果、ある行政機関が指定権を行使した時には、指定の効果が他の行政機関に及ぶことを制度の前提としていることから、指定権を行使した旨を他の行政機関に通知する必要があると考えられる。そして、指定権を行使した行政機関の内部にあっては、指定に係る事項を記録する文書等への標記又は当該事項を取り扱う者への通知により指定の効力が発生するのに対し、他の共有行政機関に対しては、この指定権を行使した旨の通知により指定の効力が及ぶものと考えられる。

3 特別秘密の共有が生じるその他の場合について

複数の行政機関間での特別秘密の共有が生じる場合としては、上記のとおり情報が伝

\*3 機関Cが指定権を行使する場合、機関Cにおいて機関Aが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Bが機関Cに対し、機関Aから当該情報の伝達を受けたことを教示すべきと考えられる。

\*4 機関Bが指定権を行使する場合、機関Bにおいて機関Cが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、その場合、機関Aが機関Bに対し、機関Cに当該情報を伝達したことを教示すべきと考えられる。

\*5 機関Bと機関Cは共に2次機関であって両者の間に優劣的關係を認めることは困難である。

達された後に指定権が行使されるケースのほか、指定権が行使された後に特別秘密が伝達されるケースが考えられる。本法制施行時には前者のケースが数多く生じることが予想されるが、施行後はむしろ後者のケースが一般的になると考えられる。

この点、自衛隊法においては、指定後に防衛秘密が伝達される場合の規定として、防衛省以外の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせることができる旨の規定が置かれている（自衛隊法第96条の2第3項）のみであるが、この規定による場合に加え、秘密にすることによって守られるべき公益と、伝達によって得られるべき公益とを比較衡量することにより伝達が許容される場合<sup>\*6</sup>があると解されている。

本法制においては、特別秘密の伝達により共有が生じる場合を明確にするため、自衛隊法と同様に他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせることができる旨の規定を置いた上で、特別秘密の伝達を受けることができる場合が取扱いの業務を行うために伝達を受ける場合と比較衡量により伝達を受ける場合に限られる旨の規定を設けることとしたい。なお、本法制において他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせることができる旨の規定を置くに際しては、自らの指定に係らない特別秘密の取扱いの業務を他の行政機関の職員に行わせることが想定されるので、指定を行った行政機関の長の意向を尊重する観点から、当該行政機関の長にあらかじめ協議しなければならない旨の規定を併せて置くこととしたい。

\*6 例えば、漏えい事件の捜査を行う捜査機関が伝達を受ける場合、会計検査院が検査のために伝達を受ける場合などが考えられる。

## 適性評価制度の法制化について（案）

### 1 適性評価制度とは

特別秘密を保護するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底することが重要である。具体的には、特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること、真に必要な者に限って取り扱わせること、管理責任を明確化すること及び特別秘密を取り扱う者の保護意識を高めることが必要である。

このうち、「特別秘密を取り扱わせる適性を有すると認められた者に取り扱わせること」により、特別秘密を漏らすおそれがあると認められる者をその取扱者からあらかじめ除外し、漏えいの可能性を低減しようとする仕組みが適性評価制度である。

具体的には、秘密情報を取り扱わせようとする者（以下「対象役職員」という。）について、特別秘密を漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、自発的に特別秘密を漏らすおそれ、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ及び意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれがある者であるかどうかについて評価することにより秘密情報を取り扱う適性を有するかを個別具体的に判断する制度である。

### 2 諸外国における適性評価制度

このような制度は、米、英、独、仏等の諸外国において、国にとって重大な秘密情報を保護する制度の一部として既に導入・運用されており、その共通点としては

- ① 法令等により制度が根拠付けられていること。
  - ② 原則として秘密の取扱者全てを対象としており、その中には国の行政機関から事業の委託を受ける民間事業者等の役員及び職員も含んでいること。
  - ③ 実施に当たっては本人の同意を得て本人から調査票等により情報を収集することとし、情報の収集・裏付けのために公私の団体に対して犯罪経歴、渡航履歴等の照会を行っていること。
  - ④ 各行政機関の長が実施していること。
  - ⑤ 評価の結果を本人に通知するとともに、定期的に改めて評価を行っていること。
- 等を挙げるができる。

### 3 我が国における適性評価制度の法制化の必要性

我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報（特別管理秘密）の取扱者に対して適性の評価を実施している。しかし、この制度では、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の役員及び職員を対象としていないこと。
- ③ 適性評価の実施権者（適性を有しているかどうかを認める権限がある者をいう。）が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象職員から正確で必

要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。  
等の課題がある。

したがって、適性評価制度を本法制の中で明確に位置付け、所要の規定を設けること  
が、特別秘密の保護の実効性を高める観点から必要であると考えられる。

## 適性評価の対象外とする者について（案）

### 趣旨

本法に基づき保護しようとしている特別秘密が国の存立にとって重要な秘密情報であることを踏まえると、漏えいの防止を徹底するためには特別秘密を取り扱う者全てを対象にして適性評価を実施することが望ましい。

しかし、適性評価は漏えいの可能性を低減させるための手段の一つであり、これをもって漏えいを根絶できるものではないことや、特別秘密を漏らした場合には罰則を適用する点は、適性評価の実施の有無にかかわらず同じであることに鑑みると、個別の官職の任命の方法、職務の特性その他の事情を踏まえ、適性評価の有効性と憲法上の要請その他の要素とを比較衡量の上、適性評価の対象とすることが適当かどうかを判断することが考えられる。

以下、この考え方にに基づき、適性評価の対象とすることが適当ではないと考えられる職を具体的に検討する。

### 1 内閣総理大臣その他の国务大臣

内閣総理大臣は、国民が選挙によって選出した議員によって構成される国会の議決により、行政権の行使について責任を有する内閣の首長として指名される（憲法第66条第1項及び第3項並びに第67条第1項）。当該手続により内閣総理大臣の職に就いた者がその職責を果たそうとするときに、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこともあり得るとすることは、内閣総理大臣が民主的な過程を経て与えられた内閣により行政権を行使する権限を制約するものであり、適当とはいえない。

次に、国务大臣は、内閣総理大臣により任命され（憲法第68条第1項）、内閣総理大臣と共に内閣を組織して、行政権の行使について連帯して責任を負うこととされている（憲法第66条第1項及び第3項）。国务大臣は、内閣の構成員であるとともに各省の大臣でもあることが通例であり<sup>\*1</sup>、内閣総理大臣は内閣の首長として、行政各部を指揮監督するという自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた国务大臣を任命することとなる。ここで、任命した国务大臣が、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこととなれば、当該国务大臣はその職務の一部を行うことができなくなるため、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職務を十全に果たせなくなることもあり得ることとなる。これは、内閣総理大臣に国务大臣を任命し、内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することにもなりかねないことから、適当とはいえない。

これらのことから、内閣総理大臣その他の国务大臣を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

\*1 「憲法 第4版」（芦部信喜、高橋和之補訂・岩波書店）309頁



## 2 内閣総理大臣その他の国务大臣以外の職で対象外とするもの

内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国务大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる職にある者についても適性評価の対象としないことが適当と考えられる。具体的には、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職にある者が該当すると考えられる。

### (1) 内閣官房副長官

内閣官房副長官は、国务大臣である内閣官房長官の職務を助け、内閣官房長官の命を受けて内閣官房の事務をつかさどり（内閣法第14条第3項）、内閣官房長官の命を受け内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画し（内閣府設置法第8条第2項）、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合にその職務を代行する（内閣法第14条第3項）職である。このように内閣官房副長官は、内閣官房等の行政事務の遂行に当たって内閣官房長官の判断を直接補佐する職であり、内閣官房等において、内閣官房長官に準ずる責任を有すると同時に内閣官房長官及び内閣との一体性が求められる職である。

こうした立場にある内閣官房副長官は、内閣総理大臣が任命することとされているところ、これは内閣官房長官の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として行政権の行使に係る職責を十全に果たすために内閣官房等を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、内閣官房副長官の職務の一部が行えなくなることがあり得ることとするのは内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、内閣官房副長官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

### (2) 副大臣及び大臣政務官

副大臣は大臣の命を受けて政策及び企画をつかさどり、政務を処理し（国家行政組織法第16条第3項及び内閣府設置法第13条第2項）並びに大臣の命を受けて大臣不在の場合に職務を代行する（国家行政組織法第16条第3項）職である。また、大臣政務官は大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する（国家行政組織法第17条第3項及び内閣府設置法第14条第2項）職である。いずれも、各省が分担管理している行政事務の遂行に当たって大臣の判断を直接補佐する職であり、各府省において大臣に準ずる責任を有すると同時に大臣及び内閣との一体性が求められる職である。

また、副大臣及び大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行うこととされており（国家行政組織法第16条第5項及び第17条第5項並びに内閣府設置法第13条第4項及び第14条第4項）、一体性を保つべき相手方である内閣が総辞職した場合には、免職を待たずに失職することとされている（国家行政組織法第16条第6項及び第17条第6項並びに内閣府設置法第13条第5項及び第14条第5項）ところ、これは各省大臣の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として行政権の行使



に係る職責を十全に果たすために行政各部を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、副大臣及び大臣政務官がその職務の一部が行えなくなることがあり得ることとするのは、内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、副大臣及び大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

【以下検討中】

なお、適性評価の対象とすることが適当でない職の範囲が「任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職」に限られることを法律上明らかにしつつ、特別秘密の取扱いの状況を熟知し、また、その保護について最終的に責任を負うこととなる行政府の専門技術的な判断に委ねることが合理的であることから、個別の職名は政令で規定することとする。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

② （略）

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名・衆議院の優越〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② （略）

〔国务大臣の任命・罷免〕

第六十八条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② （略）

○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十四条 （略）

2 （略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

○内閣府設置法（平成13年法律第89号）（抄）

（内閣官房長官及び内閣官房副長官）

第八条 （略）

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

(副大臣)

第十三条 (略)

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)をつかさどり、政務(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 (略)

4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十四条 (略)

2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)に参画し、政務(大臣委員会等の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 (略)

4 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。

○国家行政組織法(昭和23年法律第120号)(抄)

(副大臣)

第十六条 (略)

2 (略)

3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4 (略)

5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十七条 (略)

2 (略)

3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 (略)

5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。

6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

## 実施権者について（案）

### 1 基本的な考え方

国の存立にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者（対象役職員が特別秘密を取り扱う適性を有しているかどうかを判断する者をいう。）は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要がある。

### 2 特別秘密を取り扱う機関ごとの実施権者

このような考え方に基づいて、以下、特別秘密を取り扱う機関ごとに実施権者を検討する<sup>\*1</sup>。

#### (1) 国の行政機関

国の行政機関は、法令の定める任務及び所掌事務について各行政機関ごとに業務を処理していることを踏まえ、国の行政機関の職員についての適性評価は、それぞれの行政機関の長をその実施権者としてすることとする。

また、その行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用（転任、採用を含む。）されることが見込まれる場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱わせる必要性が実務に照らして具体的かつ恒常的に認められることから、任用前においても適性評価を行えることとするが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる行政機関の長をその実施権者としてすることとする。

#### (2) 都道府県警察

警察事務は、本来、住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つものであり、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与している。こうした警察事務の性格と我が国の現行警察制度を併せ考え、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監・道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を実施権者としてすることとする。

また、その都道府県警察の職員でない者であっても、当該都道府県警察に任用（転任、採用を含む。）されることが見込まれる場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱わせる必要性が実務に照らして具体的かつ恒常的に認められることから、任用前においても適性評価を行えることとするが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる都道府県警察の警察本部長がその実施権者としてすることとする。

#### (3) 契約業者

契約業者は、国の行政機関から事業委託を受けることで特別秘密を取り扱うことと

\*1 (1)及び(2)によると、行政機関の長や警察本部長の適性評価は自らが実施することとなることから適性評価の適正性が論点となり得るところ、そもそも適性評価を実施することが適当かどうかを含め、これらの職を占める者の適性評価の在り方については引き続き検討中である。

なるため、契約業者の役職員の適性評価は、事業を委託した行政機関の長を実施権者とする事とする。

なお、国の行政機関及び都道府県警察の場合と異なり、契約業者に役員として選任され、又は職員として雇用されることが見込まれる者については、選任又は雇用前に適性評価を行わない事とする。これは、契約業者は国の行政機関との契約関係にある限りにおいて特別秘密を取り扱うに過ぎず、恒常的な必要性が認められないことや、民間部門の採用慣行は多様であることに鑑み、選任又は雇用前の適性評価がいたずらに身辺調査代わりに行われることがないようにする必要があること等によるものである。

### 3 他の機関の長が指定した特別秘密を取り扱わせる場合

国の行政機関又は都道府県警察（以下「行政機関等」という。）の長がその職員に取り扱わせる事とする特別秘密は、国の行政機関にあってはその中に他の国の行政機関の長が指定したものも含まれることがあり、また都道府県警察にあってはいずれかの国の行政機関が指定したものである。

いずれの場合であっても、当該行政機関等が、その任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱う必要性が生じるものであることから、特別秘密の保護のための必要な措置は、任務及び所掌事務の遂行に伴う事務として、当該行政機関等の長の責任において講ずるべきと考えられる。

このため、本法においては、特別秘密の指定権者を問わず、職員の適性評価の実施権者は当該行政機関等の長とする事とする。

## 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について(案)

### 1 趣旨

特別秘密を取り扱う者がこれを漏らす背景・理由を踏まえると、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれは、以下の3つに分類することができると考えられる。

- ・ 取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

以下、漏えいのおそれの分類ごとに、このおそれと結び付き又はこのおそれを示唆するために、取扱者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価を行う上で有効な判断材料を提供すると考えられるものとして調査すべき事項について、具体的に考察する。

### 2 漏えいのおそれと調査事項の関係

#### (1) 「取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ」について

特別秘密を漏らすことを是認する信条を有することや漏らすことにより利益を得ようとするのが、行動又は状況に具現している者は、自発的に漏らすおそれがあると評価し得ることから、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要があると考えられる。

具体的には、暴力的な手段によって我が国政府を転覆する活動に関与している状況、我が国よりも外国における自己の利益を有し又は外国に忠誠心等の特別な感情を抱いている状況、情報漏えいを企図する外国情報機関等からその唆しを受け感化されている状況、経済的に追い詰められている状況等にある者が該当すると考えられることから、学歴・職歴、特定有害活動<sup>\*1</sup>との関係、国外との関連するを有する事情、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが有効と考えられる。

#### (2) 「取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ」について

取扱者に特別秘密の取扱者に自発的に漏らす事情がなくとも、情報漏えいを企図する外国情報機関等が、取扱者にとって他人に知られたくない事情に付け込み、あるいは取扱者の特に国外における経済的な利益を脅かして取扱者の意思を抑圧することで、特別秘密を漏らさせることが考えられる。したがって、意思を抑圧されているこ

\*1 この法制においては以下の活動を「特定有害活動」と定義することとしている。

①テロリズムを行う活動

②外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの。

1) 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動  
2) 国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

とつながる、いわば「弱み」を有している者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的に何が弱みとなり得るかは人により異なり、一様ではないが、職歴、犯罪及び懲戒の経歴、国外との関連を有する事情、信用状態その他の経済的な状況といった事項の中に弱みとなり得る情報があると考えられることから、これらの事項を調査することが有効と考えられる。

(3) 「取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ」について

特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特別秘密を取り扱わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねないため、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的には、日頃から規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できないこと又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当することから、犯罪及び懲戒の経歴、信用状態その他の経済的な状況、精神疾患、薬物の濫用・影響、飲酒についての節度、情報の取扱いに係る非違といった事項を調査することが有効と考えられる。

## 調査事項について（案）

適性評価において調査することとする事項が、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する上で有効な判断材料を提供し、参考となると考えられる理由を以下の漏らすおそれの分類に照らして事項ごとに考察する。

- ・ 対象役職員が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

### 1 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動」とは、テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。）を行う活動や外国の利益を図る目的で行われる活動であって、我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得するものや国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。そして、「特定有害活動との関係」とは、これらの活動を自ら行ったり、これらの活動を行う団体や個人を支援したりすること等を意味するが、特定有害活動との関係を有する者にとっては、特別秘密を取得することが目的の実現に寄与するため、これらの活動と関係を有する者には自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員にこうした活動との関係がないか調査する必要がある。

### 2 経済的な状況に関する事項（3及び4(2)に係るものを除く。）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に評価し得ると考えられる。

また、頻繁に借入れを行っていることについて他人に知られることを恐れている者には、情報漏えいを企図する外国情報機関等にそうした心情に付け込まれることにより意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

さらに、漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。



したがって、経済的な事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

### 3 法令の遵守の状況に関する事項

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒、規制薬物等の濫用といった経歴があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、何らかの個人的な事情により他人に知られることを恐れている犯罪や懲戒の経歴がある者には、情報漏えいを企図する外国情報機関等にそうした経歴に付け込まれ、意思を抑圧されることで、特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の法令の遵守の状況を通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

### 4 その他特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項

1から3までの事項以外にも、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれに関し参考となるべき事項について、漏らすおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。こうした事項の例としては、以下のものが考えられる。

#### (1) 学歴及び職歴に関すること

本人の学歴及び職歴に関する情報の中には、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれや、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得る行動又は状況と結び付き又はこれを示唆するものがあると考えられる。

例えば、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けたことがあること、外国と関係が深い企業で勤務したことがあることは、当該外国への特別の感情を抱いているかもしれないことを、それぞれ示唆し得ると考えられる。特に、外国での従軍歴及び外国政府での勤務歴は当該外国への忠誠心を抱いているかもしれないことを、我が国の立場と一致しない外国政府の動向に対して著しく強い共感を表明していることは日本よりも当該外国の利益を優先するかもしれないことを、それぞれ示唆し得ると考えられる。

このため、こうした当該外国の情報機関等から特別秘密を漏らすよう働きかけを受け、感化されやすい環境にあったという事情を有している者については、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれと結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

このほか、何らかの個人的な事情により、他人に知られることを恐れている職歴がある者には、情報漏えいを企図する外国情報機関等に、そうした職歴に付け込まれ、

意思を抑圧されることで特別秘密を漏えいするおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、学歴及び職歴に関することを通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

**(2) 国外に保有する資産、国外への渡航、外国人との交際その他の国外との関連を有する事情に関すること（1に係るものを除く。）**

国外との関係に係る情報の中には、我が国の利益よりも外国の利益を優先して特別秘密を自発的に漏らすおそれや、意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得る行動その他の状況と結び付き又はこれを示唆するものがあると考えられる。

例えば、対象役職員本人が外国籍の者又は日本への帰化歴を有する者であること、配偶者や家族、同居人<sup>\*1</sup>といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいること、外国での居住や特定の外国への頻繁な渡航の歴があること、外国政府機関から給付・援助を受けたことがあること、本人や配偶者が外国人と頻繁に接触し、又はしていたことは、当該外国への特別の感情を抱いているかもしれないことをそれぞれ示唆し得ると考えられる。

このため、こうした当該外国の情報機関等から特別秘密を漏らすよう働きかけを受け、感化されやすい環境にあったという事情を有している者については、我が国の利益よりも外国の利益を優先して自発的に特別秘密を漏らすおそれと結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

また、特定の外国政府との取引並びに外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、情報漏えいを企図する外国情報機関等がそうした利益を脅かし、特別秘密を漏らすことを迫る標的になりやすいと考えられることから、こうした経済的な利害関係を有する者には、意思を抑圧されることで特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、国外との関連を有する事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

**(3) 情報の取扱いに関する非違に関すること**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、対象役職員の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、対象役職員の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、

\*1 特に配偶者と同程度に経済的、精神的に密接な関係にある者を想定している。

又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がないにもかかわらず特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の情報の取扱いに関する非違について調査する必要がある。

**(4) 薬物の影響に関すること**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、医師の処方に従った薬物の適切な服用であったとしても、眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合は、それにより、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことを示唆していることから、このような薬物の影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、薬物の影響を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

**(5) 精神作用物質による急性中毒又はその依存症その他の精神疾患に関すること**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実は、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれとして評価し得ると考えられる。

したがって、精神疾患の状態を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

**(6) 飲酒についての節度に関すること**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、対象役職員の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、飲酒についての節度を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

## 同意の取得について（案）

### 1 適性評価の実施に係る対象役職員の同意

適性評価の実効性を確保するために実施権者が取得する必要がある対象役職員に関する個人情報、人事管理のために通常保有しているものに限らず、本人の信用状態その他の経済状況や精神疾患に関することといったプライバシーに深く関わるものもある。

この点、個人情報の取得については、適正な方法によればよく、対象役職員本人の明示的な同意を得なければ個人情報を取得できないというものではない。

しかし、対象役職員本人の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長、警察本部長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として対象役職員本人が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑みると、対象役職員の個人情報の保護に配慮し、及び対象役職員の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を対象役職員の明示的な同意に係らしめることが適当と考えられる。

### 2 同意を取得するに当たって告知する事項

#### (1) 評価のために調査する事項

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有為なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（対象役職員本人が提供するもの及び関係者への質問や公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象役職員が認識した上で同意がなされる必要がある。

このため、実施権者は対象役職員に対しその旨を告知する必要がある。

#### (2) 関係者への質問・公私の団体への照会

照会権限を法定することにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項及び個人情報保護法（平成15年法律第57号）第23条第1項の規定に基づき対象役職員の個人情報を取得することは法制上可能であると考えられる。

しかし、対象役職員が認識していないまま実施権者が関係者に質問し、又は公私の団体に照会して個人情報を取得することがないような仕組みが法制上担保されていない場合は、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがある。

このため、実施権者は対象役職員に対し、必要があると認めるときに質問や照会をすることがある旨を告知する必要がある。

### 3 同意が得られない場合の措置

適性評価を実施することについて対象役職員の同意が得られない場合には、適性を有すると判断することができないことから、特別秘密を取り扱わせないこととなる。

**【参照条文】**

**○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）**

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2～5 （略）

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 （略）

2～5 （略）

**○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）**

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 （略）

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 （略）

3・4 （略）



## 結果の通知について（案）

### 1 趣旨

適性評価の結果として通知する内容は、適性を有すると認められたかどうかの判断及び適性を有すると認めなかった場合の理由の2項目が考えられる。以下、それぞれの項目について、通知の是非を検討する。

### 2 適性を有すると認められたかどうかの判断の通知

適性評価制度が、行政機関の長、警察本部長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、対象役職員本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて対象役職員の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、取得した個人情報に基づき実施権者が所与の目的を達成したことを対象役職員との関係において外形的に明らかにするとともに、実施権者が対象役職員の適性についてどのような判断を行ったのかを対象役職員本人が知ることができる仕組みを整備することは、本制度を円滑に運営するために必要な対象役職員の理解を得るために当然に必要と考えられる。

### 3 適性を有しないと認められた場合の理由の通知

#### (1) 理由の通知が当然に必要でないこと

適性を有するかどうかの判断は、対象役職員の権利・義務の変動を伴う行為ではないため処分に該当しないと考えられ、また、実施権者である行政機関の長や警察本部長の裁量にゆだねられていることから、適性を有すると認めなかった場合に理由を対象役職員に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

#### (2) 通知することのメリット

(1)を踏まえた上で、仮に適性を有しないと認めたと結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、対象役職員には、例えば実施権者の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかと、法令に規定する調査事項に関係しない事項まで考慮して判断したのではないかとといった疑問を確認することができないことになる。こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する対象役職員の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットもあると考えられる。

これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、対象役職員に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとする。

#### (3) 通知に当たっての留意点

(2)の一方で、例えば、適性を有しないと認められた理由の通知は、それが具体的である場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価の実効性の確保の妨げとなることが考えられる。

また、適性評価制度においては、実施権者が対象役職員の知人その他の関係者に質問したり公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあり、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

(4) 通知する内容のあり方

(3)の留意点に加え、適性を有しないと認める理由は個別具体の事案によって異なるため、通知すべき内容のあり方を定型的に示すことは困難であると考えられる。

(5) 通知を希望しない者への非通知

結果の通知を希望した者のうち、適性を有しないと認められた場合に、その理由の通知を希望しない者については、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

#### 4 契約業者への通知

適性評価制度が対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報を用いる制度であることに鑑みると、契約業者に結果として通知すべき内容は必要最小限度のものとするのが適当と考えられる。

こうした考えに基づくと、契約業者はその役職員のうち適性を有している者を把握していなければ誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないことから、行政機関の長は、適性を有していると認められたかどうかについては契約業者に通知する必要がある。

一方、適性を有しないと認めた理由については、契約業者が把握する必要性がないことから、行政機関の長がその理由を契約業者に通知することは不相当と考えられる。



適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて（案）

1 行政機関の行為としての適性評価の性格

適性を有しないと認められた者がその結果に不満を抱いた場合に、これに対応する仕組みをこの法制に設ける必要があるかを検討するに当たっては、まず、行政不服審査法の不服申立て及び行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象となるのかを確認する必要がある。すなわち、適性評価が「処分その他公権力の行使」に該当するかどうか、換言すれば、直接国民の権利・義務を形成し、又はその範囲を確定するものかを検証することとする。

2 適性評価の処分性の有無

適性評価は、行政機関の長又は警察本部長が特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の者について、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該者の特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する制度である。

この点、適性を有すると認められたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない。

このように、適性評価の結果によって対象役職員の権利義務が変動することはないため、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられることから、適性を有しないと認める行政機関の長又は警察本部長の行為は、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないと考えられる。

3 不満に対応する独自の仕組みの必要性の有無

前述のとおり、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当せず、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。これを踏まえ、次に、不満に対応する独自の仕組みを設ける必要があるかどうかを検討する。

この点、本法制では適性評価の実施に同意しないこと又は適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから、適性評価の結果が明らかになった時点で直ちに結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないと考えられる。

また、本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断することが必要だと考えられるところ、

仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられる。

したがって、適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する独自の仕組みを設ける必要性は大きくないと考えられるため、当該仕組みは設けないこととする。

#### 4 適性を有しないと認められた場合の当該職員の取扱い

特別秘密を取り扱う行政機関等の職員について適性を有しないと認めた場合には、本法の法的効果として、行政機関等の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないことが求められる。そしてそのことによりその職務の遂行に支障が生じるときは、一般的には適切な時期に、行政機関等の長が当該職員を特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった取扱いをすることが考えられる。

しかし、当該職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした取扱いを行うことが困難である場合もある。この場合の措置としては、以下の3点が考えられる。

##### (1) 職務の代行

適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名することが考えられる。

##### (2) 本人の申出に基づく辞任等

特別秘密を取り扱えないことによる職務遂行への支障が著しいことが見込まれる場合には、当該高位の職を占める者は辞任するか、任命権者に申し出ることで任命権者が当該職員を特別秘密を取り扱わない他の職に降任させることが考えられる。

##### (3) その他

通常は、(1)の代行者の指名若しくは(2)の辞任又は降任により対応すると想定されるが、仮にこのようなことが行われない場合には、特別秘密を取り扱えなくなることが、職務の遂行に当たり能力を発揮し又は業績を挙げる上での制約となった事態を反映した人事評価に基づいて、任命権者が当該高位の職を占める者を特別秘密を取り扱わない職に降任させることが考えられる。

この場合、降任は不利益な取扱いではあるが、国家公務員法に規定する人事評価に基づく取扱いであって適性評価の結果を直接の理由とするものではないため、本法に規定する不利益取扱いの禁止との関係で問題は生じないと考えられる。

また、降任は、国家公務員法第89条第1項において著しく不利な処分の一つとされているところ、この処分に不服があるときは、人事院に対する行政不服審査法に基づく不服申立てをするという国家公務員法第90条第1項のスキームにより救済を求めることとなると考えられる。

#### 【参照条文】

##### ○職務代行者の指名に関する訓令（平成8年警察庁訓令第2号）（抄）

- 1 警察庁長官は、警察庁に置かれる職を占める者に事故あるとき又はこれが欠けたときその他必要があると認めるときは、その職務を代行すべき者を指名することができる。

2 前項の規定により指名された者は、警察庁長官の命ずるところにより、当該職務を代行する。

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付）

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休職し、免職し、その他これに対しいぢるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行わうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

2・3 （略）

（不服申立て）

第九十条 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事院に対してのみ行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができる。

2・3 （略）

## 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）

### 1. 趣旨

適性評価制度は、特別秘密を漏らすおそれがある者をその取扱者からあらかじめ除外することにより、漏えいの可能性を低減することを目的とした制度である。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、その役職員の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

逆に、例えば、対象職員が適性評価を実施することに同意しなかった場合に指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合に当該対象職員を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりといった適性評価の目的以外の場面でこれを斟酌する余地があれば、対象職員が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、その職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象職員に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

また、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象職員が適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報情報を漏れなく、正確に提供することをためらうことで、実施権者が、対象職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを適正に評価できず、制度の実効性が損なわれる事態につながることも考えられる。

このため、適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が対象職員に不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

### 2 契約業者の職員

ここで、契約業者の職員についてみると、解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成22年法律第49号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準として抽象的であり、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いが当該場合に該当するのかが必ずしも明確ではないとの指摘もあり得るところである。また、専ら雑務に従事させ就業環境を害するといった事実上の不利益な取扱いを制限する法的根拠が存在しないこととなることから、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止行為として違法である旨を明確化する必要がある。

なお、役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法制に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

### 3 行政機関等の職員

一方、行政機関の職員のうち一般職の職員については国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法（昭和29年法律第165号）の適用があり、また、都道府県警察の職員については国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があるが、一般職の国家公務員については、国家公務員法の規定により、

- (1) 職員の任用は能力の実証に基づいて行わなければならないこと（第33条第1項）。
- (2) 職員の免職は、法律に定める事由<sup>1</sup>に基づいて行わなければならないこと（第33条第2項）。
- (3) 職員は、法律又は人事院規則に定める事由<sup>2</sup>による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはないこと（第75条）。

から、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。自衛隊の隊員、都道府県警察の職員も同様である。

このため、一般職の国家公務員等（一般職の国家公務員、自衛隊法第2条第5項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。）については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いをすることが禁止行為として違法である旨を明確化する必要性が必ずしも高くはないものの、その趣旨を明文化しないことにより前述の契約業者の職員との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。

この場合において、一般職の国家公務員等に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上は「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱い<sup>3</sup>について権限を有する者」を、不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象とすることとする。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、任用方法についてその職務の特殊性を踏まえ、自由な任免が適当と考えられていることから、

\*1 具体的には国家公務員法第78条（本人の意に反する降任及び免職の場合）が該当するとされている。

\*2 降任・休職・免職の事由を定めた法律の規定は、国家公務員法第78条（降任・免職）、同法第79条（休職）が該当する。また、人事院規則では、休職の事由を規定しており、具体的には①学校、研究所等の公共的施設において、職員の職務と関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合、②災害により生死不明・所在不明となった場合等を規定している。（人事院規則11-3第3条）

\*3 身分取扱い：国、公共団体その他の団体に勤務する職員その他の一定の身分、地位を有する者についての任免、分限、懲戒、服務その他その身上一般に関する取扱いを総括して表現する用語である。（法令用語辞典）

不利益取扱いの保護の対象とすべきかどうかの議論になじまないと考えられる。

**【参照条文】**

**○労働契約法（平成22年法律第49号）（抄）**

（懲戒）

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

**○会社法（平成17年法律第86号）（抄）**

（解任）

第三百三十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 （略）

（取締役の報酬等）

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 （略）

**○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）**

（任免の根本基準）

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

② 職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。

③ （略）

（身分保障）

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合にいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。



- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性<sup>1</sup>を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合  
(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

#### ○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基づき選考によることを妨げない。

2 （略）

（隊員の昇任）

第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基き選考又は試験によるものとする。

2 （略）

（身分保障）

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性<sup>2</sup>を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場

\*1 地方公務員法第28条に基づく分限処分と任命権者の裁量権について争われた事件において、「その職に必要な適格性を欠く場合」の意義について、最高裁は、「当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障が生じる高度の蓋然性が認められる場合」との解釈を示しているところ（最判昭和48年9月14日）、国家公務員法第78条第3号の規定についても同様に解されている。

国家公務員法における適格性を欠くと認められた具体例としては、災害によらず相当期間行方をくらました場合、回復して服務上の規律に違反する行為をとった場合がある。

（「逐条国家公務員法」（鹿兒島重治、森園幸男、北村勇編・学陽書房）612頁）

\*2 自衛隊法第42条第3号の「適格性」の趣旨は、国家公務員法第78条第3号の「適格性」と同様であると解されている（参議院内閣委員会議事録：昭和29年5月14日：政府委員説明）。



合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

#### ○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（任用の根本基準）

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

（分限及び懲戒の基準）

第二十七条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める理由でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休職等）

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3・4 （略）

#### ○公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（抄）

（一般職の国家公務員に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国家職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一

号)の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがなされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

**【判例】**

**(解雇以外の不利益な取扱いに関するもの)**

労働者が自宅待機命令に反して工場内への入構を強行し、警士を負傷させたこと等を理由とする懲戒解雇が有効かが争われた事件において、最高裁は、「使用者の懲戒権の行使は、当該具体的事情の下において、それが客観的に合理的理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合に初めて権利の濫用として無効になる」との解釈を示している(最判昭和58年9月16日)。

## 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、個別具体の対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査が行われる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

### 2 思想・良心及び信教の自由との関係

#### (1) 思想・良心の自由

##### ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており<sup>\*1</sup>、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている<sup>\*2</sup>。

##### イ 本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている<sup>\*3</sup>。

#### (7) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為

\*1 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はなし」と判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

\*2 「憲法 I 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

\*3 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法 I 第4版」301頁から305頁まで他

を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、制度の円滑な運営の必要性から対象役職員の明示的な同意を得て実施することとしているため、内心を告白することを強制することもない。

(1) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していることまたは有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていないため、これら内心の領域にあるものを理由として不利益な取扱いがなされることはない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

なお、思想・良心又は信仰の自由に関連して、これらが外形的に現れた具体的な行動又は状況が特別秘密を漏らすおそれに結び付き又はこれを示唆すると認められる場合に、特別秘密を取り扱う適性を有しないと特別秘密を取り扱わせないこととすることが法の下での平等に違反しないかとの指摘があり得るが、そのようにすることは、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地から、特別秘密の取扱者たるべき者についての社会通念上妥当な限界を定めるものであり、合理的な差別であるから、法の下での平等に違反しないと考えられる。

(2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア 趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている<sup>\*1</sup>。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である<sup>\*2</sup>。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており<sup>\*3</sup>、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第2項）。

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

\*2 前掲「憲法 I 第4版」310頁

\*3 前掲「憲法 I 第4版」309頁

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている<sup>1)</sup>。

イ 本制度との関係

(7) 宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(i) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

**【参照条文】**

○日本国憲法（抄）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ （略）

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁

## 適性評価と法の下の平等との関係について（案）

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査を行うこととなる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地<sup>1</sup>により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、検証することとする。

### 2 法の下の平等の趣旨

憲法第14条第1項の法の下の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている<sup>2</sup>。

### 3 検討

この点、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地からは、当該様々な事項についての調査を通じて、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な対象職員の行動その他の状況が認められる場合に、特別秘密を取り扱わせないこととすることは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものといえ、差別することにも合理的な理由があると考えられる。

したがって、適性評価制度は、憲法の要請する法の下の平等の趣旨に違反しないといえる。

参考：憲法第14条第1項に挙げられている事項と特別秘密を漏らすおそれがある者である

\*1 憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下の平等の原則は、それ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されている。（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁）

\*2 過員を整理するために行われた町職員の待命処分<sup>1</sup>に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうか争われた事件において、最高裁は、法の下に平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。

## かどうかの関係について

### (1) 人種、性別、門地

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異なる。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを判断する余地はないと考えられる。

### (2) 信条

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されている<sup>1)</sup>。

信条は内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている<sup>2)</sup>。この点、適性評価制度において調査する事項は外形的に具現されたものであって、内心の領域に属するものではないため、当該領域を理由とした差別的な取扱いが行われることはない。

### (3) 社会的身分

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある<sup>3)</sup>。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった事項が社会的身分に含まれると考えられるが、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれに結び付くかどうかについて、これらの事項に係る情報を対象役職員の具体的な行動その他の状況に照らして評価した結果、特別秘密を漏らすおそれがあると考えられる場合には、適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないことが考えられる。

## 【参照条文】

### ○日本国憲法（抄）

〔法の下での平等・貴族制度の否認・栄転の授与〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法」147、148頁

\*2 同書160頁

\*3 「憲法Ⅰ 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁



③ (略)

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②・③ (略)

## 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）

### 1 問題の所在

本法制においては、特別秘密の漏えい行為などに対する罰則規定を設けているところ、当該漏えい等事件の刑事裁判手続において、漏えい等の対象となった特別秘密の内容そのものを明らかにしないまま、いかにして実質秘性を立証するのか。また、実質秘性を立証するために新たな制度を設ける必要があるのか。

### 2 検討

#### (1) 外形立証

これまでの国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られている。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家机关内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年3月18日判決）として許容されている。

このような外形立証は、秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立しているところ、本法制における特別秘密は、別表事項該当性などの厳格な要件により実質秘性が類型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが定められており、外形立証によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

#### (2) 新たな制度を設けることについて

今般、不正競争防止法の一部を改正する法律により、営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例として秘匿決定制度が定められたところである。すなわち、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができる。

この点、本法制における特別秘密の漏えい等事件は、営業秘密のそれとは異なり、憲法第82条第2項ただし書の「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となってある事件」（以下「絶対的公開事件」という。）に該当する余地があり、秘匿決定制度のような制度を採用することは対審の一部を非公開とするものとして憲法に抵触するおそれがあると考えられる。他方、特別秘密の漏えい等事件が絶対的公開事件に該当しないとされる場合には、同条項本文による公

開停止によって対応可能な場合も考えられ、上記(1)のとおり外形立証が十分有効に機能し得ることも鑑みると、秘匿決定制度を採用する必要性は必ずしも高くないと考えられる。

以上より、本法制においては秘匿決定制度のような新たな制度を設けることとしなかったものである。

漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について（案）

1 問題の所在

本法制では、故意の漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰の対象としており、報道関係者による取材行為はその対象になり得ると考えられる。この点、最高裁は、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ<sup>\*1</sup>、本法制で故意の漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

2 検討

- (1) 漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており<sup>\*2</sup>、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。

この判例は国家公務員法上の秘密漏えいのそそのかし罪に関するものであるところ、同罪と本法制における漏えいの教唆罪とでは処罰範囲などにおいて異なるところはなく、本法制で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

- (2) また、本法制における特定取得罪は、

- ① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合
- ② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、当該行為自体が現行法上の犯罪に該当するか、該当しないまでも社会通念

\*1 いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年11月26日）。

\*2 いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」と判示されている（最決昭53年5月31日）。

上は認できない行為である場合に限り処罰の対象とするものであり、上記の最高裁判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護されるべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法制で特定取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

| 種別                                  | 根拠法                                    | 条文                           | 法定刑                               |                     |        |
|-------------------------------------|--|------------------------------|-----------------------------------|---------------------|--------|
| 一般職国家公務員                            | 国家公務員法                                 | 109条12号、100条1項               | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金                |                     |        |
| 1. 特別職国家公務員<br>【守秘義務】:有り<br>【罰則】:有り | 特命全權大使                                 | 外務公務員法、国家公務員法                | 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項       | 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金   |        |
|                                     | 特命全權公使                                 | 外務公務員法、国家公務員法                | 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項       | 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金   |        |
|                                     | 特派大使                                   | 外務公務員法、国家公務員法                | 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項       | 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金   |        |
|                                     | 政府代表                                   | 外務公務員法、国家公務員法                | 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項       | 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金   |        |
|                                     | 全権委員                                   | 外務公務員法、国家公務員法                | 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項       | 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金   |        |
|                                     | 政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員 | 外務公務員法、国家公務員法                | 外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項       | 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金   |        |
|                                     | 防衛省職員(自衛隊員)                            | 自衛隊法                         | 118条1項1号、59条1項                    | 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金   |        |
|                                     | 裁判所職員                                  | 裁判所職員臨時措置法、国家公務員法            | 裁判所職員臨時措置法1号、国家公務員法109条12号、100条1項 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  |        |
|                                     | 特定独立行政法人の役員                            | 独立行政法人通則法                    | 69条の2、54条1項                       | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  |        |
|                                     | 国家公務員倫理審査会会長、委員                        | 国家公務員倫理法                     | 46条、18条1項                         | 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |        |
|                                     | 公正取引委員会委員長、委員                          | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律       | 93条、39条                           | 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |        |
|                                     | 公官等調整委員会委員長、委員                         | 公官等調整委員会設置法                  | 20条、11条1項                         | 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金   |        |
|                                     | 中央労働委員会委員                              | 労働組合法                        | 29条、23条                           | 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金  |        |
|                                     | 情報公開・個人情報保護審査会委員                       | 情報公開・個人情報保護審査会設置法            | 18条、4条8項                          | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  |        |
|                                     | 公害健康被害補償不服審査会委員                        | 公害健康被害の補償等に関する法律             | 145条、123条                         | 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金  |        |
|                                     | 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員                  | 会計検査院法                       | 19条の5、19条の3 8項                    | 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金  |        |
|                                     | 政治資金適正化委員会委員                           | 政治資金規正法                      | 26条の7、19条の32 7項                   | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  |        |
|                                     | 2. 特別職国家公務員<br>【守秘義務】:無し<br>【罰則】:無し    | 内閣総理大臣                       | 官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範          | 紀律4条1項、規範1(B)       | (規定なし) |
|                                     |  | 國務大臣                         | 官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範          | 紀律4条1項、規範1(B)       | (規定なし) |
|                                     |  | 内閣官房副長官                      | 官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範          | 紀律4条1項、規範1(B)       | (規定なし) |
| 副大臣                                 |  | 官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範     | 紀律4条1項、規範1(B)                     | (規定なし)              |        |
| 大臣政務官                               |  | 官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範     | 紀律4条1項、規範1(B)                     | (規定なし)              |        |
| 内閣法制局長官                             |  | 官吏服務紀律                       | 4条1項                              | (規定なし)              |        |
| 人事院総裁、人事官                           |  | 国家公務員法                       | 6条2項、100条1項                       | (規定なし)              |        |
| 会計検査院長、検査官                          |  | 官吏服務紀律                       | 4条1項                              | (規定なし)              |        |
| 宮内庁長官                               |  | 官吏服務紀律                       | 4条1項                              | (規定なし)              |        |
| 侍従長                                 |  | 官吏服務紀律                       | 4条1項                              | (規定なし)              |        |
| 侍従                                  |  | 官吏服務紀律                       | 4条1項                              | (規定なし)              |        |
| 東宮大夫                                |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 式部官長                                |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 侍従次長                                |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 宮務主管                                |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 皇室医務主管                              |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 女官長及び女官                             |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 侍医長及び侍医                             |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 東宮侍従長及び東宮侍従                         |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 東宮女官長及び東宮女官                         |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 東宮侍医長及び東宮侍医                         |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 宮務官                                 |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 侍女長                                 |  | 宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規 | 第5の1                              | (規定なし)              |        |
| 裁判官                                 |  | 官吏服務紀律                       | 4条1項                              | (規定なし)              |        |
| 内閣危機管理監                             |  | 内閣法、国家公務員法                   | 内閣法15条4項、国家公務員法100条1項             | (規定なし)              |        |
| 内閣官房副長官補                            |  | 内閣法、国家公務員法                   | 内閣法16条3項、15条4項、国家公務員法100条1項       | (規定なし)              |        |
| 内閣広報官                               |  | 内閣法、国家公務員法                   | 内閣法17条3項、15条4項、国家公務員法100条1項       | (規定なし)              |        |

| 種別                        | 根拠法                        | 条文                              | 法定刑               |
|---------------------------|----------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 内閣情報官                     | 内閣法、国家公務員法                 | 内閣法18条3項、15条4項、<br>国家公務員法100条1項 | (規定なし)            |
| 内閣総理大臣補佐官                 | 内閣法、国家公務員法                 | 内閣法19条4項、15条4項、<br>国家公務員法100条1項 | (規定なし)            |
| 内閣総理大臣秘書官                 | 官吏服務紀律                     | 4条1項                            | (規定なし)            |
| 国務大臣秘書官                   | 官吏服務紀律                     | 4条1項                            | (規定なし)            |
| 人事院総裁秘書官                  | 官吏服務紀律                     | 4条1項                            | (規定なし)            |
| 会計検査院長秘書官                 | 官吏服務紀律                     | 4条1項                            | (規定なし)            |
| 内閣法制局長官秘書官                | 官吏服務紀律                     | 4条1項                            | (規定なし)            |
| 宮内庁長官秘書官                  | 官吏服務紀律                     | 4条1項                            | (規定なし)            |
| 国家公安委員会委員                 | 警察法、国家公務員法                 | 警察法10条1項、国家公務<br>員法100条1項       | (規定なし)            |
| 原子力委員会の委員長及び委員            | 原子力委員会及び原子力安全委員会設置<br>法    | 10条                             | (規定なし)            |
| 宇宙開発委員会の委員長及び委員           | 文部科学省設置法                   | 14条                             | (規定なし)            |
| 原子力安全委員会委員                | 原子力委員会及び原子力安全委員会設置<br>法    | 22条、10条                         | (規定なし)            |
| 国会職員                      | 国会職員法                      | 19条                             | (規定なし)            |
| 運輸安全委員会委員長、委員             | 運輸安全委員会設置法                 | 12条1項                           | (規定なし)            |
| 総合科学技術会議議員                | 内閣府設置法                     | 33条1項                           | (規定なし)            |
| 再就職等監視委員会委員長、委員           | 国家公務員法                     | 106条の12 1項                      | (規定なし)            |
| 証券取引等監視委員会委員長、委員          | 金融庁設置法                     | 16条1項                           | (規定なし)            |
| 公認会計士・監査審査会会長、委員          | 公認会計士法                     | 37条の6 1項                        | (規定なし)            |
| 食品安全委員会委員                 | 食品安全基本法                    | 32条1項                           | (規定なし)            |
| 公益認定等委員会委員                | 公益法人及び公益財団法人の認定等に關<br>する法律 | 39条1項                           | (規定なし)            |
| 国地方係争処理委員会委員              | 地方自治法                      | 250条の9 13項                      | (規定なし)            |
| 電気通信事業紛争処理委員会委員           | 電気通信事業法                    | 150条 1項                         | (規定なし)            |
| 運輸審議会委員                   | 国土交通省設置法                   | 21条1項                           | (規定なし)            |
| 土地鑑定委員会委員                 | 地価公示法                      | 18条1項                           | (規定なし)            |
| 衆議院議員選挙区画定審議会委員           | 衆議院議員選挙区画定審議会設置法           | 6条7項                            | (規定なし)            |
| 国会等移転審議会委員                | 国会等の移転に関する法律               | 15条8項                           | (規定なし)            |
| 電波監理審議会委員                 | 電波法、国家公務員法                 | 電波法99条の4、国家公務<br>員法100条1項       | (規定なし)            |
| 中央更正保護審査会委員長、委員           | 更正保護法                      | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 社会保険審査会委員長、委員             | 社会保険審査官及び社会保険審査会法          | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 地方財政審議会委員                 | 総務省設置法                     | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 労働保険審査会委員                 | 労働保険審査官及び労働保険審査会法          | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 公安審査委員会委員長、委員             | 公安審査委員会設置法                 | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 中央社会保健医療協議会委員             | 社会保険医療協議会法                 | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 中央選挙管理会委員                 | 公職選挙法                      | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 日本ユネスコ国内委員会会長、副会長<br>及び委員 | ユネスコ活動に関する法律               | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 日本学士院会員                   | 日本学士院法                     | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 日本学術会議会員                  | 日本学術会議法                    | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 国会議員の秘書                   | 国会法                        | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 国会議員                      | 国会法                        | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| (一般職)地方公務員                | 地方公務員法                     | 60条2号、34条第1項                    | 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金 |
| 地方公共団体の長、議会議長、議員等         | 地方自治法                      | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 東京都知事秘書                   | 特別職の指定に関する条例               | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |
| 東京都議会議長秘書                 | 特別職の指定に関する条例               | (守秘義務の規定なし)                     | (規定なし)            |

官吏服務紀律(明治20年勅令第39号)  
 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(平成13年1月6日閣議決定)



諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

|            | アメリカ   | イギリス  | ドイツ   | フランス   |
|------------|--|---|---|--|
| 根拠         | 合衆国法典及び行政命令  | 政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み（政府統一基準で各省に義務的履行を求めもの）   | 保安審査法   | 国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達  |
| 対象者        | 連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）  | 国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）  | 連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）及びその配偶者  | 秘密を取り扱う者（本人）   |
| 対象外の者      | 大統領及び副大統領  | 首相及び大臣（閣外大臣及び政務次官を含む。）  | 連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣  | 大統領、首相及び大臣   |
| 実施権者       | 連邦政府の各官庁   | 国の各官庁及び警察機関   | 連邦政府の各官庁  | 首相の委任を受けた者   |
| 有効期間       | 5年   | 7年（初回は5年）   | 10年（5年目に調査票を再提出）  | 最長5年（その職に在任中のみ有効）  |
| 調査票の主な記入事項 | <p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号、身体的特徴等）</li> <li>・ 学歴・職歴・軍歴</li> <li>・ 暴力的な政府転覆活動・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与</li> <li>・ 外国渡航歴・活動歴</li> <li>・ 逮捕歴</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 民事訴訟歴</li> <li>・ 薬物・アルコールの影響・通院歴</li> <li>・ 精神の問題に係る通院歴</li> <li>・ 本人をよく知る者（友人、同僚、上司、近隣者等）の連絡先</li> <li>・ 過去の適性評価記録</li> </ul> | <p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、旅券番号等）</li> <li>・ 学歴、職歴、軍歴</li> <li>・ 議会制民主主義の転覆・弱化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与</li> <li>・ 外国居住歴</li> <li>・ 犯罪歴</li> <li>・ 財務状況</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 薬物・アルコールの影響</li> <li>・ 精神疾患等の状態</li> <li>・ 雇用主の人定事項</li> <li>・ 本人をよく知る者の連絡先</li> </ul> | <p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、出生地、身分証明書番号等）</li> <li>・ 学歴・職歴・軍歴</li> <li>・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与</li> <li>・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴</li> <li>・ 継続中の刑事・懲戒手続</li> <li>・ 信用状態</li> <li>・ 強制執行措置歴</li> <li>・ 本人をよく知る者の連絡先</li> <li>・ 過去の適性評価</li> </ul> | <p>○ 本人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、身分証明書番号等）</li> <li>・ 学業レベル（学位、外国語能力等）</li> <li>・ 職歴</li> <li>・ 外国渡航歴</li> </ul> |

|   |  |   |   |   |
|---|--|---|---|---|
| <p>調査票の<br/>主な<br/>記入事項<br/>(続き)</p>                | <p>○ 配偶者に関するもの(本人が記入)<br/>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)、出生地、社会保険番号等)<br/>・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地</p>  | <p>○ 配偶者に関するもの(本人が記入)<br/>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。)) 出生地等)<br/>・ 外国居住歴<br/>・ 財務状況<br/>・ 信用状態等</p> | <p>○ 配偶者に関するもの(配偶者が記入)<br/>・ 本人と同様の事項</p>   | <p>○ 配偶者に関するもの(本人が記入)<br/>・ 本人と同様の事項</p>                                |
| <p>同意の取得</p>  | <p>○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入)<br/>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地等)</p>  | <p>○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入)<br/>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地等)</p>                                 | <p>○ 家族に関するもの(本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入)<br/>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍、出生地)</p>                                       | <p>○ 家族・同居人に関するもの(本人が記入)<br/>・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地等)</p> |
| <p>プロセス及び手法</p>                                     | <p>・ 書面の提出により取得する。<br/>・ 本人以外の者の同意は取得していない。</p>  | <p>・ 書面の提出により取得する。<br/>・ 本人以外の者の同意は取得していない。</p>   | <p>・ 本人及び配偶者について、それぞれの書面の提出により取得する。<br/>・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。</p>   | <p>・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。</p>                                   |
| <p>結果の通知理由の通知</p>                                   | <p>・ 本人が調査票に記入し、提出<br/>・ 本人への面接<br/>・ 公私の団体への照会<br/>・ 本人をよく知る者からの聴取</p>  | <p>・ 本人が調査票に記入し、提出<br/>・ 本人への面接<br/>・ 公私の団体への照会<br/>・ 本人をよく知る者からの聴取</p>                                 | <p>・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出<br/>・ 本人及び配偶者それぞれへの面接(必要な場合)<br/>・ 公私の団体への照会<br/>・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取</p> | <p>・ 本人が調査票に記入し、提出<br/>・ 公私の団体への照会<br/>・ 本人をよく知る者からの聴取</p>              |
| <p>注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。</p> | <p>・ 本人に通知する。<br/>・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。<br/>※ 適性を認めない場合、本人に通知する。情報の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。</p> |   |   |   |

諸外国の秘密保全制度における主な罰則

|                                 | アメリカ (合衆国法典)  | イギリス (公務秘密法)   | ドイツ (刑法)   | フランス (刑法)   |
|---------------------------------|---|--|--|---|
| <p>目的等による加重類型</p> <p>故意の漏えい</p> | <p>・米国の損害を与え、又は外国を利用する意図を有する者による、外国政府への国防情報漏えい</p> <p>・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報漏えい</p> <p>【死刑、無期刑又は有期刑 (上限なし)】</p> <p>・米国の損害を与え、又は外国を利用することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい</p> <p>【10年 (再犯の場合は20年) 以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・米国の安全と利益を損ない、又は米国内に害をもたらし外国政府を利用する目的による、米国外国政府の暗号等の漏えい</p> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> <p>・国防情報漏えい</p> <p>・米国外国政府の暗号等の漏えい</p> <p>・秘密エージェンツを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい</p> <p>・行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい</p> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> | <p>・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の漏えい</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p> <p>・防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい</p> <p>・公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報の漏えい</p> <p>・漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい</p> <p>【2年 (略式手続の場合は6月) 以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> | <p>・ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密 (※1) の外国勢力への漏えい</p> <p>【1年以上の自由刑 (犯情の特に重い事案 (※2) では、無期又は5年以上の自由刑)】</p> <p>※1 「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。</p> <p>※2 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。</p> <p>・国家機密の漏えい</p> <p>【6月以上5年以下の自由刑 (犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑)】</p> <p>・公務員による秘密の漏えい</p> <p>【5年以下の自由刑又は罰金】</p> | <p>・国民の基本的利益 (※3) に関する情報の外国勢力への漏えい</p> <p>【15年以下の自由刑及び罰金】</p> <p>※3 「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。</p> <p>・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい</p> <p>【7年以下の自由刑及び罰金】</p> <p>・その他の者による国防上の秘密の漏えい</p> <p>【5年以下の自由刑及び罰金】</p> |
|                                 |   | <p>・防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい</p> <p>・公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報の漏えい</p> <p>・漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい</p> <p>【2年 (略式手続の場合は6月) 以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>   |  |   |

網欄部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

下線部：公務員等の身分要件

|            |   |  |  |   |
|------------|---|--|--|---|
| <p>過失犯</p> | <p><b>アメリカ (合衆国法典)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合</li> </ul> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> | <p><b>イギリス (公務秘密法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書に関する注意懈怠</li> </ul> <p>【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> | <p><b>ドイツ (刑法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき</li> </ul> <p>【5年以下の自由刑又は罰金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき</li> </ul> <p>【3年以下の自由刑又は罰金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき</li> </ul> <p>【1年以下の自由刑又は罰金】</p> | <p><b>フランス (刑法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者</li> </ul> <p>【3年以下の自由刑及び罰金】</p> |
|------------|---|--|--|---|

|           |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|
| <p>取得</p> | <p>戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録</p> <p>【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国内に損害を与え、又は外国を利用する意図を有する者による、国防に関連する場所への接近その他の方法による国防情報の取得</li> <li>米国内に損害を与え、又は外国を利用する意図を有する者による、国防情報の取得</li> </ul> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>違法に取得された国防情報の取得又は受領</li> <li>安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領</li> </ul> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p> | <p>国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の治安・利益を損なう目的による、禁止区域（※4）への接近、観察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在</li> </ul> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p> <p>※4 国が所有する軍事関連施設等</p> | <p>漏えいするのための国家機密の取得</p> <p>【1年以上10年以下の自由刑】</p> | <p>国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集</p> <p>【10年以下の自由刑及び罰金】</p> <p>国防上の秘密の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り</li> </ul> <p>【5年以下の自由刑及び罰金】</p> |
|-----------|--|--|--|--|

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

網掛部分：取得の手段を特定しているもの

## 内閣法の一部改正について（メモ）

### 1 本法を内閣官房が所管することについて

本法の規定を具体的に見てみると、

- ・ 国にあっては全ての行政機関を対象としていること。
- ・ 特別秘密を保護するための指定や管理といった措置を講ずる義務は、特別秘密を取り扱う各行政機関の長等にあるとしていること。
- ・ 特定の行政機関に対して、前述の措置が行われる各行政機関等への報告、立入検査、勧告等の法施行事務を行う権限を付与していないこと。

といった特徴を有している。

また、施行後に想定される事務としては、秘密の保護のための各種の措置に関する運用方針の作成、条文解釈の提示といった特別秘密の保護について行政各部の施策に関する統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務が考えられるところである。

さらに、これらの事務は定期的、恒常的に発生することが見込まれる訳でもない。これらのことから、本法を内閣官房が所管することが考えられる。

### 2 本法を内閣情報官・内閣情報調査室が所管することについて

本法を内閣官房が所管することとした場合には、現行の内閣法等の規定によれば、内閣官房副長官補（内政担当、外政担当、安全保障・危機管理担当）のいずれかが本法を所管することとなる。

しかし、いずれの内閣官房副長官補もこの法律の検討作業に主体的に携わっていないという経緯に加え、同副長官補の中では特別秘密の取扱いに最も親和的であり、法制化作業段階での内閣情報調査室担当者の併任先となることを了解した副長官補（安危）も、併任を了解する条件として本法施行時以降に本法を所管しないことを挙げていることに鑑みると<sup>\*1</sup>、実態として内閣官房副長官補が本法を所管することとすべき業務上の基礎を十分に有しているわけではないことが伺われる。

他方で、内閣情報官・内閣情報調査室は、カウンターインテリジェンスの強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図る業務を担当し、「内閣の重要政策に関する情報の収集調査」の一環として、本法の「適性評価」に類する制度である「適格性確認制度」について運用方針の作成等の業務を行っていること等から、内閣官房の各組織の中では、本法の業務への親和性が高く、施行に当たって有益なノウハウの蓄積があることを考えると、内閣情報官・内閣情報調査室が本法を所管することも現実的な選択肢として考え

\*1 特別秘密の保護に関する法律（仮称）については、現在、内閣情報調査室が法制化作業に当たっているが、内閣法等の規定上、内閣情報官及び内閣情報調査室の所掌事務では、法律の企画・立案事務を行うことができないことから、本法案の国会提出に当たっては、同室の担当者を、内閣官房において法律の企画・立案事務を所掌する内閣官房副長官補付に併任することにより、現行の組織法令の範囲内で対応することとしている。

得るところである。

この場合、現在の内閣情報官の所掌事務は「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関すること」とされていることから、特別秘密の保護に関して「行政各部の施策に関する統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務」を行えるよう、内閣法第18条を改正する必要がある。

#### 【参照条文】

#### ○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

3・4 (略)

第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)



サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 291 アイテム ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室) 日付のスレッド 新しい日付が上

- 受信トレイ 今日
- 下書き 第8回法制局検討メモについて
- 送信済みアイテム 八幡 浩紀(官邸・副長官補室) 18:16
- 削除済みアイテム 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- メモ 17:42
- 迷惑メール 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- 八幡 浩紀(官邸・副長官補室) 17:41

### 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

内調職員061(内閣情報調査室) アクション

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)  
添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (236 KB)  
ル:

2011年12月2日 17:41

内閣官房副長官室(外政) 八幡 様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
  - ② 条文素案
  - ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
  - ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
  - ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
  - ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
  - ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)
- になります。  
よろしくご査収ください。

.....  
 内閣官房 内閣情報調査室  
 ( )  
 〒100-8968  
 東京都千代田区永田町1-6-1  
 TEL:03-5253-2111(内線: )  
 E-Mail: ( )  
 .....

メール

予定表

連絡先

タスク



サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 最新の日付が上

受信トレイ

今日

下書き

第8回法制局検討メモについて

送信済みアイテム

八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [redacted]; [redacted] 18:16

削除済みアイテム

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

メモ

[redacted]; [redacted] 17:42

迷惑メール

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

八幡 浩紀(官邸・副長官補室) 17:41

### 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

#### 内調職員061(内閣情報調査室...

アクション

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (236 KB)

ル:

2011年12月2日 17:41

内閣官房副長官室(内政) 高岩 様、岩浅 様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
- ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
- ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
- ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。よろしくご査収ください。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[redacted]  
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線 [redacted])

E-Mail: [redacted]  
.....

メール

予定表

連絡先

ブログ

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室) 日付のスレッド 新しい日付が上

- 受信トレイ 今日
- 下書き 第8回法制局検討メモについて
- 送信済みアイテム 八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED] 18:16
- 削除済みアイテム 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- メモ [REDACTED] 17:42
- 迷惑メール 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- 八幡 浩紀(官邸・副長官補室) 17:41

### 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

内調職員061(内閣情報調査室) アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)  
添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (236 KB)  
ル:

2011年12月2日 17:40

内閣官房副長官室(安危) 丸山 様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
  - ② 条文素案
  - ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
  - ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
  - ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
  - ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
  - ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)
- になります。  
よろしくご査収ください。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
E-Mail: [REDACTED]  
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 287 アイテム ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室) 日付のスレッド 新しい日付が上

- 受信トレイ 今日
- 下書き 第8回法制局検討メモについて
- 送信済みアイテム 八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED] 19:16
- 削除済みアイテム 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- メモ [REDACTED] 17:42
- 迷惑メール 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- 八幡 浩紀(官邸・副長官補室) 17:41

### 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [REDACTED]  
添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (236 KB)  
ル:

2011年12月2日 17:40

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
- ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
- ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
- ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。  
よろしくご査収ください。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
E-Mail: [REDACTED]  
.....

メール

予定表

連絡先

タスク



サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 201 アイテム ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室) 日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ 今日

下書き 第8回法制局検討メモについて 八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [redacted] 18:16

送信済みアイテム 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について [redacted] 17:42

削除済みアイテム

メモ 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について [redacted] 17:41

迷惑メール 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

### 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

#### 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [redacted]  
添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (236 KB)  
ル:

2011年12月2日 17:36

公安調査庁 総務部総務課審理室 [redacted] 様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
  - ② 条文素案
  - ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
  - ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
  - ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
  - ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
  - ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)
- になります。  
よろしくご査収ください。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[redacted]  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線: [redacted])  
E-Mail: [redacted]  
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室) 日付のスレッド 新しい日付が上

- 受信トレイ 今日
- 下書き 第8回法制局検討メモについて
- 送信済みアイテム 八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED] 18:16
- 削除済みアイテム 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- メモ [REDACTED] 17:42
- 迷惑メール 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- 八幡 浩紀(官邸・副長官補室) 17:41

### 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [REDACTED]  
添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (236 KB)  
ル:

2011年12月2日 17:38

外務省 大臣官房総務課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
- ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
- ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
- ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。  
よろしくご査収ください。

.....  
 内閣官房 内閣情報調査室  
 [REDACTED]  
 〒100-8968  
 東京都千代田区永田町1-6-1  
 TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
 E-Mail: [REDACTED]  
 .....

メール

予定表

連絡先

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室) 日付のスレッド 新しい日付が上

- 受信トレイ 今日
- 下書き 第8回法制局検討メモについて
- 送信済みアイテム 八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED] 18:16
- 削除済みアイテム 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- メモ [REDACTED] 17:42
- 迷惑メール 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- 八幡 浩紀(官邸・副長官補室) 17:41

### 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

#### 内調職員061(内閣情報調査室...

アクション

宛先: [REDACTED]  
添付ファイル 海保庁送付資料 LZH (239 KB)  
ル:

2011年12月2日 17:37

海上保安庁 総務部政務課 坂本 様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
- ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
- ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
- ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。  
よろしくご査収ください。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
E-Mail: [REDACTED]  
.....

メール

予定表

連絡先

タスク



サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査 日付のスレッド 新しい日付が上

- 受信トレイ 今日
- 下書き 第8回法制局検討メモについて
- 送信済みアイテム 八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED] 18:16
- 削除済みアイテム 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- メモ [REDACTED] 17:42
- 迷惑メール 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
- 八幡 浩紀(官邸・副長官補室) 17:41

### 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

内調職員061(内閣情報調査室...

アクション

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (236 KB)

ル:

2011年12月2日 17:36

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
- ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
- ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
- ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。  
よろしくご査収ください

.....

内閣官房 内閣情報調査室  
[REDACTED]  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
E-Mail: [REDACTED]

.....

メール

予定表

連絡先

タスク



サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 361 アイテム ユーザー検索 オプション

お気に入り 受信トレイ 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

第8回法制局検討メモについて

送信済みアイテム

八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED]

18:18

削除済みアイテム

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

メモ

17:42

迷惑メール

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

17:41

### 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

CC:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (236 KB)

ル:

2011年12月2日 17:36

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様、[REDACTED]様(CC [REDACTED]様)

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
- ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
- ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
- ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。よろしくご査収ください。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL:03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
E-Mail: [REDACTED]  
.....

メール

予定表

連絡先

設定

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成

削除

移動

フィルター

表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド

新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

第8回法制局検討メモについて

送信済みアイテム

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

18:16

削除済みアイテム

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

メモ

17:42

迷惑メール

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

17:41

## 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル:

経産省送付資料 ZIP (236 KB)

ル:

2011年12月2日 17:35

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))

② 条文素案

③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)

④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則

⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。

よろしくご査収ください

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク



## 再質問及び法制局持ち込み資料（第7回）に対する質問等（外務省）

平成23年12月2日

## 第一 貴室からの11月22日付け回答に対する再質問・意見

貴室からの11月22日付け回答に対し、以下のとおり再質問・意見を提出いたします（青文字部分）。なお、今後、本法案に係る議論の状況如何によっては追加的に質問・意見を提出する可能性があることを申し添えます。

## 1 特別秘密の指定の調整について

- (1) 条文素案に対する文言上のコメントは引き続き検討を要するが、特別秘密の指定の調整に関し、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶという考え方は、条文上必ずしも担保されていないように思われるところ、右考え方を制度上どのように担保する方針かを確認願いたい。

(回答)

第5条により担保されていると考える。

- (2) 資料「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について」

2(3)②「一次機関が指定権を行使しようとする場合も含め、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴くこと。」については、例えば、過去にA省庁（一次機関）から当省に配布された秘密文書について、A省庁から当省に対し当該文書を特別秘密に指定する旨の連絡があるケースが想定される。

こうした秘密文書は、受領当時は特別秘密ではないことから取扱者、保管等の管理体制等が特別秘密の水準に達していないケースもあり、対応が困難な場合が想定される。特に、著しく古いもの（例えば10年以上前のもの）、当時の秘密区分がそれほど高くなかったもの（例えば「秘」指定等）、省内・在外公館等で幅広く共有済みのもの等については、すべての閲覧者・文書の所在の確認が困難と思われる。

については、こうした事情も踏まえ、実際の運用の際には各省庁の意見を聴取しつつ、運用可能なものを検討いただきたい。

(回答)

ご指摘のケースにおいては、指定に先立つ意見聴取が貴省に行われた段階で、貴省における当該文書の取扱状況をA省庁が把握した結果、指定の要件である非公開性又は特段の秘匿の必要性が認め難いものと判断し、指定が見送られるものと考えられる。

(再質問・意見)

貴回答で「指定が見送られるものと考えられる」とあるが、現案では、A省庁は当省の意見を聴き、それを尊重することとなっている（第5条第1項）ものの、当省の意見にもかかわらず指定権を行使することも排除されない。仮にA省庁が、当省における文書の取扱い状況を鑑みずに秘密文書の指定を行った場合、当省で適切

に対応することができず、結果として法制度全体の信頼性を損なうおそれも否定できない。

については、第5条第1項で「の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない」とあるのを「と協議しなければならない」とすることが適当ではないかと思われるが、如何か。

## 2 その他

### (1) 第6条第1項について

同項では、「行政機関の長は、(中略) 他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」と規定されているが、その趣旨及び想定されるケースについて具体的にご説明願いたい。

(回答)

趣旨については、11月11日各省送付に係る論点ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について(案)」を参照されたい。想定されるケースとしては、例えば、内閣官房が防衛省に対し、情報収集衛星により入手した画像情報を提供する場合などが考えられる。

また、①第7条の規定によれば、適性評価の対象となるのは、当該行政機関の職員に限定されており(注:契約業者を除く)、他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはそもそも想定されていないのではないか、②仮に他機関の職員に特別秘密を取り扱わせることができる場合でも、当該他機関の長による適性評価の実施や当該他機関の長の協議なしに取り扱わせることとして問題ないのか、についてもあわせご説明願いたい。

(回答)

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、第7条第1項(11月18日送付に係る条文素案第8条第1項)の規定により当該他の行政機関の長が適性評価を実施することとなり、また、政令で定めるところにより(自衛隊法施行令第113条の4と同様の規定を本法制施行令において規定する予定である)、当該他の行政機関の長との協議が行われることになる。

(再質問)

貴回答で「自衛隊法施行令第113条の4と同様の規定を本法制施行令において規定する予定」とあるが、本法制において具体的にどのように運用することを想定しているのか必ずしも明らかでない。については、特に以下の点についてご教示願



たい。

<例：外務大臣が、B省庁の職員に特別秘密を取り扱わせる場合>

- ① 特別秘密の取扱いの業務を行わせるB省庁の職員について、どこまで特定する必要があるのか（個別の職員名をリストアップするのか、それとも関連業務に携わる職員の範囲を定めて包括的に取扱いを認めることとするのか、等）。
- ② 第6条と第5条や第8条との関係について改めてご教示いただきたい。例えば、第5条の規定に基づき、既にB省庁に伝達した事項を後から特別秘密として指定した場合、B省庁の職員が当該特別秘密を取り扱うことについて、改めて第6条の手続きを行う必要があるのか。

また、第6条の規定に基づき特別秘密を取り扱うB省庁の職員には、必ずしも第8条の規定は適用されないのではないかと解される（法案上、当該B省庁の職員に特別秘密を取り扱わせるのは外務大臣であり、B省庁の長ではない）。しかるに、貴回答においては「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、第7条第1項（11月18日送付に係る条文素案第8条第1項）の規定により当該他の行政機関の長が適性評価を実施することとなり、」とあるが、右回答の根拠を示されたい。

（以下、25日付け条文素案に基づく意見）

新たに第7条において「特別秘密の伝達を受けることができる場合」が規定されたことを踏まえ、例えば、第6条の「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」旨の規定を「他の行政機関に特別秘密を伝達することができる」旨の規定に代える方が適切なのではないかとも考えられるが、如何か。

## （2）第6条第5項について

同項では、共有事項を特別秘密として指定した旨の通知を受けた特定行政機関において、「当該通知に係る共有事項の取扱いの業務を当該通知の際現に行っている職員は、当該業務に従事しなくなるまでの間、当該通知をした行政機関の長が（中略）特別秘密の取扱いの業務を行わせている職員とみなす。」と規定されている。

これに関し、

- ① 上記（1）のとおり、現案では他の行政機関の職員に特別秘密を取り扱わせるに当たり、適性評価の実施が義務づけられていないように見受けられるが、右にもかかわらず敢えて本件「みなし規定」が必要となる理由をご教示願いたい。
- ② また、例えば、当該共有事項を特別秘密として指定した行政機関の職員に対しては「みなし」規定が存在しないなど、同じ特別秘密を取り扱う場合でも行政機関の差異のみで異なる取扱いをしているように解されるが、その理由をご教示願いたい。

(回答)

適性評価の実施が義務付けられることは2(1)の回答のとおりである。なお、11月18日送付に係る条文素案において、みなし規定に代わり第5条第4項を新たに設けることとしたため、11月2日送付に係る条文素案第6条第5項(11月11日送付に係る条文素案第8条)は削除することとした。

(再質問)

11月18日送付に係る条文素案第5条第4項に規定される「政令で定める措置」の具体的な内容をご教示願いたい。

## 第二 法制局持ち込み資料(第7回)に対する質問等

1 別表2号「外交に関する事項であって、次に掲げるもの」について  
(以下については、今まで担当者間で口頭により照会を行っていましたが、文書による回答をいただきたく、以下のとおり質問いたします。)

(1) 内閣官房を除く省庁については、以下の運用となると理解しているが、この考えで間違いはないか。

ア 別表1号に基づき特別秘密に指定し得る省庁は、防衛省に限られる。

イ 別表2号に基づき特別秘密に指定し得る省庁は、外務省に限られる。

ウ 別表3号に基づき特別秘密に指定し得る省庁は、警察庁、公安調査庁、海上保安庁に限られる。

エ (例えば経産省のように)別表1号から3号のいずれの所掌でもない省庁は、機微な文書を特別秘密に指定しない。

(2) 内閣官房は、機微な文書を別表2号に基づき特別秘密に指定することがあるか。

(3) (上記2の問に対し、「指定することがある」との回答である場合)、

ア 他省庁とは異なり、内閣官房が「外交に関する事項」に基づき特別秘密に指定し得る根拠如何。

イ 内閣官房は、「外交に関する事項」に基づき特別秘密に指定された文書をすべて外務省に共有するのか。(仮に、外務省には共有しない文書が想定される場合)、いずれの外務省員も知りえない「外交に関する事項」に関する機微な文書が政府内に存在することとなるが、それが適当と考えるか。

2 「『国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動』に係る条文イメージ」について

(1) 条文イメージ案では、第2条(定義)に、新たに「特定有害活動」に関する定義規定を設け、別表三口において「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害



活動に関する重要な情報」を、「公共の安全と秩序の維持に関する事項」の一つとして掲げることが提案されている。

- (2) 第2条2に定義される「特定有害活動」には、「テロリズムを行う活動」や「国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動」等が該当すると定義されているが、「特定有害活動」に関する情報の多くが、「外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報」（別表二（ハ））に該当すると考えられる。
- (3) ついては、外務省としては、「特定有害活動に関する重要な情報」のうち、「公共の安全と秩序の維持に関し収集した」もののみ、別表三（公共の安全と秩序の維持に関する事項）に掲げるものに含まれ、外交に関し収集した「特定有害活動に関する重要な情報」は、「我が国の主権の維持及び安全保障に関する」ものであれば、別表二（ハ）に該当すると理解しており、右理解にて間違いがないことを確認したい。

(了)

内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡  
平成23年12月2日  
警察庁

第6回法制局持ち込み資料（条文案）について  
みだしの件について、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい  
願います。

## 記

## 1 第6条関係

- (1) 特別秘密の指定は、第2条の規定により、別表各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとしてなされるところ、当該指定の際に該当するとされた「別表各号に掲げる事項」と、第6条第1項でいう「別表各号に掲げる事項」は必ずしも一致する必要はないと解してよろしいか。例えば、別表2号掲げる事項に基づき指定された特別秘密の伝達を受け、当庁で取り扱う場合、別表3号に掲げる事項に関連する職務に従事する当庁職員に取り扱わせることを想定している。
- (2) 第6条中の「特別秘密の取扱いの業務」を行う者とは「取扱業務者」（特別秘密の作成・取得の趣旨に従い特別秘密を取り扱う者。有識者会議報告書14頁及び15頁における定義による。）を意味すると解してよろしいか。また、そうでないのであれば、何を意味するのか教示されたい。
- (3) (2)の解釈が正しい場合、第6条は他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務に関して規定しているところ、分担管理の原則から各行政機関における所掌事務は明確に分けられているため、ある行政機関が特別秘密に指定した情報の作成・取得の趣旨に従って、他の行政機関が当該特別秘密を取り扱うことはないと考えられるが、第6条はいかなる場合を想定しているのか具体的に教示されたい。

## 2 第7条関係

- (1) 第7条新設の理由、第6条との関係及び必要性如何。
- (2) 第7条第1項第1号及び第2項第1号の場合に特別秘密を取り扱う者は「取扱業務者」であり、第7条第1項第2号及び第2項第2号の場合に特別秘密を取り扱う者は「業務知得者」（特別秘密の作成・取得の趣旨に従い特別秘密を取り扱うのではなく、自己の業務の遂行のために必要性が認められて特別秘密の伝達を受け、これを知得する者。有識者会議報告書15頁における定義による）であると解してよろしいか。
- (3) 第7条第1項及び第2項に「次に掲げる場合に限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる」とあるが、
  - ア 第1項及び第2項の各号に掲げる場合以外の場合（すなわち、行政機関の長又は警察本部長が、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができない場合）として、具体的にどのような場合を想定しているのか。第1項及び第2項それぞれについて網羅的に教示されたい。
  - イ 行政機関の長又は警察本部長が、上記（1）の第1項及び第2項の各号に掲げ



る場合以外の場合に、その職員に、他の行政機関から伝達を受けた事項を取り扱わせていたところ、当該事項が事後的に当該他の行政機関の長により特別秘密として指定された場合、本法制上、当該行政機関の長又は当該警察本部長は、当該職員に引き続き当該事項（特別秘密）を取り扱わせることはできるのか。

- (4) 犯罪の予防、鎮圧等、都道府県警察の事務は犯罪捜査に限定されないところ（警察法第2条）、都道府県警察がこれらの事務を遂行するため、特別秘密の伝達を受け、その職員に業務知得者として当該特別秘密を取り扱わせることが想定されるが、これは第7条第2項の規定により可能であるのか。
- (5) 刑事訴訟法第103条では、公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持するものについて、国の重大な利益を害する場合については監督官庁は押収を拒むことができることとされているが、条文素案第7条第2項第2号の規定との関係はどう整理されるのか教示されたい。
- (6) 都道府県警察が特別秘密を証拠として検察庁に送致する場合や、当該犯罪捜査の指導調整に当たる警察庁職員及び合同捜査を行う他の都道府県警察の捜査員等と情報を共有する場合など、都道府県警察が特別秘密に係る犯罪捜査のために他の機関に特別秘密を伝達することについては、どのように位置づけられることとなるのか教示されたい。

### 3 罰則関係

- (1) 第15条第1項は「取扱業務者」による特別秘密の漏えいに対する罰則を規定していると解してよろしいか。
- (2) 第15条第2項は「業務取扱者」による特別秘密の漏えいに対する罰則を規定していると解してよろしいか。

### 4 別表関係

別表三号ニにおける「暗号」とは、暗号化された情報そのものを意味するのではなく、当該暗号化及び復号化技術を意味するものであると解してよろしいか。

【防衛省】法案に係る意見等提出について

送信日時: 2011年12月5日 14:02  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
添付ファイル: 【防衛省】適性評価に係る意見等(231205).doc (30 KB)

内調 様

お世話になっております。

さて、特別秘密法案(適性評価部分)につきまして、添付のとおり、意見等を提出させていただきます。  
御検討の程、よろしくお願い申し上げます。

拝

防衛省 防衛政策局 調査課 情報保全企画室

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL 03-3268-3111 (内線 )

E-mail

平成23年12月5日  
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

### 特別秘密の保護に関する法律（仮称）の「適性評価」について

平成23年12月1日に法制局に持ち込んだ条文案（以下「部長用条文案」という。）について、以下のとおり、意見等を提出します。

なお、以下の意見等に対する回答の内容によっては、再意見等を提出させていただく場合があるとともに、以下の意見等のほか、「調査票」の調査項目などについては、特別秘密に関する適性評価制度と、特別防衛秘密・省秘に係る適性評価制度は、当省内においては、単一の制度であるべきとの各機関の意見を踏まえ、現在、検討中であるため、今後、別に意見等を提出させていただく予定があることを申し添えさせていただきます。

#### 1 第8条第1項関係



#### 2 第8条第2項関係

部長用条文案第8条第2項に規定する「職員になることが見込まれる者」は、異動（出向に際し、一旦退職し、採用される場合を含む。）内示が出ている者のほか、国家公務員として新たに採用される者（新規採用となる者）も含まれるとの解釈でよろしいか。

この場合、「新規採用となる者は含まれない」との解釈であれば、その理由等を御教示いただきたい。

#### 3 第8条第7項関係

11月25日に法制局に持ち込まれた条文案（第6回分）には、結果の通知について、本人が希望しない場合には通知しない旨の規定が置かれていたが、部長用条文案第8条第7項において削除された理由を御教示いただきたい。

また、対象職員に対する適性評価の結果の通知については、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内で行うことが重要と考えるところ、現段階における当該通知の具体的な要領について、お考えがあれば御教示いただきたい。

#### 4 第8条第9項第2号関係

部長用条文案第8条第1項の規定により適性を認められた職員が、同条第3項に規定する期間内のうちに、他の行政機関に出向（異動）した場合、当該他の行政機関の長は、その期間内であれば自己の保有する特別秘密を当該職員に取り扱わせることができるほか、当該職員の転入の際に、改めて、適性評価を行うことも可能と考えるが、この場合、その根拠は、部長用条文案第8条第1項なのか、あるいは同条第9項第2号なのか、御教示いただきたい。



平成 23 年 12 月 7 日

内閣府大臣官房公文書管理課との協議メモ

1 日時・場所

平成 23 年 12 月 6 日 午前 10 時 30 分頃から正午頃まで

2 出席者

内閣官房公文書管理検討室・内閣府大臣官房公文書管理課 村上課長補佐、  
高田専門職、笹川係長  
内閣情報調査室 法制 P T 室 ■■■ 補佐、■■■  
■■■ ■■■

3 協議

(別添 1 の方針案(先方が作成した関係論点に対応したもの)に従って口頭にて説明したの対し、先方からは概要以下のようなコメントがあった。)

- 自衛隊法と公文書管理法の関係の整理は進んでいない。公文書管理課としては、秘密保全法制との関係整理を優先するつもりである(当方から、自衛隊法との整理も含め、防衛省との協議も併行的に進めてもらいたい旨申入れ)。
- 特別秘密の指定がなされたままで公文書館に移管するのではなく、指定がなされている限り保存期間を延長するのが現実的であると考えている。
- 公文書管理法施行令 9 条 2 項で、裁量的な保存期間の延長が可能である。職務の遂行上の必要性が要件であり、延長する期間及び延長の理由に合理性がない場合は延長できない。また、延長する期間及び延長の理由を内閣総理大臣に報告することになるが、文書の内容の詳細まで報告することにはならないと考えている。
- 保存期間の延長の方法としては、同施行令 9 条 1 項の義務的な保存期間の延長として、特別秘密に指定されている場合を追加することも理屈としてはあり得るが、同条 2 項による方法で整理する方向で検討したい。
- 公文書管理法 9 条 1 項で、行政文書ファイル管理簿の記載状況等の管理状況についても毎年度、内閣総理大臣に報告することになっているが、現在検討中の報告事項(別添 2 「行政文書の管理状況の調査(平成 23 年度)調査票(案)」参照)では、文書の内容の詳細までは報告することにはなっていない。
- 管理状況に関する実地調査には、内閣府の職員によるもの(同法 9 条 3 項)と国立公文書館の職員によるもの(同条 4 項)がある。内閣府の職員による実地調査では、例えば、文書ファイルが管理簿に登録されていない場合に、文書の中身を見ることもあり得る。一方で、公文書館の職員による実地調査は、文書の長期保存の方法等の専門的見地からの調査を想定しており、文書の中身を確認することは考えにくい。したがって、内閣府の職員にクリアランスを受けさせて、中身を見る場合には公文書館の職員に席を外してもらうという対応もあり得るのかもしれない。この点については、今後検討したい。

- 公文書館に移管するのは歴史資料として重要な文書だけで、その他は廃棄することになることに照らすと、特別秘密に指定された文書も大部分が廃棄となるのではない。これに対しては、特別秘密に指定された文書は必ず移管すべきとの主張が考えられ、説明振りを検討する必要がある。
- 廃棄に当たっては、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることが必要となるが、文書の類型ごとに移管すべきか廃棄すべきかの指針を定めたガイドライン(別添3「行政文書の管理に関するガイドライン」(抄)参照)があり、各行政機関がこれに沿って廃棄すべきものを決定した上で総理に協議することになるため、総理において文書の中身を実際に確認することはほぼないと考えられる。

#### 4 結果

公文書管理課において、以下の3点について整理・検討することになった。

- 特別秘密の指定の有効期間が満了する前に文書の保存期間が満了して移管・廃棄となることのないよう、文書の保存期間を延長するスキーム
- 内閣府職員(公文書管理法9条3項)又は国立公文書館職員(同条4項)による実地調査等における特別秘密の取扱い及び当該職員に対する適性評価の在り方
- 特別秘密に指定されていた文書と移管の対象となる歴史公文書等との関係

## 特別秘密の保護に関する法律案と公文書管理法の関係論点

## 1. 文書の作成段階

- ・特別秘密にかかわるものであっても、文書作成義務（法第4条）の対象となるという理解でよいか。  
→ そのとおり。

## 2. 行政文書の整理段階

- (1) 特別秘密が記載された文書であっても、分類、名称の付与、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することになる（法第5条第1項）という理解でよいか。  
→ そのとおり。
- (2) 特別秘密の延長がなされても、法に基づく保存期間の延長がなされないことがあるということにならないか（法第5条第4項、施行令第9条）。  
→ そのとおり。
- (3) 特別秘密であるか否かと保存期間が満了した時の措置が移管か破棄かは必ずしもリンクしないという理解でよいか。（例えば、特別秘密として指定されたことがある行政文書であれば、必ず移管せよという議論は生じうる。）  
→ 必ずしもリンクしないものと思料。

## 3. 行政文書の保存段階

- (1) 特別秘密の保護に関する法律案第11条に規定する「必要な措置」は、法第6条の特別の規定（法第3条）に当たるか。  
→ 「必要な措置」として政令で定めるものの内容によるが、当たり得ると考えられる。
- (2) 特別秘密の扱い（取り扱う者を限定）と集中管理の推進（法第6条第2項。文書管理担当課による集中管理を原則）の関係を整理する必要があるか。特別の規定という整理は可能か（その場合、行政文書の管理の適正性をどのように担保するか）。  
→ 取扱者の限定を指向する特別秘密の取扱いと、集中管理の推進とは必ずしも相容れないと考えられるが、集中管理の推進（法6条2



項)は努力規定であり、合理的理由があれば例外を許容するものと考えられるため、あえて特別の規定という整理をする必要はないものと思料。

#### 4. 行政文書ファイル管理簿への登録段階

- ・特別秘密の記載された行政文書であっても、保存期間が1年以上のものについては、行政文書ファイル管理簿(公表)に記載されるという理解でよい。その場合、施行令第8条第1項において分かりやすい名称を付さなければならないこととされているが、名称そのものが特別秘密に該当するという事態が生じるおそれはないか(法第7条第1項、第2項、施行令第8条第1項、同令第12条)。

→ 特別秘密の記載された行政文書であっても行政文書ファイル管理簿に記載されるものと考えられるが、当該文書の名称に特別秘密を記載する必然性はなく、名称そのものが特別秘密に該当するという事態は生じ難いものと思料。

#### 5. 移管又は廃棄の段階

- ・特別秘密の記載された行政文書について、保存期間満了時の措置が移管となっているものについて、保存期間が満了したときに、特別秘密の指定がなされていても移管することにならないか(2.(2)参照)。

→ そのとおり。そこで何らかの手当てが必要となると思料するが、選択肢としては

- ① 指定が有効である以上は移管しない
- ② 移管することとした上で、移管先で厳格な保全措置をとることとする

の2つが考えられる。

- ・上記の場合、特別秘密の保護に関する法律案第6条に規定する他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務を行う機関として(独)国立公文書館を含むこととなるのか。

→ 独立行政法人は「行政機関」ではないため、含まれない。また、「契約業者」にも該当し難いとする。

→ 上記②の選択肢をとるとした場合、条文上の手当てが必要と思料。

#### 6. 管理状況の報告段階

・ 行政機関の長は、行政文書の管理の状況について、毎年度内閣総理大臣に報告することとなっている（法第9条第1項）が、特別秘密が記載された行政文書についての扱いをどうするか。

→ （報告すべき内容次第ではあるが）通常、管理状況の報告に当たり、当該文書の内容についてまで報告する必要性はないと考えられる。したがって、特別秘密が記載された文書が報告の対象となっても支障はないものと考えている。

#### 7. 内閣総理大臣による報告又は資料の提出の求め及び実地調査

・ 6. の管理状況に関する定期的な調査とは別に、内閣総理大臣は行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、報告や関係資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができることとなっており（法第9条第3項）、また、この場合において、歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる（法第9条第4項）とされているが、特別秘密の取り扱う者を限定することとの関係を整理する必要があるのではないか。

→ （報告・資料提出・実地調査の内容次第ではあるが）通常、適正な管理等の確保のための報告・資料提出・実地調査に当たり、当該文書の内容についてまで報告等する必要性は必ずしもないと考えられる。したがって、実地調査等を行う内閣府職員又は国立公文書館職員が特別秘密を取り扱うことはないものと考えている。

#### ※ 当方から公文書管理課に質問したい事項

○ 「行政文書」（公文書管理法2条4項）に該当する以上、保存期間が満了する場合には

##### ① 保存期間の延長

\* 施行令9条1項所定の場合を除き、「その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において」、「延長する期間及び理由を内閣総理大臣に報告」することを条件にのみ延長可能（施行令9条2項）

##### ② 歴史公文書等に該当するものとして国立公文書館等へ移管

##### ③ 廃棄

\* 内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることが必要  
のいずれかの措置をとる必要があるということによいか。

- 特別秘密が記載された文書も同様であり、仮に廃棄する場合には内閣総  
理大臣に協議してその同意を得る必要があるということによいか。



## 行政文書の管理状況の報告事項等について

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、行政機関の長が内閣総理大臣に報告しなければならないとされている、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況の標記事項については、別添（下記）のとおり検討しています。

報告を求めるに当たっては、これら調査票等について引き続き検討を行い、平成 24 年 3 月中旬頃に各行政機関に対する正式な調査依頼、同年 5 月 31 日までに内閣府への調査票の提出というスケジュールを考えています。

## 記

- 1 行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）の実施について（案）
- 2 行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）調査票（案）
- 3 行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）調査票記載要領（案）

## 【本件担当】

内閣府大臣官房公文書管理課

高田、伊藤

電話：03-3581-4718

FAX：03-5512-2914

E-mail：kobunsho.kanrika@cao.go.jp

## 行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）の実施について（案）

### 1 調査の目的

本調査は、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 9 条第 1 項に基づき、各行政機関における行政文書管理の状況について把握することを目的として実施する。

### 2 調査対象

#### (1) 対象機関

公文書管理法第 2 条第 1 項に規定する行政機関

#### (2) 対象期間

平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）の状況を把握。

※ 時点を問うものは、平成 24 年 3 月 31 日時点の状況。

### 3 調査項目

下記を参照のこと

「行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）調査票（案）」

「行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）調査票記載要領（案）」

### 4 実施スケジュール（予定）

3月中旬 調査票発出

5月31日 調査票回収

### 5 調査の実施方法等

#### (1) 実施の通知

内閣府公文書管理課から各行政機関の担当に、実施通知を送付するとともに、調査票等の関係資料（電子データ）を送信する。

#### (2) 調査結果の報告

調査票（電子データ）を内閣府公文書管理課（kobunsho.kanrika@cao.go.jp）にメールで送信することにより報告する。

#### (3) 公表等

調査結果は、行政機関単位で取りまとめて公表するとともに、内閣府のホームページに掲載する予定。

行政文書の管理状況の調査（平成23年度）  
調査票（案）

（提出用）

| 調査対象施設名 |  |
|---------|--|
| 担当課室    |  |

内閣府  
公文書管理課

【調査票 I-1】行政文書管理規則、行政文書ファイル保存要領等の整備状況

| 文書番号等   | 名称              | 制定年月      | 備考 |
|---------|-----------------|-----------|----|
| 〇〇訓令第〇号 | 〇〇省行政文書管理規則     | 平成23年4月1日 |    |
| 〇〇訓令第△号 | 〇〇省行政文書管理規則細則   |           |    |
| 〇〇訓令第〇号 | 〇〇省行政文書ファイル保存要領 | 平成23年4月1日 |    |
|         |                 |           |    |
|         |                 |           |    |
|         |                 |           |    |
|         |                 |           |    |

(注) 1 記載欄は適宜追加して差し支えない。  
 2 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。

【調査票 I-2】標準文書保存期間基準の整備状況

| 番号 | 文書管理者    | 組織名<br>(文書管理者が文書管理を行う組織の)        | 制定の有無     | 備考 |
|----|----------|----------------------------------|-----------|----|
| 1  | 大臣官房総務課長 | 大臣官房総務課                          | 平成23年4月1日 |    |
| 2  | ●●局△△課長  | ●●局の下記3課の文書管理する<br>(△△課、××課、○○課) | 未制定       |    |
|    |          |                                  |           |    |
|    |          |                                  |           |    |
|    |          |                                  |           |    |
|    |          |                                  |           |    |
|    |          |                                  |           |    |

(注) 1 記載欄は適宜追加して差し支えない。  
 2 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。



【調査票 I-3】集中管理の推進に関する方針の整備状況  
(方針を策定している場合)

| 文書番号    | 名称              | 制定年月      | 備考 |
|---------|-----------------|-----------|----|
| 〇〇訓令第〇号 | 〇〇省行政文書集中管理推進方針 | 平成23年4月1日 |    |
|         |                 |           |    |

(方針を策定していない場合)

| 方針を策定していない理由 (具体的かつ詳細に) | 方針作成見込時期 |
|-------------------------|----------|
|                         | 平成24年度末  |

- (注) 1 記載欄は適宜追加して差し支えない。  
2 「備考」欄には、必要に応じ特記事項 (方針の検討状況等) を記載する。

【調査票Ⅱ-1-1-①】行政文書ファイル等数

(単位：ファイル)

| 管理主体   | 行政文書ファイル等数 | うち平成23年度新規作成・取得ファイル等数 | 備考 |
|--------|------------|-----------------------|----|
|        |            |                       |    |
| 施設等機関  |            |                       |    |
| 特別の機関  |            |                       |    |
| 地方支分部局 |            |                       |    |
| 計      | 0          | 0                     |    |

- (注) 1 平成24年3月31日現在の行政文書ファイル管理簿に登録された行政文書ファイル等数を記載する。  
 2 「うち新規作成・取得ファイル等数」欄には、保有する行政文書ファイル等のうち、平成23年度に新規に作成・取得した行政文書ファイル等数を記載する。  
 3 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。

【調査表Ⅱ-1-②】行政文書ファイル等の媒体の種類の内訳

| 管理主体   | 紙<br>(a) | 電子媒体<br>(b) |             |                     |                     |              |              |     |      | 左記以外の媒体(c)      |    |     |   | 計<br>(a)+(b)<br>+(c) | 備考 |   |  |
|--------|----------|-------------|-------------|---------------------|---------------------|--------------|--------------|-----|------|-----------------|----|-----|---|----------------------|----|---|--|
|        |          | FD, CD, MO等 | 共有サー<br>バー内 | 一元的<br>文書管理<br>システム | 総合的<br>文書管理<br>システム | 電子申請<br>システム | 個別業務<br>システム | その他 | フィルム | カセット・<br>ビデオテープ | 写真 | その他 |   |                      |    |   |  |
|        |          |             |             |                     |                     |              |              |     |      |                 |    |     |   |                      |    |   |  |
| 本省     |          |             |             |                     |                     |              |              |     |      |                 |    |     |   |                      |    | 0 |  |
| 施設等機関  |          |             |             |                     |                     |              |              |     |      |                 |    |     |   |                      |    | 0 |  |
| 特別の機関  |          |             |             |                     |                     |              |              |     |      |                 |    |     |   |                      |    | 0 |  |
| 地方支分部局 |          |             |             |                     |                     |              |              |     |      |                 |    |     |   |                      |    | 0 |  |
| 計      | 0        | 0           | 0           | 0                   | 0                   | 0            | 0            | 0   | 0    | 0               | 0  | 0   | 0 | 0                    | 0  | 0 |  |

(単位：ファイル)

(注) 1 平成24年3月31日現在の行政文書ファイル管理簿に登録された行政文書ファイル等数を媒体別に記載する。  
 2 「備考」欄には、「電子媒体」の「その他」又は「左記以外の媒体」の「その他」の具体的な内容を記載する。

【調査票Ⅱ-2-①】保存期間別の行政文書ファイル等数の内訳

(単位：ファイル)

| 管理主体   | 行政文書ファイル等数（再掲） |    |    |     |     |         |         |     | 備考 |  |
|--------|----------------|----|----|-----|-----|---------|---------|-----|----|--|
|        | 1年             | 3年 | 5年 | 10年 | 30年 | 特定日以後〇年 | 常用（無期限） | その他 |    |  |
| 本省     |                |    |    |     |     |         |         |     |    |  |
| 施設等機関  |                |    |    |     |     |         |         |     |    |  |
| 特別の機関  |                |    |    |     |     |         |         |     |    |  |
| 地方支分部局 |                |    |    |     |     |         |         |     |    |  |
| 計      | 0              | 0  | 0  | 0   | 0   | 0       | 0       | 0   | 0  |  |

(注) 1 平成24年3月31日現在の行政文書ファイル管理簿に登録された行政文書ファイル数（調査票Ⅱ-1-①の再掲）を保存期間別に記載する。  
 2 「特定日以後〇年」欄は、公文書管理法施行令別表十一の項（許認可）、十三の項（補助金等）、十四の項（不服申立て）、十五の項（訴訟）、十九の項（退職手当）、二十七の項（公共事業）その他これらに類する保存期間を設定している行政文書ファイル数を記載する。  
 3 「備考」には「その他」に区分した行政文書ファイル等の具体的な保存期間（例：7年）を記載する。

【調査票Ⅱ-2-②】保存期間を「常用（無期限）」と設定した行政文書ファイル等

| 番号 | 行政文書ファイル等の名称 | 設定理由 |
|----|--------------|------|
| 1  |              |      |
| 2  |              |      |
| 3  |              |      |
| 4  |              |      |
| 5  |              |      |
| 6  |              |      |
| 7  |              |      |
| 8  |              |      |
| 9  |              |      |
| 10 |              |      |

(注) 1 本票は、調査票Ⅱ-2-(1)①において、保存期間を「常用（無期限）」としている行政文書ファイル等について作成する。  
 2 「設定理由」の欄には保存期間「常用（無期限）」とした理由を具体的に記載する。  
 3 記載欄は適宜追加して差し支えない。



【調査票Ⅱ-3】行政文書ファイル等の保存及び管理方式

| 番号 | 部局名         | 文書管理者数 | 行政文書の保存・管理方式            | 備考 |
|----|-------------|--------|-------------------------|----|
| 1  | 大臣官房総務課     |        | 分散保存・分散管理方式             |    |
| 2  | 大臣官房秘書課     |        | 分散保存・分散管理方式             |    |
| 3  | 大臣官房企画課     |        | 分散保存・分散管理方式             |    |
| 4  | 大臣官房政策評価広報課 |        | 分散保存・分散管理方式／集中保存・集中管理方式 |    |
| 5  | 大臣官房文書課     |        | 集中保存・集中管理方式             |    |
| 6  |             |        |                         |    |
| 7  |             |        |                         |    |
| 8  |             |        |                         |    |
| 9  |             |        |                         |    |
| 10 |             |        |                         |    |

(注) 1 本票は、各行政機関における本省部局の状況を記載する。(地方支分部局等は不要)  
 2 「文書管理者数」欄は、各部署ごとの総文書管理者数を記載する。  
 3 「保存及び管理方式」欄は、「分散保存・分散管理」「集中保存・分散管理」「集中保存・集中管理」「その他」の別を記載  
 4 「分散保存・分散管理」方式は、各部門の近くに書庫を分散させ、管理も当該部門に任せる方式をいう。  
 5 「集中保存・分散管理」方式は、1か所ないし複数の書庫に集中して保存しているが、管理は各部門に任せる方式をいう。  
 6 「集中保存・集中管理」方式は、1か所ないし複数の書庫に集中して保存し、管理も文書管理主管理部門等が一元管理する方式を  
 7 「備考」欄は、「その他」の方式を採用している場合、その具体的な内容を記載する。  
 8 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票Ⅱ-4-①】保存期間満了時の措置の内閣府への報告及び変更状況

(単位：ファイル数)

| 区分     | 行政文書ファイル数 (再掲)         |    |    |       |       |                           |       |       |       |       | 内閣府に<br>未報告のもの |   |
|--------|------------------------|----|----|-------|-------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|----------------|---|
|        | 保存期間の満了時の措置を内閣府に報告した件数 |    |    |       |       | 平成23年度中に保存期間の満了時の措置を変更したも |       |       |       |       |                |   |
|        | 移管                     | 廃棄 | 未定 | 移管→廃棄 | 廃棄→移管 | 移管→移管                     | 未定→移管 | 未定→廃棄 | 移管→移管 | 未定→移管 |                |   |
| 本省     | 0                      |    |    |       |       |                           |       |       |       |       |                | 0 |
| 施設等機関  | 0                      |    |    |       |       |                           |       |       |       |       |                | 0 |
| 特別の機関  | 0                      |    |    |       |       |                           |       |       |       |       |                | 0 |
| 地方支分部局 | 0                      |    |    |       |       |                           |       |       |       |       |                | 0 |
| 計      | 0                      | 0  | 0  | 0     | 0     | 0                         | 0     | 0     | 0     | 0     | 0              | 0 |

(注) 1 本票は、平成24年3月31日現在の行政文書ファイル管理簿に登録された行政文書ファイル等のうち、平成27年度までの間に、保存期間が満了する行政文書を  
 2 事前に内閣府の確認を受けた保存期間満了時の措置について、その後変更を行っていない場合には、「保存期間満了時の措置に変更なし」欄に、変更  
 3 「移管→廃棄」「廃棄→移管」「未定→移管」「未定→廃棄」欄は、それぞれ「変更前→変更後」を表し、事前に内閣府の確認を受けた保存期間満了  
 4 「保存期間満了時の措置を変更」欄に該当する行政文書ファイル等がある場合には、その一覧を行政文書ファイル管理簿の様式により添付すること。

【調査票Ⅱ-4-②】保存期間満了時の措置が「未定」の行政文書ファイル等名

| 番号 | 作成・取得<br>年度等 | 分類           |           | 名称<br>(小分類) | 作成・取得者          | 起算日      | 保存期間 | 保存期間<br>満了日 | 媒体 | 管理者             | 保存期間満<br>了時の措置 | 未定の理由   |
|----|--------------|--------------|-----------|-------------|-----------------|----------|------|-------------|----|-----------------|----------------|---|
|    |              | 大分類          | 中分類       |             |                 |          |      |             |    |                 |                |   |
| 1  | 平成24年度       | 研修の実<br>施記録  | 実績        | 〇〇大学研修講師派遣  | 大臣官房公文書管<br>理課長 | 2012.4.1 | 1年   | 2013.3.31   | 紙  | 大臣官房公文<br>書管理課長 | 未定             | 行政文書ファイル等が完<br>結していないため、行政文<br>書ファイル全体として移管<br>すべきものに該当するか否<br>か未だ判断が難しいため                  |
| 2  | 平成24年度       | 関係省庁<br>連絡会議 | 第1回会<br>議 | 会議配布資料      | 大臣官房公文書管<br>理課長 | 2012.4.1 | 10年  | 2022.3.31   | 紙  | 大臣官房公文<br>書管理課長 | 未定             | 新規事業に関する行政文<br>書ファイル等であるが、当<br>該事業が国政上重要な事項<br>に該当するか否か等、行政<br>文書ファイル等の移管が適<br>当か否か判断が難しいため |
| 3  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |   |
| 4  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |   |
| 5  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |   |
| 6  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |   |
| 7  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |   |
| 8  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |   |
| 9  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |   |
| 10 |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |   |

(注) 1 本票は、保存期間満了時の措置が「未定」のままとされている行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、  
必要な事項を記載する。  
2 「未定の理由」欄は、保存期間満了時の措置が「未定」のままとされている理由を記載する。  
3 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票Ⅱ-4-③】平成23年度中に保存期間満了時の措置を「廃棄→移管」に変更した行政文書ファイル等名

| 番号 | 作成・取得<br>年度等 | 分類           |           | 名称<br>(小分類) | 作成・取得者          | 起算日      | 保存期間 | 保存期間<br>満了日 | 媒体 | 管理者             | 保存期間満<br>了時の措置 | 変更した理由                                |
|----|--------------|--------------|-----------|-------------|-----------------|----------|------|-------------|----|-----------------|----------------|---------------------------------------|
|    |              | 大分類          | 中分類       |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 1  | 平成24年度       | 研修の実<br>施記録  | 実績        | 〇〇大学研修講師派遣  | 大臣官房公文書管<br>理課長 | 2012.4.1 | 1年   | 2013.3.31   | 紙  | 大臣官房公文<br>書管理課長 | 移管             | 国立公文書館の助言を踏<br>まえ、移管に変更したもの           |
| 2  | 平成24年度       | 関係省庁<br>連絡会議 | 第1回会<br>議 | 会議配布資料      | 大臣官房公文書管<br>理課長 | 2012.4.1 | 10年  | 2022.3.31   | 紙  | 大臣官房公文<br>書管理課長 | 移管             | 時の経過により、国政上<br>重要な事項に該当すること<br>となったため |
| 3  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 4  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 5  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 6  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 7  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 8  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 9  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 10 |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |

(注) 1 本票は、保存期間満了時の措置を「廃棄」から「移管」に変更した行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、  
必要な事項を記載する。  
2 「変更した理由」欄は、保存期間満了時の措置を「廃棄」から「移管」に変更した理由を記載する。  
3 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票Ⅱ-4-④】平成23年度中に保存期間満了時の措置を「未定→移管」に変更した行政文書ファイル等名

| 番号 | 作成・取得<br>年度等 | 分類           |           | 名称<br>(小分類) | 作成・取得者          | 起算日      | 保存期間 | 保存期間<br>満了日 | 媒体 | 管理者             | 保存期間満<br>了時の措置 | 変更した理由                                |
|----|--------------|--------------|-----------|-------------|-----------------|----------|------|-------------|----|-----------------|----------------|---------------------------------------|
|    |              | 大分類          | 中分類       |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 1  | 平成24年度       | 研修の実<br>施記録  | 実績        | 〇〇大学研修講師派遣  | 大臣官房公文書管<br>理課長 | 2012.4.1 | 1年   | 2013.3.31   | 紙  | 大臣官房公文<br>書管理課長 | 移管             | 国立公文書館の助言を踏<br>まえ、移管に変更したもの           |
| 2  | 平成24年度       | 関係省庁<br>連絡会議 | 第1回会<br>議 | 会議配布資料      | 大臣官房公文書管<br>理課長 | 2012.4.1 | 10年  | 2022.3.31   | 紙  | 大臣官房公文<br>書管理課長 | 移管             | 時の経過により、国政上<br>重要な事項に該当すること<br>となったため |
| 3  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 4  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 5  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 6  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 7  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 8  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 9  |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |
| 10 |              |              |           |             |                 |          |      |             |    |                 |                |                                       |

(注) 1 本票は、保存期間満了時の措置を「未定」から「移管」に変更した行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、  
必要な事項を記載する。  
2 「変更した理由」欄は、保存期間満了時の措置を「未定」から「移管」に変更した理由を記載する。  
3 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票Ⅱ-4-⑤】平成23年度に新規作成・取得した行政文書ファイル等の「保存期間満了時の措置」の付与状況

(単位：ファイル、パーセント)

| 管理主体   | 平成23年度新規作成・取得ファイル等数<br>(再掲) | うち「保存期間満了時の措置」を付与しているもの |   | 保存期間満了時の措置付与率 | 備考 |
|--------|-----------------------------|-------------------------|---|---------------|----|
|        |                             |                         |   |               |    |
| 本省     |                             |                         |   | #DIV/0!       |    |
| 施設等機関  |                             |                         |   | #DIV/0!       |    |
| 特別の機関  |                             |                         |   | #DIV/0!       |    |
| 地方支分部局 |                             |                         |   | #DIV/0!       |    |
| 計      | 0                           | 0                       | 0 | #DIV/0!       |    |

- (注) 1 平成24年3月31日現在の行政文書ファイル管理簿に登載された行政文書ファイル等について記載する。  
 2 「平成23年度新規作成・取得ファイル等数(再掲)」欄には、平成23年度に新規に作成・取得した行政文書ファイル等数を記載する。  
 3 「うち「保存期間満了時の措置」を付与しているもの」欄には、「保存期間満了時の措置」について「移管」又は「廃棄」と記載しているもののファイル数を記載する。「未定」又は空白となっている場合はカウントしない。  
 4 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。



【調査票Ⅱ-4-4-⑥ 公文書管理法施行令附則第3条の適用状況】

システム名：

| 記載困難な事項                               | 記載困難な理由  | 当該事項の記載予定日 |
|---------------------------------------|--|------------|
| 施行令第11条第1項第7号<br>(文書作成取得日の属する年度)      | 該当なし   |            |
| 施行令第11条第1項第8号<br>(前号の日における文書管理者)      | 該当なし   |            |
| 施行令第11条第1項第9号<br>(保存期間の起算日)           | 現行システムは平成23年3月31日までの利用であり、かつ、システム改修に多額の費用を要するため。 | 平成23年4月1日  |
| 施行令第11条第1項第10号<br>(媒体の種類)             | 該当なし   |            |
| 施行令第11条第1項第11号<br>(行政文書ファイル等に係る文書管理者) | 該当なし   |            |

- (注) 1 本票は、各行政機関において公文書管理法施行令附則第3条に基づく行政文書ファイル管理簿の経過措置を適用している総合的な文書管理システムを保有している場合に記載する。  
 2 「記載困難な理由」欄は、当該事項を記載することが困難である理由を具体的に記載する。  
 3 該当する事項がない場合、回答欄に「該当なし」と記載する。

【調査票Ⅱ-5-①】保存期間が満了した行政文書ファイル等の措置状況

(単位:ファイル)

| 区分     | 保存期間満了<br>ファイル数 | 移管 | 廃棄 | 保存期間延長 | 備考 |
|--------|-----------------|----|----|--------|----|
| 本省     | 0               |    |    |        |    |
| 施設等機関  | 0               |    |    |        |    |
| 特別の機関  | 0               |    |    |        |    |
| 地方支分部局 | 0               |    |    |        |    |
| 計      | 0               | 0  | 0  | 0      |    |

(注)1 平成23年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等について記載する。  
 2 「移管」、「廃棄」及び「保存期間延長」の各欄には、平成23年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等の措置について該当する行政文書ファイル等数を記載する。  
 3 ファイル数は、「保存期間満了ファイル等数」＝「移管」＋「廃棄」＋「保存期間延長」となることに留意する。  
 4 「保存期間延長」欄に計上した行政文書ファイル等について、調査票Ⅱ-5-④及び調査票Ⅱ-5-⑤を作成する。  
 5 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。

【調査票Ⅱ-5-②】保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄の同意の状況（内閣府作成）

（単位：ファイル）

| 管理主体   | 平成23年度中に保存期間が満了した行政文書ファイル等数 |     | 備考 |
|--------|-----------------------------|-----|----|
|        | 廃棄同意の状況                     |     |    |
|        | 同意                          | 不同意 |    |
| 本省     | 0                           |     |    |
| 施設等機関  | 0                           |     |    |
| 特別の機関  | 0                           |     |    |
| 地方支分部局 | 0                           |     |    |
| 計      | 0                           | 0   | 0  |

- (注) 1 平成23年度中に保存期間が満了した行政文書ファイル等について記載する。  
 2 「移管」「廃棄」欄には、平成23年度中に保存期間が満了した行政文書ファイル等について、保存期間の満了時の措置の措置の内容別に該当する欄にカウントする。  
 3 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。

【調査票Ⅱ-5-③】廃棄不同意となった行政文書ファイル等名およびその理由（内閣府作成）

| 番号 | 不同意となった行政文書ファイル名 | 不同意とした理由 | 備考 |
|----|------------------|----------|----|
| 1  |                  |          |    |
| 2  |                  |          |    |
| 3  |                  |          |    |
| 4  |                  |          |    |
| 5  |                  |          |    |
| 6  |                  |          |    |
| 7  |                  |          |    |
| 8  |                  |          |    |
| 9  |                  |          |    |
| 10 |                  |          |    |
|    |                  |          |    |
|    |                  |          |    |

(注) 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票Ⅱ-5-④】延長理由別行政文書ファイル数

| 管理主体   | 内 訳                           |   |   |  |   |                        |                                 |                       |             |             |             | 備考 |             |             |                       |   |   |
|--------|-------------------------------|---|---|--|---|------------------------|---------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|----|-------------|-------------|-----------------------|---|---|
|        | 延長した<br>行政文書<br>ファイル数<br>(総数) | 理由1   | 理由2                                     | 理由3  | 理由4                                     | 理由5                    | 理由6                             | 理由7                   | 理由8         | 理由8         | 理由8         |    | 理由9         |             |                       |   |   |
|        |                               | 公文書管理法<br>施行令第9条第1号に基づ<br>くもの<br>(監査、検査<br>等) | 公文書管理法<br>施行令第9条第2号に基づ<br>くもの<br>(訴訟手続) | 公文書管理法<br>施行令第9条第3号に基づ<br>くもの<br>(不服申立て<br>手続) | 公文書管理法<br>施行令第9条第4号に基づ<br>くもの<br>(開示請求) | 国会関係用<br>務に必要と<br>するため | 法令の制定<br>又は改廃用<br>務に必要と<br>するため | 災害等の緊<br>急事態対応<br>のため | その他の<br>理由1 | その他の<br>理由2 | その他の<br>理由3 |    | その他の<br>理由4 | その他の<br>理由5 | 災害等の緊<br>急事態対応<br>のため |   |   |
| 本省     |                               |   |   |  |   |                        |                                 |                       |             |             |             |    |             |             |                       |   |   |
| 施設等機関  |                               |   |   |  |   |                        |                                 |                       |             |             |             |    |             |             |                       |   |   |
| 特別の機関  |                               |   |   |  |   |                        |                                 |                       |             |             |             |    |             |             |                       |   |   |
| 地方支分部局 |                               |   |   |  |   |                        |                                 |                       |             |             |             |    |             |             |                       |   |   |
| 計      | 0                             | 0   | 0                                       | 0  | 0                                       | 0                      | 0                               | 0                     | 0           | 0           | 0           | 0  | 0           | 0           | 0                     | 0 | 0 |

(注) 1 本票は、保存期間を延長した行政文書ファイル等について、延長理由別のファイル数を記載する。  
 2 延長理由について、横数の項目に該当する場合には、それぞれにカウントする。  
 3 「その他の理由」に該当する理由がある場合には、その具体的理由を上書きの上、カウントする。  
 4 「その他の理由」欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票Ⅱ-5-⑤】保存期間を延長した行政文書ファイル等

| 番号 | 管理主体  | 保存期間を延長した行政文書ファイル等の名称 | 文書管理者    | 保存期間の延長状況 |      |        | 保存期間延長の理由 | 備考                                  |
|----|-------|-----------------------|----------|-----------|------|--------|-----------|-------------------------------------|
|    |       |                       |          | 当初の保存期間   | 延長期間 | 保存期間総計 |           |                                     |
| 1  | 施設等機関 | 〇〇会計審査                | 〇〇局●●課長  | 5年        | 1年   | 6年     | 8         | 年度を越えてからまとめられた行政文書があり、その保存期間に合わせるため |
| 2  | 本省    | 〇〇法案国会審議              | 大臣官房総務課長 | 30年       | 1年   | 33年    | 7         | 3回目の延長                              |
| 3  |       |                       |          |           |      |        |           |                                     |
| 4  |       |                       |          |           |      |        |           |                                     |
| 5  |       |                       |          |           |      |        |           |                                     |
| 6  |       |                       |          |           |      |        |           |                                     |
| 7  |       |                       |          |           |      |        |           |                                     |
| 8  |       |                       |          |           |      |        |           |                                     |
| 9  |       |                       |          |           |      |        |           |                                     |
| 10 |       |                       |          |           |      |        |           |                                     |

- (注) 1 「管理主体」欄は、「本省」「施設等機関」「特別の機関」「地方支分部局」から選択する。  
 2 「当初の保存期間」欄は、延長前の保存期間を記載する。(記載例：1年、90日)  
 3 「延長期間」欄は、延長する年数又は日数を記載する。(記載例：1年、90日)  
 4 「保存期間総計」欄は、行政文書ファイル等の作成・取得時からカウントして、今回の延長でによる保存期間の総計が何年になるかを記載する。  
 5 「保存期間を延長した理由」欄は、以下の従い、該当する区分を選択した上で、「8」を選択した場合、その具体的な理由を右欄に記載する。  
 ・ 施行令第9条第1項第1号に基づく延長 (監査、検査等) 「1」  
 ・ 施行令第9条第1項第2号に基づく延長 (訴訟手続) 「2」  
 ・ 施行令第9条第1項第3号に基づく延長 (不服申立て) 「3」  
 ・ 施行令第9条第1項第4号に基づく延長 (開示請求) 「4」  
 ・ 国会関係用務に必要とするための延長 「5」  
 ・ 法令の制定又は改廃用務に必要とするための延長 「6」  
 ・ 災害等の緊急事態対応のための延長 「7」  
 ・ その他の理由による延長 「8」  
 ・ 廃棄不同意に基づく延長 「9」  
 6 「備考」欄は、延長を複数回実施している場合にその回数を記載するほか、その他特記事項を記載する。  
 7 本票に記載した延長理由は、調査票Ⅱ-2-(2)②の内訳と一致するよう留意すること。  
 8 記載欄は適宜追加して差し支えない。



【調査票Ⅱ-6-①】研修の実施状況

(単位:回、人)

| 区分     | 研修の実施・派遣延べ回数 |         |              |                   |        | 延べ参加人数 |
|--------|--------------|---------|--------------|-------------------|--------|--------|
|        | 新規採用職員研修     | 文書管理者研修 | 他の行政機関等で行う研修 | 独立行政法人国立公文書館が行う研修 | その他の研修 |        |
| 本省     | 0            |         |              |                   |        |        |
| 施設等機関  | 0            |         |              |                   |        |        |
| 特別の機関  | 0            |         |              |                   |        |        |
| 地方支分部局 | 0            |         |              |                   |        |        |
| 計      | 0            | 0       | 0            | 0                 | 0      | 0      |

備考

(注) 1 本票は、行政機関が自ら実施した研修又は他の行政機関等に派遣した研修の回数について記載する。  
 2 「その他の研修」を実施している場合、その具体的内容を備考欄に記載する。

【調査票Ⅱ-6-②】研修の実施内容

(単位：回)

| 区分                    | 研修の実施・派遣延べ回数(再掲) |                     |              |                               |                       |                      |             | 研修の内容                |     |  |  |  | 備考 |  |
|-----------------------|------------------|---------------------|--------------|-------------------------------|-----------------------|----------------------|-------------|----------------------|-----|--|--|--|----|--|
|                       | 法制度の<br>目的・概要    | 行政文書管<br>理規則の内<br>容 | ファイリン<br>グ手法 | 行政文書<br>ファイル管<br>理簿の意<br>義・機能 | 文書管理シ<br>ステムの利<br>用方法 | 歴史公文書<br>等の評価・<br>選別 | 職員の指導<br>方法 | 文書の管理<br>状況の点検<br>方法 | その他 |  |  |  |    |  |
| 新規採用職員研修              | 0                |                     |              |                               |                       |                      |             |                      |     |  |  |  |    |  |
| 文書管理者研修               | 0                |                     |              |                               |                       |                      |             |                      |     |  |  |  |    |  |
| 他の行政機関等で行<br>う研修      | 0                |                     |              |                               |                       |                      |             |                      |     |  |  |  |    |  |
| 独立行政法人国立公<br>文書館が行う研修 | 0                |                     |              |                               |                       |                      |             |                      |     |  |  |  |    |  |
| その他の研修                | 0                |                     |              |                               |                       |                      |             |                      |     |  |  |  |    |  |

- (注) 1 本票は、調査票Ⅲ-2-①(1)で実施又は派遣又は派遣した研修について記載する。その研修の内容について記載する。  
 2 「教育研修への参加状況」欄は、調査票Ⅲ-2-①(1)で、該当する教育研修の実施・派遣延べ回数が1以上の場合、○を記載する。  
 ・同一の内容の研修を本省及び地方支分部局3か所で開催している場合、3回とカウント  
 ・該当しない場合、空欄で可  
 3 「教育研修の内容」欄は、教育研修への参加状況が○の場合に、該当する研修内容に○を記載する。  
 4 「教育研修の内容」欄のうち、「その他」に該当がある場合、その内容を備考欄に記載する。  
 5 その他特記事項があれば、その内容を備考欄に記載する。

【調査票Ⅲ-1-1-①】行政文書の点検の実施頻度

(単位：文書管理者)

| 区分     | 文書管理者数(再掲) | 実施 | 点検の実施頻度 |              |             |            | 未実施 |     |
|--------|------------|----|---------|--------------|-------------|------------|-----|-----|
|        |            |    | 毎月      | 3か月に<br>1回程度 | 半年に<br>1回程度 | 年に<br>1回程度 |     | その他 |
|        |            |    |         |              |             |            |     |     |
| 本省     | 0          | 0  |         |              |             |            |     |     |
| 施設等機関  | 0          | 0  |         |              |             |            |     |     |
| 特別の機関  | 0          | 0  |         |              |             |            |     |     |
| 地方支分部局 | 0          | 0  |         |              |             |            |     |     |
| 計      | 0          | 0  | 0       | 0            | 0           | 0          | 0   | 0   |

備考

(注) 1 本票は文書管理者ごとに、行った点検の頻度について記載する。  
 2 「その他」の場合、その点検の頻度を備考欄に記載する。(例：4か月に1回、毎週)

【調査票Ⅲ-1-②】行政文書の点検の実施内容

| 区分     | 文書管理者数 (再掲)           |                |                             |                          |                              |  |                      |                       |                 |                              |                                       | その他 |
|--------|-----------------------|----------------|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|--|----------------------|-----------------------|-----------------|------------------------------|---------------------------------------|-----|
|        | 点検の実施内容               |                |                             |                          |                              |  |                      |                       |                 |                              |                                       |     |
|        | 作成すべき行政文書が適切に作成されているか | 行政文書等の保存場所が適切か | 保存場において「行政文書」と「個人文書」の混在はないか | 文書管理者は行政文書等の保存場所を把握しているか | 行政文書等は識別を容易にするための措置が講じられているか | 行政文書の分類、名称、保存期間、満了日及び保存場所等が行政文書管理簿に適切に記載されているか | 移行すべき行政文書等が適切に移管されるか | 廃棄した行政文書等は適切に廃棄されているか | 誤廃棄防止措置はとられているか | 文書管理担当職員に対する指導・監督は適切に行われているか | 異動や組織改編に伴う事務の引継ぎの際、適切に行政文書等が引き継がれているか |     |
| 本省     | 0                     |                |                             |                          |                              |  |                      |                       |                 |                              |                                       |     |
| 施設等機関  | 0                     |                |                             |                          |                              |  |                      |                       |                 |                              |                                       |     |
| 特別の機関  | 0                     |                |                             |                          |                              |  |                      |                       |                 |                              |                                       |     |
| 地方支分部局 | 0                     |                |                             |                          |                              |  |                      |                       |                 |                              |                                       |     |
| 計      | 0                     | 0              | 0                           | 0                        | 0                            | 0  | 0                    | 0                     | 0               | 0                            | 0                                     | 0   |

(注) 1 本票は文書管理者ごとに、行った点検の内容について記載する。  
 2 複数の点検内容を実施している場合は、それぞれにカウントする。  
 3 「その他」の点検内容を実施している場合、その具体的内容を備考欄に記載する。

↓

備考

【調査票Ⅲ-1-③】行政文書の点検結果と改善状況

|                              |                  |                    |
|------------------------------|------------------|--------------------|
| 点検実施数(再掲)<br>(点検を実施した文書管理者数) | うち、不適切事例が認められたもの | うち、何ら問題が認められなかったもの |
|                              |                  |                    |

| 事例数 | 点検の結果把握した不適切事例 | 不適切事例に対する指導等 | 改善等措置状況 |
|-----|----------------|--------------|---------|
|     |                |              |         |
|     |                |              |         |
|     |                |              |         |
|     |                |              |         |
|     |                |              |         |
|     |                |              |         |
|     |                |              |         |
|     |                |              |         |
|     |                |              |         |
|     |                |              |         |

(注) 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票Ⅲ-1-④】 監査の実施回数、実施方針、結果の活用方法等

(単位：回、人)

| 区分     | 監査の実施頻度 |                  | 実施頻度の決定の考え方             | 監査対象の選定の方法  | 監査結果の活用方法   |
|--------|---------|------------------|-------------------------|---|---|
|        | 3か月に1回  | 監査を受けた<br>文書管理者数 |                         |   |   |
| 本省     | 3か月に1回  |                  | 例：毎年定期異動日（4月1日）の1か月後に実施 | 例：本省の文書管理者については、毎年実施。地方の文書管理者については、事務所数が多数にわたることから、3年で監査できることより選定 | 例：監査結果については、全文書管理者にフィードバックするとともに、特に悪かった項目については翌年度の重点監査項目とすることとしている。 |
| 地方支分部局 |         |                  |                         |   |   |
|        |         |                  |                         |   |   |
|        |         |                  |                         |   |   |

備考

- (注) 1 本票は各府省の監査責任者が実施した監査の頻度について記載する。  
 2 監査の実施頻度について、「その他」を選択した場合、具体的な監査の頻度を備考欄に記載する。（例：4か月に1回、毎週）



【調査票Ⅲ-1-⑤】監査の内容

| 番号 | 監査の実施内容 | 監査の指摘事項等 | 改善等措置状況 | 備考 |
|----|---------|----------|---------|----|
| 1  |         |          |         |    |
| 2  |         |          |         |    |
| 3  |         |          |         |    |
| 4  |         |          |         |    |
| 5  |         |          |         |    |
| 6  |         |          |         |    |
| 7  |         |          |         |    |
| 8  |         |          |         |    |
| 9  |         |          |         |    |
| 10 |         |          |         |    |

(注) 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票Ⅲ-1-⑥】紛失等への対応

| 番号 | 紛失、誤廃棄等事案の内容 | 紛失等行政文書ファイル等名<br>(付与されているRS) | 事案発生年月日 | 総括文書管理者<br>への報告年月日 | 紛失等事案への対応及び<br>被害拡大防止等措置状況 |
|----|--------------|------------------------------|---------|--------------------|----------------------------|
| 1  |              |                              |         |                    |                            |
| 2  |              |                              |         |                    |                            |
| 3  |              |                              |         |                    |                            |
| 4  |              |                              |         |                    |                            |
| 5  |              |                              |         |                    |                            |
| 6  |              |                              |         |                    |                            |
| 7  |              |                              |         |                    |                            |
| 8  |              |                              |         |                    |                            |

(注) 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票Ⅲ-1-⑦】不適切な文書管理に係る処分の状況

| 番号 | 区分 | 事案の内容 | 処分対象者 | 処分等の種類・程度 | 備考 |
|----|----|-------|-------|-----------|----|
| 1  |    |       |       |           |    |
| 2  |    |       |       |           |    |
| 3  |    |       |       |           |    |
| 4  |    |       |       |           |    |
| 5  |    |       |       |           |    |
| 6  |    |       |       |           |    |
| 7  |    |       |       |           |    |
| 8  |    |       |       |           |    |
| 9  |    |       |       |           |    |
| 10 |    |       |       |           |    |

- (注) 1 本票は、平成23年度中に文書管理の不適切な取扱いに起因する処分等の状況について記載する。  
 2 「区分」欄は、本省、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の別を選択する。  
 3 「事案の内容」欄は、誤廃棄、紛失、作成義務違反、不遵守管理、その他の別を選択する。なお、「その他」を選択した場合、その内容を備考に記載すること。  
 4 「処分対象者」欄は、本人、文書管理者、監督者、その他の別を選択する。「その他」を選択した場合、その対象者を記載すること。  
 5 「監督者」は、当該処分等に関し、業務監督上の責任を理由として処分等を受けた者をいう。  
 6 「文書管理者等」は、当該処分等に関し、文書管理上の責任を理由として処分等を受けたものをいい、文書管理者、文書取扱主任等が想定される。  
 「処分等の種類・程度」欄には、具体的な処分（例：懲戒、戒告、減給）及びその程度（例：3か月、10分の1）を記載する。  
 記載欄は、適宜追加して差し支えない。

【事例票 公文書管理法施行1年目の取組状況】

| 質 問  | 回 答 |
|--|-----|
| <p>Q1. 公文書管理法の施行に伴い、行政文書の作成について、総括文書管理者による文書管理に関する指導、研修、取組等を行った結果、どのような進展・改善が図られたか、具体的に記載してください。</p>     |     |
| <p>Q2. 公文書管理法の施行に伴い、行政文書の整理について、総括文書管理者による文書管理に関する指導、研修、取組等を行った結果、どのような進展・改善が図られたか、具体的に記載してください。</p>     |     |
| <p>Q3. 公文書管理法の施行に伴い、行政文書の保存について、総括文書管理者による文書管理に関する指導、研修、取組等を行った結果、どのような進展・改善が図られたか、具体的に記載してください。</p>     |     |
| <p>Q4. 公文書管理法の施行に伴い、行政文書の移管又は廃棄について、総括文書管理者による文書管理に関する指導、研修、取組等を行った結果、どのような進展・改善が図られたか、具体的に記載してください。</p> |     |
| <p>Q5. 公文書管理法の施行に伴い、上記以外に、総括文書管理者による文書管理に関する指導、研修、取組等を行った結果、どのような進展・改善が図られたか、具体的に記載してください。</p>           |     |

(注) 1 具体的措置について、当該取組を指示、ルール化している場合の根拠（実施通知、マニュアル等）、当該取組の結果がわかるもの（報告書、確認作業資料等）があれば当該資料を添付してください。があれば、添付する。  
 2 該当する取り組みを行っていない場合、回答欄に「該当なし」と記載する。

行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）  
調査票記載要領（案）

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 9 条に基づく「行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）調査票（案）」への記載に当たっては、本記載要領（案）により記載するものとする。

**I 行政文書の管理に関する基礎的事項**

**調査票 1-1（行政文書管理規則、行政文書ファイル保存要領等の整備状況）**

公文書管理法第 10 条に基づき、各行政機関において定められる行政文書管理規則、細則その他の文書管理に関する規程について、制定年月日、内容等を記載するとともに、当該行政文書管理規則、細則その他関係規程類を添付する。

また、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）第 2 の規定に基づき、総括文書管理者が作成することとされている行政文書ファイル保存要領についても、制定年月日、内容等を記載し、当該行政文書ファイル保存要領を添付する。

**調査票 1-2（標準文書保存期間基準の整備状況）**

ガイドライン第 4 の規定に基づき、文書管理者が定めなければならないとされている標準文書保存期間基準について、文書管理者毎に文書管理者名、組織名（当該文書管理者が文書管理を行わなければならない組織の範囲）、制定年月日等を記載するとともに、本府省庁の官房、局、地方支分部局のそれぞれに属する任意の課室から、合計 3 課室分の当該標準文書保存期間基準をサンプルとして添付する。

また、平成 24 年 3 月 31 日現在で標準文書保存期間基準が定められていない場合には、その理由と作成見込み時期を「備考」欄に記載し報告する。

**調査票 1-3（集中管理の推進に関する方針の整備状況）**

ガイドライン第 5 の規定に基づき、総括文書管理者が、平成 25 年度までに定めることとされている集中管理の推進に関する方針について、制定年月日、内容等を記載するとともに、当該集中管理の推進に関する方針を添付する。

また、平成 24 年 3 月 31 日現在で集中管理の推進に関する方針が策定されていない場合には、その理由と当該方針の作成見込み時期を報告する。

## Ⅱ 公文書管理法に基づく行政文書の管理状況等

### 1 行政文書の作成について

#### 調査票Ⅱ-1-①（行政文書ファイル等数）

各行政機関における行政文書ファイル等の分量について把握するため、本票では、平成24年3月31日現在で各行政機関が保有する行政文書ファイル等数（現に保有しているファイル等数のことであり、現に保有していないものの、移管、廃棄及び行政文書ファイル等の分割・統合等を行ったもので、行政文書ファイル管理簿において当該履歴情報を管理しているものは除く）を記載する。また、「うち平成23年度新規作成・取得ファイル数」欄には、各行政機関が保有する行政文書ファイル等数のうち、平成23年度中に新たに作成又は取得した行政文書ファイル等数を記載する。

#### 調査票Ⅱ-1-②（行政文書ファイル等の媒体の種別の内訳）

調査票Ⅱ-1-①で把握した行政文書ファイル等数について、その媒体の種別を把握するため、本票では、行政文書ファイル等の媒体について、紙、電子媒体、その他の媒体の別に記載する。

なお、電子媒体及びその他の媒体のうち、それぞれ「その他」欄に記載した場合には、その具体的内容を備考欄に記載する。

### 2 行政文書の整理等について

#### 調査票Ⅱ-2-①（保存期間別の行政文書ファイル等数の内訳）

調査票Ⅱ-1-①で把握した行政文書ファイル等数について、その保存期間を把握するため、本票では、行政文書ファイル等ごとに設定された保存期間の別にそれぞれ該当する欄に記載する。

また、「特定日以後〇年」欄は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。）別表十一の項（許認可）、十三の項（補助金等）、十四の項（不服申立て）、十五の項（訴訟）、十九の項（退職手当）、二十七の項（公共事業）その他これらに類する保存期間を設定している行政文書ファイル数を記載する。

なお、「その他」欄に記載した場合は、その具体的内容を備考欄に記載する。

#### 調査票Ⅱ-2-②（保存期間を「常用（無期限）」と設定した行政文書ファイル等）

調査票Ⅱ-2-①において把握した保存期間が「常用」と設定された行政文書ファイル等について、その詳細を把握するため、本票では、当該行政文書ファイル等の名称及び設定した理由について記載する。

なお、ガイドライン第4において、行政文書ファイル管理簿など、事案の発生や変更等に伴い、記載事項が随時、追記・更新される台帳や、法令の制定又は改廃等に伴い、随時、追記・更新される法令集などが、職員が業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき常用文書の例とされている。



### 3 行政文書ファイル等の保存について

#### 調査票Ⅱ-3 (行政文書ファイル等の保存及び管理方式)

各行政機関の行政文書ファイル等の保存及び管理方式を把握するため、本票では、各行政機関の部局別に、文書管理者数及び行政文書の保存・管理方式を記載する。

行政文書の保存・管理方式は、大別して、以下の4通り(複数回答あり。)から選択して記載する。

① 「分散保存・分散管理」方式

各部門の近くに書庫を分散させ、管理も当該部門に任せる方式

② 「集中保存・分散管理」方式

1か所ないし複数の書庫に集中して保存しているが、管理は各部門に任せる方式

③ 「集中保存・集中管理」方式

1か所ないし複数の書庫に集中して保存し、管理も文書管理主管部門等が一元管理する方式

④ その他の方式

上記以外の方式。ただし、本方式を選択した場合には、その具体的内容を備考欄に記載する。

### 4 行政文書ファイル管理簿の記載状況について

#### 調査票Ⅱ-4-① (保存期間満了時の措置の内閣府への報告及び変更状況)

「公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」(平成23年4月1日内閣府大臣官房公文書管理課長決定)に基づき、各行政機関は、保存期間の満了時の措置(レコードスケジュール)の付与状況を内閣府に報告することとされている。

各行政機関から内閣府に報告された保存期間の満了時の措置(レコードスケジュール)の付与状況を把握するため、本票では、調査票Ⅱ-1-①で把握した行政文書ファイル等について、内閣府へ報告したもの及び内閣府に未報告のもの別に記載する。また、内閣府へ報告している場合にあっては、以下の区分に従い記載する。

##### 【内閣府への報告後、変更を行っていないもの】

内閣府に保存期間の満了時の措置(レコードスケジュール)を報告した時点から、内閣府から変更指示がなく、かつ、各行政機関においても自ら変更を行っていないものについて、「移管」「廃棄」「未定」の別に記載する。

また、保存期間の満了時の措置(レコードスケジュール)が「未定」となっている行政文書ファイル等については、調査票Ⅱ-4-②にその詳細を記載する。

##### 【内閣府への報告後、変更を行ったもの】

内閣府に保存期間の満了時の措置(レコードスケジュール)を報告した時点から、内閣府からの変更指示を受け変更した場合又は各行政機関の判断で変更した場合、それぞれ該当する欄に区分する。

i 移管→廃棄

当初「移管」として内閣府に報告したが、移管を要しない文書であるとして「廃棄」に変更したもの

ii 廃棄→移管

当初「廃棄」として内閣府に報告したが、歴史公文書等に該当する文書であり移管すべき文書として「移管」に変更したもの

また、本件に該当する行政文書ファイル等については、調査票Ⅱ-4-③にその詳細及び変更した理由を記載する。

iii 未定→移管

当初「未定」として内閣府に報告したが、その後、当該行政文書ファイル等を精査したところ、歴史公文書に該当する文書であり移管すべき文書として「移管」に変更したもの

また、本件に該当する行政文書ファイル等については、調査票Ⅱ-4-④にその詳細及び変更した理由を記載する。

iv 未定→廃棄

当初「未定」として内閣府に報告したが、その後、当該行政文書ファイル等を精査したところ、移管を要しない文書であるとして「廃棄」に変更したもの

**調査票Ⅱ-4-②（保存期間満了時の措置が「未定」の行政文書ファイル等）**

保存期間満了時の措置が「未定」のままとされている行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、必要事項を記載する。

**調査票Ⅱ-4-③（平成23年度中に保存期間満了時の措置を「廃棄」から「移管」に変更した行政文書ファイル等）**

保存期間満了時の措置が「廃棄」から「移管」に変更された行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、必要事項を記載する。

**調査票Ⅱ-4-④（平成23年度中に保存期間満了時の措置を「未定」から「移管」に変更した行政文書ファイル等）**

保存期間満了時の措置が「未定」から「移管」に変更された行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、必要事項を記載する。

**調査票Ⅱ-4-⑤（平成23年度に新規作成・取得した行政文書ファイル等の「保存期間満了時の措置」の付与状況）**

平成23年度中に新たに作成又は取得した行政文書ファイル等（ファイル等数については調査票Ⅱ-1-①の「うち平成23年度新規作成・取得ファイル数」欄において把握）について「保存期間満了時の措置」の付与（「移管」又は「廃棄」と記載されているもの）数及び付与率を把握するため、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、必要事項を記載する。

なお、「保存期間満了時の措置」の具体的な付与状況については、「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」（平成23年4月1日付け府公第47号。内閣府大臣官房公文書管理課長通知）に従い、同通知の様式1に必要な事項を記載し、報告することとされている。（「Ⅵ 法施行後に作成・取得した行政文書ファイル等」を参照）

**調査票Ⅱ-4-⑥（公文書管理法施行令附則第3条の適用状況）**

公文書管理法施行令附則第3条に基づき、行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿に係る情報システムの整備に相当の期間を要する場合その他の公文書管理法施

行令第11条第7号から第11号までに掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載することが困難である場合には、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができる。ただし、この場合において、記載しない事項、当該事項を記載することが困難である理由及び当該事項の記載を予定する日を報告することとされている。本票では、公文書管理法施行令第11条第7号から第11号までに掲げる事項について、それぞれ当該事項を記載することが困難である理由及び当該事項の記載を予定する日について記載することとする。なお、記載困難でない場合には「記載困難な理由」欄に「該当なし」と記載する。

## 5 行政文書ファイル等の移管又は廃棄について

### 調査票Ⅱ-5-①（保存期間が満了した行政文書ファイル等の措置状況）

各行政機関において、平成23年度に保存期間が満了した行政文書ファイル数、そのうち保存期間延長ファイル数、移管ファイル数及び廃棄ファイル数について、本省、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の別に記載する。なお、ファイル数については、「保存期間満了ファイル数」＝「移管」＋「廃棄」＋「保存期間延長」となることに留意する。

### 調査票Ⅱ-5-②（保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄同意の状況）

※内閣府で作成

平成23年度中に保存期間が満了した行政文書ファイル等について、各行政機関からの廃棄協議の状況について把握するため、本票では、廃棄協議の件数、及び当該協議に係る内閣総理大臣の同意又は不同意の件数を記載する。

なお、本票については、内閣府大臣官房公文書管理課において、統一的に件数を把握していることから、内閣府で作成する。

### 調査票Ⅱ-5-③（廃棄不同意となった行政文書ファイル等名及びその理由）

※内閣府で作成

平成23年度中に保存期間が満了した行政文書ファイル等について、各行政機関からの廃棄協議のうち、不同意となった行政文書ファイル等の状況について把握するため、本票では、不同意となった行政文書ファイル名及び不同意とした理由について記載する。なお、調査票Ⅱ-5-①で把握した不同意の件数と一致することに留意する。

なお、本票については、内閣府大臣官房公文書管理課において、統一的に件数を把握していることから、内閣府で作成する。

### 調査票Ⅱ-5-④（延長理由別行政文書ファイル数）

公文書管理法施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長した行政文書ファイル等の状況を把握するものである。本票では、保存期間を延長した行政文書ファイル等の総数及び延長理由別の内訳を記載する。

延長理由については、公文書管理法施行令第9条第1項第1号から第4号までに掲げる延長のほか、職務上の必要性として「国会関係用務に必要とするため」「法令の制定又は改廃用務に必要とするため」「災害等の緊急事態対応のため」「廃棄不同意に基づくもの」を例示しているが、その他の理由により保存期間を延長した場合にあっては、「その他の理由」欄に延長理由を記載した上で、その内訳を記載

する。

**調査票Ⅱ-5-⑤（保存期間を延長した行政文書ファイル等の名称、延長した期間及び延長の理由）**

調査票Ⅱ-5-④で把握した保存期間を延長した行政文書ファイル等について、それぞれの行政文書ファイルごとにその詳細を把握するため、本票では、当初の保存期間、延長期間、保存期間総計及び保存期間延長の理由を記載する。ただし、「その他の理由」を選択した場合には、その具体的内容も記載する。

なお、本票で記載したものの合計と調査票Ⅱ-5-④に記載した数値とが相違ないように留意すること。

**6 文書管理に係る研修の実施について**

**調査票Ⅱ-6-①（研修の実施状況）**

公文書管理法第32条第1項に基づき、行政機関の長は、当該行政機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うこととされている。本票では、平成23年度中に各行政機関において自ら実施した研修又は独立行政法人国立公文書館その他の機関が実施する研修について、その実施（派遣）回数及び人数について記載する。

**調査票Ⅱ-6-②（研修の実施内容）**

調査票Ⅱ-6-①で把握した研修について、本票では、平成23年度中に各行政機関において自ら実施又は独立行政法人国立公文書館その他の機関が実施する研修について、その研修の内容について該当するものを記載する。

**Ⅲ ガイドラインに基づく行政文書の管理状況等**

**調査票Ⅲ-1-①（文書管理の点検の頻度）**

ガイドライン第8の規定に従い、各行政機関における文書管理の点検の実施状況について把握するため、文書管理者ごとに平成23年度中に行った点検の実施の有無と、点検を実施している場合の実施頻度について該当する箇所に記載する。また、「その他」に記載した場合には、その具体的な頻度（例：毎週等）を備考欄に記載すること。

また、点検の実施に当たって、総括文書管理者が点検項目や点検時期を指示した事務連絡、マニュアル等があれば添付する。

**調査票Ⅲ-1-②（文書管理の点検の内容）**

調査票Ⅲ-1-①で把握した点検の実施内容について、文書管理者ごとにその内容に応じて該当する箇所にカウントする。また、複数の点検内容を実施している場合には、そのそれぞれについてカウントする。

**調査票Ⅲ-1-③（点検結果と改善状況）**

調査票Ⅲ-1-①で把握した点検の実施結果について、不適切事例が認められた場合の文書管理者ごとの不適切事例の内容、当該不適切事例に対する文書管理者の具体

的な指導等内容、当該指導等を踏まえて採られた改善措置の具体的な内容について記載する。類似の不適切事例については、当該事例件数を「事例数」欄に記載し、「点検の結果把握した不適切事例」欄等にまとめて記載、指導等、改善措置状況に対応の違いがある場合は、箇条書きにして記載する。

#### 調査票Ⅲ-1-④（監査の実施回数、実施方針、結果の活用方法等）

ガイドライン第8の規定に従い、各行政機関における文書管理の監査の実施状況について把握するため、本票では、平成23年度中に、当該行政機関の監査責任者が実施した監査の頻度及び監査対象となった文書管理者数について記載する。

また、監査の頻度や監査対象の選定についての考え方、監査結果の活用方法に関して記載するとともに、その裏付けとなる監査の実施通知、マニュアル等や監査実施後に監査報告書等を作成している場合には、当該資料を添付する。

#### 調査票Ⅲ-1-⑤（監査の内容）

調査票Ⅲ-1-④で実施した監査の内容について、監査の実施内容、監査の指摘事項等、改善等措置状況等、具体的な監査内容を監査事項ごとに記載する。

例：背表紙は適切に作成されているか。

「～関係資料」など、内容が分かりにくい名称となっていないか。

「雑件」「その他」などのファイルが保存されていないか。

個人的な執務の参考資料が共用の書庫に保存されていないか。

#### 調査票Ⅲ-1-⑥（紛失等への対応）

ガイドライン第8の規定に従い、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であり、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとしている。本票では、平成23年度において、各行政機関で発生した紛失等（紛失、御廃棄、その他）の状況について、紛失等事案の内容、当該紛失等した行政文書ファイル等名（付与されている保存期間満了時の措置（移管か廃棄か又は未定か）、事案発生年月日、総括文書管理者への報告年月日、総括文書管理者による紛失等事案への対応及び被害拡大防止等措置状況について記載する。

#### 調査票Ⅲ-1-⑦（不適切な文書管理に係る処分等の状況）

ガイドライン第8の規定に従い、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であり、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとしている。本票では、平成23年度において、各行政機関で不適切な文書管理に起因してその職員に何らかの処分がなされた場合、当該処分の原因となった事案の内容（紛失、誤廃棄、作成義務違反、不適正管理及びその他）及び処分の対象者（本人、文書管理者、監督者及びその他）について該当するものを選択し、具体的な処分の種類程度（懲戒処分、強制措置、刑事告発等）について記載する。

#### IV 法施行1年目の取組みの状況

##### 事例票IV（公文書管理法の取組みの状況）

公文書管理法が平成23年から施行され、各行政機関の職員には、行政文書の作成から、整理、保存を経て、移管又は廃棄するまでのルールが規定されたところである。本票では、公文書管理法の施行に伴い、各行政機関において文書管理に関して特に取組みを行った事例について、記載する。

#### V 東日本大震災の影響による行政文書の被災状況等 P

#### VI 法施行後に作成・取得した行政文書ファイル等

平成23年度に新規に作成又は取得した行政文書ファイル等のレコードスケジュールの付与状況を把握するため、「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」（平成23年4月1日付け府公第47号。内閣府大臣官房公文書管理課長通知）に従い、同通知の様式1に必要な事項を記載し、報告する。

なお、報告を要する行政文書ファイル数は、調査票Ⅱ-1-①の「うち平成23年度新規作成・取得ファイル数」と相違ないように留意すること。



適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用・提供について(質問)

送信日時: 2011年12月7日 15:15

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 【211】適性評価個人情報の利用・提供.jtd (24 KB)

さん

お疲れさまです。  
標記について、添付ファイルのとおり  
質問を提出しますので、よろしく  
お願いします。

平成 23 年 12 月 7 日

公 安 調 査 庁

適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用・提供について

行政機関が保有する個人情報の目的外利用・提供については、行政機関個人情報保護法 8 条において、「法令に基づく場合」(1 項)のほか、本人の同意があるときや行政機関内部の利用に相当の理由があるときなどが例外的に認められている。

一方、本法制における、適性評価の実施に当たって取得する個人情報(以下「適性評価個人情報」という。)の利用・提供については、条文素案において、「行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」(11 条)旨規定されている。また貴室では、この点に関し、「適性評価の実施以外の目的での個人情報の利用・提供の制限について(案)」を作成しているところ、以下について御教示願いたい。

- 条文素案 11 条は、保有個人情報の利用・提供について定めた行政機関個人情報保護法 8 条 1 項の規定振りとの類似性に鑑みると、同項の特別法的な規定と位置付けられることとなり、その結果として、適性評価個人情報の目的外利用・提供が一切禁止されるとの解釈を生むおそれがあるのではないか。仮にこうした懸念に及ばないという御見解ならば、その根拠も併せてお示しいただきたい。

※ 調査票の記載内容を端緒として行政調査を行うことが、当庁のみならず他の行政機関についても想定されるところであり、こうした行政調査を可能にするため、適性評価個人情報を例外的に目的外利用・提供できる場合を認める必要があると考えられる。上記の解釈を前提とすれば、当該情報の目的外利用・提供の要件を明確に規定する必要があるが、同条に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条第 2 項の規定にかかわらず」との文言を挿入することにより、「法令に基づく場合」には同条 1 項に基づき目的外利用・提供が可能である旨を明確にする方法も考えられる。

以上

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:29

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (132 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:29

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (132 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:30

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (132 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:30

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (132 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:31

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (132 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:31

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (132 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:32

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (132 KB)

外務省 大臣官房総務課 [REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:32

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (127 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:33

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (132 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:33

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (132 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:34

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (132 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



1 条文案

- 素案
- 読替表

2 論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

- (1) 秘密の指定に関するもの
  - 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について
- (2) 人的管理に関するもの
  - 調査事項について
  - 同意の取得について
  - 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて
  - 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
  - 適性評価と法の下での平等との関係について

3 外務省において検討中の別表事項案に係る同省作成ペーパー（案）

- 「我が国の主権の維持及び安全保障」について
- 「国際約束に基づき保護することが必要な情報」について

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。以下同じ。）を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の

国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。  
(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（指定の調整等）

第五条 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下この条において「共有事項」という。）

を特別秘密として指定しようとするときは、当該共有事項が第二条第一項に規定する要件を満たしていることについて、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 前項の規定により意見を聴かれた特定行政機関の長は、次に掲げる事項に関する情報を提供するものと

する。

一 当該特定行政機関における当該共有事項の取扱いの状況

二 当該特定行政機関以外の者への当該共有事項の提供

三 前二号に掲げるもののほか、当該共有事項に係る特別秘密の指定に関し留意すべき事項

3 行政機関の長は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この条において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県警察（以下この条において「特定都道府県警察」という。）の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対し、次に掲げる事項に関する情報の提供を求めるものとする。

一 当該特定都道府県警察における当該警察共有事項の取扱いの状況

二 当該特定都道府県警察以外の者への当該警察共有事項の提供

三 前二号に掲げるもののほか、当該警察共有事項に係る特別秘密の指定に関し留意すべき事項

4 行政機関の長は、共有事項又は警察共有事項を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を特定行政機関の長又は特定都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。



5 前項の通知を受けた特定行政機関の長又は特定都道府県警察の警察本部長は、その職員に当該通知に係る共有事項又は警察共有事項を特別秘密として取り扱わせるための措置に必要な期間を考慮の上、取扱開始日（当該共有事項又は当該警察共有事項に係る特別秘密としての取扱いを開始すべき日をいう。次項において同じ。）として可能な限り早い日を決定しなければならない。

6 前項の決定をした特定行政機関の長又は特定都道府県警察の警察本部長は、当該決定に係る取扱開始日を第四項の通知をした行政機関の長に通知しなければならない。

7 警察庁長官以外の行政機関の長が警察本部長に対して行う第三項の規定による求め及び第四項の規定による通知、並びに警察本部長が警察庁長官以外の行政機関の長に対して行う第三項の規定による情報の提供及び前項の規定による通知は、警察庁長官を通じて行うものとする。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。



2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第十条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

（特別秘密の提供を受けることができる場合）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取扱わせることができる。

一 前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特

別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 前号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関又は都道府県警察から特別秘密の提供を受ける必要がある場合

2 警察本部長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 特別秘密に係る犯罪捜査のため行政機関又は他の都道府県警察から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価(次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。))を評価することをいう。以下同じ。)により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものと

する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 国務大臣

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからロまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた職員について、第一項の規定により特別秘密を

取り扱わせることができる期間は、第八項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項

七 飲酒についての節度に関する事項

5 行政機関の長は、前項の調査を行うため、同項各号に掲げる事項に関連する事項として政令に定めるものを調査するものとする。

6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

7 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

8 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

9 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

10 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性

評価を実施するものとする。

一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合

二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

11 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。

12 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項から第三項まで及び同条第五項から第十項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)



第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち」とあるのは「契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が」と、同項、同条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項中「職員について、第一項の規定により」とあるのは「契約業者の役員又は職員について、契約業者が第十条第一項の規定により」と、「通知した日」とあるのは「行政機関の長が通知した日」と、同条第八項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第十項中「職員に対して」とあるのは「契約業者の役員又は職員に対して」と、同項第一号中「行政機関の長がその職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせない」とあるのは「当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読



み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第十三条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条 第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 第十五条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
  - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量

へ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

都道府県警察の職員の適性評価

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれをを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 内閣官房副長官  
ロ 副大臣  
ハ 大臣政務官  
ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

- 2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。
- 3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認めた職員について、第一項の規定により特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。
- 4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
- 一 特定有害活動との関係に関する事項

都道府県警察（読替え後）

（行政機関の職員の適性評価）

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項から第三項まで及び同条第五項から第十二項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

第八条 警察本部長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれをを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 内閣官房副長官  
ロ 副大臣  
ハ 大臣政務官  
ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

二 適性評価を実施することにより、特別秘密に係る犯罪の捜査の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該警察本部長が講ずるとき。

- 2 適性評価は、警察本部長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。
- 3 警察本部長が、適性評価により適性を有すると認めた職員について、第一項の規定により特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。
- 4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
- 一 特定有害活動との関係に関する事項



- 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
- 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 八 行政機関の長は、前項の調査を行うため、同項各号に掲げる事項に関連する事項として政令に定めるものを調査するものとする。
- 九 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求め得なければならない。
- 十 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者の報告を求め、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 十一 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 十二 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 十三 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
  - 一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
  - 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
- 十四 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。
- 十五 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

- 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
- 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 八 警察本部長は、前項の調査を行うため、同項各号に掲げる事項に関連する事項として政令に定めるものを調査するものとする。
- 九 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、警察本部長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求め得なければならない。
- 十 警察本部長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者の報告を求め、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 十一 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 十二 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 十三 警察本部長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
  - 一 第三項の期間の満了後引き続き警察本部長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
  - 二 警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
- 十四 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと警察本部長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該警察本部長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。
- 十五 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

○契約業者の役職員の適性評価

行政機関 (読替え前)

(行政機関の職員)の適性評価

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、適性評価(次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。))を評価することを行う。以下同じ。)により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 内閣官房副長官

ロ 副大臣

ハ 大臣政務官

ホ イから二までに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職  
ニ 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。【P】

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者(以下「対象職員」という。)に対して実施する。  
3 行政機関の長が適性評価により適性を有すると認められた職員については、第一項の規定により特別秘密を取り扱わせることができる期間(第八項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする)の間とする。

4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。  
一 特定有害活動との関係に関する事項  
二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項  
三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

契約業者 (読替え後)

(契約業者の役員及び職員)の適性評価【P】

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。

2 第八条第二項から第十二項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち」とあるのは、「契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が」とあるのは、「同項、同条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは、「対象役員」とあるのは、「契約業者の役員又は職員」とあるのは、「行政機関の長が通知した日」と、同条第八項中「対象職員」とあるのは、「行政機関の長が通知した日」と、同条第十項中「職員」とあるのは、「契約業者の役員又は職員」と、同条第十項中「職員」に対するのは、「契約業者の役員又は職員」と、同条第十項中「その職員」とあるのは、「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは、「その役員若しくは職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは、「その役員又は職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは、「その役員若しくは職員」とあるのは、「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせない」とあるのは、「当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第八条の準用部分(傍線部分が読替え部分)】  
2 適性評価は、行政機関の長が、契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が特別秘密を取り扱わせようとする者(以下「対象役員」という。)に対して実施する。  
3 行政機関の長が適性評価により適性を有すると認められた契約業者の役員又は職員については、契約業者が第十条第一項の規定により特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定により行政機関の長が通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象役員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。  
一 特定有害活動との関係に関する事項  
二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項  
三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

- 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
- 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 八 行政機関の長は、前項の調査を行うため、同項各号に掲げる事項に該当する事項として政令に定めるものを調査するものとする。
- 九 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。
- 十 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 十一 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 十二 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 十三 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
  - 一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
  - 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
  - 三 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。
- 十四 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

- 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
- 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 八 行政機関の長は、前項の調査を行うため、同項各号に掲げる事項に該当する事項として政令に定めるものを調査するものとする。
- 九 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。
- 十 行政機関の長は、第四項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 十一 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び対象職員に対し通知しなければならない。
- 十二 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 十三 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた契約業者の役員又は職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
  - 一 第三項の期間の満了後引き続き契約業者がその役員又は職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
  - 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
  - 三 前項の場合において、その役員若しくは職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその役員若しくは職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。
- 十四 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。



平成23年12月 日  
内閣情報調査室

## 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

## 1 指定権の所在及び指定の効果について

(1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。

- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
- ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
- ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
- ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

(2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。

次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。

さらに、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言いがたい。

(3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。

この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられることから、④がより適切であると考えられる。

## 2 指定の調整について

(1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を採る必要が生じることになることから、指定に当たっては、行

政機関相互で十分な調整を図る必要が生じる。

(2) 以下、具体的な事例に沿って、調整の在り方を検討する。

ア 機関Aから機関Bに提供された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

(7) 例えば機関Bが指定権を行使しようとする場合、機関Bとしては、指定の要件の充足性を的確に判断するために、機関Bにおける当該情報の取扱状況のみならず、機関Aにおける取扱状況をも把握する必要があると考えられる。

このような観点（以下「要件判断の観点」という。）から、

○ 機関A（機関B）が指定権を行使しようとする際には、指定の要件充足性に関し、機関A（機関B）は機関B（機関A）に意見を聴き、機関B（機関A）は機関A（機関B）に必要な情報を提供すること

をルール化する必要があると考えられる。

(4) この点、機関Aは特別秘密指定の対象になり得る情報を自ら作成し、又は行政機関外から取得した行政機関（以下「1次機関」という。）であり、機関Bに当該情報を提供することがなければ、当該情報の指定を独占的に行える立場にある機関である。したがって、機関Aが指定を不要と考えているのに機関Bによる指定が行われることを認めると、機関Aはそのような意に沿わない結果を回避しようとして、機関Bへの情報の提供を控えるおそれがあり、その結果、政府部内の政策判断に悪影響が生じかねないとの考え方に立ち、1次機関である機関Aに機関Bとの関係で優先的地位が与えられるよう、

○ 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要

といったルールを定めることも考えられる。

しかしながら、当該情報の内容又は作成・取得の経緯によっては、機関Aよりも機関Bの方が当該情報を指定するか否かにつきより適切に判断できる場合も考えられ、そのような場合にまで機関Aに優先的地位を与える必要はないと考えられる<sup>1)</sup>。また、協議により合意に至るまで指定権を行使できないとすると、可及的速やかに指定を行う観点からは必ずしも好ましくないし、機関Aへの意見聴取及びその意見の尊重を義務付けることにより機関Bにおける合理的な判断を期待できると考えられる<sup>2)</sup>。

したがって、機関Aに優先的地位が与えられるようなルールを定める必要はないと考えられる。

(9) そして、意見聴取の結果、機関Bが指定権を行使した場合、指定の効果が他の行政機関に及ぶことを制度の前提としていることから、指定権を行使した旨を機

\*1 優先的地位を認め得る行政機関は当該情報の内容や提供ルートに応じて様々であり、そのような行政機関を一義的に決定するルールを定めることは極めて困難である。

\*2 それでもなお機関Aが意に沿わない結果を特に回避したいと考える場合には、機関Bへの提供の際に「機関Bにおいて特別秘密に指定しようとする場合にはあらかじめ機関Aと協議すること」を提供の条件とすれば足りると考えられる。

関Aに通知する必要があると考えられる。しかしながら、協議ではなく意見聴取で足りるとした場合、機関Bによる指定権の行使が機関Aの意に沿うとは限られず、当該通知を受けた時点で、機関Aにおいて、指定に伴い当該指定に係る情報を厳格な管理措置の下に置くための準備を整える時間的猶予が必要となる場合があると考えられる。ただし、自ら指定権を行使する機関Bにおいては指定に先立ちこのような準備を整えることが可能であるところ、同じく当該指定に係る情報を保有する機関Aと機関Bにおいて、当該情報を厳格な管理措置の下に置く時期にずれが生じることは、統一的取扱いが求められる特別秘密の性質に照らし、必要最小限に抑えるべきと考えられる。

このような観点（以下「早期準備の観点」という。）から、

- 機関A（機関B）が指定権を行使し、その旨を機関B（機関A）に通知した場合、機関Bは、可能な限り早期に準備を整え、当該指定に係る情報を特別秘密として取り扱うこととすること

をルール化する必要があると考えられる。

イ 機関Aから機関B、機関Bから機関Cに提供された情報を機関A、機関B又は機関Cが指定する場合

機関A、機関B又は機関Cのいずれが指定権を行使する場合も、上記アで述べたところと同様、要件判断の観点から他の機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる。それに対し、意見を聴かれた機関は、要件判断の観点から必要な情報を提供すべきと考えられる<sup>3</sup>。

さらに、情報の提供が控えられて政府部内の政策判断に悪影響が生じることのないよう、例えば、

- 機関Bが指定権を行使する際には、機関Aへの意見聴取のみならず、協議まで必要
- 機関Cが指定権を行使する際には、機関A及び機関Bへの意見聴取のみならず、機関A及び機関Bへの協議又は機関Aへの協議まで必要

といった、機関Aや機関Bに優先的地位を与えるルールを定めることも検討し得るが、上記アで述べたところと同様の理由により、そのようなルールは必要ないと考えられる。

そして、意見聴取の結果、機関A、機関B又は機関Cのいずれかが指定権を行使し、その旨他の機関に通知した場合、早期準備の観点から、当該通知を受けた他の機関は可能な限り早期に準備を整え、当該指定に係る情報を特別秘密として取り扱うべきと考えられる。

ウ 機関Aから機関B及び機関Cに提供された情報を機関A又は機関Bが指定する場合

\*3 機関Cが指定権を行使する場合、機関Cにおいて機関Aが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、機関Bから機関Cへの情報提供により、機関Bが機関Aから当該情報の提供を受けたことを機関Cが把握することが可能となる。

この場合でも、上記イの場合と同様、機関A又は機関Bのいずれが指定権を行使する場合も、要件判断の観点から他の機関の意見を聴くことが求められるべきと考えられる。それに対し、意見を聴かれた機関は、要件判断の観点から必要な情報を提供すべきと考えられる<sup>4</sup>。また、1次機関たる機関Aに優先的地位を与えるルールを定める必要がないことは、上記アで述べたところと同様である<sup>5</sup>。そして、意見聴取の結果、機関A又は機関Bのいずれかが指定権を行使し、その旨他の機関に通知した場合、早期準備の観点から、当該通知を受けた他の機関は可能な限り早期に準備を整え、当該指定に係る情報を特別秘密として取り扱うべきと考えられる。

(3) 以上の検討から、

- 行政機関が指定権を行使しようとするときは、指定の要件充足性に関し、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴き、その意見を尊重すること
- 意見を聴かれた当該他の共有行政機関は、指定の要件充足性に関し、当該行政機関に必要な情報を提供すること
- 当該行政機関が指定権を行使し、その旨を他の共有行政機関に通知した場合、当該他の共有行政機関は、当該指定に係る情報を厳格な管理措置の下に置くための準備を可能な限り早期に整え、当該情報を特別秘密として取り扱うこととする

が指定の調整に必要なルールであると考えられる。

そして、指定権を行使した行政機関の内部にあっては、指定に係る事項を記録する文書等への標記又は当該事項を取り扱う者への通知により指定の効力が発生するのに対し、他の共有行政機関にあっては、指定権を行使した旨の通知を受け、当該事項を厳格な管理措置の下に置くための準備を整えた時点で指定の効力が発生するものとするべきと考えられるところ、当該準備の早期完了を制度的に担保すると共に効力発生時点を客観的に明らかにするため、当該通知を受けた他の共有行政機関において準備が整うべき日を決定し、指定権を行使した行政機関に通知することとすべきであると考えられる。

\*4 機関Bが指定権を行使する場合、機関Bにおいて機関Cが当該情報を保有している事実を知らない場合も想定されるが、機関Aから機関Bへの情報提供により、機関Aが機関Cにも当該情報を提供したことを機関Bが把握することが可能となる。

\*5 機関Bと機関Cは共に2次機関であって両者の間に優劣的關係を認めることは困難である。



平成23年12月 日  
内閣情報調査室

## 調査事項について（案）

適性評価において調査することとする事項が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する上で有効な判断材料を提供し、参考となると考えられる理由を以下の漏らすおそれの分類に照らして事項ごとに考察する。

- ・ 対象役職員が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

### 1 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動」とは、テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。）を行う活動や、外国の利益を図る目的で行われる活動であって、我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得するものや国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。そして、特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが特定有害活動

の目的の実現に寄与するため、特定有害活動と関係を有する者には自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員に特定有害活動との関係がないか調査する必要がある。

調査に当たっては、特定有害活動との関係を明らかにする端緒を得るため次に掲げる事項について調査し、特定有害活動への関与の働き掛けと結び付く可能性がある事情を有する者については、そうした事情を有しない者に比して特定有害活動との関係をより慎重に調査する必要がある

#### (1) 学歴及び職歴に関する事項

対象役職員が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国での軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることが考え得る。

#### (2) 国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

対象役職員が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって対象職員の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることが考え得る。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがあ

る場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、情報漏えいを企図する外国情報機関からその働き掛けを受けていることが考え得る。

**(3) 配偶者<sup>\*1</sup>、家族<sup>\*2</sup>及び同居人<sup>\*3</sup>（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍**

対象役職員の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が対象役職員と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該対象役職員に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことが考えられる。

**2 信用状態その他の経済的な状況に関する事項**

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に評価し得ると考えられる。

さらに、漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、経済的な事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

**3 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒、規制薬物等の濫用といった経歴があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

\*1 配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

\*2 家族とは、対象役職員の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（対象役職員の子を除く。）をいう。

\*3 同居人は、配偶者と同程度に経済的、精神的に密接な関係にあると考え得る。

したがって、対象役職員の法令の遵守の状況を通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

#### 4 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（3に掲げるものを除く。）

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、対象役職員の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、対象役職員の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がないにもかかわらず特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の情報の取扱いに関する非違について調査する必要がある。

#### 5 薬物の濫用及び影響に関する事項（3に掲げるものを除く。）

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、医師の処方に従った薬物の適切な服用であったとしても、眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合は、それにより、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことを示唆していることから、このような薬物の影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、薬物の影響を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

#### 6 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実は、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれとして評価し得ると考えられる。

したがって、精神疾患の状態を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

#### 7 飲酒についての節度に関する事項

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の

対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、対象役職員の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、飲酒についての節度を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

平成23年12月 日  
内閣情報調査室

## 同意の取得について（案）

### 1 適性評価の実施に係る対象役職員の同意

適性評価の実効性を確保するために実施権者が取得する必要がある対象役職員に関する個人情報、人事管理のために通常保有しているものに限らず、本人の信用状態その他の経済状況や精神疾患に関することといったプライバシーに深く関わるものもある。

この点、個人情報の取得については、適正な方法によればよく、対象役職員本人の明示的な同意を得なければ個人情報を取得できないというものではない。

しかし、対象役職員本人の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長、警察本部長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として対象役職員本人が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑みると、対象役職員の個人情報の保護に配慮し、及び対象役職員の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を対象役職員の明示的な同意に係らしめることが適当と考えられる。

### 2 同意を取得するに当たって告知する事項

#### (1) 評価のために調査する事項

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有為なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（対象役職員本人が提供するもの及び関係者への質問や公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象役職員が認識した上で同意がなされる必要がある。

このため、実施権者は対象役職員に対しその旨を告知する必要がある。

#### (2) 関係者への質問・公私の団体への照会

照会権限を法定することにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項及び個人情報保護法（平成15年法律第57号）第23条第1項の規定に基づき対象役職員の個人情報を取得することは法制上可能であると考えられる。

しかし、対象役職員が認識していないまま実施権者が関係者に質問し、又は公私の団体に照会して個人情報を取得することがないような仕組みが法制上担保されていない場合は、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがある。

このため、実施権者は対象役職員に対し、必要があると認めるときに質問や照会をすることがある旨を告知する必要がある。

### 3 同意が得られない場合の措置

適性評価を実施することについて対象役職員の同意が得られない場合には、適性を有

すると判断することができないことから、特別秘密を取り扱わせないこととなる。

#### 4 配偶者等の同意の要否

対象役職員の身近にいる配偶者、家族又は同居人（以下「配偶者等」という。）は、対象役職員の行動に影響を与え得ると考えられるが、配偶者等の中に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が対象役職員との密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該対象役職員に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことが考えられる。

配偶者等の情報のうち、こうした働き掛けと結び付き得る事情を有し慎重な調査を行う必要があるかどうかを判断する上で有効なものとしては、その氏名、生年月日、住所、国籍（帰化歴を含む。）に係る情報が考えられる。

このうち、氏名、生年月日及び住所は、日常社会においても人物を特定するために最低限必要とされる項目と考えられる。また、国籍は日常生活において明らかにする機会が多いとは言えないが、例えば国籍を変更（帰化）する場合において、国籍法（昭和25年法律第147号）は、帰化した者以外のすべての者との関係においてその事実を明らかにする必要性に応える趣旨から、帰化した者を官報に告示していることに鑑みると、国籍についても、必要があれば明らかにされるべき情報と考えられる。

これらのことを踏まえると、氏名、生年月日、住所、国籍（帰化歴を含む。）に係る情報は、経済状況や精神疾患のようにプライバシーに深く関わるためにその取得に当たって特段の配慮を要する個人情報とは性格を異にしているといえる。したがって、本制度が、対象役職員本人の行動に影響を与える合理的な範囲の者に限ってこれらの情報を取得するものであることを前提とすれば、配偶者等に係るこれらの情報を取得するに当たっては、対象役職員本人と同様の手続によるべき事情にはないと考えられる。

以上のことから、適性評価を実施するに当たって対象役職員の配偶者等の同意を得ることは要しないこととする。

なお、米、英等の諸外国においても、適性評価においてその対象者の配偶者等についてこれらの情報をその対象者が記載して提出することとされているが、配偶者等の同意には係らしめていないところである。

#### 【参照条文】

##### ○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2～5 （略）

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（第三者提供の制限）



第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 (略)

2～5 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 (略)

3・4 (略)

○国籍法（昭和25年法律第147号）（抄）

（帰化）

第四条 日本国民でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするときには、法務大臣の許可を得なければならない。

第十条 法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならない。

2 帰化は、前項の告示の日から効力を生ずる。

【帰化許可の官報記載例】

○法務省告示第〇号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成〇年〇月〇日

法務大臣 ○○ ○○

住所 東京都○○区○○〇丁目〇番〇号

金○○ 昭和〇年〇月〇日生

住所 千葉県○○市○○〇番〇号

李〇〇 昭和〇年〇月〇日生

**【国会会議録】**

**○国籍法案趣旨説明（衆議院法務委員会昭和25年4月5日）**

村上朝一政府委員（法務府民事局長）：国籍法案につきまして逐條的に御説明いたします。

（略）次に第十二條は、帰化及び国籍離脱に関する官報の告示並びに帰化及び国籍離脱の効力発生の時期についての規定であります。現行法のもとにおきましても、帰化及び国籍離脱は官報に告示することとなっておりますが、その効力につきましては、帰化については、法務総裁の許可の日から生ずるが、官報の告示があつた後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができないものとされております。（略）この法案におきましては、（略）帰化及び国籍離脱の効力の発生を明確にするため、この両者はすべての人に対する関係におきまして、ともに官報に告示された日から効力を生ずることとしたのであります。

平成23年12月 日  
内閣情報調査室

**適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて（案）**

**1 行政機関の行為としての適性評価の性格**

適性を有しないと認められた者がその結果に不満を抱いた場合に、これに対応する仕組みをこの法制に設ける必要があるかを検討するに当たっては、まず、行政不服審査法の不服申立て及び行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象となるのかを確認する必要がある。すなわち、適性評価が「処分その他公権力の行使」に該当するかどうか、換言すれば、直接国民の権利・義務を形成し、又はその範囲を確定するものかを検証することとする。

**2 適性評価の処分性の有無**

適性評価は、行政機関の長又は警察本部長が特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の者について、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該者の特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する制度である。

この点、適性を有すると認められたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない。

このように、適性評価の結果によって対象役職員の権利義務が変動することはないため、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられることから、適性を有しないと認める行政機関の長又は警察本部長の行為は、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないと考えられる。

**3 不満に対応する独自の仕組みの必要性の有無**

前述のとおり、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当せず、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。これを踏まえ、次に、不満に対応する独自の仕組みを設ける必要があるかどうかを検討する。

この点、本法制では適性評価の実施に同意しないこと又は適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから、適性評価の結果が明らかになった時点で直ちに結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないと考えられる。

また、本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断することが必要だと考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられる。

したがって、適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する独自の仕組みを設ける必要性は大きくないと考えられるため、当該仕組みは設けないこととする。

#### 4 適性を有しないと認められた場合の当該職員の取扱い

特別秘密を取り扱う行政機関等の職員について適性を有しないと認めた場合には、本法の法的効果として、行政機関等の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないことが求められる。そしてそのことによりその職務の遂行に支障が生じるときは、一般的には適切な時期に、行政機関等の長が当該職員を特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった取扱いをすることが考えられる。

しかし、当該職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした取扱いを行うことが困難である場合もある。この場合の措置としては、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」として、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名することが考えられる。

#### 【参照条文】

##### ○職務代行者の指名に関する訓令（平成8年警察庁訓令第2号）（抄）

- 1 警察庁長官は、警察庁に置かれる職を占める者に事故あるとき又はこれが欠けたときその他必要があると認めるときは、その職務を代行すべき者を指名することができる。
- 2 前項の規定により指名された者は、警察庁長官の命ずるところにより、当該職務を代行する。

平成23年12月 日  
内閣情報調査室

## 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、個別具体の対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査が行われる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

### 2 思想・良心及び信教の自由との関係

#### (1) 思想・良心の自由

##### ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており<sup>1)</sup>、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている<sup>2)</sup>。

##### イ 本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている<sup>3)</sup>。

\*1 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はな」と判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

\*2 「憲法Ⅰ 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

\*3 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法Ⅰ 第4版」301頁から305頁まで他

## (7) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、制度の円滑な運営の必要性から対象役職員の明示的な同意を得て実施することとしているため、内心を告白することを強制することもない。

## (イ) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していることまたは有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

なお、思想・良心又は信仰の自由に関連して、これらが外形的に現れた具体的な行動又は状況が特別秘密を漏らすおそれに結び付き又はこれを示唆すると認められる場合に、特別秘密を取り扱う適性を有しないと特別秘密を取り扱わせないこととすることが法の下での平等に違反しないかとの指摘があり得るが、そのようにすることは、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地から、特別秘密の取扱者たるべき者についての社会通念上妥当な限界を定めるものであり、合理的な差別であるから、法の下での平等に違反しないと考えられる。

## (2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

## ア 趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている<sup>\*1</sup>。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である<sup>\*2</sup>。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており<sup>\*3</sup>、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

\*2 前掲「憲法I 第4版」310頁

\*3 前掲「憲法I 第4版」309頁



2項)。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている<sup>1)</sup>。

イ 本制度との関係

(7) 宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(4) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

**【参照条文】**

○日本国憲法（抄）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ （略）

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁

平成23年12月 日  
内閣情報調査室

## 適性評価と法の下での平等との関係について（案）

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査を行うこととなる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地<sup>1)</sup>により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、検証することとする。

### 2 法の下での平等の趣旨

憲法第14条第1項の法の下での平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている<sup>2)</sup>。

### 3 検討

この点、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地からは、当該様々な事項についての調査を通じて、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な対象職員の行動その他の状況が認められる場合に、特別秘密を取り扱わせないこととすることは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものといえ、差別することにも合理的な理由があると考えられる。

したがって、適性評価制度は、憲法の要請する法の下での平等の趣旨に違反しないといえる。

\*1 憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下での平等の原則は、それ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されている。（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁）

\*2 過員を整理するために行われた町職員の待命処分<sup>1)</sup>に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかが争われた事件において、最高裁は、法の下での平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。

**参考：憲法第14条第1項に挙げられている事項と特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの関係について**

(1) 人種、性別、門地

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異なる。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを判断する余地はないと考えられる。

(2) 信条

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されている<sup>1</sup>。

信条は内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている<sup>2</sup>。この点、適性評価制度において調査する事項は外形的に具現されたものであって、内心の領域に属するものではない。

(3) 社会的身分

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある<sup>3</sup>。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった事項が社会的身分に含まれると考えられるが、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれに結び付くかどうかについて、これらの事項に係る情報を対象役職員の具体的な行動その他の状況に照らして評価した結果、特別秘密を漏らすおそれがあると考えられる場合には、適性を有しないとして特別秘密を取り扱わないことが考えられる。

**【参照条文】**

○日本国憲法（抄）

〔法の下での平等・貴族制度の否認・栄転の授与〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法」147、148頁

\*2 同書160頁

\*3 「憲法 I 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ (略)

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②・③ (略)

問1 「防衛」と「安全保障」の関係いかん。

- 1 「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する（参考1, 2）。これに対し、「防衛」とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を實力をもって守ることを意味する（参考3）。
- 2 自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、外交政策によって「安全保障」を確保することが必要不可欠であり、国際情勢のいかんにかかわらず、一貫して積極的に取り組む必要がある。こうした「安全保障」を確保するための手段は防衛に限定されず、日米安全保障体制の堅持、我が国を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力、国際平和協力の推進といったものも含む（参考4）。したがって、「安全保障」の概念には「防衛」とは重ならない部分が存在する。

（参考1）「安全保障」の定義（答弁書 平成二十三年十一月十一日内閣衆質一七九第二六号）

一について

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

（参考2）「脅威」の定義（答弁書 平成十八年三月三十一日内閣衆質一六四第一七八号）

一、二及び四について

「脅威」は、侵略し得る「能力」と侵略しようとする「意図」が結び付いて顕在化するものであると考えている。

（参考3）「防衛」の定義（防衛省作成 想定問答）

自衛隊法における「防衛」とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を實力をもって守ることを意味する。（以下略）

（参考4）我が国の安全保障政策（答弁書 平成二十三年十一月十一日内閣衆質一七九第二六号）

三の2について

我が国は、適切な防衛力の整備、維持及び運用に努め、日米安全保障体制を堅持し、我が国を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力や国際平和協力を推進するとの基本方針の下、安全保障政策を実施している。

(参考5) 外務省設置法及び防衛省設置法の関連条文

<外務省設置法(平成十一年法律第九四号)>

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

(以下略)

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国(括弧内省略)に関する政務の処理に関すること。

<防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)>

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛及び警備に関すること。

(以下略)

問2 領土交渉と「主権の維持」の関係、関連する情報を秘匿する必要性い  
かん。

- 1 「主権」とは、一般に、国際法上、国家が自国の領域において有する他の権力に従属することのない最高の統治権のことをいい、国家の基本的地位を表す権利を意味する(参考6)。
- 2 領土交渉とは、他国との間で解決すべき領有権の問題(参考7)に関する交渉である。我が国として他国との間で解決すべき領有権の問題としては、北方四島及び竹島をめぐる問題があり、政府として、北方領土問題及び竹島問題の双方について問題解決のため粘り強い努力を行っている(参考8)が、特に北方領土問題については、ロシア政府との間で交渉を行っているところである。
- 3 我が国は、現在、我が国固有の領土である北方四島に対する管轄権の一部を事実上行使できない状況にある。外国又はその機関が我が国の領域内で公権力の行使と呼ばれるような行為を我が国の同意を得ずに行うことは、我が国に対する主権の侵害であり(参考9)、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下で行われている同国政府との間の交渉は(参考10)、「主権の維持」に係る外交交渉に該当する。
- 4 なお、平時において、ある国の領域で当該国家の主権が侵害されるということは通常想定されないが、仮にそうした事態が生じた場合に、その侵害を回復し、主権を維持するために行われる外交交渉は、国家の基本的利益に関



わるものであり、また、非常に機微なやり取りを含むことが想定される。したがって、我が国の国益を確保する観点から、当該外交交渉に関連する情報を秘匿する必要性は極めて高いと判断される。

(参考6)「主権」の定義(平成二十一年一月二十三日内閣衆質一七一第二〇号)

四について

一般に、国際法上、主権とは、国家が自国の領域において有する他の権力に従属することのない最高の統治権のことをいい、国家の基本的地位を表す権利を意味すると承知している。

(参考7)「領土問題」の定義(平成二十二年十月十二日内閣衆質一七六第二号)

二について

政府としては、一般的に、他国との間で解決すべき領有権の問題という意味で、「領土問題」という表現を用いている。

(参考8)我が国が抱える領土問題(平成二十二年一月二十六日内閣参質一七四第六号)

三について

我が国として他国との間で解決すべき領有権の問題としては、北方四島及び竹島をめぐる問題があり、政府として、北方領土問題及び竹島問題の双方について問題の解決のため粘り強い努力を行っている。

(参考9)「国家主権侵害」の定義(平成二十一年一月二十三日内閣衆質一七一第二〇号)

五について

一般論としては、外国又はその機関が我が国の領域内で公権力の行使と呼ばれるような行為を我が国の同意を得ずに行うことは、我が国に対する主権の侵害となると認識している。

(参考10)北方領土問題に関する政府の立場(平成二十三年八月三十日内閣衆質一七七第四〇九号)

四、五及び七について

(冒頭略)いずれにせよ、政府としては、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、引き続き、強い意思をもってロシア連邦政府との間で交渉を行っていく考えである。

**問3 北朝鮮に関する諸懸案と「主権の維持」の関係、関連する情報を秘匿する必要性いかん。**

1 北朝鮮をめぐる諸懸案に含まれる拉致は、外部からの侵略等の脅威に対して国民の安全を保障するという安全保障に係る問題であるのみならず、被害者の一部が我が国の領域内で北朝鮮によって国民が拉致されたこととの関係

で、我が国に対する主権の侵害である（参考11）。したがって、我が国は、拉致問題を、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題と位置付けている（参考12）。

- 2 我が国は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決を図り、不幸な過去を清算し、国交正常化を追求するとの方針であり（参考13）、将来あり得べき日朝国交正常化交渉においては、拉致問題を含む諸懸案についても協議されることが想定される。（注：過去の日朝国交正常化交渉においても拉致問題は取り上げられている。）
- 3 一般に、国交正常化交渉は、二つの主権国家の間で行われる外交関係樹立に関する外交交渉であり、同交渉自体が自動的に「主権の維持」に該当するものではない。他方、拉致問題を含む北朝鮮をめぐる諸懸案についても協議されることが想定される日朝国交正常化交渉は、我が国に対する主権の侵害を回復し、主権を維持するための外交交渉といえ、国家の基本的利益に関わるものであり、また、非常に機微なやり取りを含むことが通常想定される。我が国の国益を確保する観点からは、こうした外交交渉に関連する情報を秘匿する必要性が極めて高いと判断される。

（参考11）主権侵害の事例（答弁書 平成二十一年一月二十三日内閣衆質一七一第二〇号）

六について

政府としては、例えば、我が国の領域内で北朝鮮によって国民が拉致されたことは、我が国に対する主権の侵害であると認識している。

（参考12）拉致問題に関する政府の認識（答弁書 平成二十一年一月二十三日内閣衆質一七一第二〇号）

七、八及び九について

政府としては、拉致問題が我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であると認識しており、かかる認識を含む政府の立場は、外務省のホームページにも掲載されている。

（参考13）我が国の北朝鮮政策（答弁書 平成二十二年十二月十四日内閣参質一七六第二〇五号）

二について

政府としては、従来より、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決を図り、不幸な過去を清算し、国交正常化を追求するとの方針の下、様々な施策を講じてきているところである。（以下略）

（了）

**国際約束に関する別表の記載ぶり（案）****別表**

四 外国政府又は国際機関から提供される情報であって、我が国が当該外国政府又は国際機関との間で締結した国際約束に基づき相互に保護することが必要な情報。

**【注】**

- 法制局参事官からは、「相手国にとっても別表同様のものであるということであれば議論の俎上に乗ってくる」との指摘があったが、「別表同様のもの」であるかの判断は、一義的には情報を提供する外国政府又は国際機関にゆだねられていることから、本法案の別表に記載することは適当でないと判断しました。代わりに、相互主義的な観点を明確にするために「保護」を「相互に保護」に修正しました。
- また、「我が国にとっての有用性」を記載することについては、国際約束を締結する前提として我が国にとって有用という観点が重要であることは言うまでもありませんが、有用性の観点から「国際約束」を限定しようとする、いかなる国際約束が有用であるか（有益でないか）という議論につながるため、適当ではないと判断しました。右を踏まえれば、こうした国際約束に基づき情報を保護することの有用性は、第3条の「特に秘匿することが必要であるもの」の部分で読み込まざるを得ないものと考えています。

平成23年12月 日  
内閣情報調査室

## 内閣法の一部改正について（案）

### 1 内閣官房が本法を所管することについて

特別秘密の保護に関する法律（案）の規定内容の特徴及び施行に伴う事務の性質に鑑みると、本法は、分担管理事務として特定の行政機関に所管させることよりは、内閣法第12条第2項第5号に規定する「行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務」に合致する事務として内閣官房が所管することが適当と考えられる。

#### (1) 規定内容の特徴

本法の規定を具体的に見てみると、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を各行政機関の長等に課している一方、当該措置を講ずる行政機関等への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務を特定の行政機関に行わせることはしておらず、特定の行政機関に固有の法施行事務を求めていること。

#### (2) 施行に伴う事務の性質

本法の内容が前述(1)のとおりであることを踏まえると、本法を施行する上で生じる事務としては、法律により規定される事務ではなく、事実上の事務として、各行政機関等が行う特別秘密を保護するための措置を統一的に講じるために必要となる運用要領の策定、条文解釈の提示、行政機関等間で不都合や疑義が生じた場合の調整といったものが想定されること。

また、これらの事務は、定期的・恒常的に生じるものではないこと。

### 2 内閣情報官が本法を所管することについて

以下の点を踏まえると、本法は内閣官房において内閣情報官（内閣情報調査室）が所管し、施行に伴う事務を行うことが適当と考えられる。

#### (1) 内閣官房副長官補が本法を所管する場合の課題について

内閣官房が所管することとした場合には、現行の内閣法等の規定によれば、内閣官房副長官補（内政担当、外政担当、安全保障・危機管理担当）のいずれかが本法を所管することとなる<sup>1</sup>。しかし、

- この法律の検討作業は官邸の意向により内閣情報官（内閣情報調査室）において取り組んでいるところ、いずれの内閣官房副長官補も主体的に携わっていないこと。

\* 内閣法の規定により、内閣官房に置かれる内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官のうち、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、広報に関するものを内閣広報官が掌理するものを除くと、内閣官房副長官補が掌理することとされているためである。

- 今後の法制化作業を見据えて内閣情報調査室の担当官を内閣官房副長官補に併任する<sup>※1</sup>ことを調整する過程で、特別秘密の保護に最も親和性があると思われる内閣官房副長官補であっても、併任を了解する条件として本法施行時以降に本法を所管しないことを挙げていること。

から、実態的にはいずれの内閣官房副長官補も本法を所管するための業務上の基礎を十分に有しているわけではないことが伺われ、また、本法を所管する意向がないと見込まれる。

## (2) 内閣情報官が所管する場合のメリット

内閣情報官（内閣情報調査室）は、平成18年12月に設置されたカウンターインテリジェンス推進会議において、カウンターインテリジェンスの強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図る業務を担当し、現在も「内閣の重要政策に関する情報の収集調査」に付随する事務の一つとして、本法の「適性評価」に類する制度である「適格性確認制度」について運用方針の作成等の業務を行っていること等から、内閣官房の各組織の中では、本法の業務との関係が深く、施行に当たって有益なノウハウの蓄積がある。このことを考えると、内閣情報官（内閣情報調査室）が本法を所管することが、本法を最も効果的に施行することに資すると考えられる。

## 3 改正の必要性及び方法

### (1) 改正の必要性

我が国の防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特に秘匿を要するものの保護に関する施策を統一するための企画・立案及び総合調整に関する事務は、現在も抽象的には内閣官房の事務に含まれているが、本法の施行により当該事務の外縁が明確化することとなる。

当該事務は、前述のとおり定期的・恒常的に発生しないとしても、本法の制定に合わせてその所管を明確にしておかなければ、今後本法を統一的、継続的に施行していくことが困難になると考えられるところである。特に、国民の知る権利や取材の自由との関係で一定の緊張関係に立ち得る本法については、制度の在り方について施行後も検証を求められることが想定されるところ、検証の都度、所管の在り方について議論を惹起することやその見直しに当たって、今回と同様に内閣情報官・内閣情報調査室が実質的に担当するにしても担当者を内閣官房副長官補に併任する手続が発生することは非効率的である。

このため、当該事務の所掌は、本法の施行によりその外縁が明確するのと同じ時点で整理することが必要である。

### (2) 改正の方法

※1 特別秘密の保護に関する法律（仮称）については、現在、内閣情報調査室が法制化作業に当たっているが、内閣法等の所掌事務の規定上、内閣情報官及び内閣情報調査室では、法律の企画・立案事務を行うことができないことから、本法案の国会提出に当たっては、同室の担当者を、内閣官房において法律の企画・立案事務を所掌する内閣官房副長官補付に併任することにより、現行の組織法令の範囲内で対応することが必要となる。



## ア 内閣法の単独の改正

内閣法を所管する内閣総務官室に対して、内閣法の単独改正について打診したところ、単独の立法として行うことは、現在の政治状況に鑑みると、大きな政治的な推進力や大義名分がないと困難であるとの認識が示されており、本法の制定と内閣法の単独の改正をセットにする案は採り難い状況である。

## イ 本法の附則での内閣法の改正

本法の施行に伴う事務がいわゆる法施行事務ではなく、また、施行に伴う事実上の事務が定期的・恒常的に発生しないとしても、我が国の防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特に秘匿を要するものの保護に関する施策を統一するための企画・立案及び総合調整に関する事務の外縁が本法の施行によって明確化する時点を捉えて、その所掌を明確化することには合理性があると考えられる。この観点に立てば、本法の施行と所掌事務の見直しは一体不可分なものであるから、附則において内閣法を改正することも可能と考えられる。なお、内閣総務官室も同じ意見である。

したがって、内閣情報調査室としては、この案により所要の措置を講ずることとしたい。

## ウ その他

なお、過去の内閣法の改正について見てみると、例えば、環境庁設置法の制定に伴い内閣法を改正している例においては、同庁の設置と一体的に措置すべきものとして、国務大臣の定数増を同法の附則において改正している例がある。

### 【参照条文】

#### ○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

3・4 (略)

第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)



第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

# 現在までの内閣法改正の内容

| 公布年月日       | 法令名                 | 本則・附則 | 主な改正内容   | 内閣の定数を変更する内閣法の改正理由(国会説明)  |
|-------------|---------------------|-------|--|---|
| 1 S22.4.18  | 行政官庁法               | 附則    | 内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの。「国務大臣十六人以上以内」→「従来の各省大臣及び国務大臣の定数以内の国務大臣」                | 詳細不明  |
| 2 S22.12.17 | 法務庁設置に伴う法令の整理に関する法律 | 本則    | 法務庁設置に伴い、法制局を廃止するもの。   |   |
| 3 S24.5.31  | 内閣法の一部を改正する法律       | 本則    | 内閣官房長官、内閣官房副長官及び秘書官の規定を置くもの。   |   |
| 4 S27.7.31  | 法務府設置法等の一部を改正する法律   | 本則    | 法務省設置に伴い、法務総裁を廃止するもの。  |   |
| 5 S32.6.1   | 内閣法等の一部を改正する法律      | 本則    | 内閣官房の所掌事務に総合調整及び重要政策に関する情報の収集調査を追加するもの。<br>内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の規定を置くもの。 |   |
| 6 S33.4.28  | 内閣法の一部を改正する法律       | 本則    | 内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の定員を変更するもの。  |   |
| 7 S36.6.2   | 国家行政組織法等の一部を改正する法律  | 本則    | 内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の定員を変更するもの。  |   |
| 8 S37.4.16  | 総理府設置法等の一部を改正する法律   | 本則    | 内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の定員を変更するもの。  |   |
| 9 S38.6.11  | 総理府設置法等の一部を改正する法律   | 本則    | 内閣官房長官を認証官とするもの。   |   |
| 10 S39.7.1  | 総理府設置法等の一部を改正する法律   | 本則    | 内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の定員を変更するもの。  |   |
| 11 S40.5.18 | 国家公務員法の一部を改正する法律    | 附則    | 内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの。「従来の各省大臣及び国務大臣の定数以内の国務大臣」→「十七人以上以内」                    | 内閣総理大臣を中央人事行政機関の一とし、内閣総理大臣を補佐する総理府総務長官は国務大臣をもって充てることとするに<br>伴う所用の修正を行うもの。<br>※ 総理府設置法を改正し、総理府総務長官には国務大臣をもって充てたる旨附則に規定されている。 |
| 12 S41.6.28 | 内閣法の一部を改正する法律       | 本則    | 内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの。「十七人以上以内」→「十八人以上以内」                                    | 重要な内閣官房長官の職責に鑑みて、内閣官房長官に国務大臣をもって充てることとするため、国務大臣の定数を増加させるもの。   |

# 現在までの内閣法改正の内容

|    |              |                  |    |  |  |
|----|--------------|------------------|----|--|--|
| 13 | S44.5.16     | 行政機関の職員の内員に関する法律 | 附則 | 内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の定員を政令で定めることとするもの。<br>※ 附則において、各省設置法の該部分が改正又は削除されている。  | 行政機関の定員の合理的な管理を図るため、各省庁別に定員を法定している現行制度を改め、機関別の定員は政令で定めることとするもの。<br>※ 附則において、各省設置法の該部分    |
| 14 | S46.5.31     | 環境庁設置法           | 附則 | 内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの。「十八人以上」→「十九人以上」  | 環境庁の設置に伴い、内閣法及び各省庁設置法の改正その他関係法律の整理を行うもの。<br>※ 環境庁の長である環境庁長官には国務大臣をもって充てると旨本則に規定されている。    |
| 15 | S49.6.24     | 内閣法の一部を改正する法律    | 本則 | 内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの。「十九人以上」→「二十人以上」  | 開発途上国の経済及び社会の発展に寄与する案件の推進を図るため、開発途上国の実情を的確に把握しつつその推進に専心し得る国務大臣を新たに設けるため、国務大臣の定数を増加させるもの。 |
| 16 | H8.6.26      | 内閣法等の一部を改正する法律   | 本則 | 内閣官房副長官の内閣官房長官代行権限を規定するもの。<br>内閣総理大臣補佐官を設置するもの。  |  |
| 17 | H10.3.31     | 内閣法等の一部を改正する法律   | 本則 | 内閣官房副長官の定数を増員(2人→3人)するもの。<br>内閣危機管理監を設置するもの。   |  |
| 18 | H11.7.16     | 内閣法の一部を改正する法律    | 本則 | 内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの。「二十人以上」→「十四人以上」(特別に必要がある場合には十人以上)<br>内閣官房の所掌事務の規定を整理・詳細化するもの。<br>内閣官房副長官を認証官とするもの。<br>内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官を設置するもの。 | 内閣機能の強化及び行政のスリム化を図るもの。   |
| 19 | 未公布<br>(可決済) | 復興庁設置法案          | 附則 | 復興庁が廃止されるまでの間、内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの(※内閣法の本則ではなく原初附則を改正)。「十四人以上」(特別に必要がある場合には十七人以上)→「十五人以上」(特別に必要がある場合には十八人以上)                            | ※ 復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する復興大臣には国務大臣をもって充てると旨本則に規定されている。                                 |

秘密保全法制に関する質問等に対する回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月12日 17:17

宛先:

添付ファイル: 警察庁に対する回答(20111212).ZIP (29 KB)

警察庁 様

いつも大変お世話になっております。

標記について、11月21日等にいただいております貴庁からの質問等に対する回答を添付しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

平成23年11月11日付け秘密保全法制法制局持込み資料について（回答）

標記について、貴庁からの11月21日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 質問

(1) 6条関係

ア 3項において、行政機関の長は、他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が「他の行政機関の長の指定に係るもの」であるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならないとされているところ、

(ア) 当該行政機関と当該他の行政機関が外部から同時に情報の伝達を受けて、当該行政機関の長と当該他の行政機関の長が相互に当該情報を保有していることを認識の上、それぞれ特別秘密の指定をした場合、当該行政機関の長が指定した特別秘密は、「他の行政機関の長の指定に係るもの」に該当するのか。

(回答)

ご指摘のような場合においては、当該行政機関の長又は当該他の行政機関の長は、指定に当たり第5条第1項の規定に基づき当該情報を保有する行政機関の長の意見を聴く必要があるため、当該意見聴取の時点で相互に指定権を行使する意思があることを把握した上で、いずれか一方が指定権を行使することになり、両者がそれぞれ指定権を行使することはないものと考えている。そして、このようにして指定権が行使された上で、指定権を行使した行政機関の長以外の行政機関の長が他の行政機関の職員等に当該特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合には、当該特別秘密は「他の行政機関の長の指定に係るもの」に該当し、指定権を行使した行政機関の長に協議しなければならないものと考ええる。

なお、ご指摘のような場合においても指定に当たっては当該情報を保有する行政機関の長への意見聴取が必要となることが明確になるよう、12月9日関係省庁送付に係る条文素案において第5条第1項の規定ぶりを改めた。

(イ) 当該行政機関と当該他の行政機関が外部から同時に情報の伝達を受けて、当該行政機関の長と当該他の行政機関の長が相互に当該情報を保有していることを認識せずに、それぞれ特別秘密の指定をした場合、当該行政機関の長が指定した特別秘密は、「他の行政機関の長の指定に係るもの」に該当するのか。仮



に該当するとした場合、当該行政機関の長は、当該特別秘密が「他の行政機関の長の指定に係るもの」に該当することが判明した時点で、当該他の行政機関の長に協議することとなるのか。

(回答)

第6条第3項(12月9日各省送付に係る条文素案第6条第4項)は、既に複数の行政機関間で共有されている事項につき意見聴取を経て指定が行われた場合(同条文素案第5条参照)又は指定に係る事項が提供(伝達)により複数の行政機関間で共有されるに至った場合(同条文素案第6条第1項参照)において、指定権を行使した行政機関の長が解除権を適切に行行使するために当該特別秘密の取扱状況を把握できるようにするための規定であって、ご指摘のような複数の行政機関同士が相互に当該情報を保有していることを認識しないままそれぞれ特別秘密の指定をするに至った場合は想定しておらず、協議は不要と考えている。

イ 3項(及び7条2項)に規定する「協議」の具体的内容如何。当該他の行政機関と「同意」することを要するのか。また、協議事項(特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする職員の範囲、取扱いの業務の具体的内容等、どのような事項について協議するか。)については、当事者間の判断に委ねられていると解してよろしいか。

(回答)

同意に至ることが必要である。協議事項を含めた同項に係る政令の内容については今後検討することになるところ、自衛隊法施行令第113条の4各号に掲げられた事項を参考とすることになると考えている。

## (2) 7条関係

警察庁長官は、「警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合」には、都道府県警察の職員のうち別表第3号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができ(1項)、この場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、警察庁長官は、あらかじめ当該他の行政機関の長に「協議」しなければならない(2項)と規定されているところ、

ア 都道府県警察が警察法2条に規定する警察の責務を遂行するに当たり、当該都道府県警察の職員が、警察庁以外の行政機関の長の指定に係る特別秘密の取扱いの業務を行う場合(※1)については、「警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合」には該当せず、よって、7条2項に規定する協議は不要と解してよろしいか。

※1 例えば、特別秘密漏えい事件の捜査に当たり、県警察の捜査員が、取調べ等のため、某省の特別秘密を反復継続して取り扱う場合。

イ アにおいて、都道府県警察が遂行する警察法2条に規定する警察の責務が、警察庁の所掌事務に係るものである場合(※2)についても、当該都道府県警察が、その管轄区域について警察法2条に規定する警察の責務を全面的に遂行し、その全てにわたって責めに任ずるものであり、自らの事務として当該責務を遂行する



ものであることからすれば、「警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合」には該当せず、よって、7条2項に規定する協議は不要と解してよろしいか。

※2 例えば、警察法5条2項4号に掲げる国の公安に係る事案の捜査に当たり、県警察の捜査員が、某省の特別秘密を反復継続して取り扱う場合。

(回答)

都道府県警察が捜査に当たり特別秘密を取り扱う場合は、第7条第1項(12月9日送付に係る条文素案第6条第2項)の規定により警察庁長官から提供(伝達)を受けるものではなく、公益の比較衡量により某省から提供(伝達)を受けるものである(同条文素案第7条第2項第2号参照)。よって、ご指摘の場合については、いずれも第7条第2項(同条文素案第6条第4項)に規定する協議は不要と考える。

(3) 9条関係(併任者に対する適性評価について)

A省職員がB省職員に併任され、B省に勤務している場合の適性評価の実施権者は誰となるのか。

(回答)

B省の任務及び所掌事務を遂行する上でB省の長が併任しているA省職員に特別秘密を取り扱わせる場合は、B省の長が実施権者となる。

(4) 「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について(案)」関係

「行政機関の職務遂行上、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせる必要があると考えられるところ、特別秘密を保護する公益上の要請が極めて高いことに鑑みると、公益の比較衡量によっては、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせることは許容し難いと思われる」、「他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする規定を設ける」(2頁中段)とあるが、「創設的」と解するとすると、2条に規定する行政機関外の者に対する特別秘密の伝達は許容されないということにならないか。

(回答)

行政機関外の者に取扱いの業務に至らない程度の取扱いを行わせることについては、公益の比較衡量により許容されるものと考えている。

## 2 意見(第9条関係)

(1) 条文素案第9条第6項において、適性評価の結果の通知、第7項において、適性を有すると認めなかった旨の通知に際しての理由の通知が義務とされているが、警察職員に関して通知を不要とする旨の例外規定を設けられたい。

(理由)

警察職員は、国家公務員法及び地方公務員法上団結権が否定されているが、この趣旨は、団結権を認めることにより、上司との関係悪化等を招き、秘密保持や指揮命令等の特殊性を有する警察職務の円滑な遂行に影響が出ることを懸念したものである。そのため、人事評価制度等においても、他の職員と異なる取扱いがなされて

いるところである。

本素案による結果の通知及び理由の通知は、適性を有しないとした際の職員の士気の低下を招き、上司と部下の対立関係を生むことから、警察職員については例外を設けるべきである。

(回答)

原案どおりとさせていただきたい。

(理由)

11月14日付けの回答において示したとおり、本法制の適性評価制度と人事管理制度の一環である人事評価制度とは、趣旨を異にする別個の制度である。また、「結果の通知及び理由の通知が、適性を有しないとした際の職員の指揮の低下を招き、上司と部下の対立関係を生む」ことや、仮にそうだとしてもそれが警察職員に固有の事情である理由が明らかでなく、意見を述べる前提を欠いていると思われる。

- (2) 警察庁長官が適性評価を実施した上で適性を有すると認めた警察庁職員が、都道府県警察に異動した場合、当該者については、都道府県警察本部長による適性評価の実施は不要とされたい。

(理由)

現在の規定によれば、警察庁職員が都道府県警察に異動した場合、条文素案第10条第3項により読み替えた第9条第2項により、当該都道府県の警察本部長が当該者に対して適性評価を実施することとなる。しかし、その者が取り扱うこととなる特別秘密は、第8条第1項により、警察庁長官が都道府県警察に取り扱わせることとしたものであるから、既に警察庁長官が適性評価を実施し適性を有すると認めた者については、改めて警察本部長が適性評価を実施する必要はない。

なお、例えば都道府県警察本部長は、当該都道府県における治安の最高責任者であることから、着任当日から特別秘密を取り扱う可能性がある。ここで都道府県警察本部長による適性評価を改めて実施することとした場合、それが終了するまでの間特別秘密が取り扱えず、当該都道府県における公共安全と秩序の維持に多大な影響を与えることとなる。

(回答)

原案どおりとさせていただきたい。

(理由)

警察庁長官が都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合であっても、都道府県警察においてその職員に特別秘密を取り扱わせる者は警察本部長であるから、その職員の適性評価は、警察本部長の責任において実施する必要がある。

なお、11月14日付けの回答においても示したとおり、警察本部長が適性を確認する際に、他の行政機関等での適性評価の状況を参考とすることが妨げられているわけではない。



警察庁 担当官 殿

事務連絡

平成23年12月12日

内閣情報調査室

第5回法制局持込資料に係る特別秘密の保護に関する法律（仮称）  
（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月28日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第2条関係

第2条中「行政機関」には、第2号に該当する機関として国家公安委員会が含まれると解してよろしいか。

（回答）

貴見のとおりであり、国家公安委員会は内閣府設置法第49条第2項に規定する「委員会」に該当する。

2 第3条関係

「行政機関」が国家公安委員会の場合、第3条中「行政機関の長」とは国家公安委員会と解してよろしいか。

（回答）

内閣府設置法第50条により、国家公安委員会の長は国家公安委員会委員長とされている。

3 第5条関係

第4項中「政令で定める措置」について、具体的に何を想定しているのかを教示されたい。

（回答）

同項は、12月9日送付に係る条文素案において削除した。

4 第6条関係

国家公安委員会に特別秘密に係る事項を報告する場合は本法制の第6条第1項の規定に当たらないとの整理については、以下のとおりと解してよろしいか。

- 防衛秘密を防衛省の外部の者に伝達する場合、守秘義務によって守られる公益と開示（伝達）することにより得られる利益との勘案で、開示することによる利益の方が大きい場合は、秘密を保有する行政機関の外の者に、秘密を伝達し、取り扱わせることはできるものである（以下「比較衡量論」という。）。

業務知得者（自己の業務の遂行のために必要性を認められて、特別秘密の伝達を受け、知得する者。以下単に「業務知得者」という。）に対しては、比較衡量論によりその取扱いの可否が検討された結果、可とされた場合は、自衛隊法の規定に基づかずとも、秘密を伝達し、取扱いを行わせることができる。

しかし、業務取扱者（特別秘密の作成・取得の趣旨に従い、これを取り扱う者。警備部門の職員等。以下単に「業務取扱者」という。）に対しては、（反復・継続して取り扱うがゆえに漏えいの危険性が高まるため）通常の比較衡量論に立った場合では、秘密を伝達し、取扱いの業務を行わせることはできない。他方、任務遂行上はどうしても秘密を伝達し、取扱いの業務を行わせる必要があるといった場合もあり得て、その場合に秘密の取扱いの業務を可能とするための規定が、自衛隊法第96条の2である。

以上の防衛秘密を防衛省外の者に伝達する際の自衛隊法上の整理と、特別秘密をそれを保有する行政機関の外に伝達する際の整理は同一である。つまり、特別秘密を保有する行政機関外の業務知得者に対しては、比較衡量論により、本法制上の規定に基づかずとも、伝達し、取扱いを行わせることができるが、特別秘密を保有する行政機関の外の業務取扱者に対しては、比較衡量論ではそれができないため、第6条の規定で創設的に可能としたものである。

つまり、第6条第1項は、業務取扱者に対して秘密を伝達する際の規定であり、国家公安委員会委員は業務取扱者ではなく業務知得者であることから、国家公安委員会委員に秘密を伝達する場合は、本法制の第6条第1項には該当しない。

（回答）

上記整理に異論はない。なお、第6条第1項及び自衛隊法第96条の2第3項の各規定の意義については、11月30日各省送付に係る論点ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」も参照されたい。

## 5 第8条関係

- (1) 「行政機関」が国家公安委員会である場合、「その職員」の中に、国家

公安委員会委員長、国家公安委員会委員はそれぞれ含まれるのか。

(回答)

含まれるものと解する。

- (2) 第7項中「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。」とあるが、どのような場合であれば、適性を有しないと認めた理由の通知が不要となるのか具体的に教示されたい。また、当該理由を通知する場合、その通知の具体的方法について、検討状況如何。

(回答)

論点ペーパー「同意の取得について」を参照されたい。

通知の具体的な方法については、各省庁の御意見を踏まえて今後検討してまいりたい。

#### 6 第14条関係

第2項中「都道府県警察の職員」には、都道府県公安委員会委員は含まれないと解してよろしいか。

(回答)

貴見のとおりである。



警察庁 担当官 殿

事務連絡

平成23年12月12日

内閣情報調査室

補佐級説明会（11月4日）に対する再質問について（回答）

標記について、貴庁からの12月1日付け再質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

○ 再質問（1（2）について）

刑事裁判手続において、特別秘密の内容そのものが公判廷で明らかになる可能性が排除できなければ、当該特別秘密を所管する行政機関としては、当該特別秘密が秘匿を要するものであればあるほど、よって通常は漏えい行為等の違法性が高ければ高いほど、公判請求に消極的にならざるを得ず、本法制において「特別秘密の漏えい行為等に対する十分な抑止力を確保し、また、漏えい行為等を敢行した者に対してその罪責に応じた十分な刑罰を科し得るようにするため」（平成23年8月8日「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」19頁）重い法定刑を定めたところで、実際に十分な刑罰を科すことは事実上困難であると考えられるが、この点について内閣情報調査室の見解を問う。

（回答）

当室としては、刑事手続上の新たな保護措置を設ける必要性が一切ないとまでは考えておらず、直ちに当該保護措置を設ける必要性はないとの立場をとっているものであって、当該保護措置を設けることを今後の検討課題とすることについてまで反対するものではない。



第6回法制局持ち込み資料（条文案）について

標記について、貴庁からの12月2日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第6条関係

- (1) 特別秘密の指定は、第2条の規定により、別表各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとしてなされるところ、当該指定の際に該当するとされた「別表各号に掲げる事項」と、第6条第1項でいう「別表各号に掲げる事項」は必ずしも一致する必要はないと解してよろしいか。例えば、別表2号に掲げる事項に基づき指定された特別秘密の伝達を受け、当庁で取り扱う場合、別表3号に掲げる事項に関連する職務に従事する当庁職員に取り扱わせることを想定している。

(回答)

貴見のとおりである。

- (2) 第6条中の「特別秘密の取扱いの業務」を行う者とは「取扱業務者」（特別秘密の作成・取得の趣旨に従い特別秘密を取り扱う者。有識者会議報告書14頁及び15頁における定義による。）を意味すると解してよろしいか。また、そうでないのであれば、何を意味するのか教示されたい。

(回答)

貴見のとおり、取扱業務者を意味するものである。

- (3) (2)の解釈が正しい場合、第6条は他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務に関して規定しているところ、分担管理の原則から各行政機関における所掌事務は明確に分けられているため、ある行政機関が特別秘密に指定した情報の作成・取得の趣旨に従って、他の行政機関が当該特別秘密を取り扱うことはないと考えられるが、第6条はいかなる場合を想定しているのか具体的に教示されたい。

(回答)

分担管理の原則の下でも、ある行政機関が特別秘密に指定した情報の作成・取得の趣旨に従って他の行政機関が当該特別秘密を取り扱うことはあると考える。具体的には、

- 防衛省が別表1号ロに該当する特別秘密を内閣官房に提供する場合
- 外務省が別表2号ニに該当する特別秘密を防衛省に提供する場合
- 警察庁が別表3号ハに該当する特別秘密を海上保安庁に提供する場合

などが考えられる。

## 2 第7条関係

- (1) 第7条新設の理由、第6条との関係及び必要性如何。

(回答)

12月1日各省送付に係る論点ペーパー「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について(案)」中「3 特別秘密の共有が生じるその他の場合について」の項を参照されたい。

- (2) 第7条第1項第1号及び第2項第1号の場合に特別秘密を取り扱う者は「取扱業務者」であり、第7条第1項第2号及び第2項第2号の場合に特別秘密を取り扱う者は「業務知得者」(特別秘密の作成・取得の趣旨に従い特別秘密を取り扱うのではなく、自己の業務の遂行のために必要性が認められて特別秘密の伝達を受け、これを知得する者。有識者会議報告書15頁における定義による)であると解してよろしいか。

(回答)

貴見のとおりである。

- (3) 第7条第1項及び第2項に「次に掲げる場合に限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる」とあるが、

ア 第1項及び第2項の各号に掲げる場合以外の場合(すなわち、行政機関の長又は警察本部長が、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができない場合)として、具体的にどのような場合を想定しているのか。第1項及び第2項それぞれについて網羅的に教示されたい。

(回答)

当該行政機関の所掌事務の遂行のために必要がない特別秘密の提供(伝達)を受ける場合である。

イ 行政機関の長又は警察本部長が、上記(1)の第1項及び第2項の各号に掲げる場合以外の場合に、その職員に、他の行政機関から伝達を受けた事項を取り扱わせていたところ、当該事項が事後的に当該他の行政機関の長により特別秘密として指定された場合、本法制上、当該行政機関の長又は当該警察本部長は、当該職員に引き続き当該事項(特別秘密)を取り扱わせることはできるのか。

(回答)

ご指摘のような場合においては、第7条ではなく第5条により、当該職員に引き続き当該事項を取り扱わせることができるものとする。

- (4) 犯罪の予防、鎮圧等、都道府県警察の事務は犯罪捜査に限定されないところ(警察法第2条)、都道府県警察がこれらの事務を遂行するため、特別秘密の伝達を受け、その職員に業務知得者として当該特別秘密を取り扱わせることが想定されるが、こ



れは第7条第2項の規定により可能であるのか。

(回答)

当室としては、都道府県警察が特別秘密の提供(伝達)を受けるのは第7条第2項各号所定の場合に限定され则认为しており、犯罪捜査以外の事務を遂行するために伝達を受けてその職員に業務知得者として特別秘密を取り扱わせるケースは想定されないと考えている。貴庁が想定する具体的ケースについて教示があれば、当室としても、第7条第2項の規定ぶりを改めることを検討したいと考えている。

- (5) 刑事訴訟法第103条では、公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持するものについて、国の重大な利益を害する場合には監督官庁は押収を拒むことができることとされているが、条文素案第7条第2項第2号の規定との関係はどう整理されるのか教示されたい。

(回答)

刑訴法第103条の規定により監督官庁の承諾が得られ、押収することができる場合が、第7条第2項第2号の規定により特別秘密の提供(伝達)を受け必要がある場合に該当することになると考える。第7条第2項第2号の規定が刑訴法第103条の解釈に変動を生じさせるものではない。

- (6) 都道府県警察が特別秘密を証拠として検察庁に送致する場合や、当該犯罪捜査の指導調整に当たる警察庁職員及び合同捜査を行う他の都道府県警察の捜査員等と情報を共有する場合など、都道府県警察が特別秘密に係る犯罪捜査のために他の機関に特別秘密を伝達することについては、どのように位置づけられることとなるのか教示されたい。

(回答)

公益の比較衡量論により提供(伝達)が許容されるものとする。なお、ご指摘のような場合における特別秘密の提供(伝達)の位置づけが明確になるよう、12月9日各省送付に係る条文素案において第7条の規定ぶりを改めた。

### 3 罰則関係

- (1) 第15条第1項は「取扱業務者」による特別秘密の漏えいに対する罰則を規定しているとしてよろしいか。

(回答)

貴見のとおりである。

- (2) 第15条第2項は「業務取扱者」による特別秘密の漏えいに対する罰則を規定しているとしてよろしいか。

(回答)

(「業務取扱者」ではなく「業務知得者」の誤りであることを前提に) 貴見のとおりである。

#### 4 別表関係

別表三号二における「暗号」とは、暗号化された情報そのものを意味するのではなく、当該暗号化及び復号化技術を意味するものであると解してよろしいか。

(回答)

貴見のとおり、「暗号」とは通信内容を秘匿するための手段をいう。

秘密保全法制に係る質問等に対する回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月12日 17:22

宛先:

添付ファイル: 防衛省意見等(12月5日付け)に対する回答(2011~1.doc (29 KB))

防衛省 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、12月5日付けで貴省から頂戴しておりました意見等に対する回答を添付しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

防衛省 担当官 殿

事 務 連 絡

平成 23 年 12 月 12 日

内 閣 情 報 調 査 室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）の「適性評価」について（回答）

標記について、貴省からの 12 月 5 日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第 8 条第 1 項関係



【回答】

第 8 条第 1 項第 2 号は、有識者会議報告書「第 3（秘密の管理）2（人的管理）(1)（適性評価制度）イ（適性評価の対象者）」の第 3 段落を念頭に置いた規定である。

暫定的な適性評価に関しては、本法制上位置付けていくか引き続き立法技術的な検討をしてみたい。

2 第 8 条第 2 項関係

部長用条文案第 8 条第 2 項に規定する「職員になることが見込まれる者」は、異動（出向に際し、一旦退職し、採用される場合を含む。）内示が出ている者のほか、国家公務員として新たに採用される者（新規採用となる者）も含まれるとの解釈でよろしいか。

この場合、「新規採用となる者は含まれない」との解釈であれば、その理由等を御教示いただきたい。

【回答】

貴解釈のとおりである。

3 第 8 条第 7 項関係

11 月 25 日に法制局に持ち込まれた条文案（第 6 回分）には、結果の通知について、



本人が希望しない場合には通知しない旨の規定が置かれていたが、部長用条文案第8条第7項において削除された理由を御教示いただきたい。

【回答】

内閣法制局の指摘を受け、内閣情報調査室内で再検討した結果、適性を有するかどうかの結果の通知については、論点ペーパー「結果の通知について」2に記述のとおり、当然に必要な点において、理由の通知と同様の取扱いをすることは適当でないと考えたためである。

また、対象職員に対する適性評価の結果の通知については、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内で行うことが重要と考えるところ、現段階における当該通知の具体的な要領について、お考えがあれば御教示いただきたい。

【回答】

今後具体的な検討を行ってまいりたい。

#### 4 第8条第9項第2号関係

部長用条文案第8条第1項の規定により適性を認められた職員が、同条第3項に規定する期間内のうちに、他の行政機関に出向（異動）した場合、当該他の行政機関の長は、その期間内であれば自己の保有する特別秘密を当該職員に取り扱わせることができるほか、当該職員の転入の際に、改めて、適性評価を行うことも可能と考えるが、この場合、その根拠は、部長用条文案第8条第1項なのか、あるいは同条第9項第2号なのか、御教示いただきたい。

【回答】

特別秘密の管理は行政機関ごとに行われるものであるため、この場合、当該他の行政機関の長は、自ら適性評価を行い、当該職員の適性を認めた上で特別秘密を取り扱わせることとなる。この場合の根拠条文は第8条第1項である。

秘密保全法制に係る質問等に対する回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月12日 17:19

宛先:

添付ファイル: 外務省質問等(12月2日付け)に対する回答(2011~1.jtd (39 KB))

外務省 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、12月2日付けで貴省から頂戴していた質問等に対する回答を添付しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

外務省 担当官 殿

事務連絡  
平成23年12月12日  
内閣情報調査室

再質問及び法制局持込資料（第7回）に対する質問等について（回答）

標記について、貴省からの12月2日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

第一 貴室からの11月22日付け回答に対する再質問・意見

1 特別秘密の指定の調整について

- (1) 条文素案に対する文言上のコメントは引き続き検討を要するが、特別秘密の指定の調整に関し、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶという考え方は、条文上必ずしも担保されていないように思われるところ、右考え方を制度上どのように担保する方針かを確認願いたい。

(回答)

第5条により担保されていると考える。

- (2) 資料「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について」

2 (3) ②「一次機関が指定権を行使しようとする場合も含め、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴くこと。」については、例えば、過去にA省庁（一次機関）から当省に配布された秘密文書について、A省庁から当省に対し当該文書を特別秘密に指定する旨の連絡があるケースが想定される。

こうした秘密文書は、受領当時は特別秘密ではないことから取扱者、保管等の管理体制等が特別秘密の水準に達していないケースもあり、対応が困難な場合が想定される。特に、著しく古いもの（例えば10年以上前のもの）、当時の秘密区分がそれほど高くなかったもの（例えば「秘」指定等）、省内・在外公館等で幅広く共有済みのもの等については、すべての閲覧者・文書の所在の確認が困難と思われる。

については、こうした事情も踏まえ、実際の運用の際には各省庁の意見を聴取しつつ、運用可能なものを検討いただきたい。



(回答)

ご指摘のケースにおいては、指定に先立つ意見聴取が貴省に行われた段階で、貴省における当該文書の取扱状況をA省庁が把握した結果、指定の要件である非公知性又は特段の秘匿の必要性が認め難いものと判断し、指定が見送られるものと考えられる。

(再質問・意見)

貴回答で「指定が見送られるものと考えられる」とあるが、現案では、A省庁は当省の意見を聴き、それを尊重することとなっている(第5条第1項)ものの、当省の意見にもかかわらず指定権を行使することも排除されない。仮にA省庁が、当省における文書の取扱い状況を鑑みずに秘密文書の指定を行った場合、当省で適切に対応することができず、結果として法制度全体の信頼性を損なうおそれも否定できない。

については、第5条第1項で「の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない」とあるのを「と協議しなければならない」とすることが適当ではないかと思われるが、如何か。

(回答)

貴省が指摘するような要件充足性に疑問のある指定が行われることは考え難いと思われる。また、協議を要するとすれば、例えばひとつの行政機関が指定に伴う事務負担の増加のみを理由に同意を拒んだ場合でも指定権が行使できなくなるところ、そのような結論は是とし得ない。したがって、原案どおりとさせていただきたい。

## 2 その他

### (1) 第6条第1項について

同項では、「行政機関の長は、(中略) 他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」と規定されているが、その趣旨及び想定されるケースについて具体的にご説明願いたい。

(回答)

趣旨については、11月11日各省送付に係る論点ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について(案)」を参照されたい。想定されるケースとしては、例えば、内閣官房が防衛省に対し、情報収集衛星により入手した画像情報を提供する場合などが考えられる。

また、①第7条の規定によれば、適性評価の対象となるのは、当該行政機関の職員に限定されており（注：契約業者を除く）、他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはそもそも想定されていないのではないか、②仮に他機関の職員に特別秘密を取り扱わせることができる場合でも、当該他機関の長による適性評価の実施や当該他機関の長の協議なしに取り扱わせることとして問題ないのか、についてもあわせご説明願いたい。

（回答）

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、第7条第1項（11月18日送付に係る条文素案第8条第1項）の規定により当該他の行政機関の長が適性評価を実施することとなり、また、政令で定めるところにより（自衛隊法施行令第113条の4と同様の規定を本法制施行令において規定する予定である）、当該他の行政機関の長との協議が行われることになる。

（再質問）

貴回答で「自衛隊法施行令第113条の4と同様の規定を本法制施行令において規定する予定」とあるが、本法制において具体的にどのように運用することを想定しているのか必ずしも明らかでない。ついては、特に以下の点についてご教示願いたい。

<例：外務大臣が、B省庁の職員に特別秘密を取り扱わせる場合>

- ① 特別秘密の取扱いの業務を行わせるB省庁の職員について、どこまで特定する必要があるのか（個別の職員名をリストアップするのか、それとも関連業務に携わる職員の範囲を定めて包括的に取扱いを認めることとするのか、等）。

（回答）

個別具体的事案における協議の内容次第であると考えている。

- ② 第6条と第5条や第8条との関係について改めてご教示いただきたい。例えば、第5条の規定に基づき、既にB省庁に伝達した事項を後から特別秘密として指定した場合、B省庁の職員が当該特別秘密を取り扱うことについて、改めて第6条の手続きを行う必要があるのか。

（回答）

第6条の手続きを行う必要はない。



また、第6条の規定に基づき特別秘密を取り扱うB省庁の職員には、必ずしも第8条の規定は適用されないのではないかと解される(法案上、当該B省庁の職員に特別秘密を取り扱わせるのは外務大臣であり、B省庁の長ではない)。しかるに、貴回答においては「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、第7条第1項(11月18日送付に係る条文素案第8条第1項)の規定により当該他の行政機関の長が適性評価を実施することとなり、」とあるが、右回答の根拠を示されたい。

(回答)

第6条第1項に「取扱いの業務を行わせる」とあるのは、自衛隊法第96条の2第3項と同じく、使役でなく許容の意味である(防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」55頁参照)。したがって、上記事例において、B省庁の職員に特別秘密を取り扱わせるのは外務大臣ではなくB省庁の長である。なお、11月25日各省送付に係る条文素案で新設した第7条の規定により、第6条と第8条の関係がより明確になったものと考えている。

(以下、25日付け条文素案に基づく意見)

新たに第7条において「特別秘密の伝達を受けることができる場合」が規定されたことを踏まえ、例えば、第6条の「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」旨の規定を「他の行政機関に特別秘密を伝達することができる」旨の規定に代える方が適切なのではないかと考えられるが、如何か。

(回答)

第6条の規定に基づき取扱いの業務を行うことになる者は、重い罰則の対象となる取扱業務者に該当することになり、その意味で第6条は取扱業務者の範囲を画する機能を有することになる。このような機能を有することに鑑みれば、原案を維持するのが適当と考える。

(2) 第6条第5項について

同項では、共有事項を特別秘密として指定した旨の通知を受けた特定行政機関において、「当該通知に係る共有事項の取扱いの業務を当該通知の



際現に行っている職員は、当該業務に従事しなくなるまでの間、当該通知をした行政機関の長が（中略）特別秘密の取扱いの業務を行わせている職員とみなす。」と規定されている。

これに関し、

- ① 上記（１）のとおり、現案では他の行政機関の職員に特別秘密を取り扱わせるに当たり、適性評価の実施が義務づけられていないように見受けられるが、右にもかかわらず敢えて本件「みなし規定」が必要となる理由をご教示願いたい。
- ② また、例えば、当該共有事項を特別秘密として指定した行政機関の職員に対しては「みなし」規定が存在しないなど、同じ特別秘密を取り扱う場合でも行政機関の差異のみで異なる取扱いをしているように解されるが、その理由をご教示願いたい。

（回答）

適性評価の実施が義務付けられることは２（１）の回答のとおりである。なお、１１月１８日送付に係る条文素案において、みなし規定に代わり第５条第４項を新たに設けることとしたため、１１月２日送付に係る条文素案第６条第５項（１１月１１日送付に係る条文素案第８条）は削除することとした。

（再質問）

１１月１８日送付に係る条文素案第５条第４項に規定される「政令で定める措置」の具体的な内容をご教示願いたい。

（回答）

同項は、１２月９日各省送付に係る条文素案において削除した。

## 第二 法制局持ち込み資料（第７回）に対する質問等

１ 別表２号「外交に関する事項であって、次に掲げるもの」について

（１） 内閣官房を除く省庁については、以下の運用となると理解しているが、この考えで間違いはないか。

ア 別表１号に基づき特別秘密に指定し得る省庁は、防衛省に限られる。

イ 別表２号に基づき特別秘密に指定し得る省庁は、外務省に限られる。

ウ 別表３号に基づき特別秘密に指定し得る省庁は、警察庁、公安調査庁、海上保安庁に限られる。

エ (例えば経産省のように) 別表1号から3号のいずれの所掌でもない省庁は、機微な文書を特別秘密に指定しない。

(回答)

主として、上記の行政機関が、別表各号に該当する事項を特別秘密として指定することになると考える。しかし、他の行政機関が、上記の行政機関と所要の調整を行った上で指定するケースなどがあり得ることから、別表各号ごとに特別秘密を指定できる行政機関が限定されるとは考えていない。

(2) 内閣官房は、機微な文書を別表2号に基づき特別秘密に指定することがあるか。

(回答)

指定することがあると考える。

(3) (上記2の問に対し、「指定することがある」との回答である場合)、  
ア 他省庁とは異なり、内閣官房が「外交に関する事項」に基づき特別秘密に指定し得る根拠如何。

(回答)

内閣官房は、内閣法第12条に規定する所掌事務に関する事項を特別秘密として指定することになり、これには外交に関する事項が含まれ得ると考える。

イ 内閣官房は、「外交に関する事項」に基づき特別秘密に指定された文書をすべて外務省に共有するのか。(仮に、外務省には共有しない文書が想定される場合)、いずれの外務省員も知りえない「外交に関する事項」に関する機微な文書が政府内に存在することとなるが、それが適当と考えるか。

(回答)

内閣官房が特別秘密として指定する外交に関する事項については、基本的に外務省と共有されるべきと考えるが、例えば、別表2号ハ及びニに係る特別秘密については、知る必要の原則との関係で完全には共有できないケースがあり得ると考える。

2 「『国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動』に係る条文イメージ」について

(1) 条文イメージ案では、第2条(定義)に、新たに「特定有害活動」に



関する定義規定を設け、別表三ロにおいて「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」を、「公共の安全と秩序の維持に関する事項」の一つとして掲げることが提案されている。

- (2) 第2条2に定義される「特定有害活動」には、「テロリズムを行う活動」や「国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動」等が該当すると定義されているが、「特定有害活動」に関する情報の多くが、「外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報」(別表二(ハ))に該当すると考えられる。
- (3) ついては、外務省としては、「特定有害活動に関する重要な情報」のうち、「公共の安全と秩序の維持に関し収集した」もののみ、別表三(公共の安全と秩序の維持に関する事項)に掲げるものに含まれ、外交に関し収集した「特定有害活動に関する重要な情報」は、「我が国の主権の維持及び安全保障に関する」ものであれば、別表二(ハ)に該当すると理解しており、右理解にて間違いのないことを確認したい。

(回答)

貴見のとおり、「特定有害活動に関する重要な情報」には別表2号ハに該当するものがあり得ると考える。

(了)

12月12日法制局持ち込み資料に対する質問の提出について

送信日時: 2011年12月14日 14:23  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
添付ファイル: 111214警察庁質問.jtd (20 KB)

内閣情報調査室  
様

いつも大変お世話になっております。  
警察庁のです。

標記について、添付のとおり質問を提出致しますので、よろしくお願い致します。

お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

様

内閣情報調査室担当官 殿

平成23年12月14日  
警 察 庁

特別秘密の保護に関する法律(仮称)(平成23年12月12日付け法制局持ち込み資料)  
について

見出しの件につき、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らいください。

記

1 第5条関係

第3項は、いかなる事態を想定しているのか教示されたい。また、同項第1号に規定する「取扱いの状況」及び第3号に規定する「留意すべき事項」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか教示されたい。

2 第8条関係

(1) 平成23年9月27日付けで質問を提出した際には、検討中とのことであったが、第8条第1項2号に規定する「政令で定める措置」のその後の検討状況如何。

(2)

また、適性評価を実施する行政機関の長は、犯罪経歴に関する事項の調査を行うため必要がある場合、どの団体に照会を行うこととなるのか教示されたい。

(3) 第5項に規定する「政令に定めるもの」として具体的に何を想定しているのか教示されたい。

1 条文案

- 素案
- 読替表

2 二部長再説明持資料としての論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について

(2) 人的管理に関するもの

- 適性評価の対象外とする者について
- 実施権者について
- 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
- 調査事項について
- 同意の取得について
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて
- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- 適性評価と法の下での平等との関係について

(3) その他

- 本法制の附則において内閣法の一部を改正することについて（\*内閣総務官室と協議済み）

※ 現在準備中のもの

- 別表2号に係る条文案等（外務省と協議中）



特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち警察庁又は第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、警察庁又は当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の  
国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

## (特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長（前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えな

い範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（指定の調整等）

第五条 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下この条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定により意見を聴取した結果、なお当該共有事項を特別秘密として指定する必要があると認めるときは、指定を行うべき時期について、特定行政機関の長と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が調ったときは、行政機関の長は、当該協議の結果に従って当該共有事項を特別



秘密として指定するとともに、その旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

- 4 警察庁長官は、行政機関と都道府県警察との共有に係る事項（以下この条において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定するとき、第一項の規定により他の行政機関の長に警察共有事項に係る意見を述べるとき、又は第二項の規定により他の行政機関の長と警察共有事項に係る協議をするときは、当該都道府県警察（次項において「特定都道府県警察」という。）における当該警察共有事項の取扱いの状況を踏まえて行うものとする。

- 5 警察庁長官は、警察共有事項を特別秘密として指定したとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る第二項の通知を受けたときは、直ちにその旨を特定都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の長及び職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の警察本部長及び職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第十条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関の長及び職員、都道府県警察の警察本部長及び職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

（特別秘密の提供を受けることができる場合）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特



別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 前号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関又は都道府県警察から特別秘密の提供を受ける必要がある場合

2 警察本部長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 特別秘密に係る犯罪捜査のため行政機関又は他の都道府県警察から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、特別秘密の取扱いについては、適性評価（次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた職員にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 国務大臣

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた職員について、特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定による通知をした日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項

七 飲酒についての節度に関する事項

5 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。

6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第四項及び前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告

を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

7 行政機関の長は、第四項及び第五項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

8 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

9 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めたと旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めたと理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

10 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。

一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合

二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

11 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。

12 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項から第三項まで及び同条第五項から第十~~二~~項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせ



るようにするものとする。

2 第八条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち」とあるのは「契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が」と、同項、同条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項中「職員について、」とあるのは「契約業者の役員又は職員について、契約業者が」と、「通知した日」とあるのは「行政機関の長が通知した日」と、同条第八項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第十項中「職員に対して」とあるのは「契約業者の役員又は職員に対して」と、同項第一号中「行政機関の長がその職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせない」とあるのは「当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たっ



て取得する個人情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第十三条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

## (政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## (罰則)

第十五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以

下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条 第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑

を減輕し、又は免除する。

2 第十五条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
  - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの  
の製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ **第一条第二項第一号に規定する行為**その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対

処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(注) 右各号の情報に相当するような外国政府等の情報であって、国際約束に基づき保護を必要とするものに係る号を追加することについて外務省が検討中。



○都道府県警察の職員の適性評価

行政機関 (読替え前)

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、特別秘密の取扱いについては、適性評価(次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。))を評価することをいう。以下同じ。)

一 適性を有すると認められた職員にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。【P】

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者(以下「対象職員」という。)に対して実施する。

3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた職員について、特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定による通知をした日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

都道府県警察 (読替え後)

【以下第八条の準用部分(傍線部分が読替え部分)】

第九条 (都道府県警察の職員の適性評価)

前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項から第三項まで及び同条第五項から第十二項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。

第八条 警察本部長は、特別秘密の取扱いについては、適性評価(次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。))を評価することをいう。以下同じ。)

一 適性を有すると認められた職員にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

二 適性評価を実施することにより、特別秘密に係る犯罪の捜査の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該警察本部長が講ずるとき。【P】

2 適性評価は、警察本部長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者(以下「対象職員」という。)に対して実施する。

3 警察本部長が、適性評価により適性を有すると認められた職員について、特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定による通知をした日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

- 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
- 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 五 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
- 六 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第四項及び前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 七 行政機関の長は、第四項及び第五項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 八 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 九 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 十 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
  - 一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
  - 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
- 十一 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。
- 十二 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

- 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
- 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 五 警察本部長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
- 六 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、警察本部長が第四項及び前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 七 警察本部長は、第四項及び第五項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 八 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 九 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 十 警察本部長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
  - 一 第三項の期間の満了後引き続き警察本部長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
  - 二 警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
- 十一 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその職員が適性を有しないと警察本部長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該警察本部長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。
- 十二 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

○契約業者の役職員の適性評価

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、特別秘密の取扱いについては、適性評価（次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた職員にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 国務大臣  
ロ 内閣官房副長官  
ハ 副大臣  
ニ 大臣政務官  
ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。【P】

- 2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。
- 3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた職員について、特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定により通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。
- 4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
  - 一 特定有害活動との関係に関する事項
  - 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
  - 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
  - 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

契約業者（読替え後）

（契約業者の役員及び職員の適性評価）【P】

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十二項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち」とあるのは「契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が」と、同項、同条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役員」と、同条第三項中「職員について」とあるのは「契約業者の役員又は職員について」と、同条第八項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役員」と、同条第十項中「職員に対して」とあるのは「契約業者の役員又は職員に対して」と、同項第一号中「行政機関の長がその職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、同条第十二項中「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせない」とあるのは「当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 【以下第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】
- 2 適性評価は、行政機関の長が、契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象役員」という。）に対して実施する。
  - 3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた契約業者の役員又は職員について、契約業者が特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定により行政機関の長が通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。
  - 4 適性評価は、対象役員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。
    - 一 特定有害活動との関係に関する事項
    - 二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
    - 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
    - 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）



- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く）
- 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 八 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するため必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
- 九 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第四項及び前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 十 行政機関の長は、第四項及び第五項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 十一 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。
- 十二 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 十三 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
  - 一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
  - 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
- 十四 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。
- 十五 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

- 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く）
- 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項
- 七 飲酒についての節度に関する事項
- 八 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するため必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。
- 九 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第四項及び前項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 十 行政機関の長は、第四項及び第五項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 十一 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び対象職員に対し通知しなければならない。
- 十二 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 十三 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた契約業者の役員又は職員に対して再度適性評価を実施するものとする。
  - 一 第三項の期間の満了後引き続き契約業者がその役員又は職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合
  - 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合
- 十四 前項の場合において、その役員若しくは職員が適性評価の実施に同意しなかつたとき又はその役員若しくは職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにするものとする。
- 十五 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

## 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

### 1 指定権の所在及び指定の効果について

(1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。

- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
- ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
- ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
- ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

(2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。

次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。

さらに、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言い難い。

(3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。

この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられることから、④がより適切であると考えられる。

### 2 指定の調整について

(1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関（以下「特定行政機関」という。）もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を採る必要が生じることになることから、指定に当たっては、行政機関相互で十分な調整を図る必要が生じる。

(2) まず、ある行政機関が指定権を行使しようとする場合、指定の要件の充足性を的確に判断するために、当該機関における当該情報の取扱い状況のみならず、特定行政機関

における取扱状況をも把握した上で判断する必要があると考えられる。

このような観点からは、

- ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、指定の要件充足性に関し、特定行政機関に意見を聴くこと

をルール化する必要があると考えられる。

この点、例えば行政機関Bが行政機関Aから提供された情報を特別秘密に指定しようとする場合において、機関Aとしては当該情報に係る指定が不要との意見を述べたにもかかわらず、機関Bによる指定権行使を可能としてしまうと、機関Aがそのような意に沿わない結果を回避しようとして機関Bへの情報の提供を控え、その結果、政府部内の情報共有が進まず、政策判断に悪影響が生じかねないとの考え方に立ち、

- ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、特定行政機関への意見聴取のみならず、協議まで必要

といったルールを定めることも考えられる。

しかしながら、当該情報の内容又は作成・取得の経緯によっては、特定行政機関の中に、当該情報を指定するか否かにつき必ずしも適切に判断し得るとは限らない機関が含まれる場合も想定される。そのような場合にまですべての特定行政機関との間で協議が調わない限り指定権を行使し得ないとするのは、秘密の保護の観点からは相当でない。また、特定行政機関への意見聴取及びその意見の尊重を義務付けることにより、指定権を行使しようとする行政機関において、すべての特定行政機関の意見を踏まえた合理的な判断が期待できると考えられる。

したがって、特定行政機関への協議までは不要であると考えられる。

- (3) ただし、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性質に鑑みると、ある行政機関が指定権を行使した場合、当該行政機関のみならず特定行政機関においても時期を同じくして厳格な管理措置がとられるべきと考えられるところ、当該管理措置をとるためにはその準備に時間を要するため、各特定行政機関における当該準備に要する時間を考慮して指定権を行使する時期が決められる必要があると考えられる。

したがって、

- ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、指定権を行使する時期について、特定行政機関と協議すること

が必要であると考えられる。

- (4) このようにして協議が調った上で、指定権を行使する際には、指定の効果が特定行政機関に及ぶことを制度の前提としていることから、

- ある行政機関が指定権を行使する際には、指定権を行使した旨を特定行政機関に通知すること

が必要であると考えられる。そして、この通知の時点から、特定行政機関に指定の効

\*1. それでもなお機関Aが意に沿わない結果を特に回避したいと考える場合には、機関Bへの提供の際に「機関Bにおいて特別秘密に指定しようとする場合にはあらかじめ機関Aと協議すること」を提供の条件とすれば足りると考えられる。



力が及ぶものと考えられる。

(5) 以上の検討から、

- ㊦ ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、指定の要件充足性に関し、特定行政機関の意見を聴き、その意見を尊重すること
- ㊧ 意見聴取の結果、なお指定権を行使する必要があると認めるときには、指定権を行使する時期について、特定行政機関と協議すること
- ㊨ 協議が調い、指定権を行使する際には、特定行政機関にその旨通知することが指定の調整に必要なルールであると考えられる。

3 行政機関外の者から同一の情報を個別に取得した場合について

秘匿を要する情報の取扱いは、真にそれを必要とする者に限定すべきとの原則を踏まえ、行政機関外の者から同一の情報を個別に取得した行政機関間においては、情報の性質上、相互に当該情報を保有する事実を把握できないケースが生じることが避けられないが、このようなケースにおいてある行政機関が当該情報を特別秘密に指定しようとする場合、当該情報を保有する他の行政機関への意見聴取、協議及び通知は不可能であることから、指定の効力を及ぼせることは適当でない。

このような考え方を前提に、本法制では、行政機関が相互に同一の情報を保有していることに加え、お互いにそれを認識できる場合に限り、両者は当該情報を共有する関係に立つものとして、意見聴取、協議及び通知に関する規定の適用対象とすることとする。

4 指定に係る情報が既に契約業者に提供されている場合について

指定に係る情報が既に契約業者に提供されている場合における指定の在り方については、自衛隊法の防衛秘密制度においても同様の問題が存在するにもかかわらず、同法において特段の規定は置かれていない。これは、第一に、守秘義務を有しない契約業者に対する秘密の提供は慎重に判断する必要があることから、提供した後に当該秘密を防衛秘密に格上げする事態が想定し難いこと、第二に、そのような情報を防衛秘密に指定した場合に、それまで罰則の対象外であった契約業者が契約の変更を行うことなく罰則の対象となるような法制度とすることは、当該契約業者に事後的に著しい負担を課すことによるため相当でないことによるものと考えられる。

本法制の特別秘密についても同様の考え方に立ち、指定に係る情報が既に契約業者に提供されている場合における指定の在り方について特段の規定は置かないこととする。

\*2 仮に既に契約業者に提供されている情報を指定する場合、その時点で防衛秘密の取扱いの業務を行わせるための契約を締結することにより当該契約業者を罰則の対象とすることは可能である。また、当初の契約において、事後的な指定が行われた場合は防衛秘密として扱うことを明らかにする形で契約を締結する方法も考えられる。

## 適性評価の対象外とする者について（案）

### 趣旨

本法に基づき保護しようとしている特別秘密が国の存立にとって重要な秘密情報であることを踏まえると、漏えいの防止を徹底するためには特別秘密を取り扱う者全てを対象にして適性評価を実施することが望ましい。

しかし、適性評価は漏えいの可能性を低減させるための手段の一つであり、これをもって漏えいを根絶できるものではないことや、特別秘密を漏らした場合には罰則を適用する点は、適性評価の実施の有無にかかわらず同じであることに鑑みると、個別の官職の任命の方法、職務の特性その他の事情を踏まえ、適性評価の有効性と憲法上の要請その他の要素とを比較衡量の上、適性評価の対象とすることが適当かどうかを判断することが考えられる。

以下、この考え方にに基づき、適性評価の対象とすることが適当ではないと考えられる職を具体的に検討する。

### 1 国務大臣

内閣総理大臣は、国民が選挙によって選出した議員によって構成される国会の議決により、行政権の行使について責任を有する内閣の首長として指名される（憲法第66条第1項及び第3項並びに第67条第1項）。当該手続により内閣総理大臣の職に就いた者がその職責を果たそうとするときに、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこともあり得るとすることは、内閣総理大臣が民主的な過程を経て与えられた内閣により行政権を行使する権限を制約するものであり、適当とはいえない。

次に、国務大臣は、内閣総理大臣により任命され（憲法第68条第1項）、内閣総理大臣と共に内閣を組織して、行政権の行使について連帯して責任を負うこととされている（憲法第66条第1項及び第3項）。国務大臣は、内閣の構成員であるとともに各省の大臣でもあることが通例であり<sup>1</sup>、内閣総理大臣は内閣の首長として、行政各部を指揮監督するという自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた国務大臣を任命することとなる。ここで、任命した国務大臣が、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこととなれば、当該国務大臣はその職務の一部を行うことができなくなるため、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職務を十全に果たせなくなることもあり得ることとなる。これは、内閣総理大臣に国務大臣を任命し、内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することにもなりかねないことから、適当とはいえない。

これらのことから、内閣総理大臣その他の国務大臣を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

\*1 「憲法 第4版」（芦部信喜、高橋和之補訂・岩波書店）309頁

## 2 内閣総理大臣その他の国务大臣以外の職で対象外とするもの

① 内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国务大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる職にある者についても適性評価の対象としないことが適当と考えられる。具体的には、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職にある者が該当すると考えられる。

### ア 内閣官房副長官

内閣官房副長官は、国务大臣である内閣官房長官の職務を助け、内閣官房長官の命を受けて内閣官房の事務をつかさどり（内閣法第14条第3項）、内閣官房長官の命を受け内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画し（内閣府設置法第8条第2項）、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合にその職務を代行する（内閣法第14条第3項）職である。このように内閣官房副長官は、内閣官房等の行政事務の遂行に当たって内閣官房長官の判断を直接補佐する職であり、内閣官房等において、内閣官房長官に準ずる責任を有すると同時に内閣官房長官及び内閣との一体性が求められる職である。

こうした立場にある内閣官房副長官は、内閣総理大臣が任命することとされているところ、これは内閣官房長官の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として行政権の行使に係る職責を十全に果たすために内閣官房等を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、内閣官房副長官の職務の一部が行えなくなることがあり得ることとするのは内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、内閣官房副長官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

### イ 副大臣及び大臣政務官

副大臣は大臣の命を受けて政策及び企画をつかさどり、政務を処理し（国家行政組織法第16条第3項及び内閣府設置法第13条第2項）並びに大臣の命を受けて大臣不在の場合に職務を代行する（国家行政組織法第16条第3項）職である。また、大臣政務官は大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する（国家行政組織法第17条第3項及び内閣府設置法第14条第2項）職である。いずれも、各省が分担管理している行政事務の遂行に当たって大臣の判断を直接補佐する職であり、各府省において大臣に準ずる責任を有すると同時に大臣及び内閣との一体性が求められる職である。

また、副大臣及び大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行うこととされており（国家行政組織法第16条第5項及び第17条第5項並びに内閣府設置法第13条第4項及び第14条第4項）、一体性を保つべき相手方である内閣が総辞職した場合には、免職を待たずに失職することとされている（国家行政組織法第16条第6項及び第17条第6項並びに内閣府設置法第13条第5項及び第14条第5項）ところ、これは各省大臣の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長とし



て行政権の行使に係る職責を十全に果たすために行政各部を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、副大臣及び大臣政務官がその職務の一部が行えなくなることもあり得ることとするのは、内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、副大臣及び大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

## (2) 行政機関の長及び警察本部長

特別秘密は、国の行政機関及び都道府県警察（以下「行政機関等」という。）が、その任務及び所掌事務を遂行する上で取り扱う必要性が生じるものであることから、本法においては、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うために必要な措置は、任務及び所掌事務の遂行に伴う事務として、それぞれの行政機関等ごとにその長の責任において講ずるとの考え方に基づいて制度を設計しているところである。

こうした制度設計が可能となるのは、行政機関等の長が国务大臣をもって充てられているか、国务大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられているかにかかわらず、およそ行政機関等の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責の重大さに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力や職務遂行能力を有し、及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されることや、その職責に堪えられない事由が発生すればその職を解かれることを期待することが合理的であると考えられるからである。なお付言すれば、本法の制定によって、特に特別秘密を恒常的に取り扱う行政機関等の長にあっては、その保護を適切かつ確実に行える者が任命されることが一層期待できるところである。

逆に、行政機関の長が特別秘密の取扱者としての適性を有するかどうかについて懐疑的になるならば、行政機関の長が特別秘密の指定その他の特別秘密の保護に関する各種の措置を適切に講ずることができることを期待しているそもそもの前提と整合しないことにもなりかねない。

これらのことから、行政機関等の長は、本法の適性評価によるまでもなく、特別秘密を取り扱う適性を有すると考えられることから、適性評価の対象外とすることとする。

## (3) その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

1から3までに掲げる者のほか、合議制の機関の委員や就任について両院の同意又は議決によることを必要とする職等について、引き続き適性評価を実施することが適当かどうか詳細に検討すると、適用外とする職であることを法律で規定する必要性がない職もあり得るため、こうした者については政令で規定することとする。

\*1 各府省の大臣等が該当する。

\*2 内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長、公安調査庁長官、海上保安庁長官等が該当する。

## 【参照条文】

### ○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

② （略）

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名・衆議院の優越〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② （略）

〔国务大臣の任命・罷免〕

第六十八条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② （略）

### ○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十四条 （略）

2 （略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

### ○内閣府設置法（平成13年法律第89号）（抄）

（内閣官房長官及び内閣官房副長官）

第八条 （略）

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

（副大臣）

第十三条 （略）

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3 （略）

4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十四条 （略）

- 2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。
- 3 （略）
- 4 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。

#### ○国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

（副大臣）

##### 第十六条 （略）

- 2 （略）
- 3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。
- 4 （略）
- 5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

##### 第十七条 （略）

- 2 （略）
- 3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 4 （略）
- 5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。
- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。



## 実施権者について（案）

### 1 基本的な考え方

国の存立にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者（対象役職員が特別秘密を取り扱う適性を有しているかどうかを判断する者をいう。）は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要がある。

### 2 特別秘密を取り扱う機関ごとの実施権者

このような考え方に基づいて、以下、特別秘密を取り扱う機関ごとに実施権者を検討する。

#### (1) 国の行政機関

国の行政機関は、法令の定める任務及び所掌事務について各行政機関ごとに業務を処理していることを踏まえ、国の行政機関の職員についての適性評価は、それぞれの行政機関の長をその実施権者とする。こととする。

また、その行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用（転任、採用を含む。）されることが見込まれる場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱わせる必要性が実務に照らして具体的かつ恒常的に認められることから、任用前においても適性評価を行えることとするが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる行政機関の長をその実施権者とする。こととする。

#### (2) 都道府県警察

警察事務は、本来、住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つものであり、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与している。こうした警察事務の性格と我が国の現行警察制度を併せ考え、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監・道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を実施権者とする。こととする。

また、その都道府県警察の職員でない者であっても、当該都道府県警察に任用（転任、採用を含む。）されることが見込まれる場合には、任用後速やかに特別秘密を取り扱わせる必要性が実務に照らして具体的かつ恒常的に認められることから、任用前においても適性評価を行えることとするが、この場合においても前述と同様の理由により、任用されることとなる都道府県警察の警察本部長がその実施権者とする。こととする。

#### (3) 契約業者

契約業者は、国の行政機関から事業委託を受けることで特別秘密を取り扱うこととなるため、契約業者の役職員の適性評価は、事業を委託した行政機関の長を実施権者とする。こととする。

なお、国の行政機関及び都道府県警察の場合と異なり、契約業者に役員として選任され、又は職員として雇用されることが見込まれる者については、選任又は雇用前に適性評価を行わないこととする。これは、契約業者は国の行政機関との契約関係にある限りにおいて特別秘密を取り扱うに過ぎず、恒常的な必要性が認められないことや、

民間部門の採用慣行は多様であることに鑑み、選任又は雇用前の適性評価がいたずらに身辺調査代わりに行われることがないようにする必要があること等によるものである。

### 3 他の機関の長が指定した特別秘密を取り扱わせる場合

国の行政機関又は都道府県警察（以下「行政機関等」という。）の長がその職員に取り扱わせることとする特別秘密は、国の行政機関にあってはその中に他の国の行政機関の長が指定したものも含まれることがあり、また都道府県警察にあってはいずれかの国の行政機関が指定したものである。

いずれの場合であっても、当該行政機関等が、その任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱う必要性が生じるものであることから、特別秘密の保護のための必要な措置は、任務及び所掌事務の遂行に伴う事務として、当該行政機関等の長の責任において講ずるべきと考えられる。

このため、本法においては、特別秘密の指定権者を問わず、職員の適性評価の実施権者は当該行政機関等の長とすることとする。

## 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について(案)

### 1 趣旨

特別秘密を取り扱う者がこれを漏らす背景・理由を踏まえると、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれは、以下の3つに分類することができると考えられる。

- ・ 取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

以下、漏えいのおそれの分類ごとに、このおそれと結び付き又はこのおそれを示唆するために、取扱者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価を行う上で有効な判断材料を提供すると考えられるものとして調査すべき事項について、具体的に考察する。

### 2 漏えいのおそれと調査事項の関係

#### (1) 「取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ」について

特別秘密を漏らすことを是認する信条を有することや漏らすことにより利益を得ようとするものが、行動又は状況に具現している者は、自発的に漏らすおそれがあると評価し得ることから、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要があると考えられる。

具体的には、暴力的な手段によって我が国政府を転覆する活動に参与している状況、我が国よりも外国における自己の利益を有している状況、情報漏えいを企図する外国情報機関等からその唆しを受けている状況、経済的に追い詰められている状況等にある者が該当すると考えられることから、特定有害活動<sup>\*</sup>との関係、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが有効と考えられる。

#### (2) 「取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ」について

取扱者に特別秘密の取扱者に自発的に漏らす事情がなくとも、情報漏えいを企図する外国情報機関等が、取扱者の特に国外における経済的な利益を脅かして取扱者の意思を抑圧することで、特別秘密を漏らさせること<sup>等</sup>が考えられる。したがって、意思を抑圧されていることにつながる、いわば「弱み」を有している者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

\* この法制においては以下の活動を「特定有害活動」と定義することとしている。

①いわゆるテロリズムを行う活動

②外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの。

- 1) 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動
- 2) 国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

具体的に何が弱みとなり得るかは人により異なり、一様ではないが、信用状態その他の経済的な状況等の事項の中に弱みとなり得る情報があると考えられることから、こうした事項を調査することが有効と考えられる。

(3) 「取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ」について

特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特別秘密を取り扱わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねないため、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的には、日頃から規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できないこと又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当することから、犯罪及び懲戒の経歴、信用状態その他の経済的な状況、精神疾患、薬物の濫用・影響、飲酒についての節度、情報の取扱いに係る非違の経歴といった事項を調査することが有効と考えられる。

## 調査事項について（案）

① 適性評価において調査することとする事項が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する上で有効な判断材料を提供し、参考となると考えられる理由を以下の漏らすおそれの分類に照らして事項ごとに考察する。

- ・ 対象役職員が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

### ① 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動や、外国の利益を凶る目的で行われる活動であって、我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得するものや国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。そして、特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが特定有害活動の目的の実現に寄与するため、特定有害活動と関係を有する者には自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員に特定有害活動との関係がないか調査する必要がある。

### ② 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に評価し得ると考えられる。

さらに、漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、経済的な事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

**(3) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒、規制薬物等の濫用といった経歴があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の法令の遵守の状況を通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

**(4) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（3に掲げるものを除く。）**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、対象役職員の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、対象役職員の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がないにもかかわらず特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の情報の取扱いに関する非違について調査する必要がある。

**(5) 薬物の濫用及び影響に関する事項（3に掲げるものを除く。）**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、医師の処方に従った薬物の適切な服用であったとしても、眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合は、それにより、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことを示唆していることから、このような薬物の影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、薬物の影響を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

**(6) 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実は、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうお



それとして評価し得ると考えられる。

したがって、精神疾患の状態を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

#### (7) 飲酒についての節度に関する事項

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、対象役職員の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、飲酒についての節度を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

2. 上記の7事項の調査に当たっては、これら7事項との関係を明らかにする端緒を得るために必要な事項についても調査する必要があるところ、当該調査によって漏えいのおそれと結び付く可能性がある場合は、そうした事情を有しない者に比してこれらの事項との関係をより慎重に調査する必要がある。

例えば、1.(1)の「特定有害活動との関係に関する事項」については、以下の事項を調査することにより、特定有害活動への関与の働き掛けを明らかにするための端緒を得ることができると考えられる。

#### (1) 学歴及び職歴に関する事項

対象役職員が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国での軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることが考え得る。

#### (2) 国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

対象役職員が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことにより対象職員の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることが考え得る。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、情報漏えいを企図する外国情報機関からその働き掛けを受けていることが考え得る。

(3) 配偶者<sup>\*1</sup>、家族<sup>\*2</sup>及び同居人<sup>\*3</sup>（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍

対象役職員の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が対象役職員と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該対象役職員に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことが考えられる。

\*1 配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

\*2 家族とは、対象役職員の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（対象役職員の子を除く。）をいう。

\*3 同居人は、配偶者と同程度に経済的、精神的に密接な関係にあると考え得る。

## 同意の取得について（案）

### 1 適性評価の実施に係る対象役職員の同意

適性評価の実効性を確保するために実施権者が取得する必要がある対象役職員に関する個人情報、人事管理のために通常保有しているものに限らず、本人の信用状態その他の経済状況や精神疾患に関することといったプライバシーに深く関わるものもある。

この点、個人情報の取得については、適正な方法によればよく、対象役職員本人の明示的な同意を得なければ個人情報を取得できないというものではない。

しかし、対象役職員本人の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長、警察本部長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として対象役職員本人が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑みると、対象役職員の個人情報の保護に配慮し、及び対象役職員の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を対象役職員の明示的な同意に係らしめることが適当と考えられる。

### 2 同意を取得するに当たって告知する事項

#### (1) 評価のために調査する事項

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有為なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（対象役職員本人が提供するもの及び関係者への質問や公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象役職員が認識した上で同意がなされる必要がある。

このため、実施権者は対象役職員に対しその旨を告知する必要がある。

#### (2) 関係者への質問・公私の団体への照会

照会権限を法定することにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項及び個人情報保護法（平成15年法律第57号）第23条第1項の規定に基づき対象役職員の個人情報を取得することは法制上可能であると考えられる。

しかし、対象役職員が認識していないまま実施権者が関係者に質問し、又は公私の団体に照会して個人情報を取得することがないような仕組みが法制上担保されていない場合は、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがある。

このため、実施権者は対象役職員に対し、必要があると認めるときに質問や照会をすることがある旨を告知する必要がある。

### 3 同意が得られない場合の措置

適性評価を実施することについて対象役職員の同意が得られない場合には、適性を有すると判断することができないことから、特別秘密を取り扱わせないこととなる。



#### 4 配偶者等の同意の要否

対象役職員の身近にいる配偶者、家族又は同居人（以下「配偶者等」という。）は、対象役職員の行動に影響を与え得ると考えられるが、配偶者等の中に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が対象役職員との密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該対象役職員に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことが考えられる。

配偶者等の情報のうち、こうした働き掛けと結び付き得る事情を有し慎重な調査を行う必要があるかどうかを判断する上で有効なものとしては、その氏名、生年月日、住所、国籍（帰化歴を含む。）に係る情報が考えられる。

このうち、氏名、生年月日及び住所は、日常社会においても人物を特定するために最低限必要とされる項目と考えられる。また、国籍は日常生活において明らかにする機会が多いとは言えないが、例えば国籍を変更（帰化）する場合において、国籍法（昭和25年法律第147号）は、帰化した者以外のすべての者との関係においてその事実を明らかにする必要性に応える趣旨から、帰化した者を官報に告示していることに鑑みると、国籍についても、必要があれば明らかにされるべき情報と考えられる。

これらのことを踏まえると、氏名、生年月日、住所、国籍（帰化歴を含む。）に係る情報は、経済状況や精神疾患のようにプライバシーに深く関わるためにその取得に当たって特段の配慮を要する個人情報とは性格を異にしているといえる。したがって、本制度が、対象役職員本人の行動に影響を与える合理的な範囲の者に限ってこれらの情報を取得するものであることを前提とすれば、配偶者等に係るこれらの情報を取得するに当たっては、対象役職員本人と同様の手続によるべき事情にはないと考えられる。

以上のことから、適性評価を実施するに当たって対象役職員の配偶者等の同意を得ることは要しないこととする。

なお、米、英等の諸外国においても、適性評価においてその対象者の配偶者等についてこれらの情報をその対象者が記載して提出することとされているが、配偶者等の同意には係らしめていないところである。

#### 【参照条文】

##### ○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2～5 （略）

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二～四 (略)
- 2～5 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 (略)

3・4 (略)

○国籍法（昭和25年法律第147号）（抄）

（帰化）

第四条 日本国民でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするときには、法務大臣の許可を得なければならない。

第十条 法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならない。

2 帰化は、前項の告示の日から効力を生ずる。

【帰化許可の官報記載例】

○法務省告示第○号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成○年○月○日

法務大臣 ○○ ○○

住所 東京都○○区○○○丁目○番○号

金○○ 昭和○年○月○日生

住所 千葉県○○市○○○番○号

李○○ 昭和○年○月○日生

【国会会議録】

○国籍法案趣旨説明（衆議院法務委員会昭和25年4月5日）

村上朝一政府委員（法務府民事局長）：国籍法案につきまして逐條的に御説明いたします。

（略）次に第十三條は、帰化及び国籍離脱に関する官報の告示並びに帰化及び国籍離脱の効力発生の時期についての規定であります。現行法のもとにおきましても、帰化及び国籍離脱は官報に告示することとなっておりますが、その効力につきましては、帰化については、法務総裁の許可の日から生ずるが、官報の告示があつた後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができないものとされております。（略）この法案におきましては、（略）帰化及び国籍離脱の効力の発生の時期を明確にするため、この両者はすべての人に対する関係におきまして、ともに官報に告示された日から効力を生ずることとしたのであります。



**適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて（案）**

**1 行政機関の行為としての適性評価の性格**

適性を有しないと認められた者がその結果に不満を抱いた場合に、これに対応する仕組みをこの法制に設ける必要があるかを検討するに当たっては、まず、行政不服審査法の不服申立て及び行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象となるのかを確認する必要がある。すなわち、適性評価が「処分その他公権力の行使」に該当するかどうか、換言すれば、直接国民の権利・義務を形成し、又はその範囲を確定するものかを検証することとする。

**2 適性評価の処分性の有無**

適性評価は、行政機関の長又は警察本部長が特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の者について、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該者の特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する制度である。

この点、適性を有すると認められたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない。

このように、適性評価の結果によって対象役職員の権利義務が変動することはないため、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられることから、適性を有しないと認める行政機関の長又は警察本部長の行為は、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないと考えられる。

**3 不満に対応する独自の仕組みの必要性の有無**

前述のとおり、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当せず、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。これを踏まえ、次に、不満に対応する独自の仕組みを設ける必要があるかどうかを検討する。

この点、本法制では適性評価の実施に同意しないこと又は適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから、適性評価の結果が明らかになった時点で直ちに結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないと考えられる。

また、本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断することが必要だと考えられるところ、

仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられる。

したがって、適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する独自の仕組みを設ける必要性は大きくないと考えられるため、当該仕組みは設けないこととする。

#### 4 適性を有しないと認められた場合の当該職員の取扱い

特別秘密を取り扱う行政機関等の職員について適性を有しないと認めた場合には、本法の法的効果として、行政機関等の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないことが求められる。そしてそのことによりその職務の遂行に支障が生じるときは、一般的には適切な時期に、行政機関等の長が当該職員を特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった取扱いをすることが考えられる。

しかし、当該職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした取扱いを行うことが困難である場合もある。この場合の措置としては、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」として、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名することが考えられる。

#### 【参照条文】

##### ○職務代行者の指名に関する訓令（平成8年警察庁訓令第2号）（抄）

- 1 警察庁長官は、警察庁に置かれる職を占める者に事故あるとき又はこれが欠けたときその他必要があると認めるときは、その職務を代行すべき者を指名することができる。
- 2 前項の規定により指名された者は、警察庁長官の命ずるところにより、当該職務を代行する。

## 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、個別具体の対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査が行われる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

### 2 思想・良心及び信教の自由との関係

#### (1) 思想・良心の自由

##### ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており<sup>1</sup>、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている<sup>2</sup>。

##### イ 本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている<sup>3</sup>。

#### (7) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為

\*1 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はな」と判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

\*2 「憲法 I 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

\*3 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法 I 第4版」301頁から305頁まで他

を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、制度の円滑な運営の必要性から対象役職員の明示的な同意を得て実施することとしているため、内心を告白することを強制することもない。

(イ) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していることまたは有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

なお、思想・良心又は信仰の自由に関連して、これらが外形的に現れた具体的な行動又は状況が特別秘密を漏らすおそれに結び付き又はこれを示唆すると認められる場合に、特別秘密を取り扱う適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないこととすることが法の下での平等に違反しないかとの指摘があり得るが、そのようにすることは、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地から、特別秘密の取扱者たるべき者についての社会通念上妥当な限界を定めるものであり、合理的な差別であるから、法の下での平等に違反しないと考えられる。

(2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア 趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている<sup>\*1</sup>。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である<sup>\*2</sup>。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており<sup>\*3</sup>、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第2項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

\*2 前掲「憲法 I 第4版」310頁

\*3 前掲「憲法 I 第4版」309頁

されている<sup>\*1</sup>。

イ 本制度との関係

(7) 宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(4) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

**【参照条文】**

○日本国憲法（抄）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ （略）

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁

## 適性評価と法の下の平等との関係について（案）

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査を行うこととなる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地<sup>1</sup>により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、検証することとする。

### 2 法の下の平等の趣旨

憲法第14条第1項の法の下<sup>2</sup>の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている<sup>3</sup>。

### 3 検討

この点、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地からは、当該様々な事項についての調査を通じて、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な対象職員の行動その他の状況が認められる場合に、特別秘密を取り扱わせないこととすることは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものといえ、差別することにも合理的な理由があると考えられる。

したがって、適性評価制度は、憲法の要請する法の下<sup>2</sup>の平等の趣旨に違反しないといえる。

参考：憲法第14条第1項に挙げられている事項と特別秘密を漏らすおそれがある者である

\*1 憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下<sup>2</sup>の平等の原則は、それ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されている。（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁）

\*2 過員を整理するために行われた町職員の待命処分<sup>4</sup>に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうか争われた事件において、最高裁は、法の下<sup>2</sup>の平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。



## かどうかの関係について

### (1) 人種、性別、門地

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異なる。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを判断する余地はないと考えられる。

### (2) 信条

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されており、<sup>1)</sup>「内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている」<sup>2)</sup>。

**この点、適性評価制度においては、信条を調査しないこととしている。**

### (3) 社会的身分

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある<sup>3)</sup>。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった事項が社会的身分に含まれると考えられるが、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれに結び付くかどうかについて、これらの事項に係る情報を対象役職員の具体的な行動その他の状況に照らして評価した結果、特別秘密を漏らすおそれがあると考えられる場合には、適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないことが考えられる。

## 【参照条文】

### ○日本国憲法（抄）

〔法の下での平等・貴族制度の否認・栄転の授与〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ （略）

〔思想及び良心の自由〕

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法」147、148頁

\*2 同書160頁

\*3 「憲法Ⅰ 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②・③ (略)

## 本法制の附則において内閣法の一部を改正することについて（案）

### 1 内閣官房が本法を所管することについて

特別秘密の保護に関する法律（案）の規定内容の特徴及び施行に伴う事務の性質に鑑みると、本法は、分担管理事務として特定の行政機関に所管させることとするよりは、内閣法第12条第2項第5号に規定する「行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務」に合致する事務として内閣官房が所管することとすることが適当と考えられる。

#### (1) 規定内容の特徴

本法の規定を具体的に見てみると、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を各行政機関の長等に課している一方、当該措置を講ずる行政機関等への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務を特定の行政機関に行わせることはしておらず、特定の行政機関に固有の法施行事務を求めていること。

#### (2) 施行に伴う事務の性質

本法の内容が前述(1)のとおりであることを踏まえると、本法を施行する上で生じる事務としては、法律により規定される事務ではなく事実上の事務として、各行政機関等が行う特別秘密を保護するための措置を統一的に講じるために必要となる運用要領の策定、条文解釈の提示、行政機関等の中で不都合や疑義が生じた場合の調整といったものが想定されること。

また、これらの事務は、定期的・恒常的に生じるものではないこと。

### 2 内閣情報官が本法を所管することについて

以下の点を踏まえると、本法は内閣官房において内閣情報官（内閣情報調査室）が所管し、施行に伴う事務を行うことが適当と考えられる。

#### (1) 内閣官房副長官補が本法を所管する場合の課題

内閣官房が所管することとした場合には、現行の内閣法等の規定によれば、内閣官房副長官補（内政担当、外政担当、安全保障・危機管理担当）のいずれかが本法を所管することとなる<sup>1</sup>。しかし、

- この法律の検討作業は官邸の意向により内閣情報官（内閣情報調査室）において取り組んでいるところ、いずれの内閣官房副長官補も主体的に携わっていないこと。
- 今後の法制化作業を見据えて内閣情報調査室の担当官を内閣官房副長官補に併任

\*1 内閣法の規定により、内閣官房に置かれる内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官のうち、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、広報に関するものを内閣広報官が掌理するものを除くと、内閣官房副長官補が掌理することとされているためである。

する<sup>1</sup>ことを調整する過程で、特別秘密の保護に最も親和性があると思われる内閣官房副長官補であっても、併任を了解する条件として本法施行時以降に本法を所管しないことを挙げていること。

から、実態的にはいずれの内閣官房副長官補も本法を所管するための業務上の基礎を十分に有しているわけではないことが伺われ、また、本法を所管する意向がないと見込まれる。

## (2) 内閣情報官が所管する場合のメリット

内閣情報官（内閣情報調査室）は、平成18年12月に設置されたカウンターインテリジェンス推進会議において、カウンターインテリジェンスの強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図る業務を担当し、現在も「内閣の重要政策に関する情報の収集調査」に付随する事務の一つとして、本法の「適性評価」に類する制度である「適格性確認制度」について運用方針の作成等の業務を行っていること等から、内閣官房の各組織の中では、本法の業務との関係が深く、施行に当たって有益なノウハウの蓄積がある。このことを考えると、内閣情報官（内閣情報調査室）が本法を所管することが、本法を最も効果的に施行することに資すると考えられる。

## 3 改正の必要性及び方法

### (1) 改正の必要性

秘密保全法制において規定される特別秘密の保護に関する施策を統一するための企画・立案及び総合調整に関する事務は、現在も抽象的には内閣官房の事務に含まれているが、本法の施行により当該事務の外縁が明確化することとなる。

当該事務は、前述のとおり定期的・恒常的に発生しないとしても、本法の制定に合わせてその所管を明確にしておかなければ、今後本法を統一的、継続的に施行していくことが困難になると考えられるところである。特に、国民の知る権利や取材の自由との関係で一定の緊張関係に立ち得る本法については、制度の在り方について施行後も検証を求められることが想定されるところ、検証の都度、所管の在り方について議論を惹起することや、その見直しに当たって今回と同様に内閣情報官（内閣情報調査室）が実質的に担当するにしても担当者を内閣官房副長官補に併任する事務が発生することは非効率的である。

このため、当該事務の所掌についても、本法の施行によりその外縁が明確化すると同じ時点で整理することが必要である。

### (2) 改正の方法

本法の施行に伴う事務がいわゆる法施行事務ではなく、また、施行に伴う事実上の

\*1 特別秘密の保護に関する法律（仮称）については、現在、内閣情報調査室が法制化作業に当たっているが、内閣法等の所掌事務の規定上、内閣情報官及び内閣情報調査室では、法律の企画・立案事務を行うことができないことから、本法案の国会提出に当たっては、同室の担当者を、内閣官房において法律の企画・立案事務を所掌する内閣官房副長官補付に併任することにより、現行の組織法令の範囲内で対応することが必要となる。

事務が定期的・恒常的に発生しないとしても、特別秘密の保護に関する施策を統一するための企画・立案及び総合調整に関する事務の外縁が本法の施行によって明確化する時点を捉えて、本法制を所掌し、当該事務を行う部署を明確化することには合理性があると考えられる。この観点に立てば、本法の施行と所掌事務の見直しは一体不可分なものであるから、附則において内閣法を改正することが可能と考えられる。

したがって、本法制の附則により内閣法を改正することにより、本法の所掌部署が内閣情報官（内閣情報調査室）であることを明らかにするための措置を講ずることとする。

### 【内閣法改正イメージ】

#### ○内閣法（昭和二十二年法律第五号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第十八条（略）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、<u>第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（仮称）（平成〇年法律第〇号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</u></p> <p>3（略）</p> | <p>第十八条（略）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>3（略）</p> |

### 【参照条文】

#### ○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

3・4（略）

第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 （略）

第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 （略）

第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 （略）



サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

- 受信トレイ 今日
- 下書き 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)
- 送信済みアイテム [Redacted] 22:52
- 削除済みアイテム 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)
- メモ [Redacted] 22:49
- 迷惑メール 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)
- [Redacted] 22:48

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [Redacted]  
添付ファイル 法務省送付用.ZIP (118 KB)  
ル:

2011年12月14日 22:48

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

- これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

メール 内閣官房 内閣情報調査室  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL: 03-5253-2111(内線 [Redacted])  
E-Mail: [Redacted]

タスク

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

- 受信トレイ 今日
- 下書き 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)
- 送信済みアイテム [Redacted] 22:52
- 削除済みアイテム 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)
- メモ [Redacted] 22:49
- 迷惑メール 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)
- [Redacted] 22:48

### 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

#### 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [Redacted]  
添付ファイル: 公安庁送付用.ZIP (118 KB)  
ル:

2011年12月14日 22:46

公安調査庁 総務部総務課審理室 [Redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

メール [Redacted]  
〒100-8968  
東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])  
E-Mail: [Redacted]  
.....

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査

日付のスレッド 新しい日付が上

|          |                               |       |
|----------|-------------------------------|-------|
| 受信トレイ    | 今日                            |       |
| 下書き      | 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回) |       |
| 送信済みアイテム | [REDACTED]                    | 22:52 |
| 削除済みアイテム | 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回) |       |
| メモ       | [REDACTED]                    | 22:49 |
| 迷惑メール    | 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回) | 22:48 |

### 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

#### 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 警察庁送付用.ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月14日 22:44

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

.....

メール

予定表

連絡先

タスク



メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

|          |    |                               |
|----------|----|-------------------------------|
| 受信トレイ    | 今日 |                               |
| 下書き      |    | 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回) |
| 送信済みアイテム |    | [REDACTED] 22:52              |
| 削除済みアイテム |    | 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回) |
| メモ       |    | [REDACTED] 22:49              |
| 迷惑メール    |    | 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回) |
|          |    | [REDACTED] 22:48              |

### 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

#### 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)  
添付ファイル: 安危送付用 ZIP (118 KB)  
ル:

2011年12月14日 22:41

内閣副長官補(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

メール [REDACTED]  
〒100-8968  
予定表 東京都千代田区永田町1-6-1  
選給先 TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
E-Mail: [REDACTED]  
.....

タスク

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

- 受信トレイ 今日
- 下書き 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)
- 送信済みアイテム [Redacted] 22:52
- 削除済みアイテム 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)
- メモ [Redacted] 22:49
- 迷惑メール 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)
- [Redacted] 22:48

### 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

#### 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付用.ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月14日 22:40

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

メール

[Redacted]  
〒100-8968

予定表

東京都千代田区永田町1-6-1

連絡先

TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])

E-Mail: [Redacted]

.....  
スズ

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

送信済みアイテム

[Redacted]

22:52

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

メモ

[Redacted]

22:49

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

[Redacted]

22:48

### 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第10回)

#### 内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付用.ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月14日 22:37

内閣官房内閣副長官補(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

メール

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

〒定表

[Redacted]  
〒100-8968

連絡先

東京都千代田区永田町1-6-1

の送り

TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])

E-Mail: [Redacted]  
.....



メインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査

日付のスレッド 新しい日付が上

|          |                               |       |
|----------|-------------------------------|-------|
| 受信トレイ    | 今日                            |       |
| 下書き      | 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回) |       |
| 送信済みアイテム | [REDACTED]                    | 22:52 |
| 削除済みアイテム | 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回) |       |
| メモ       | [REDACTED]                    | 22:48 |
| 迷惑メール    | 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回) | 22:48 |

### 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [REDACTED]  
 CC: [REDACTED]  
 添付ファイル: 防衛省送付用.ZIP (118 KB)  
 ル:

2011年12月14日 22:52

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED] 様、[REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、  
 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査  
 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査  
 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査  
 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査  
 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査  
 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査  
 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査  
 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査  
 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明  
 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査  
 第10回: 12月14日に資料持込み  
 となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

メール .....  
 予定表 内閣官房 内閣情報調査室  
 連絡先 〒100-8968  
 東京都千代田区永田町1-6-1  
 TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
 E-Mail: [REDACTED]  
 .....  
 [REDACTED]

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ 今日

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:52

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:48

### 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [Redacted]

添付ファイル 海保庁送付用.LZH (121 KB)

ル:

2011年12月14日 22:49

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

- これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、
- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

メール

予定表

連絡先

マスク

.....

内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])

E-Mail: [Redacted]

.....

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 325 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

送信済みアイテム

[Redacted]

9:52

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

メモ

[Redacted]

9:49

迷惑メール

昨日

### 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [Redacted]

添付ファイル 経産省送付用.ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月15日 9:49

経産省 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....  
 内閣官房 内閣情報調査室  
 [Redacted]  
 〒100-8968  
 東京都千代田区永田町1-6-1  
 TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])  
 E-Mail: [Redacted]  
 .....

メール

添付表

連絡先

その他



メール 送信済みアイテム 325 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 受信トレイ 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

送信済みアイテム

[Redacted]

9:52

削除済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

[Redacted]

9:49

メモ

迷惑メール

昨日

### 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

経産省送付用 ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月15日 9:52

経産省 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

メール

内閣官房 内閣情報調査室

〒宛先

〒100-8968

連絡先

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])

リンク

E-Mail: [Redacted]

1 条文案

- 素案
- 別表第二号の規定振りについて
- 読替表

2 二部長再説明持資料としての論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について

(2) 人的管理に関するもの

- 適性評価の対象外とする者について
- 調査事項について
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて
- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- 適性評価と法の下での平等との関係について

(3) その他

- 本法制の附則において内閣法の一部を改正することについて（\*内閣総務官室と協議済み）

※ 現在準備中のもの

- 別表第二号に係る条文案等（外務省と協議中）

※ 各資料中、12月7日の法制局第二部長説明時資料からの変更部分に網掛けを施した。



特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

## (特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長（前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

## (指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えな

い範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（指定の調整等）

第五条 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下この条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定により意見を聴取した結果、なお当該共有事項を特別秘密として指定する必要があると認めるときは、指定を行うべき時期について、特定行政機関の長と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が調ったときは、行政機関の長は、当該協議の結果に従って当該共有事項を特別



秘密として指定するとともに、その旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

4 警察庁長官は、行政機関と都道府県警察との共有に係る事項（以下この条において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定するとき、第一項の規定により他の行政機関の長に警察共有事項に係る意見を述べるとき、又は第二項の規定により他の行政機関の長と警察共有事項に係る協議をするときは、当該都道府県警察（次項において「特定都道府県警察」という。）における当該警察共有事項の取扱いの状況を踏まえて行うものとする。

5 警察庁長官は、警察共有事項を特別秘密として指定したとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る第三項の通知を受けたときは、直ちにその旨を特定都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の長及び職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。



2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の警察本部長及びの職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第十条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関の長及び職員、都道府県警察の警察本部長及び職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

（特別秘密の提供を受けることができる場合）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特

別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 前号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関又は都道府県警察から特別秘密の提供を受ける必要がある場合

2 都道府県警察の警察本部長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 特別秘密に係る犯罪捜査のため行政機関又は他の都道府県警察から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、当該行政機関における特別秘密の取扱いについては、適性評価（次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた職員にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は

、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 国務大臣

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認めた職員について、特別秘密を取り扱わせることが

できる期間は、第八項の規定による通知をした日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項

七 飲酒についての節度に関する事項

5 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。

6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前二項に規定する

事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

7 行政機関の長は、第四項及び第五項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

8 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

9 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

10 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。



一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合

二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

11 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めたときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。

12 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、都道府県警察の警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「行政機関の長は、当該行政機関における」とあるのは「都道府県警察の警察本部長は、当該都道府県警察における」と、同項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」と、同号、同条第二項、第三項及び同条第五項から第十一項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「都道府県警察の警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち」とあるのは「契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が」と、同項、同条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項中「職員について、」とあるのは「契約業者の役員又は職員について、契約業者が」と、「通知した日」とあるのは「行政機関の長が通知した日」と、同条第八項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第十項中「職員に対して」とあるのは「契約業者の役員又は職員に対して」と、同項第一号中「行政機関の長がその職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせない」とあるのは「当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び都道府県警察の警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)

第十三条 行政機関の長及び都道府県警察の警察本部長は、第三条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関の長若しくは職員又は都道府県警察の警察本部長若しくは職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。



第十八条 第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 第十五条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
  - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- 二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

（※別紙参照）

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 第一条第二項第一号に規定する行為その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

二 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(注) 右各号の情報に相当するような外国政府等の情報であって、国際約束に基づき保護を必要とするものに係る号を追加することについて外務省が検討中。

## 【別紙】

別表第二号の規定振りについて

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の統治権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の統治権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の統治権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ、ホ （略）

（別案）

右の傍線部分を「安全保障又は領域等保全」とした上で、「領域等保全」の定義を次のとおり規定。

「領域等保全」とは、国及び国民の安全を確保するため、国の領域又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題を解決し、その安全を回復することをいう。

都道府県警察の職員の適性評価

行政機関 (読替え前)

第八条 (行政機関の職員の適性評価)

行政機関の長は、当該行政機関における特別秘密の取扱いについて、適性評価(次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。))を評価することをいう。以下同じ。により適性を有すると認められた職員にこれを行使せるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 内閣大臣

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とする

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者(以下「対象職員」という。))に対して実施する。

3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた職員について、特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定による通知をした日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

一 特定有害活動との関係に関する事項

都道府県警察 (読替え後)

第九条 (都道府県警察の職員の適性評価)

都道府県警察の長は、当該都道府県警察における特別秘密の取扱いについて、適性評価(次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。))を評価することをいう。以下同じ。により適性を有すると認められた職員にこれを行使せるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 内閣大臣

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とする

二 適性評価を実施することにより、当該都道府県警察の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該都道府県警察の長が講ずるとき。

2 適性評価は、都道府県警察の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者(以下「対象職員」という。))に対して実施する。

3 都道府県警察の長が、適性評価により適性を有すると認められた職員について、特別秘密を取り扱わせることができる期間は、第八項の規定による通知をした日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

一 特定有害活動との関係に関する事項



二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項  
 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項  
 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）  
 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）  
 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項  
 七 飲酒についての節度に関する事項  
 八 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するため必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。

六 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求め、当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めなければならない。同意を得なければならない。

七 行政機関の長は、第四項及び第五項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、又は公務所その他の公私の団体に照会して行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

九 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由を通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

十 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。

一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合  
 二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合  
 三 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であつても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。

十二 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項  
 三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項  
 四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）  
 五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）  
 六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項  
 七 飲酒についての節度に関する事項  
 八 都道府県警察の警察本部長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。

六 都道府県警察の警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、都道府県警察の警察本部長が前二項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求め、当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めなければならない。同意を得なければならない。

七 都道府県警察の警察本部長は、第四項及び第五項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、又は公務所その他の公私の団体に照会して行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

九 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、都道府県警察の警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由を通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

十 都道府県警察の警察本部長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。

一 第三項の期間の満了後引き続き都道府県警察の警察本部長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合  
 二 都道府県警察の警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合  
 三 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと都道府県警察の警察本部長が認めるときは、第三項の期間内であつても、当該都道府県警察の警察本部長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。

十二 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

○契約業者の役職員の適性評価

行政機関（読替え前）

第八條 行政機関の職員の適性評価

（行政機関の職員の適性評価）  
第八條 行政機関の長は、当該行政機関における特別秘密の取扱いに  
ついては、適性評価（次項から第十二項までの規定により特別秘密  
を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをい  
う。以下同じ。）により適性を有すると認められた職員にこれを  
わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。  
一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合  
イ 内閣官房副長官  
ロ 国務大臣  
ハ 副大臣  
ニ 大臣政務官  
ホ 大臣政務官

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な  
遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価  
に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ず  
るとき。【P】  
特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とするこ  
とが適当でない職として政令で定める職  
二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な  
遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価  
に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ず  
るとき。【P】

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になること  
が見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「  
対象職員」という。）に対して実施する。  
3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた職員に  
ついて、特別秘密を取り扱わせることができない期間は、第八項の規定  
により通知した日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別  
秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者である  
かどうかについて評価することにより行う。  
一 特定有害活動との関係に関する事項  
二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項  
三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項  
四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるも  
のを除く。）  
五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く  
六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項

六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項

契約業者（読替え後）

第十條 契約業者の役員及び職員の適性評価【P】

（契約業者の役員及び職員の適性評価）【P】  
第十條 行政機関の長は、第六條第三項の規定により契約業者に特別  
秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員  
及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれ  
を行わせるようにするものとする。  
2 第八條第二項から第十二項までの規定は、前項の場合について準  
用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員  
になることを見込まれる者のうち」とあるのは「契約業者の役員及  
び職員のうち当該契約業者が」と、同項、同条第四項、第六項、第  
七項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役員」と  
、同条第三項中「職員について」とあるのは「契約業者の役員  
又は職員について」と、同条第八項中「対象職員」とあるのは「  
行政機関の長が通知した日」と、同条第十項中「対象職員」とある  
のは「契約業者及び対象役員」と、同条第十項中「職員」とある  
のは「行政機関の長がその職員」とあるのは「契約業者がその役員  
又は職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは「その役員  
又は職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは「その役員  
又は職員」とあるのは「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取  
扱わせない」とあるのは「当該行政機関の長は、契約業者に当該役  
員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読  
み替えるものとする。  
【以下第八條の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

2 適性評価は、行政機関の長が、契約業者の役員及び職員のうち当  
該契約業者が特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員  
員」という。）に対して実施する。  
3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認められた契約業者  
の役員又は職員について、特別秘密を取り扱わせることができない  
期間は、第八項の規定により行政機関の長が通知した日から  
起算して五年を経過するまでの間とする。  
4 適性評価は、対象役員について、次に掲げる事項を調査し、特  
別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であ  
るかどうかについて評価することにより行う。  
一 特定有害活動との関係に関する事項  
二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項  
三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項  
四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるも  
のを除く。）  
五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く  
六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項

六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項

六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項





## 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

### 1 指定権の所在及び指定の効果について

(1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。

- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
- ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
- ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
- ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

(2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。

次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。

さらに、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言い難い。

(3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。

この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられることから、④がより適切であると考えられる。

### 2 指定の調整について

(1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関（以下「特定行政機関」という。）もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を採る必要が生じることから、指定に当たっては、行政機関相互で十分な調整を図る必要が生じる。

(2) まず、ある行政機関が指定権を行使しようとする場合、指定の要件の充足性を的確に判断するために、当該機関における当該情報の取扱状況のみならず、特定行政機関

における取扱状況をも把握した上で判断する必要があると考えられる。

このような観点からは、

- ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、指定の要件充足性に関し、特定行政機関に意見を聴くこと

をルール化する必要があると考えられる。

この点、例えば行政機関Bが行政機関Aから提供された情報を特別秘密に指定しようとする場合において、機関Aとしては当該情報に係る指定が不要との意見を述べたにもかかわらず、機関Bによる指定権行使を可能としてしまうと、機関Aがそのような意に沿わない結果を回避しようとして機関Bへの情報の提供を控え、その結果、政府部内の情報共有が進まず、政策判断に悪影響が生じかねないとの考え方に立ち、

- ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、特定行政機関への意見聴取のみならず、協議まで必要

といったルールを定めることも考えられる。

しかしながら、当該情報の内容又は作成・取得の経緯によっては、特定行政機関の中に、当該情報を指定するか否かにつき必ずしも適切に判断し得るとは限らない機関が含まれる場合も想定されるところ、そのような場合にまですべての特定行政機関との間で協議が調わない限り指定権を行使し得ないとするのは、秘密の保護の観点からは相当でない。また、特定行政機関への意見聴取及びその意見の尊重を義務付けることにより、指定権を行使しようとする行政機関において、すべての特定行政機関の意見を踏まえた合理的な判断が期待できると考えられる。

したがって、特定行政機関への協議までは不要であると考えられる。

- (3) ただし、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性質に鑑みると、ある行政機関が指定権を行使した場合、当該行政機関のみならず特定行政機関においても時期を同じくして厳格な管理措置がとられるべきと考えられるところ、当該管理措置をとるためにはその準備に時間を要するため、各特定行政機関における当該準備に要する時間を考慮して指定権を行使する時期が決められる必要があると考えられる。

したがって、

- ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、指定権を行使する時期について、特定行政機関と協議すること

が必要であると考えられる。

- (4) このようにして協議が調った上で、指定権を行使する際には、指定の効果が特定行政機関に及ぶことを制度の前提としていることから、

- ある行政機関が指定権を行使する際には、指定権を行使した旨を特定行政機関に通知すること

が必要であると考えられる。そして、この通知の時点から、特定行政機関に指定の効

\*1 それでもなお機関Aが意に沿わない結果を特に回避したいと考える場合には、機関Bへの提供の際に「機関Bにおいて特別秘密に指定しようとする場合にはあらかじめ機関Aと協議すること」を提供の条件とすれば足りると考えられる。



力が及ぶものと考えられる。

(5) 以上の検討から、

- ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、指定の要件充足性に関し、特定行政機関の意見を聴き、その意見を尊重すること
- 意見聴取の結果、なお指定権を行使する必要があると認めるときには、指定権を行使する時期について、特定行政機関と協議すること
- 協議が調い、指定権を行使する際には、特定行政機関にその旨通知することが指定の調整に必要なルールであると考えられる。

3 行政機関外の者から同一の情報を個別に取得した場合について

秘匿を要する情報の取扱いは、真にそれを必要とする者に限定すべきとの原則を踏まえ、行政機関外の者から同一の情報を個別に取得した行政機関間においては、情報の性質上、相互に当該情報を保有する事実を把握できないケースが生じることが避けられないが、そのようなケースにおいてある行政機関が当該情報を特別秘密に指定しようとする場合、当該情報を保有する他の行政機関への意見聴取、協議及び通知は不可能である。

このような考え方を前提に、本法制では、行政機関が相互に同一の情報を保有していることに加え、お互いにそれを認識できる場合に限り、両者は当該情報を共有する関係に立つものとして、意見聴取、協議及び通知に関する規定の適用対象とすることとする。

4 指定に係る情報が既に契約業者に提供されている場合について

指定に係る情報が既に契約業者に提供されている場合における指定の在り方については、自衛隊法の防衛秘密制度においても同様の問題が存在するにもかかわらず、同法において特段の規定は置かれていない。これは、第一に、守秘義務を有しない契約業者に対する秘密の提供は慎重に判断する必要があることから、提供した後に当該秘密を防衛秘密に格上げする事態が想定し難いこと、第二に、そのような情報を防衛秘密に指定した場合に、それまで罰則の対象外であった契約業者が契約の変更を行うことなく罰則の対象となるような法制度とすることは、当該契約業者に事後的に著しい負担を課すことになるため相当でないことによるものと考えられる。

本法制の特別秘密についても同様の考え方に立ち、指定に係る情報が既に契約業者に提供されている場合における指定の在り方について特段の規定は置かないこととする。

\*2 自衛隊法上、罰則の対象となる契約業者は、防衛秘密の取扱いの業務を行う契約業者に限定される。そのため、仮に既に契約業者に提供されている情報を指定する場合、その時点で防衛秘密の取扱いの業務を行わせるための契約を締結することにより当該契約業者を罰則の対象とすることは可能である。また、当初の契約において、事後的な指定が行われた場合は防衛秘密の取扱いの業務を行うことを明らかにする形で契約を締結する方法も考えられる。

## 適性評価の対象外とする者について（案）

### 趣旨

本法に基づき保護しようとしている特別秘密が国の存立にとって重要な秘密情報であることを踏まえると、漏えいの防止を徹底するためには特別秘密を取り扱う者全てを対象にして適性評価を実施することが望ましい。

しかし、適性評価は漏えいの可能性を低減させるための手段の一つであり、これをもって漏えいを根絶できるものではないことや、特別秘密を漏らした場合には罰則を適用する点は、適性評価の実施の有無にかかわらず同じであることに鑑みると、個別の官職の任命の方法、職務の特性その他の事情を踏まえ、適性評価の有効性と憲法上の要請その他の要素とを比較衡量の上、適性評価の対象とすることが適当かどうかを判断することが考えられる。

以下、この考え方にに基づき、適性評価の対象とすることが適当ではないと考えられる職を具体的に検討する。

### 1 国務大臣

内閣総理大臣は、国民が選挙によって選出した議員によって構成される国会の議決により、行政権の行使について責任を有する内閣の首長として指名される（憲法第66条第1項及び第3項並びに第67条第1項）。当該手続により内閣総理大臣の職に就いた者がその職責を果たそうとするときに、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこともあり得るとすることは、内閣総理大臣が民主的な過程を経て与えられた内閣により行政権を行使する権限を制約するものであり、適当とはいえない。

次に、国務大臣は、内閣総理大臣により任命され（憲法第68条第1項）、内閣総理大臣と共に内閣を組織して、行政権の行使について連帯して責任を負うこととされている（憲法第66条第1項及び第3項）。国務大臣は、内閣の構成員であるとともに各省の大臣でもあることが通例であり<sup>\*1</sup>、内閣総理大臣は内閣の首長として、行政各部を指揮監督するという自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた国務大臣を任命することとなる。ここで、任命した国務大臣が、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこととなれば、当該国務大臣はその職務の一部を行うことができなくなるため、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職務を十全に果たせなくなることもあり得ることとなる。これは、内閣総理大臣に国務大臣を任命し、内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することにもなりかねないことから、適当とはいえない。

これらのことから、内閣総理大臣その他の国務大臣を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

\*1 「憲法 第4版」（芦部信喜、高橋和之補訂・岩波書店）309頁

## 2 内閣総理大臣その他の国务大臣以外の職で対象外とするもの

- (1) 内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国务大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる職にある者についても適性評価の対象としないことが適当と考えられる。具体的には、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職にある者が該当すると考えられる。

### ア 内閣官房副長官

内閣官房副長官は、国务大臣である内閣官房長官の職務を助け、内閣官房長官の命を受けて内閣官房の事務をつかさどり（内閣法第14条第3項）、内閣官房長官の命を受け内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画し（内閣府設置法第8条第2項）、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合にその職務を代行する（内閣法第14条第3項）職である。このように内閣官房副長官は、内閣官房等の行政事務の遂行に当たって内閣官房長官の判断を直接補佐する職であり、内閣官房等において、内閣官房長官に準ずる責任を有すると同時に内閣官房長官及び内閣との一体性が求められる職である。

こうした立場にある内閣官房副長官は、内閣総理大臣が任命することとされているところ、これは内閣官房長官の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として行政権の行使に係る職責を十全に果たすために内閣官房等を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、内閣官房副長官の職務の一部が行えなくなることがあり得ることとするのは内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、内閣官房副長官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

### イ 副大臣及び大臣政務官

副大臣は大臣の命を受けて政策及び企画をつかさどり、政務を処理し（国家行政組織法第16条第3項及び内閣府設置法第13条第2項）並びに大臣の命を受けて大臣不在の場合に職務を代行する（国家行政組織法第16条第3項）職である。また、大臣政務官は大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する（国家行政組織法第17条第3項及び内閣府設置法第14条第2項）職である。いずれも、各省が分担管理している行政事務の遂行に当たって大臣の判断を直接補佐する職であり、各府省において大臣に準ずる責任を有すると同時に大臣及び内閣との一体性が求められる職である。

また、副大臣及び大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行うこととされており（国家行政組織法第16条第5項及び第17条第5項並びに内閣府設置法第13条第4項及び第14条第4項）、一体性を保つべき相手方である内閣が総辞職した場合には、免職を待たずに失職することとされている（国家行政組織法第16条第6項及び第17条第6項並びに内閣府設置法第13条第5項及び第14条第5項）ところ、これは各省大臣の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長とし



て行政権の行使に係る職責を十全に果たすために行政各部を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、副大臣及び大臣政務官がその職務の一部が行えなくなることがあり得ることとするのは、内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、副大臣及び大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

## (2) 行政機関の長及び警察本部長

特別秘密は、国の行政機関及び都道府県警察（以下「行政機関等」という。）が、その任務及び所掌事務を遂行する上で取り扱う必要性が生じるものであることから、本法においては、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うために必要な措置は、任務及び所掌事務の遂行に伴う事務として、それぞれの行政機関等ごとにその長の責任において講ずるとの考え方に基いて制度を設計しているところである。

こうした制度設計が可能となるのは、行政機関等の長が国務大臣をもって充てられているか<sup>1</sup>、国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられているか<sup>2</sup>にかかわらず、およそ行政機関等の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責の重大さに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力や職務遂行能力を有し、及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されることや、その職責に堪えられない事由が発生すればその職を解かれることを期待することが合理的であると考えられるからである。なお付言すれば、本法の制定によって、特に特別秘密を恒常的に取り扱う行政機関等の長にあっては、その保護を適切かつ確実にできる者が任命されることが一層期待できるところである。

逆に、行政機関の長が特別秘密の取扱者としての適性を有するかどうかについて機疑的になるならば、行政機関の長が特別秘密の指定その他の特別秘密の保護に関する各種の措置を適切に講ずることができることを期待しているそもその前提と整合しないことにもなりかねない。

これらのことから、行政機関等の長は、本法の適性評価によるまでもなく、特別秘密を取り扱う適性を有すると考えられることから、適性評価の対象外とすることとする。

## (3) その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

1並びに2(1)及び(2)までに掲げる者のほか、合議制の機関の委員や就任について両院の同意又は議決によることを必要とする職等<sup>3</sup>について、引き続き適性評価を実施する対象とすることが適当かどうか詳細に検討すると、対象としないことが考えら

\*1 各府省の大臣等が該当する。

\*2 内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長、公安調査庁長官、海上保安庁長官等が該当する。

\*3 国家公安委員会委員、検査官等が検討の対象となり得ると考えられる。

れる職の中には法律で規定する必要があるとまではいえない職もあり得るため、こうした者については政令で規定することとする。

#### 【参照条文】

##### ○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

② （略）

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名・衆議院の優越〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② （略）

〔國務大臣の任命・罷免〕

第六十八条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② （略）

##### ○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十四条 （略）

2 （略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

##### ○内閣府設置法（平成13年法律第89号）（抄）

（内閣官房長官及び内閣官房副長官）

第八条 （略）

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

（副大臣）

第十三条 （略）

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3 （略）

4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。



(大臣政務官)

第十四条 (略)

- 2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。
- 3 (略)
- 4 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。

○国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

(副大臣)

第十六条 (略)

- 2 (略)
- 3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。
- 4 (略)
- 5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十七条 (略)

- 2 (略)
- 3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 4 (略)
- 5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。
- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

## 調査事項について（案）

1 適性評価において調査することとする事項が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する上で有効な判断材料を提供し、参考となると考えられる理由を以下の漏らすおそれの分類に照らして事項ごとに考察する。

- ・ 対象役職員が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

### ① 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動や、外国の利益を凶る目的で行われる活動であって、我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得するものや国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。そして、特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが特定有害活動の目的の実現に寄与するため、特定有害活動と関係を有する者には自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員に特定有害活動との関係がないか調査する必要がある。

### ② 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相当な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に評価し得ると考えられる。

さらに、漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、経済的な事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

### **(3) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒、規制薬物等の濫用といった経歴があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の法令の遵守の状況を通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

### **(4) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（(3)に掲げるものを除く。）**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、対象役職員の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、対象役職員の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がないにもかかわらず特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の情報の取扱いに関する非違について調査する必要がある。

### **(5) 薬物の濫用及び影響に関する事項（(3)に掲げるものを除く。）**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、医師の処方に従った薬物の適切な服用であったとしても、眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合は、それにより、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことを示唆していることから、このような薬物の影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、薬物の影響を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

### **(6) 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実は、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうお

それとして評価し得ると考えられる。

したがって、精神疾患の状態を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

#### (7) 飲酒についての節度に関する事項

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、対象役職員の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、飲酒についての節度を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

2. 上記の7事項の調査に当たっては、これら7事項との関係を明らかにする端緒を得るために必要な事項についても調査する必要があるところ、当該調査によって漏えいのおそれと結び付く可能性がある場合は、そうした事情を有しない者に比してこれらの事項との関係をより慎重に調査する必要がある。

例えば、1(1)の「特定有害活動との関係に関する事項」については、以下の事項を調査することにより、特定有害活動への関与の働き掛けを明らかにするための端緒を得ることができると思われる。

#### (1) 学歴及び職歴に関する事項

対象役職員が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国での軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通して外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることが考え得る。

#### (2) 国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

対象役職員が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって対象職員の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることが考え得る。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、情報漏えいを企図する外国情報機関からその働き掛けを受けていることが考え得る。

(3) 配偶者<sup>\*1</sup>、家族<sup>\*2</sup>及び同居人<sup>\*3</sup>（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍

対象役職員の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が対象役職員と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該対象役職員に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことが考えられる。

\*1 配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

\*2 家族とは、対象役職員の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（対象役職員の子を除く。）をいう。

\*3 同居人は、配偶者と同程度に経済的、精神的に密接な関係にあると考え得る。



適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて（案）

**1 行政機関の行為としての適性評価の性格**

適性を有しないと認められた者がその結果に不満を抱いた場合に、これに対応する仕組みをこの法制に設ける必要があるかを検討するに当たっては、まず、行政不服審査法の不服申立て及び行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象となるのかを確認する必要がある。すなわち、適性評価が「処分その他公権力の行使」に該当するかどうか、換言すれば、直接国民の権利・義務を形成し、又はその範囲を確定するものかを検証することとする。

**2 適性評価の処分性の有無**

適性評価は、行政機関の長又は警察本部長が特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の者について、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該者の特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する制度である。

この点、適性を有すると認められたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない。

このように、適性評価の結果によって対象役職員の権利義務が変動することはないため、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられることから、適性を有しないと認める行政機関の長又は警察本部長の行為は、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないと考えられる。

**3 不満に対応する独自の仕組みの必要性の有無**

前述のとおり、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当せず、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。これを踏まえ、次に、不満に対応する独自の仕組みを設ける必要があるかどうかを検討する。

この点、本法制では適性評価の実施に同意しないこと又は適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから、適性評価の結果が明らかになった時点で直ちに結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないと考えられる。

また、本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断することが必要だと考えられるところ、

仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられる。

したがって、適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する独自の仕組みを設ける必要性は大きくないと考えられるため、当該仕組みは設けないこととする。

#### 4 適性を有しないと認められた場合の当該職員の取扱い

特別秘密を取り扱う行政機関等の職員について適性を有しないと認めた場合には、本法の法的効果として、行政機関等の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないことが求められる。そしてそのことによりその職務の遂行に支障が生じるときは、一般的には適切な時期に、行政機関等の長が当該職員を特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった取扱いをすることが考えられる。

しかし、当該職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした取扱いを行うことが困難である場合もある。この場合の措置としては、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名することが考えられる。◀▶

#### 【参照条文】

##### ○職務代行者の指名に関する訓令（平成8年警察庁訓令第2号）（抄）

- 1 警察庁長官は、警察庁に置かれる職を占める者に事故あるとき又はこれが欠けたときその他必要があると認めるときは、その職務を代行すべき者を指名することができる。
- 2 前項の規定により指名された者は、警察庁長官の命ずるところにより、当該職務を代行する。

## 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、個別具体の対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査が行われる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

### 2 思想・良心及び信教の自由との関係

#### (1) 思想・良心の自由

##### ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており<sup>\*1</sup>、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている<sup>\*2</sup>。

##### イ 本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている<sup>\*3</sup>。

#### (7) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為

\*1 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はなし」と判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

\*2 「憲法Ⅰ 第4版」（野中俊彦、中村陸男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

\*3 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法Ⅰ 第4版」301頁から305頁まで他

を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、制度の円滑な運営の必要性から対象役職員の明示的な同意を得て実施することとしているため、内心を告白することを強制することもない。

(1) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していることまたは有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

なお、思想・良心又は信仰の自由に関連して、これらが外形的に現れた具体的な行動又は状況が特別秘密を漏らすおそれに結び付き又はこれを示唆すると認められる場合に、特別秘密を取り扱う適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないこととすることが法の下での平等に違反しないかとの指摘があり得るが、そのようにすることは、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地から、特別秘密の取扱者たるべき者についての社会通念上妥当な限界を定めるものであり、合理的な差別であるから、法の下での平等に違反しないと考えられる。

(2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア 趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている<sup>\*1</sup>。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である<sup>\*2</sup>。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており<sup>\*3</sup>、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第2項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

\*2 前掲「憲法Ⅰ 第4版」310頁

\*3 前掲「憲法Ⅰ 第4版」309頁

されている<sup>4</sup>。

イ 本制度との関係

(7) 宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

**【参照条文】**

○日本国憲法（抄）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ （略）

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁



## 適性評価と法の下の平等との関係について（案）

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査を行うこととなる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地<sup>1)</sup>により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、検証することとする。

### 2 法の下の平等の趣旨

憲法第14条第1項の法の下の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている<sup>2)</sup>。

### 3 検討

この点、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地からは、当該様々な事項についての調査を通じて、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な対象職員の行動その他の状況が認められる場合に、特別秘密を取り扱わせないこととすることは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものといえ、差別することにも合理的な理由があると考えられる。

したがって、適性評価制度は、憲法の要請する法の下の平等の趣旨に違反しないといえる。

\*1 憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下の平等の原則は、それ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されている。（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁）

\*2 過員を整理するために行われた町職員の待命処分に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうか争われた事件において、最高裁は、法の下に平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。

参考：憲法第14条第1項に挙げられている事項と特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの関係について

(1) 人種、性別、門地

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異ならない。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを判断する余地はないと考えられる。

(2) 信条

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味しており、“内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている”。

この点、適性評価制度においては、信条を調査しないこととしている。＜ ＞

(3) 社会的身分

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった事項が社会的身分に含まれると考えられるが、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれに結び付くかどうかについて、これらの事項に係る情報を対象役職員の具体的な行動その他の状況に照らして評価した結果、特別秘密を漏らすおそれがあると考えられる場合には、適性を有しないとして特別秘密を取り扱わせないことが考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔法の下での平等・貴族制度の否認・栄転の授与〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ (略)

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法」147、148頁

\*2 同書160頁

\*3 「憲法Ⅰ 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②・③ (略)

## 本法の附則において内閣法の一部を改正することについて（案）

### 1 本法の施行に伴って発生する事務

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）（以下「本法」という。）の規定内容を見ると、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を各行政機関等の長に課している一方、当該措置を講ずる行政機関等への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務を特定の行政機関に行わせることとはしておらず、特定の行政機関に固有の法施行事務を求めているという特徴がある。

こうした特長を踏まえると、本法の施行に伴う事務としては、行政機関等がそれぞれ講ずる特別秘密の保護に関する措置を除くと、定期的・恒常的に生じるものではない事実上の事務として、各行政機関等が行う特別秘密を保護するための措置を統一的に講じるために必要となる運用要領の策定、条文解釈の提示、行政機関等の中で不都合や疑義が生じた場合の調整といった事務が発生すると考えられる。

### 2 事務を行う組織

これらの事務は、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務に該当すると考えられるが、当該事務が国家の存立にとって重要な秘密情報に係るものであることとあわせ考えると、当該事務は、分担管理事務として特定の行政機関に行わせるのではなく、内閣法第12条第2項第2号から第5号までに掲げる事務に合致するものとして、内閣官房が所掌することが適当と考えられる。

次に、内閣官房においてどの組織が当該事務を行うことが適当であるか考察すると、まず、内閣法第12条第2項第2号から第5号までの事務を掌理することとされている内閣官房副長官補が候補となり得る<sup>1</sup>。しかし、

- この法律の検討作業は官邸の意向により内閣情報官（内閣情報調査室）において取り組んでいるところ、いずれの内閣官房副長官補も主体的に携わっていないこと。
- 今後の法制化作業を見据えて内閣情報調査室の担当官を内閣官房副長官補付に併任する<sup>2</sup>ことを調整する過程で、特別秘密の保護に最も親和性があると思われる内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）であっても、本法の施行に伴う事務を所掌する考えがないことを表明していること。

\*1 内閣法の規定により、内閣官房に置かれる内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官のうち、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、広報に関するものを内閣広報官が掌理するものを除くと、内閣官房副長官補が掌理することとされているためである。

\*2 本法については、現在、内閣情報調査室が法制化作業に当たっているが、内閣法等の所掌事務の規定上、内閣情報官及び内閣情報調査室では、法律の企画・立案事務を行うことができないことから、本法案の国会提出に当たっては、同室の担当者を、内閣官房において法律の企画・立案事務を所掌する内閣官房副長官補付に併任することにより、現行の組織法令の範囲内で対応することが必要となる。

から、実態的にはいずれの内閣官房副長官補も本法の施行に伴う事務を行うための業務上の基礎を十分に有しているわけではないことが伺われる。

この点、内閣情報官は、カウンターインテリジェンス推進会議<sup>1</sup>が決定した「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」の施行に関する連絡調整等を行うため、内閣総理大臣決定により設置されたカウンターインテリジェンス・センターの長として、例えば、本法の「適性評価」に類する制度である「適格性確認制度」について運用方針の作成等の業務を行っていることから、内閣官房の部局の中では、本法の業務との関係が深く、本法の施行に当たって有益なノウハウの蓄積を有している。

これらのことを考慮すると、特別秘密に係る行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務は、内閣情報官が所掌することが、本法を最も効果的に施行することに資すると考えられる。

### 3 本法の施行に合わせて内閣法を改正する必要性及びその方法

#### (1) 改正の必要性

内閣情報官は、現行、内閣法第12条第2項第6号に掲げる事務（内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務）を掌理することとされているところ、内閣情報官が特別秘密の保護に関する施策を統一するための企画・立案及び総合調整に関する事務を行うためには、内閣情報調査室の担当官を内閣官房副長官補付に併任する方法も考えられる。

しかし、当該事務は、前述のとおり定期的・恒常的に発生しないとしても、本法の施行に合わせて当該事務を所掌する部局を明確にしておかなければ、今後本法を統一的、継続的に施行していくことが困難になると考えられる。また、国民の知る権利や取材の自由との関係で一定の緊張関係に立ち得る本法については、制度の在り方について施行後も検証を求められることが想定されるところ、本法の検証や見直しについて今回と同様に内閣情報官が実質的に担当するにしても、その都度担当者を内閣官房副長官補付に併任する手続が発生することは非効率的である。

このため、当該事務を所掌する部局については、本法の施行により発生する事務が明確化するのと同じ時点で、内閣法を改正し、これが内閣情報官であると整理する必要がある。

#### (2) 改正の方法

特別秘密の保護に関する施策を統一するための企画・立案及び総合調整に関する事務が本法の施行によって明確化するため、本法の施行と所掌事務の見直しは一体不可分なものであるから、本法の附則において内閣法を改正することが可能と考えられる。

\*1 カウンターインテリジェンスの強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣決定により平成18年12月に設置された。内閣官房長官を議長とし、その庶務は内閣情報調査室において処理することとされている。



【内閣法改正イメージ】

○内閣法（昭和22年法律第5号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第十八条（略）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、<u>第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（仮称）（平成〇年法律第〇号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</u></p> <p>3（略）</p> | <p>第十八条（略）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>3（略）</p> |

【参照条文】

○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
- 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

3・4（略）

第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3（略）

第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理

するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:08

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付用.ZIP (110 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:09

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付用.ZIP (110 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])  
[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:09

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付用.ZIP (110 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:10

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付用.ZIP (110 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【機2】FW:【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)  
送信日時: 2011年12月15日 17:46  
宛先: [REDACTED]  
添付ファイル: 警察庁送付用.ZIP (110 KB)

警察庁 [REDACTED]様

お手数をおかけしております。  
藤原様、[REDACTED]様に送付いたしました資料を転送させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])  
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

差出人: 内調職員107(内閣情報調査室)  
送信日時: 2011年12月15日 17:10  
宛先: [REDACTED]  
件名: 【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、  
第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査  
第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査  
第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査  
第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査  
第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査  
第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査  
第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査  
第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査  
部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明  
第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査  
第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査  
第11回: 12月15日に資料持込み  
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 16:55

宛先:

添付ファイル: 外務省送付用.ZIP (110 KB)

外務省 大臣官房総務課 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:10

宛先:

添付ファイル: 法務省送付用.ZIP (110 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:10

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付用.ZIP (110 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:11

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付用.LZH (117 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

TEL 03-3253-2111 (内線  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:11

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付用.ZIP (110 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

様

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:12

宛先:

添付ファイル: 経産省送付用.ZIP (110 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:12

宛先:

添付ファイル: 経産省送付用.ZIP (110 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



秘密保全法制に関するご質問

丸山 洋平(安危本室)

送信日時: 2011年12月15日 17:43

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

CC: 佐藤 耕平(安危本室)

添付ファイル: 安危質問2.jtd (30 KB)

様

お世話になっております。

昨日、ちらっとお話ししました安危からの質問について、添付のとおりまとめましたので送付します。

ご査収のほど、よろしくお願ひします。

.....

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当) 付  
総括班 丸山 洋平

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-12(内閣府別館)

TEL: 03-5253-2111(内線 )

FAX: 03-3593-2516

メール:

.....

平成23年/2月15日  
安危

1. 【論べ】救済措置を制度化しないことについて

職務を遂行する上での「事故」であるとはどういう意味か

2. 第11条「個人情報の利用・提供の制限」について

適性評価の実施にあたって取得する個人情報の中で、「対象者は違法な薬物を今現在も乱用している」「今現在も、窃盗を繰り返している」といった公務員としての欠格事由や犯罪が発覚した場合の対応はどうか。

→ 適性評価のためのみ利用し、一切他言しない（警察等に通報しない）ということであれば、公益の観点から問題ではないか。また、刑事訴訟法第239条との関係はどうか。

刑事訴訟法第

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

→ また、仮に、警察等に通報するにしても、「適性評価の実施以外の目的のための」利用・提供の制限との関係はどう整理するのか。

3. 【論べ】退職後に指定があった場合の処罰の要否について

「業務者がある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、その後の漏えい行為は処罰の対象とはしない」とあるが、そもそもそのような状況にある情報を特別秘密として指定することができるのか。

(疑問点)

Aという情報が「特別秘密に指定された情報だ」ということを知らない人が、Aという情報を知っているという状況で、当該情報を特別秘密に指定しても、秘密の保全上、実効性は乏しいのではないか

また、仮に、退職者が過去に自分が扱っていた情報が、特別秘密になったことを偶然知って、その情報を故意に漏らした（情報を高く売った）場合であっても、処罰の対象にはならないのか。

4. 「漏えいの教唆」について

「漏えいの教唆」を処罰の対象とするところがあるが、記者（報道関係者）が、その情報が特別秘密に指定されていることを知りつつ、行政職員に対して、「その情報を教えてくれ」と言っただけで、（または、そのことのみで行政職員が特別秘密を漏らした場合）本法の規定により、罪に問えることになるのか。

RE: 本日の法制局対応

送信日時: 2011年12月16日 11:49  
宛先: 内調職員253(内閣情報調査室); [redacted]  
CC: 内調職員107(内閣情報調査室); ADACHI HIDEAKI MIYASHITA TADAYUKI  
: NAKAI YUICHI TAKAO SUNAO MANABE TAKASHI [redacted]  
添付ファイル: 統治権(説明資料) (3).docx (17 KB); 1216別表(国際約束関連)アドバンス.docx (23 KB)

[redacted] 様

遅くなって申し訳ありませんでした。  
外務省提出資料を添付します。御確認ください。  
なお、国際約束については決裁を了しておらずあくまでアドバンス版ですのでご了承願います。

外務省大臣官房総務課  
tel: 03-5501-8000 (内線 [redacted])  
fax: [redacted]  
E-mail: [redacted]

-----Original Message-----

From: [redacted] [mailto:[redacted]]  
Sent: Friday, December 16, 2011 9:40 AM  
To: [redacted]  
Cc: [redacted]  
Subject: 本日の法制局対応

[redacted] 様、 [redacted] 様

法制局対応が何時になるか分かりませんが、いつでも対応できる態勢でお願いします。  
法制局から連絡があり次第、[redacted] さんにお伝えします。

法制局説明資料については、必要部数(法制局+内調分として15部あれば足りると思います)をご持参ください。  
あわせて、電子データをメールで送付していただければと思います。

[redacted] さんが不在の場合の連絡先等があれば、あらかじめご教示願います。  
宜しくお願いします。

内調 [redacted]

差出人: [redacted]  
送信日時: 2011年12月15日 21:33  
宛先: 内調職員253 (内閣情報調査室); 内調職員107 (内閣情報調査室)  
CC: [redacted]  
件名: 統治権 (現状)

内調 [redacted] 様 [redacted] 様

統治権については、省内で関係課の確認が終わりました(温度差があり、統治権で決裁してくれたところもあれば、決裁はしないが法制局に打診することは妨げないという回答もあり)。あとは、官房総務課の決裁をとって終わりです。

なお、明日小官は休みのため、当課の [redacted] に引き継ぎます。したがって、法制局対応は真鍋室長(時間帯によっては [redacted])、中井条約課補佐となります。

\*\*\*\*\*  
外務省 大臣官房総務課  
課長補佐 [redacted]  
TEL 03-5501-8000 (内線 [redacted])  
直通 [redacted]  
FAX [redacted]  
E-mail: [redacted]  
\*\*\*\*\*



【別表案】

- 一 (略)
- 二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの。
  - イ 我が国の統治権の維持及び安全保障に係る外交の構想
  - ロ 我が国の統治権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容。
  - ハ 外交に関し収集した我が国の統治権の維持及び安全保障に関する重要な情報。
    - ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
    - ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- 三 (略)

【参考】

1 統治権の定義について

国民及び国土を支配する国家の権利。固有、不可分の権利で、国家概念の要素と説かれる。主権とか国権とか呼ばれることもある。

(新法律学辞典(有斐閣))

2 主権と統治権の関係について

(平成十四年三月八日内閣衆質一五四第一七号)

一、三及び四について

一般に、「主権」及び「国権」という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではなく、「主権」という言葉は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられ、「国権」という言葉は、第一に国家の意思、第二に統治権というような意味で用いられているところと承知している。

3 領土交渉と統治権の関係について

参・予算委員会 平成16年03月19日

○国務大臣(野沢法務大臣) 不動産登記法は法務省所管でございますので、私の方から御答弁をいたします。

北方領土地域に所在する土地又は建物についての登記簿は、現在、釧路地方法務

局の根室支局において保管されておりますが、同地域については、戦後、事実上我が国の統治権、行政権を行使することができない状況に置かれまして、不動産登記法に基づく登記ができないことから、現在は同地域に所在する不動産についての登記事務は行っておりません。(以下略)

(了)



## 別表

四 外国政府又は国際機関（以下この号において「外国政府等」という）から提供される当該外国政府等の安全保障に関する情報であって、我が国が当該外国政府等との間で締結した国際約束に基づき保護を必要とする情報。

削除: 又は国際機関

削除: 相互に

【参考】我が国が締結済みの情報保護協定における保護の対象

## 1. 日仏情報保護協定

「秘密情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とし、かつ、秘密指定が付されるものをいう。(第1条(a))

## 2. 日NATO情報保護協定

「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とすると決定された情報又は資料であって、秘密指定により指定されたものをいう。(合意議事録4項(iii))

## 3. 日米軍事情報包括保護協定(GSOMIA)

「秘密軍事情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とするものをいう。(第1条(a))

## 特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

### 第1 骨子

#### 1 特別秘密の管理に関する措置

##### (1) 行政機関における特別秘密の指定

ア 行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項（検討中）であって、公になっていないもののうち、特に秘匿を要するものを特別秘密として指定するものとする。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間を定め、要件を欠くに至った場合には指定を解除するものとする。

ウ 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、当該他の行政機関の長の意見を聴き、さらに、指定の時期について協議しなければならない。

##### (2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 行政機関の長は、適性評価により適性を有すると認められた職員又は契約業者の職員（以下「職員等」という。）に特別秘密を取り扱わせるものとする。

イ 適性評価は、特別秘密を取り扱わせようとする職員等の同意を得て、いわゆるテロ活動との関係、経済的な状況、犯罪・懲戒の経歴等に関する事項を調査し、当該職員等が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

ウ 行政機関の長は、調査を行うため必要があると認めるときは、当該職員等若しくはその関係者に質問し、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

#### 2 特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱うことを業務とする者又は業務により特別秘密を知得した行政機関の職員による故意又は過失による漏えい、欺罔等による特別秘密の取得行為並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

#### 3 その他所要の規定を整備する。

### 第2 留意事項

閣議決定希望時期は、平成24年3月上旬

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において、「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

## (特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長（前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えな



い範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（指定の調整等）

第五条 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下この条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定により意見を聴取した結果、なお当該共有事項を特別秘密として指定する必要があると認めるときは、指定を行うべき時期について、特定行政機関の長と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が調ったときは、行政機関の長は、当該協議の結果に従って当該共有事項を特別

秘密として指定するとともに、その旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

4 警察庁長官は、行政機関と都道府県警察との共有に係る事項（以下この条において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定するとき、第一項の規定により他の行政機関の長に警察共有事項に係る意見を述べるとき、又は第二項の規定により他の行政機関の長と警察共有事項に係る協議をするときは、当該都道府県警察（次項において「特定都道府県警察」という。）における当該警察共有事項の取扱いの状況を踏まえて行うものとする。

5 警察庁長官は、警察共有事項を特別秘密として指定したとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る第三項の通知を受けたときは、直ちにその旨を特定都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の長及び職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の警察本部長及び職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第十条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前三項の規定により他の行政機関の長及び職員、都道府県警察の警察本部長及び職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

（特別秘密の提供を受けることができる場合）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特

別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 前号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関又は都道府県警察から特別秘密の提供を受ける必要がある場合

2 都道府県警察の警察本部長は、次に掲げる場合に限り、特別秘密の提供を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

二 特別秘密に係る犯罪捜査のため行政機関又は他の都道府県警察から当該特別秘密の提供を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、当該行政機関における特別秘密の取扱いについては、適性評価（次項から第十二項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた職員にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は



、この限りでない。

一 その職員が、次に掲げる職を占める者である場合

イ 国務大臣

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 行政機関の長が、適性評価により適性を有すると認めた職員について、特別秘密を取り扱わせることが



できる期間は、第八項の規定による通知をした日から起算して五年を経過するまでの間とする。

4 適性評価は、対象職員について、次に掲げる事項を調査し、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価することにより行う。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五 薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項

七 飲酒についての節度に関する事項

5 行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものを調査するものとする。

6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前二項に規定する

事項について調査する旨並びに当該事項について次項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。

7 行政機関の長は、第四項及び第五項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

8 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。

9 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

10 行政機関の長は、次に掲げる場合は、適性評価により適性を有すると認められた職員に対して再度適性評価を実施するものとする。

一 第三項の期間の満了後引き続き行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとする場合

二 行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認める場合

11 前項の場合において、その職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又はその職員が適性を有しないと行政機関の長が認めるときは、第三項の期間内であっても、当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないものとする。

12 第一項から前項までの規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、都道府県警察の警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「行政機関の長は、当該行政機関における」とあるのは「都道府県警察の警察本部長は、当該都道府県警察における」と、同項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」と、同号、同条第三項、第三項及び同条第五項から第十一項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「都道府県警察の警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十二項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち」とあるのは「契約業者の役員及び職員のうち当該契約業者が」と、同項、同条第四項、第六項、第七項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第三項中「職員について、」とあるのは「契約業者の役員又は職員について、契約業者が」と、「通知した日」とあるのは「行政機関の長が通知した日」と、同条第八項中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同条第十項中「職員に対して」とあるのは「契約業者の役員又は職員に対して」と、同項第一号中「行政機関の長がその職員」とあるのは「契約業者がその役員又は職員」と、同条第十一項中「その職員」とあるのは「その役員若しくは職員」と、「当該行政機関の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせない」とあるのは「当該行政機関の長は、契約業者に当該役員又は職員に特別秘密を取り扱わせないようにする」とそれぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び都道府県警察の警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他の保護措置)



第十三条 行政機関の長及び都道府県警察の警察本部長は、第三条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関の長若しくは職員又は都道府県警察の警察本部長若しくは職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条 第十五条第三項若しくは第十六条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十六条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 前二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
  - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
  - ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
  - ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
  - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

（※別紙参照）

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ **第三条第一項第一号に規定する行為**その他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

二 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(注) 右各号の情報に相当するような外国政府等の情報であって、国際約束に基づき保護を必要とするものに係る号を追加することについて外務省が検討中。



## 【別紙】

別表第二号の規定振りについて

- 二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの
  - イ 我が国の統治権の維持又は安全保障に係る外交の構想
  - ロ 我が国の統治権の維持又は安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容
  - ハ 外交に関し収集した我が国の統治権の維持又は安全保障に関する重要な情報
- 二、ホ（略）

## （別案）

右の傍線部分を「安全保障等」とした上で、「安全保障等」の定義を次のとおり規定。  
この法律において、「安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 安全保障
- 二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保全について外国政府（これに準ずるものを含む。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

## 別表第2号に係る検討状況について

- 1 本法制においては、防衛秘密のように、国の存立にとって重要な秘密をその保護の対象とすることとしているが、その1つとして、外交に関する秘密が考えられる。  
しかしながら、外交に関する秘密のすべてが特別秘密に当たり得るとすることは適当でないと考えられることから、外交に関する事項を定める別表第2号において、特別秘密の対象となり得る事項を絞り込む必要がある。
- 2 この点について、「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するが、外交に関する秘密のうち安全保障に係るものについては、防衛秘密と同様の観点から、国の存立にとって重要な秘密と評価することができ、特別秘密の対象とすることが適当と考えられる。
- 3 他方、北方領土問題や拉致問題は、我が国の主権ないし統治権に関わる問題であるが、これらの問題の解決のための外交は、既に我が国の領土や国民の安全が害された状態を前提にその回復を図ろうとするものであり、「安全保障」では読み込むことが難しいと考えられる。しかしながら、このような外交も、安全保障に係る外交と同様、外部の脅威から国及び国民を守るためのものであり、国の存立にとって重要なものと評価し得ると考えられる。
- 4 そこで、別表第2号については、「安全保障」に加え、上記3で述べたような問題の解決のための外交を読み込むことを可能とするための規定とすべく、その規定振りについて検討しているところであるが、本法制における別表の重要性に鑑み、早い時期に結論を得るべく検討を続けて参りたい。

## 論点集（目次）

|  |    |
|--|----|
| 【論点3】 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について -----                         | 01 |
| 【論点5】 適性評価の対象外とする者について -----                                   | 04 |
| 【論点7】 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係に<br>ついて -----            | 09 |
| 【論点8】 調査事項について -----   | 11 |
| 【論点9】 同意の取得について -----  | 15 |
| 【論点11】 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組み<br>を制度化しないことについて ----- | 19 |
| 【論点13】 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について -----                         | 21 |
| 【論点14】 適性評価と法の下での平等との関係について -----                              | 24 |
| 【論点17】 本法の附則において内閣法の一部を改正することについて*                             | 27 |

\*今回新たに作成したもの

## 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

### 1 指定権の所在及び指定の効果について

(1) 行政機関における情報共有のため、ある行政機関がその保有する情報を特別秘密に指定しようとする場合、他の行政機関も当該情報を保有している事態が想定される。このように、複数の行政機関が共有している情報に対する指定権の所在及び指定の効果については、以下の5つの見解が考えられる。

- ① 共有行政機関を統轄する上位機関に一元的な指定権を認める見解
- ② 共有行政機関のすべてに指定権を認め、各機関が独自に指定権を行使し得るとの見解
- ③ 共有行政機関のすべてに指定権を認めるが、行使に当たっては相互に統一的な運用を図ることを必要とするとの見解
- ④ 共有行政機関のすべてに指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解
- ⑤ 共有行政機関のうちのある特定の行政機関にのみ指定権を認め、その効果が他の行政機関にも及ぶとの見解

(2) まず、行政の複雑性・機動性にかんがみ、複数の専門機関が国の行政機能を分担して運用している現状においては、統括的機関による一元的指定は現実的ではないと考えられ、①の見解は採り難い。

次に、本法制の特別秘密は、国の存立にとって重要な秘密であり、特に秘匿を要するものとして指定されるものである。このような特別秘密の性格に照らせば、特別秘密としての取扱いは共有行政機関のすべてで統一的に求められるべきであり、②の見解は採り得ない。

さらに、③の見解については、指定及びその解除に当たっての統一的運用に要する手間を考えると合理性に疑問があり、必ずしも最も妥当な見解とは言いがたい。

(3) そこで、残るのは④と⑤であるが、これらはいずれも、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶとする見解である。

この点、指定権をある特定の行政機関に認めるような制度設計も考えられない訳ではないが、制度の複雑化を招く可能性がある上、特定の行政機関しか指定権を行使し得ないとするよりも、当該情報を保有する行政機関のいずれもが行使し得るとした方が適切な指定に資すると考えられることから、④がより適切であると考えられる。

### 2 指定の調整について

(1) 指定権の所在及び指定の効果について上記④の見解を採った場合、共有に係る情報に対する指定権が複数の行政機関に認められることとなることに加え、ある情報が特別秘密に指定されると、当該情報を保有する他の行政機関（以下「特定行政機関」という。）もそれまでの取扱いを変更し、厳格な管理措置を採る必要が生じることから、指定に当たっては、行政機関相互で十分な調整を図る必要が生じる。

(2) まず、ある行政機関が指定権を行使しようとする場合、指定の要件の充足性を的確に判断するために、当該機関における当該情報の取扱状況のみならず、特定行政機関



における取扱状況をも把握した上で判断する必要があると考えられる。

このような観点からは、

- ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、指定の要件充足性に関し、特定行政機関に意見を聴くこと

をルール化する必要があると考えられる。

この点、例えば行政機関Bが行政機関Aから提供された情報を特別秘密に指定しようとする場合において、機関Aとしては当該情報に係る指定が不要との意見を述べたにもかかわらず、機関Bによる指定権行使を可能としてしまうと、機関Aがそのような意に沿わない結果を回避しようとして機関Bへの情報の提供を控え、その結果、政府部内の情報共有が進まず、政策判断に悪影響が生じかねないとの考え方に立ち、

- ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、特定行政機関への意見聴取のみならず、協議まで必要

といったルールを定めることも考えられる。

しかしながら、当該情報の内容又は作成・取得の経緯によっては、特定行政機関の中に、当該情報を指定するか否かにつき必ずしも適切に判断し得るとは限らない機関が含まれる場合も想定されるところ、そのような場合にまですべての特定行政機関との間で協議が調わない限り指定権を行使し得ないとするのは、秘密の保護の観点からは相当でない。また、特定行政機関への意見聴取及びその意見の尊重を義務付けることにより、指定権を行使しようとする行政機関において、すべての特定行政機関の意見を踏まえた合理的な判断が期待できると考えられる。

したがって、特定行政機関への協議までは不要であると考えられる。

- (3) ただし、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性質に鑑みると、ある行政機関が指定権を行使した場合、当該行政機関のみならず特定行政機関においても時期を同じくして厳格な管理措置がとられるべきと考えられるところ、当該管理措置をとるためにはその準備に時間を要するため、各特定行政機関における当該準備に要する時間を考慮して指定権を行使する時期が決められる必要があると考えられる。

したがって、

- ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、指定権を行使する時期について、特定行政機関と協議することが必要であると考えられる。

- (4) このようにして協議が調った上で、指定権を行使する際には、指定の効果が特定行政機関に及ぶことを制度の前提としていることから、

- ある行政機関が指定権を行使する際には、指定権を行使した旨を特定行政機関に通知すること

が必要であると考えられる。そして、この通知の時点から、特定行政機関に指定の効

\*1 それでもなお機関Aが意に沿わない結果を特に回避したいと考える場合には、機関Bへの提供の際に「機関Bにおいて特別秘密に指定しようとする場合にはあらかじめ機関Aと協議すること」を提供の条件とすれば足りると考えられる。



力が及ぶものと考えられる。

(5) 以上の検討から、

- ある行政機関が指定権を行使しようとする際には、指定の要件充足性に関し、特定行政機関の意見を聴き、その意見を尊重すること
- 意見聴取の結果、なお指定権を行使する必要があると認めるときには、指定権を行使する時期について、特定行政機関と協議すること
- 協議が調い、指定権を行使する際には、特定行政機関にその旨通知することが指定の調整に必要なルールであると考えられる。

3 行政機関外の者から同一の情報を個別に取得した場合について

秘匿を要する情報の取扱いは、真にそれを必要とする者に限定すべきとの原則を踏まえ、行政機関外の者から同一の情報を個別に取得した行政機関間においては、情報の性質上、相互に当該情報を保有する事実を把握できないケースが生じることは避けられないが、このようなケースにおいてある行政機関が当該情報を特別秘密に指定しようとする場合、当該情報を保有する他の行政機関への意見聴取、協議及び通知は不可能である。

このような考え方を前提に、本法制では、行政機関が相互に同一の情報を保有していることに加え、お互いにそれを認識できる場合に限り、両者は当該情報を共有する関係に立つものとして、意見聴取、協議及び通知に関する規定の適用対象とすることとする。そして、指定の効力は、意見聴取、協議及び通知により他の行政機関に及ぶのであって、指定によりすべての行政機関に自動的に及ぶわけではないと考えられる。

4 指定に係る情報が既に契約業者に提供されている場合について

指定に係る情報が既に契約業者に提供されている場合における指定の在り方については、自衛隊法の防衛秘密制度においても同様の問題が存在するにもかかわらず、同法において特段の規定は置かれていない。これは、第一に、守秘義務を有しない契約業者に対する秘密の提供は慎重に判断する必要があることから、提供した後に当該秘密を防衛秘密に格上げする事態が想定し難いこと、第二に、そのような情報を防衛秘密に指定した場合に、それまで罰則の対象外であった契約業者が契約の変更を行うことなく罰則の対象となるような法制度とすることは、当該契約業者に事後的に著しい負担を課すことになるため相当でないことによるものと考えられる<sup>2</sup>。

本法制の特別秘密についても同様の考え方に立ち、指定に係る情報が既に契約業者に提供されている場合における指定の在り方について特段の規定は置かないこととする。

<sup>2</sup> 自衛隊法上、罰則の対象となる契約業者は、防衛秘密の取扱いの業務を行う契約業者に限定される。そのため、仮に既に契約業者に提供されている情報を指定する場合、その時点で防衛秘密の取扱いの業務を行わせるための契約を締結することにより当該契約業者を罰則の対象とすることは可能である。また、当初の契約において、事後的な指定が行われた場合は防衛秘密の取扱いの業務を行うことを明らかにする形で契約を締結する方法も考えられる。

## 適性評価の対象外とする者について（案）

### 趣旨

本法に基づき保護しようとしている特別秘密が国の存立にとって重要な秘密情報であることを踏まえると、漏えいの防止を徹底するためには特別秘密を取り扱う者全てを対象にして適性評価を実施することが望ましい。

しかし、適性評価は漏えいの可能性を低減させるための手段の一つであり、これをもって漏えいを根絶できるものではないことや、特別秘密を漏らした場合には罰則を適用する点は、適性評価の実施の有無にかかわらず同じであることに鑑みると、個別の官職の任命の方法、職務の特性その他の事情を踏まえ、適性評価の有効性と憲法上の要請その他の要素とを比較衡量の上、適性評価の対象とすることが適切かどうかを判断することが考えられる。

以下、この考え方にに基づき、適性評価の対象とすることが適切ではないと考えられる職を具体的に検討する。

### 1 国務大臣

内閣総理大臣は、国民が選挙によって選出した議員によって構成される国会の議決により、行政権の行使について責任を有する内閣の首長として指名される（憲法第66条第1項及び第3項並びに第67条第1項）。当該手続により内閣総理大臣の職に就いた者がその職責を果たそうとするときに、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこともあり得るとすることは、内閣総理大臣が民主的な過程を経て与えられた内閣により行政権を行使する権限を制約するものであり、適切とはいえない。

次に、国務大臣は、内閣総理大臣により任命され（憲法第68条第1項）、内閣総理大臣と共に内閣を組織して、行政権の行使について連帯して責任を負うこととされている（憲法第66条第1項及び第3項）。国務大臣は、内閣の構成員であるとともに各省の大臣でもあることが通例であり<sup>\*1</sup>、内閣総理大臣は内閣の首長として、行政各部を指揮監督するという自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた国務大臣を任命することとなる。ここで、任命した国務大臣が、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって特別秘密を取り扱えないこととなれば、当該国務大臣はその職務の一部を行うことができなくなるため、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職務を十全に果たせなくなることもあり得ることとなる。これは、内閣総理大臣に国務大臣を任命し、内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することにもなりかねないことから、適切とはいえない。

これらのことから、内閣総理大臣その他の国務大臣を適性評価の対象とすることは適切ではないと考えられる。

\*1 「憲法 第4版」（声部信喜、高橋和之補訂・岩波書店）309頁



## 2 内閣総理大臣その他の国务大臣以外の職で対象外とするもの

① 内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国务大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる職にある者についても適性評価の対象としないことが適当と考えられる。具体的には、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職にある者が該当すると考えられる。

### ア 内閣官房副長官

内閣官房副長官は、国务大臣である内閣官房長官の職務を助け、内閣官房長官の命を受けて内閣官房の事務をつかさどり（内閣法第14条第3項）、内閣官房長官の命を受け内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画し（内閣府設置法第8条第2項）、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合にその職務を代行する（内閣法第14条第3項）職である。このように内閣官房副長官は、内閣官房等の行政事務の遂行に当たって内閣官房長官の判断を直接補佐する職であり、内閣官房等において、内閣官房長官に準ずる責任を有すると同時に内閣官房長官及び内閣との一体性が求められる職である。

こうした立場にある内閣官房副長官は、内閣総理大臣が任命することとされているところ、これは内閣官房長官の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長として行政権の行使に係る職責を十全に果たすために内閣官房等を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、内閣官房副長官の職務の一部が行えなくなることがあり得ることとするのは内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、内閣官房副長官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

### イ 副大臣及び大臣政務官

副大臣は大臣の命を受けて政策及び企画をつかさどり、政務を処理し（国家行政組織法第16条第3項及び内閣府設置法第13条第2項）並びに大臣の命を受けて大臣不在の場合に職務を代行する（国家行政組織法第16条第3項）職である。また、大臣政務官は大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する（国家行政組織法第17条第3項及び内閣府設置法第14条第2項）職である。いずれも、各省が分担管理している行政事務の遂行に当たって大臣の判断を直接補佐する職であり、各府省において大臣に準ずる責任を有すると同時に大臣及び内閣との一体性が求められる職である。

また、副大臣及び大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行うこととされており（国家行政組織法第16条第5項及び第17条第5項並びに内閣府設置法第13条第4項及び第14条第4項）、一体性を保つべき相手方である内閣が総辞職した場合には、免職を待たずに失職することとされている（国家行政組織法第16条第6項及び第17条第6項並びに内閣府設置法第13条第5項及び第14条第5項）ところ、これは各省大臣の任免とあいまって、内閣総理大臣が内閣の首長とし

て行政権の行使に係る職責を十全に果たすために行政各部を指揮監督する上で重要な仕組みとなっている。

これらのことを踏まえると、本法制に規定する特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価によって、副大臣及び大臣政務官がその職務の一部が行えなくなることもあり得ることとするのは、内閣総理大臣を首長とする内閣の行政権の行使を制約することになりかねないことから、副大臣及び大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

## (2) 行政機関の長及び警察本部長

特別秘密は、国の行政機関及び都道府県警察（以下「行政機関等」という。）が、その任務及び所掌事務を遂行する上で取り扱う必要性が生じるものであることから、本法においては、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うために必要な措置は、任務及び所掌事務の遂行に伴う事務として、それぞれの行政機関等ごとにその長の責任において講ずるとの考え方に基づいて制度を設計しているところである。

こうした制度設計が可能となるのは、行政機関等の長が国務大臣をもって充てられているか<sup>※1</sup>、国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられているか<sup>※2</sup>にかかわらず、およそ行政機関等の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責の重大さに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力や職務遂行能力を有し、及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されることや、その職責に堪えられない事由が発生すればその職を解かれることを期待することが合理的であると考えられるからである。なお付言すれば、本法の制定によって、特に特別秘密を恒常的に取り扱う行政機関等の長にあっては、その保護を適切かつ確実にできる者が任命されることが一層期待できるところである。

逆に、行政機関の長が特別秘密の取扱者としての適性を有するかどうかについて懐疑的になるならば、行政機関の長が特別秘密の指定その他の特別秘密の保護に関する各種の措置を適切に講ずることができることを期待しているそもその前提と整合しないことにもなりかねない。

これらのことから、行政機関等の長は、本法の適性評価によるまでもなく、特別秘密を取り扱う適性を有すると考えられることから、適性評価の対象外とすることとする。

## (3) その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職

1並びに2(1)及び(2)までに掲げる者のほか、合議制の機関の委員や就任について両院の同意又は議決によることを必要とする職等<sup>※3</sup>について、引き続き適性評価を実施する対象とすることが適当かどうか詳細に検討すると、対象としないことが考えら

※1 各府省の大臣等が該当する。

※2 内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長、公安調査庁長官、海上保安庁長官等が該当する。

※3 国家公安委員会委員、検査官等が検討の対象となり得ると考えられる。



れる職の中には法律で規定する必要があるとまではいえない職もあり得るため、こうした者については政令で規定することとする。

#### 【参照条文】

#### ○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

② （略）

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名・衆議院の優越〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② （略）

〔国务大臣の任命・罷免〕

第六十八条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② （略）

#### ○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十四条 （略）

2 （略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

#### ○内閣府設置法（平成13年法律第89号）（抄）

（内閣官房長官及び内閣官房副長官）

第八条 （略）

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

（副大臣）

第十三条 （略）

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3 （略）

4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。



(大臣政務官)

第十四条 (略)

- 2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。
- 3 (略)
- 4 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 5 前条第五項の規定は、大臣政務官について準用する。

○国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

(副大臣)

第十六条 (略)

- 2 (略)
- 3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。
- 4 (略)
- 5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十七条 (略)

- 2 (略)
- 3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 4 (略)
- 5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。
- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

## 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について(案)

### 1 趣旨

特別秘密を取り扱う者がこれを漏らす背景・理由を踏まえると、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれは、以下の3つに分類することができると考えられる。

- ・ 取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

以下、漏えいのおそれの分類ごとに、このおそれと結び付き又はこのおそれを示唆するために、取扱者が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの評価を行う上で有効な判断材料を提供すると考えられるものとして調査すべき事項について、具体的に考察する。

### 2 漏えいのおそれと調査事項の関係

#### (1) 「取扱者が自発的に特別秘密を漏らすおそれ」について

特別秘密を漏らすことを是認する信条を有することや漏らすことにより利益を得ようとするのが、行動又は状況に具現している者は、自発的に漏らすおそれがあると評価し得ることから、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要があると考えられる。

具体的には、暴力的な手段によって我が国政府を転覆する活動に関与している状況、我が国よりも外国における自己の利益を有している状況、情報漏えいを企図する外国情報機関等からその唆しを受けている状況、経済的に追い詰められている状況等にある者が該当すると考えられることから、特定有害活動<sup>\*</sup>との関係、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが有効と考えられる。

#### (2) 「取扱者が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ」について

取扱者に特別秘密の取扱者に自発的に漏らす事情がなくとも、情報漏えいを企図する外国情報機関等が、取扱者の特に国外における経済的な利益を脅かして取扱者の意思を抑圧することで、特別秘密を漏らさせること<sup>\*</sup>が考えられる。したがって、意思を抑圧されていることにつながる、いわば「弱み」を有している者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

\* この法制においては以下の活動を「特定有害活動」と定義することとしている。

①いわゆるテロリズムを行う活動

②外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの。

- 1) 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動
- 2) 国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

具体的に何が弱みとなり得るかは人により異なり、一様ではないが、信用状態その他の経済的な状況等の事項の中に弱みとなり得る情報があると考えられることから、該当した事項を調査することが有効と考えられる。

(3) 「取扱者が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ」について

特別秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特別秘密を取り扱わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねないため、こうした者は、特別秘密の取扱者から除外する必要がある。

具体的には、日頃から規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できないこと又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当することから、犯罪及び懲戒の経歴、信用状態その他の経済的な状況、精神疾患、薬物の濫用・影響、飲酒についての節度、情報の取扱いに係る非違の経歴といった事項を調査することが有効と考えられる。

## 調査事項について（案）

① 適性評価において調査することとする事項が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する上で有効な判断材料を提供し、参考となると考えられる理由を以下の漏らすおそれの分類に照らして事項ごとに考察する。

- ・ 対象役職員が自発的に特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意思を抑圧されて特別秘密を漏らすおそれ
- ・ 対象役職員が意図せず特別秘密を漏らしてしまうおそれ

### ① 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動や、外国の利益を図る目的で行われる活動であって、我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得するものや国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。そして、特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが特定有害活動の目的の実現に寄与するため、特定有害活動と関係を有する者には自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員に特定有害活動との関係がないか調査する必要がある。

### ② 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に評価し得ると考えられる。

さらに、漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事案が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

したがって、経済的な事情を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

### **③ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒、規制薬物等の濫用といった経歴があるという事実は、対象役職員の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の法令の遵守の状況を通じて、漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

### **④ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（③に掲げるものを除く。）**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、対象役職員の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、対象役職員の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がないにもかかわらず特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、対象役職員の情報の取扱いに関する非違について調査する必要がある。

### **⑤ 薬物の濫用及び影響に関する事項（③に掲げるものを除く。）**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、医師の処方に従った薬物の適切な服用であったとしても、眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合は、それにより、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことを示唆していることから、このような薬物の影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、薬物の影響を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

### **⑥ 精神作用物質の依存症その他の精神疾患に関する事項**

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実は、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうお



それとして評価し得ると考えられる。

したがって、精神疾患の状態を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

#### (7) 飲酒についての節度に関する事項

漏えいを防止するためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、対象役職員の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には本人にその意図がなくとも特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

したがって、飲酒についての節度を通じて、対象役職員に漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する行動又は状況が具現化していないか調査する必要がある。

2. 上記の7事項の調査に当たっては、これら7事項との関係を明らかにする端緒を得るために必要な事項についても調査する必要があると認め、当該調査によって漏えいのおそれと結び付く可能性がある場合は、そうした事情を有しない者に比してこれらの事項との関係をより慎重に調査する必要がある。

例えば、1.(1)の「特定有害活動との関係に関する事項」については、以下の事項を調査することにより、特定有害活動への関与の働き掛けを明らかにするための端緒を得ることができると考えられる。

#### (1) 学歴及び職歴に関する事項

対象役職員が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国での軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることが考え得る。

#### (2) 国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

対象役職員が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことにより対象職員の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることが考え得る。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、情報漏えいを企図する外国情報機関からその働き掛けを受けていることが考え得る。

(3) 配偶者<sup>※1</sup>、家族<sup>※2</sup>及び同居人<sup>※3</sup>（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍

対象役職員の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が対象役職員と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該対象役職員に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことが考えられる。

※1 配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

※2 家族とは、対象役職員の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（対象役職員の子を除く。）をいう。

※3 同居人は、配偶者と同程度に経済的、精神的に密接な関係にあると考え得る。

## 同意の取得について（案）

### 1 適性評価の実施に係る対象役職員の同意

適性評価の実効性を確保するために実施権者が取得する必要がある対象役職員に関する個人情報、人事管理のために通常保有しているものに限らず、本人の信用状態その他の経済状況や精神疾患に関することといったプライバシーに深く関わるものもある。

この点、個人情報の取得については、適正な方法によればよく、対象役職員本人の明示的な同意を得なければ個人情報を取得できないというものではない。

しかし、対象役職員本人の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長、警察本部長や契約業者がその役職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として対象役職員本人が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑みると、対象役職員の個人情報の保護に配慮し、及び対象役職員の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を対象役職員の明示的な同意に係らしめることが適当と考えられる。

### 2 同意を取得するに当たって告知する事項

#### (1) 評価のために調査する事項

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有為なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（対象役職員本人が提供するもの及び関係者への質問や公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象役職員が認識した上で同意がなされる必要がある。

このため、実施権者は対象役職員に対しその旨を告知する必要がある。

#### (2) 関係者への質問・公私の団体への照会

照会権限を法定することにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項及び個人情報保護法（平成15年法律第57号）第23条第1項の規定に基づき対象役職員の個人情報を取得することは法制上可能であると考えられる。

しかし、対象役職員が認識していないまま実施権者が関係者に質問し、又は公私の団体に照会して個人情報を取得することがないような仕組みが法制上担保されていない場合は、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがある。

このため、実施権者は対象役職員に対し、必要があると認めるときに質問や照会をすることがある旨を告知する必要がある。

### 3 同意が得られない場合の措置

適性評価を実施することについて対象役職員の同意が得られない場合には、適性を有すると判断することができないことから、特別秘密を取り扱わせないこととなる。



#### 4 配偶者等の同意の要否

対象役職員の身近にいる配偶者、家族又は同居人（以下「配偶者等」という。）は、対象役職員の行動に影響を与え得ると考えられるが、配偶者等の中に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が対象役職員との密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該対象役職員に特定有書活動への関与の働き掛けを行うことが考えられる。

配偶者等の情報のうち、こうした働き掛けと結び付き得る事情を有し、慎重な調査を行う必要があるかどうかを判断する上で有効なものとしては、その氏名、生年月日、住所、国籍（帰化歴を含む。）に係る情報が考えられる。

このうち、氏名、生年月日及び住所は、日常社会においても人物を特定するために最低限必要とされる項目と考えられる。また、国籍は日常生活において明らかにする機会が多いとは言えないが、例えば国籍を変更（帰化）する場合において、国籍法（昭和25年法律第17号）は、帰化した者以外のすべての者との関係においてその事実を明らかにする必要性に及ぶ趣旨から、帰化した者を有報に告示していることと組み合わせると、国籍についても、必要があれば明らかにされるべき情報と考えられる。

これらのことを踏まえると、氏名、生年月日、住所、国籍（帰化歴を含む。）に係る情報は、経済状況や精神疾患のようによつてプライバシーに深く関わるためにその取得に当たって特段の配慮を要する個人情報とは性格を異にしているといえる。したがって、本制度が、対象役職員本人の行動に影響を与える合理的な範囲の者に限りこれらの情報を取得するものであることを前提とすれば、配偶者等に係るこれらの情報を取得するに当たっては、対象役職員本人と同様の手続によるべき事情にはないと考えられる。

以上のことから、適性評価を実施するに当たって対象役職員の配偶者等の同意を得ることは要しないこととする。

なお、米、英等の諸外国においても、適性評価においてその対象者の配偶者等についてこれらの情報をその対象者が記載して提出することとされているが、配偶者等の同意には係らしめていないところである。

#### 【参照条文】

##### ○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2～5 （略）

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二～四 (略)
- 2～5 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 (略)

3・4 (略)

○国籍法（昭和25年法律第147号）（抄）

（帰化）

第四条 日本国民でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするときは、法務大臣の許可を得なければならない。

第十条 法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならない。

2 帰化は、前項の告示の日から効力を生ずる。

【帰化許可の官報記載例】

○法務省告示第○号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成○年○月○日

法務大臣 ○○ ○○

住所 東京都○○区○○○丁目○番○号

金○○ 昭和○年○月○日生

住所 千葉県○○市○○○番○号

李○○ 昭和○年○月○日生



【国会会議録】

○国籍法案趣旨説明（衆議院法務委員会昭和25年4月5日）

村上朝一政府委員（法務府民事局長）：国籍法案につきまして逐條的に御説明いたします。

（略）次に第十三條は、帰化及び国籍離脱に関する官報の告示並びに帰化及び国籍離脱の効力発生の時期についての規定であります。現行法のもとにおきましても、帰化及び国籍離脱は官報に告示することとなっておりますが、その効力につきましては、帰化については、法務総裁の許可の日から生ずるが、官報の告示があつた後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができないものとされております。（略）この法案におきましては、（略）帰化及び国籍離脱の効力の発生の時期を明確にするため、この両者はすべての人に対する関係におきまして、ともに官報に告示された日から効力を生ずることとしたのであります。

適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて（案）

1 行政機関の行為としての適性評価の性格

適性を有しないと認められた者がその結果に不満を抱いた場合に、これに対応する仕組みをこの法制に設ける必要があるかを検討するに当たっては、まず、行政不服審査法の不服申立て及び行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象となるのかを確認する必要がある。すなわち、適性評価が「処分その他公権力の行使」に該当するかどうか、換言すれば、直接国民の権利・義務を形成し、又はその範囲を確定するものかを検証することとする。

2 適性評価の処分性の有無

適性評価は、行政機関の長又は警察本部長が特別秘密を取り扱わせようとする個別具体の者について、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該者の特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価する制度である。

この点、適性を有すると認められたとしても、実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特別秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの必要性が生じるものであり、その保護についての一義的な責任は行政機関の長又は警察本部長が負うとの考え方から、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、適性を有すると認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、適性を有しないと認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない。

このように、適性評価の結果によって対象役職員の権利義務が変動することはないため、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられることから、適性を有しないと認める行政機関の長又は警察本部長の行為は、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないと考えられる。

3 不満に対応する独自の仕組みの必要性の有無

前述のとおり、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当せず、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。これを踏まえ、次に、不満に対応する独自の仕組みを設ける必要があるかどうかを検討する。

この点、本法制では適性評価の実施に同意しないこと又は適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから、適性評価の結果が明らかになった時点で直ちに結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないと考えられる。

また、本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断することが必要だと考えられるところ、

仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられる。

したがって、適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する独自の仕組みを設ける必要性は大きくないと考えられるため、当該仕組みは設けないこととする。

#### 4 適性を有しないと認められた場合の当該職員の取扱い

特別秘密を取り扱う行政機関等の職員について適性を有しないと認めた場合には、本法の法的効果として、行政機関等の長は当該職員に特別秘密を取り扱わせないことが求められる。そしてそのことによりその職務の遂行に支障が生じるときは、一般的には適切な時期に、行政機関等の長が当該職員を特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった取扱いをすることが考えられる。

しかし、当該職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした取扱いを行うことが困難である場合もある。この場合の措置としては、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名することが考えられる。 <>

#### 【参照条文】

##### ○職務代行者の指名に関する訓令（平成8年警察庁訓令第2号）（抄）

- 1 警察庁長官は、警察庁に置かれる職を占める者に事故あるとき又はこれが欠けたときその他必要があると認めるときは、その職務を代行すべき者を指名することができる。
- 2 前項の規定により指名された者は、警察庁長官の命ずるところにより、当該職務を代行する。

## 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、個別具体の対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査が行われる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

### 2 思想・良心及び信教の自由との関係

#### (1) 思想・良心の自由

##### ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており<sup>\*1</sup>、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている<sup>\*2</sup>。

##### イ 本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている<sup>\*3</sup>。

#### (7) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為

\*1 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はな」と判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

\*2 「憲法Ⅰ 第4版」（野中俊彦、中村陸男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

\*3 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法Ⅰ 第4版」301頁から305頁まで他

を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、制度の円滑な運営の必要性から対象役職員の明示的な同意を得て実施することとしているため、内心を告白することを強制することもない。

(1) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していることまたは有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

なお、思想・良心又は信仰の自由に関連して、これらが外形的に現れた具体的な行動又は状況が特別秘密を漏らすおそれに結び付き又はこれを示唆すると認められる場合に、特別秘密を取り扱う適性を有しないと特別秘密を取り扱わせないこととすることが法の下での平等に違反しないかとの指摘があり得るが、そのようにすることは、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地から、特別秘密の取扱者たるべき者についての社会通念上妥当な限界を定めるものであり、合理的な差別であるから、法の下での平等に違反しないと考えられる。

(2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア 趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている<sup>\*1</sup>。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である<sup>\*2</sup>。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており<sup>\*3</sup>、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第2項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

\*2 前掲「憲法I 第4版」310頁

\*3 前掲「憲法I 第4版」309頁



されている<sup>\*1</sup>。

イ 本制度との関係

(ア) 宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

**【参照条文】**

○日本国憲法（抄）

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ （略）

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁

## 適性評価と法の下の平等との関係について（案）

### 1 趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項について調査を行うこととなる。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否が決まるところ、本制度が、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地<sup>＊1</sup>により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、検証することとする。

### 2 法の下の平等の趣旨

憲法第14条第1項の法の下の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている<sup>＊2</sup>。

### 3 検討

この点、国家の存立にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全その他の利益を確保する見地からは、当該様々な事項についての調査を通じて、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な対象職員の行動その他の状況が認められる場合に、特別秘密を取り扱わせないこととすることは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものといえ、差別することにも合理的な理由があると考えられる。

したがって、適性評価制度は、憲法の要請する法の下の平等の趣旨に違反しないといえる。

\*1 憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下の平等の原則は、それ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されている。（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁）

\*2 過員を整理するために行われた町職員の待命処分に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうか争われた事件において、最高裁は、法の下に平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。

参考：憲法第14条第1項に挙げられている事項と特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかの関係について

(1) 人種、性別、門地

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異なる。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として対象役職員が特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを判断する余地はないと考えられる。

(2) 信条

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されており、<sup>1</sup>内心の領域にとどまり限り絶対的な自由が憲法上保障されている<sup>2</sup>。

この点、適性評価制度においては、信条を調査しないこととしている。<sup>3</sup>

(3) 社会的身分

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある<sup>3</sup>。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった事項が社会的身分に含まれると考えられるが、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれに結び付くかどうかについて、これらの事項に係る情報を対象役職員の具体的な行動その他の状況に照らして評価した結果、特別秘密を漏らすおそれがあると考えられる場合には、適性を有しないとして特別秘密を取り扱わないことが考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔法の下での平等・貴族制度の否認・栄転の授与〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ (略)

\*1 前掲「立憲主義と日本国憲法」147、148頁

\*2 同書160頁

\*3 「憲法Ⅰ 第4版」(野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣) 288頁

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②・③ (略)

## 本法の附則において内閣法の一部を改正することについて（案）

### 1 本法の施行に伴って発生する事務

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）（以下「本法」という。）の規定内容を見ると、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を各行政機関等の長に課している一方、当該措置を講ずる行政機関等への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務を特定の行政機関に行わせることはしておらず、特定の行政機関に固有の法施行事務を求めているという特徴がある。

こうした特長を踏まえると、本法の施行に伴う事務としては、行政機関等がそれぞれ講ずる特別秘密の保護に関する措置を除くと、定期的・恒常的に生じるものではない事実上の事務として、各行政機関等が行う特別秘密を保護するための措置を統一的に講じるために必要となる運用要領の策定、条文解釈の提示、行政機関等の中で不都合や疑義が生じた場合の調整といった事務が発生すると考えられる。

### 2 事務を行う組織

これらの事務は、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務に該当すると考えられるが、当該事務が国家の存立にとって重要な秘密情報に係るものであることとあわせ考えると、当該事務は、分担管理事務として特定の行政機関に行わせるのではなく、内閣法第12条第2項第2号から第5号までに掲げる事務に合致するものとして、内閣官房が所掌することが適当と考えられる。

次に、内閣官房においてどの組織が当該事務を行うことが適当であるか考察すると、まず、内閣法第12条第2項第2号から第5号までの事務を掌理することとされている内閣官房副長官補が候補となり得る<sup>1)</sup>。しかし、

- この法律の検討作業は官邸の意向により内閣情報官（内閣情報調査室）において取り組んでいるところ、いずれの内閣官房副長官補も主体的に携わっていないこと。
- 今後の法制化作業を見据えて内閣情報調査室の担当官を内閣官房副長官補付に併任する<sup>2)</sup>ことを調整する過程で、特別秘密の保護に最も親和性があると思われる内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）であっても、本法の施行に伴う事務を所掌する考えがないことを表明していること。

\*1 内閣法の規定により、内閣官房に置かれる内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官のうち、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、広報に関するものを内閣広報官が掌理するものを除くと、内閣官房副長官補が掌理することとされているためである。

\*2 本法については、現在、内閣情報調査室が法制化作業に当たっているが、内閣法等の所掌事務の規定上、内閣情報官及び内閣情報調査室では、法律の企画・立案事務を行うことができないことから、本法案の国会提出に当たっては、同室の担当者を、内閣官房において法律の企画・立案事務を所掌する内閣官房副長官補付に併任することにより、現行の組織法令の範囲内で対応することが必要となる。



から、実態的にはいずれの内閣官房副長官補も本法の施行に伴う事務を行うための業務上の基礎を十分に有しているわけではないことが伺われる。

この点、内閣情報官は、カウンターインテリジェンス推進会議<sup>1</sup>が決定した「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」の施行に関する連絡調整等を行うため、内閣総理大臣決定により設置されたカウンターインテリジェンス・センターの長として、例えば、本法の「適性評価」に類する制度である「適格性確認制度」について運用方針の作成等の業務を行っていることから、内閣官房の部局の中では、本法の業務との関係が深く、本法の施行に当たって有益なノウハウの蓄積を有している。

これらのことを考慮すると、特別秘密に係る行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務は、内閣情報官が所掌することが、本法を最も効果的に施行することに資すると考えられる。

### 3 本法の施行に合わせて内閣法を改正する必要性及びその方法

#### (1) 改正の必要性

内閣情報官は、現行、内閣法第12条第2項第6号に掲げる事務（内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務）を掌理することとされているところ、内閣情報官が特別秘密の保護に関する施策を統一するための企画・立案及び総合調整に関する事務を行うためには、内閣情報調査室の担当官を内閣官房副長官補付に併任する方法も考えられる。

しかし、当該事務は、前述のとおり定期的・恒常的に発生しないとしても、本法の施行に合わせて当該事務を所掌する部局を明確にしておかなければ、今後本法を統一的、継続的に施行していくことが困難になると考えられる。また、国民の知る権利や取材の自由との関係で一定の緊張関係に立ち得る本法については、制度の在り方について施行後も検証を求められることが想定されること、本法の検証や見直しについて今回と同様に内閣情報官が実質的に担当するにしても、その都度担当者を内閣官房副長官補付に併任する手続が発生することは非効率的である。

このため、当該事務を所掌する部局については、本法の施行により発生する事務が明確化するのと同じ時点で、内閣法を改正し、これが内閣情報官であると整理する必要がある。

#### (2) 改正の方法

特別秘密の保護に関する施策を統一するための企画・立案及び総合調整に関する事務が本法の施行によって明確化するため、本法の施行と所掌事務の見直しは一体不可分なものであるから、本法の附則において内閣法を改正することが可能と考えられる。

\*1 カウンターインテリジェンスの強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣決定により平成18年12月に設置された。内閣官房長官を議長とし、その庶務は内閣情報調査室において処理することとされている。

【内閣法改正イメージ】

○内閣法（昭和22年法律第5号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第十八条（略）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、<u>第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（仮称）（平成〇年法律第〇号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を</u>掌理する。</p> <p>3（略）</p> | <p>第十八条（略）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>3（略）</p> |

【参照条文】

○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
- 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

3・4（略）

第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3（略）

第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関するものを処理

するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:34

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (124 KB)

外務省 大臣官房総務課 〇〇〇〇様、〇〇〇〇様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
  - 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後を実施されました。その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 〇〇〇〇)  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:35

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (124 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
  - 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後には実施されました。その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:35

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (124 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
  - 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後に実施されました。その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)  
御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted] 直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:36

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (124 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後には実施されました。その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:36

宛先:

CC:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (124 KB)

警察庁警備局警備企画課 様  
(CCにて、重久様、藤原様、 様を入れさせていただきます)

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
  - 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後実施されました。その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:37

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (124 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
  - 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後実施されました。その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:37

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (124 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
  - 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後に実施されました。その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線  
直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:38

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (118 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
  - 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後に実施されました。その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:38

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (124 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後実施されました。その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:39

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (124 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
  - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
  - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
  - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
  - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
  - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
  - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
  - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
  - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
  - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
  - 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
  - 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
  - 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
- となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後に実施されました。その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:39

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (124 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後には実施されました。その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。  
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

秘密保全法制(再々質問)

送信日時: 2011年12月19日 15:01  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
CC: [redacted]; MURAKAMI MANABU [redacted]  
添付ファイル: 秘密保全法制(再々質問)外務省.jtd (30 KB)

内調 [redacted]様

お世話になっています。

本件に関する再々質問を送付いたしますので、恐れ入りますが回答方お願いいたします。

\*\*\*\*\*

外務省 大臣官房総務課

課長補佐 [redacted]

TEL 03-5501-8000 (内線 [redacted])

直通 [redacted]

FAX [redacted]

E-mail: [redacted]

\*\*\*\*\*



平成23年11月19日  
事務官

## 秘密保全法制（再々質問について）

当省から以下のとおり再々質問（緑色文字部分）を行いたく、回答願います。  
（番号は、これまで用いられてきた番号をそのまま使用）

### 第一 貴室からの回答に対する再々質問

#### 2 その他

##### （1）第6条第1項について

同項では、「行政機関の長は、（中略）他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」と規定されているが、その趣旨及び想定されるケースについて具体的にご説明願いたい。

（回答）

趣旨については、11月11日各省送付に係る論点ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」を参照されたい。想定されるケースとしては、例えば、内閣官房が防衛省に対し、情報収集衛星により入手した画像情報を提供する場合などが考えられる。

また、①第7条の規定によれば、適性評価の対象となるのは、当該行政機関の職員に限定されており（注：契約業者を除く）、他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはそもそも想定されていないのではないか、②仮に他機関の職員に特別秘密を取り扱わせることができる場合でも、当該他機関の長による適性評価の実施や当該他機関の長の協議なしに取り扱わせることとして問題ないのか、についてもあわせご説明願いたい。

（回答）

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、第7条第1項（11月18日送付に係る条文素案第8条第1項）の規定により当該他の行政機関の長が適性評価を実施することとなり、また、政令で定めるところにより（自衛隊法施行令第113条の4と同様の規定を本法制施行令において規定する予定である）、当

該他の行政機関の長との協議が行われることになる。

(再質問)

貴回答で「自衛隊法施行令第113条の4と同様の規定を本法制施行令において規定する予定」とあるが、本法制において具体的にどのように運用することを想定しているのか必ずしも明らかでない。ついては、特に以下の点についてご教示願いたい。

<例：外務大臣が、B省庁の職員に特別秘密を取り扱わせる場合>

- ① 特別秘密の取扱いの業務を行わせるB省庁の職員について、どこまで特定する必要があるのか（個別の職員名をリストアップするのか、それとも関連業務に携わる職員の範囲を定めて包括的に取扱いを認めることとするのか、等）。

(回答)

個別具体的事案における協議の内容次第であると考えている。

(再々質問①：12月14日)

貴回答によれば、特別秘密の取扱いの業務を行う職員をどこまで特定する必要があるのかについては、必ずしも個別の職員の氏名等を網羅的に挙げる必要はなく、個々の事案に応じて各府省間で協議されると解されるが、右理解でよろしいか。認識の誤り等があればご指摘願いたい。

- ② 第6条と第5条や第8条との関係について改めてご教示いただきたい。例えば、第5条の規定に基づき、既にB省庁に伝達した事項を後から特別秘密として指定した場合、B省庁の職員が当該特別秘密を取り扱うことについて、改めて第6条の手続きを行う必要があるのか。

(回答)

第6条の手続きを行う必要はない。

また、第6条の規定に基づき特別秘密を取り扱うB省庁の職員には、必ずしも第8条の規定は適用されないのではないかと解される(法案上、当該B省庁の職員に特別秘密を取り扱わせるのは外務大臣であり、B省庁の長ではない)。しかるに、貴回答においては「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、第7条第1項(1月18日送付に係る条文素案第8条第1項)の規定により当該他の行



政機関の長が適性評価を実施することとなり、」とあるが、右回答の根拠を示されたい。

(回答)

第6条第1項に「取扱いの業務を行わせる」とあるのは、自衛隊法第96条の2第3項と同じく、使役でなく許容の意味である(防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」55頁参照)。したがって、上記事例において、B省庁の職員に特別秘密を取り扱わせるのは外務大臣ではなくB省庁の長である。なお、11月25日各省送付に係る条文素案で新設した第7条の規定により、第6条と第8条の関係がより明確になったものと考えている。

(再々質問②：12月14日)

第6条第1項の「取扱いの業務を行わせる」とあるのは「使役でなく許容」の意味であるとする、第7条第1項の「取り扱わせる」とあるのは「使役」又は「許容」いずれの意味と解されるのか。理由ととともにお示し願いたい。

(以下、25日付け条文素案に基づく意見)

新たに第7条において「特別秘密の伝達を受けることができる場合」が規定されたことを踏まえ、例えば、第6条の「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」旨の規定を「他の行政機関に特別秘密を伝達することができる」旨の規定に代える方が適切なのではないかとも考えられるが、如何か。

(回答)

第6条の規定に基づき取扱いの業務を行うことになる者は、重い罰則の対象となる取扱業務者に該当することになり、その意味で第6条は取扱業務者の範囲を画する機能を有することになる。このような機能を有することに鑑みれば、原案を維持するのが適当と考える。

(再々質問③：12月14日)

貴回答にある「取扱業務者の範囲を画する機能」は、第6条第1項でなく第8条第1項(又は第7条第1項)で担保されると考えられるが、如何か。なお、当方としては、第6条第1項があくまで「許容」の規定に過ぎず、かつ、必ずしも個別具体的な取扱業務者の特定を求めるものではないにもかかわらず、第6条第1項が重い罰則の対象となる取扱業務者の「範

困を画する機能を有する」と解することについて疑問なしとしない。

また、いずれにしても、第7条第1項の規定にも鑑み、改めて、「他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」旨の規定を「他の行政機関に特別秘密を提供することができる」旨の規定に代える方が適切なのではないかと考えられるが、如何か。

(了)

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 348 アイテム ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室) 日付のスレッド 新しい日付が上

- 受信トレイ 今日
- 下書き 質問に対する回答について
- 送信済みアイテム [Redacted] 21:32
- 削除済みアイテム 12月7日付 質問に対する回答
- メモ [Redacted] 21:28
- 迷惑メール 12月15日付質問に対する回答について  
丸山 洋平(安危本室) 21:25

### 12月7日付 質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室...

アクション

宛先: [Redacted]  
添付ファイル: 111219公安調査庁への回答送付.jtd (22 KB)  
ル:

2011年12月19日 21:29

[Redacted]様

お疲れ様です。いつもお世話になっております。12月7日付ご質問いただきました回答について添付しておりますので、よろしくご査収ください。

.....

内閣官房 内閣情報調査室  
 [Redacted]  
 〒100-8968  
 東京都千代田区永田町1-6-1  
 TEL: 03-5253-2111(内線: [Redacted])  
 E-Mail: [Redacted]

.....

メール

予定表

連絡先

タスク



サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 348 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

質問に対する回答について

送信済みアイテム

[Redacted]

21:32

削除済みアイテム

12月7日付 質問に対する回答

メモ

[Redacted]

21:29

迷惑メール

12月15日付質問に対する回答について

丸山 洋平(安危本室)

21:25

### 12月15日付質問に対する回答について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 111219安危への回答.jtd (32 KB)

ル:

2011年12月19日 21:25

丸山 様

お疲れ様です。いつもお世話になっております。件名について添付しておりますので、よろしくご査収ください。

.....  
内閣官房 内閣情報調査室

[Redacted]  
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線: [Redacted])

E-Mail: [Redacted]  
.....

メール

予定表

連絡先

検索

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 548 アイテム

ユーザー検索 オプション

お気に入り 新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査

日付のスレッド 新しい日付が上

|          |                                    |  |       |
|----------|------------------------------------|--|-------|
| 受信トレイ    | 今日                                 |  |       |
| 下書き      | 質問に対する回答について                       |  |       |
| 送信済みアイテム | [REDACTED]                         |  | 21:32 |
| 削除済みアイテム | 12月7日付 質問に対する回答                    |  |       |
| メモ       | [REDACTED]                         |  | 21:29 |
| 迷惑メール    | 12月15日付質問に対する回答について<br>丸山 洋平(安危本室) |  | 21:25 |

質問に対する回答について

内調職員061(内閣情報調査室...

アクション

宛先: [REDACTED]

添付ファイル (2) すべての添付ファイルをダウンロード

ル: 111219警察庁への回答(11.14質問).jtd (25 KB); 111219警察庁への回答(12.14質問).jtd (23 KB)

2011年12月19日 21:32

藤原 様  
様

いつもお世話になっております。以前いただきました、11月14日付、12月14日付の質問に対する回答を添付いたしましたので、よろしくご査収願います。

.....  
 内閣官房 内閣情報調査室  
 [REDACTED]  
 〒100-8968  
 東京都千代田区永田町1-6-1  
 TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])  
 E-Mail [REDACTED]  
 .....

メール

予定表

連絡先

タスク

平成23年11月21日付け（第2回法制局持込み資料についての再質問）（回答）

見出しの件につき、貴庁からの11月21日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 「知得」の解釈について（貴室回答3(1)関係）

貴室回答によると、「知得」とは、（中略）ある事項を知る場合のみならず、知ることができる状態にある場合も含まれる」とされているところ、本法制における「知得」とは、「知る又は知ることができる状態にあること」を指すものであり、「知ることができる状態」とは、「本人にその意志さえあれば知ることにつき何ら妨げがない状態」を指すものであると解してよろしいか。例えば、特別秘密がその参照にパスワード入力を要する暗号化等の保護措置を講じられた電磁的記録として記録されており、当該電磁的記録にアクセスは可能であるがパスワードを知らない場合は、「知ることができる状態」に該当せず、「知得していない」と解してよろしいか。

（回答）

当室においては、「知得」を「ある事項を知る場合のみならず、知ることができる状態にある場合も含まれる」とのものと解釈した上で、ここでいう「知る」とは、『特別秘密を含めた何らかの秘密であること』の認識があり、かつ、『特別秘密を含めた何らかの秘密の意味を全く認識していないわけではない』程度の意味の認識があることをいうものと解釈している。したがって、お尋ねの事例においては、パスワードを知らなくても、例えば関係者から教示されて当該電磁的記録に特別秘密が記録されていることを知っているような場合、「知得」しているものとする。

2 特別秘密の取扱いについて（2における「知得」の解釈が正しい場合）

貴室回答によると、「特別秘密の取扱い」とは「特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄及び特別秘密の伝達等、特別秘密の利用若しくは使用又はその維持若しくは管理に係る行為」とのことであるが、ここでいう運搬、交付、保管等は、当該特別秘密の知得を伴わない場合は含まれないと解してよろしいか。

（回答）

上記1の回答における「知得」すら伴わない場合は、「特別秘密の取扱い」に該当しないものとする。



3 適性を認めなかった場合の理由の通知方法について（貴室回答4(4)関係）

貴室回答によると、理由通知の具体的方法については検討中とのことであったが、その後の検討状況如何。

（回答）

引き続き検討中である。

4 「経歴」及び「非違」の調査対象期間について（貴室回答4(6)関係）

貴室回答によると、「懲戒の経歴」及び「情報の取扱いに係る非違に関する事」の調査対象期間については、「10年程度とすることを考えている」とのことであるが、行政機関の長は、対象職員が調査票に記載したこれらの調査事項に対する回答内容が正確であるか確認することが求められるのか教示されたい。

（回答）

必要に応じ、可能な範囲で確認することが適当と考える。

また、仮に、これらの調査事項に対する対象職員の回答内容が正確であるか確認することが求められるのであれば、適正評価を実施する行政機関の長は、これらの調査事項に係る行政文書の保存期間を少なくとも10年以上とする必要が生じるものと考えられるが、この点についての考え方如何。

（回答）

本法は、適性評価の実施のために関係する行政文書の保存期間を見直すことを求めているが、一般論として、適性評価精度の制定を踏まえて各行政機関において関係する行政文書の保存期間を見直すことは、適性評価のよりの確な実施に資すると考える。

警察庁 担当官 殿

事務連絡  
平成23年12月19日  
内閣情報調査室

平成23年12月12日付け法制局持ち込み資料について（回答）

見出しの件につき、貴庁からの12月14日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第5条関係

第3項は、いかなる事態を想定しているのか教示されたい。また、同項第1号に規定する「取扱いの状況」及び第3号に規定する「留意すべき事項」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか教示されたい。

（回答）

同項は、12月14日各省送付に係る条文素案において削除した。

なお、同条文素案第5条第4項の「取扱いの状況」の具体的内容としては、特定都道府県警察における警察共有事項の管理の状況（例えば、当該警察共有事項を取り扱う職員の範囲など）、当該特定都道府県警察以外の者への当該警察共有事項の提供の有無などを想定している。

2 第8条関係

(1) 平成23年9月27日付けで質問を提出した際には、検討中とのことであったが、第8条第1項2号に規定する「政令で定める措置」のその後の検討状況如何。

（回答）

引き続き検討中である。

(2)

また、適性評価を実施する行政機関の長は、犯罪経歴に関する事項の調査を行うため必要がある場合、どの団体に照会を行うこととなるのか教示されたい。

（回答）

「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」について調査する事項の細目は、適性評価調査票（イメージ）を参照されたい。また、照会を行う団体については、引き続き検討中である。

(3) 第5項に規定する「政令に定めるもの」として具体的に何を想定しているのか教示されたい。

（回答）

論点ペーパー「調査事項について（案）」を参照されたい。



内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付担当官 殿 事務連絡  
平成23年12月19日  
内閣情報調査室

平成23年12月15日付け内閣副長官補（安危）からの質問（回答）

見出しの件につき、貴庁からの12月15日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

#### 記

#### 1. 【論ペ】救済措置を制度化しないことについて

職務を遂行する上での「事故」とはどのような意味か

(回答)

「事故」とは、事物の正常な運行を妨げるような出来事と解されている。

(法令用語辞典)

#### 2. 第11条「個人情報の利用・提供の制限」について

適性評価の実施にあたって取得する個人情報の中で、「対象者は違法な薬物を今現在も乱用している」「今現在も、窃盗を繰り返している」といった公務員としての欠格事由や犯罪が発覚した場合の対応はどうか。

→ 適性評価のためのみ利用し、一切他言しない（警察等に通報しない）ということであれば、公益の観点から問題ではないか。また、刑事訴訟法第239条との関係はどうか。

#### 刑事訴訟法第

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

→ また、仮に、警察等に通報するにしても、「適性評価の実施以外の目的のため」の利用・提供の制限との関係はどう整理するのか。

(回答)

論点ペーパー「適性評価の実施以外の目的での個人情報の利用・提供の制限について」に示したとおり、同条の趣旨は、行政機関の長が本法制において取得した個人情報の例外的な利用・提供を禁止するというものである。

ところで、行政機関において適性評価の実施にあたって取得した個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定に従って保護することとなるところ、同法においては第8条第2項の規定を適用しないよう個別の法令において個人情報の利用又は提供を制限す

ることを妨げない旨を同条第3項に規定しており、同条第1項の規定についてはこれを適用しないこととすることができる旨の規定がないことから、その反対解釈として、本法において素案第11条の規定を設けたとしても、行政機関個人情報保護法第8条第1項の規定までも適用除外にすることにはならないと考えている。

### 3. 【論ペ】退職後に指定があった場合の処罰の要否について

「業務者がある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、その後の漏えい行為は処罰の対象とはしない」とあるが、そもそもそのような状況にある情報を特別秘密として指定することができるのか。

(疑問点)

Aという情報が「特別秘密に指定された情報だ」ということを知らない人が、Aという情報を知っているという状況で、当該情報を特別秘密に指定しても、秘密の保全上、実効性は乏しいのではないか

また、仮に、退職者が過去に自分が扱っていた情報が、特別秘密になったことを偶然知って、その情報を故意に漏らした（情報を高く売った）場合であっても、処罰の対象にはならないのか。

(回答)

当該事項を知得後に退職等した者がいる場合、指定の要件を充足しないものとして指定が見送られることもあるのは貴見のとおりと考えられる。

他方、例えば、指定を行う行政機関において当該者の存在をすべて把握し、当該事項の取扱いの状況を漏れなく確認するに至ったケースなど、なお指定の要件を充足するものとして指定を行うケースも考えられる。このようなケースにおいては、当該者による漏えい行為も一応想定され得るものの、11月2日各省送付に係る論点ペーパー「業務による知得後、当該業務を離れ、又は退職した後に特別秘密の指定があった事項に係る漏えい行為に対する処罰の要否について（案）」に記載したとおり、当該者についてはそもそも本法制による処罰の対象とする基礎を欠いており、事後的な指定を理由に重い守秘義務を課すことはその法的地位を著しく不安定にすると考えられる。さらに、例えば違約時に相応の制裁を甘受する旨の誓約書を当該者から徴するなど、罰則以外に漏えいのリスクを低減させる方策も採り得ることにも鑑みると、あえて当該者による漏えい行為を本法制の処罰対象とする必要性は乏しいと考えられる。なお、当該者による漏えい行為は、別途国家公務員法等による処罰の対象にはなり得ると考えられる。

### 4. 「漏えいの教唆」について

「漏えいの教唆」を処罰の対象とするとあるが、記者（報道関係者）が、その情報が特別秘密に指定されていることを知りつつ、行政職員に対して、「その情報を教えてくれ」と言っただけで、（または、そのことのみで行政職員が特別秘密を漏



らした場合)本法の規定により、罪に問えることになるのか。

(回答)

報道関係者の取材行為と国家公務員法上の秘密漏えいのそそのかし罪の関係については、いわゆる外務省機密漏えい事件の最高裁判決において、「報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようそそのかしたからといって、そのことだけで、直ちに当該行為の違法性が推定されるものと解するのは相当ではなく、報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである。」

「報道機関といえども、取材に関し他人の権利・自由を不当に侵害することのできる特権を有するものでないことはいうまでもなく、取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない。」(最決昭和53.5.31)と判示されている。

本法制における漏えいの教唆罪は、国家公務員法上の秘密漏えいのそそのかし罪と処罰範囲などにおいて異なるところはなく、上記最高裁判決の考え方がそのまま当てはまるものと考えられるのであって、ご指摘のような事実関係においては漏えいの教唆罪は成立しないものとする。

公安調査庁 担当官 殿

事務連絡

平成23年12月19日

内閣情報調査室

平成23年12月7日付け適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用・提供について（回答）

見出しの件につき、貴庁からの12月7日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用・提供について

行政機関が保有する個人情報の目的外利用・提供については、行政機関個人情報保護法8条において、「法令に基づく場合」（1項）のほか、本人の同意があるときや行政機関内部の利用に相当の理由があるときなどが例外的に認められている。

一方、本法制における、適性評価の実施に当たって取得する個人情報（以下「適性評価個人情報」という。）の利用・提供については、条文素案において、「行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」（11条）旨規定されている。また貴室では、この点に関し「適性評価の実施以外の目的での個人情報の利用・提供の制限について（案）」を作成しているところ、以下について御教示願いたい。

- 条文素案11条は、保有個人情報の利用・提供について定めた行政機関個人情報保護法8条1項の規定振りとの類似性に鑑みると、同項の特別法的な規定と位置付けられることとなり、その結果として、適性評価個人情報の目的外利用・提供が一切禁止されるとの解釈を生むおそれがあるのではないか。仮にこうした懸念に及ばないという御見解ならば、その根拠も併せてお示しいただきたい。

※ 調査票の記載内容を端緒として行政調査を行うことが、当庁のみならず他の行政機関についても想定されるところであり、こうした行政調査を可能にするため、適性評価個人情報を例外的に目的外利用・提供できる場合を認める必要があると考えられる。上記の解釈を前提とすれば、当該情報の目的外利用・提供の要件を明確に規定する必要があるが、同条に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定にかかわらず、」との文言を挿入することにより、「法令に基づく場合」には同条1項に基づき目的外利用・提供が可能である旨を明確にする方法も考えられる。

【回答】

御指摘の懸念がない条文となるよう、引き続き精査してまいりたい。

【理由】

行政機関は、適性評価の実施に当たって取得した個人情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定に従って保護することとなる。

ところで、同法においては第8条第2項の規定を適用しないよう個別の法令において個人情報の利用又は提供を制限することを妨げない旨を同条第3項に規定しているが、同条第1項の規定については、これを適用しないこととすることができる旨の規定がないことから、その反対解釈として、本法において素案第11条の規定を設けたとしても、行政機関個人情報保護法第8条第1項の規定までも適用除外にすることにはならないと考えている。

また、当該趣旨を確認的に示すために素案第11条に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定にかかわらず」との文言を挿入することについては、当該修文では行政機関個人情報保護法が適用されない都道府県警察における個人情報の取扱いについて措置されないこととなるので、適当ではないと考える。

以上



2.4  
11124 当面の協議事項一覧（罰則を中心に）

○ 業務知得者による過失漏えい罪の構成要件

→ 特段のこだわりはない。ただし、重過失に限定するのであれば理屈の整理が必要。

※ 現行法の過失犯処罰規定につき資料1参照

※ 重過失に限定する理屈（案）につき資料2参照

☆ 構成要件の書きぶり

必ずしも「過失により〇〇の結果を生じさせた」という規定に限られず、「過失により〇〇の行為をした」という規定も存在する。

○ 国外犯処罰規定

→ 刑法2条（保護主義）説

∴① 国際法的には保護主義を採用しても問題ないと思われる（山本草二「国際法（新版）」236頁）

② 在米大から回答あり：米国でも判例上保護主義を採用

※米国での判例につき資料3参照

○ 各構成要件に係る自由刑の上限

→① 業務知得者による漏えい罪は懲役5年以下

② 取扱業務者による過失漏えい罪は禁錮2年以下

③ 業務知得者による過失漏えい罪は禁錮1年以下

④ 特定取得行為罪は懲役10年以下

⑤ 取扱業務者による漏えい及び特定取得行為の共謀・教唆・煽動は懲役5年以下

⑥ 業務知得者による漏えいの共謀・教唆・煽動は懲役3年以下

∴MDA秘密保護法を参考に

○ 罰金刑の上限

→ 特段のこだわりはない。

※ 過去の主な漏えい事件の概要につき資料4参照

☆ 過去の主な漏えい事件における報酬額（把握の限り）

| 事件名（検挙年）         | 報酬額（約） |
|------------------|--------|
| ラストボロフ事件（昭和29年）  | 235万円  |
| コズロフ事件（昭和55年）    | 310万円  |
| ボガチョンコフ事件（平成12年） | 58万円   |
| シェルコノゴフ事件（平成14年） | 30万円   |
| 内調職員事件（平成20年）    | 400万円  |

## 過失犯を規定する法律

### ○ 民間事業者による信書の送達に関する法律

(平成十四年七月三十一日法律第九十九号)

- ① 第四十九条 信書の業務に従事する者が**重大な過失**によって信書便物を失ったときは、三十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

### ○ ダイオキシソ類対策特別措置法

(平成十一年七月十六日法律第五五号)

- ② 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定に違反した者

二 (略)

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

(排出の制限)

第二十条 排出ガスを排出し、又は排水を排出する者(以下「排出者」という。)は、当該排出ガス又は排水に含まれるダイオキシソ類の量が、大気基準適用施設にあっては排出ガスの排出口、水質基準対象施設にあっては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排水を排出してはならない。

(総量規制基準に係る排出の制限)

第二十一条 総量規制基準適用事業場において大気中に排出ガスを排出する者は、当該総量規制基準適用事業場に設置されているすべての大気基準適用施設の排出口から排出されるダイオキシソ類の量の合計量が総量規制基準に適合しない排出ガスを排出してはならない。

### ○ 政党助成法

(平成六年二月四日法律第五号)

- ③ 第四十七条 **重大な過失**により、第四十四条第一項又は第四十五条の違反行為をした者は、当該各条の刑を科する。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

※ 軽過失については不処罰

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の規定に違反して報告

書の提出をせず、又は第十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項、第二十九条第二項若しくは第三十条第一項の規定に違反して政党分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書、監査意見書若しくは総括文書の提出をしなかつた者

二 第十八条第一項、同条第三項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、若しくは第二十九条第一項の規定に違反して支部報告書の提出をせず、又は第十八条第二項若しくは第三項(これらの規定を第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、第二十条第二項若しくは第三十条第二項の規定に違反して支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、他の支部から提出を受けた支部報告書若しくは監査意見書若しくは支部総括文書の提出をしなかつた者

三 第十九条第一項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)、の規定に違反して監査意見書を提出せず、又は第十九条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)、の規定に違反して監査報告書を提出しなかつた者

四 第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の規定に違反して監査意見書の提出をしなかつた者

五 第十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)、の規定による総括文書(第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきものを含む。)、に記載すべき事項の記載をしなかつた者

六 第十八条第一項、同条第三項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、若しくは第二十九条第一項の規定による支部報告書又は第十八条第二項若しくは第三項(これらの規定を第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、の規定による支部総括文書(第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきものを含む。)、に記載すべき事項の記載をしなかつた者

七 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の報告書、第十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)、の政党分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは総括文書(第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)、第十八条第一項、同条第三項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、若しくは第二十九条第一項若しくは第二項の支部報告書、第十八条第二項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書(第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を



含む。又は第十八条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部総括文書に虚偽の記入をした者  
第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、会計帳簿を備えず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、同条第二項の規定に違反して領収書等を徴せず、同条第三項の規定に違反して残高証明等を徴せず、同条第四項の規定に違反して会計帳簿、領収書等若しくは残高証明等を保存せず、又は同条第五項の規定に違反して通知をしなかつた者

二 第十六条第一項の規定に違反して、会計帳簿を備えず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、同条第二項において準用する第十五条第二項の規定に違反して領収書等を徴せず、第十六条第二項において準用する第十五条第三項の規定に違反して残高証明等を徴せず、第十六条第二項において準用する第十五条第四項の規定に違反して会計帳簿、領収書等若しくは残高証明等を保存せず、又は第十六条第二項において準用する第十五条第五項の規定に違反して通知をしなかつた者

三 第十五条第一項若しくは第十六条第一項の会計帳簿、第十五条第二項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の領収書等若しくは第十五条第三項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の残高証明等に虚偽の記入をし、又は虚偽の第十五条第五項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知をした者

四 第三十七条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の届出書類等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

○ 深海底鉱業暫定措置法

（昭和五十七年七月十六日法律第六十四号）

④ 第四十四条

1 (略)  
2 過失により深海底鉱区外において深海底鉱業（附属事業を除く。）を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

○ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法

（昭和五十三年六月二十一日法律第八十一号）  
⑤ 第五十一条

1 (略)  
2 過失により共同開発鉱区外に侵掘した者は、五十万円以下の罰金に処する。

○ 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律  
（昭和四十九年六月十九日法律第八十七号）

⑥ (過失犯)

第六条 過失により、航空の危険を生じさせ、又は航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、若しくは破壊した者は、十万円以下の罰金に処する。  
2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

○ 視能訓練士法

（昭和四十六年五月二十日法律第六十四号）

⑦ 第二十一条

第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

（試験事務担当者の不正行為の禁止）

第十三条 試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようになければならない。

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十六号）

⑧ 第五十五条

次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。  
一 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者  
二 第九条の二第一項（第九条の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有害液体物質又は未査定液体物質を排出した者  
三 第十条第一項の規定に違反して、廃棄物を排出した者  
四 (略)  
五 第十八条第一項の規定に違反して、油等を排出した者  
六 (十四) (略)  
2 過失により前項第一号、第二号、第三号又は第五号の罪を犯した者は、五百万円以下の罰金に処する。  
第四条 何人も、海域において、船舶から油を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油の排出については、この限りでない。



- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための油の排出
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により油が排出された場合において引き続き油の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油の排出

**(船舶からの有害液体物質の排出の禁止)**

第九条の二 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する有害液体物質の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害液体物質の排出
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害液体物質が排出された場合において引き続き有害液体物質の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該有害液体物質の排出

(未査定液体物質)  
 第九条の六 第九条の二第一項の規定は、未査定液体物質について準用する。

**(船舶からの廃棄物の排出の禁止)**  
 第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出

**(海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の禁止)**  
 第十八条 何人も、海域において、海洋施設又は航空機から油、有害液体物質又は廃棄物(以下この条及び第五十五条第一項第五号において「油等」という。)を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する油等の排出については、この限りでない。

- 一 海洋施設若しくは航空機の安全を確保し、又は人命を救助するための油等の排出
- 二 海洋施設又は航空機の損傷その他やむを得ない原因により油等が排出された場合において引き続き油等の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油等の排出

○ **水質汚濁防止法**

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号)  
 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲

- 一 役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 二 第十二条第一項の規定に違反した者

- 二 (略)
- 2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(排水の排出の制限)  
 第十二条 排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならない。

○ **人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律**

(昭和四十五年十二月二十五日法律第四百二十二号)  
 (過失犯)

- 第三条 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

○ **大気汚染防止法**

(昭和四十三年六月十日法律第九十七号)  
 第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項又は第十三条の二第一項の規定に違反した者
- 二 (略)
- 2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(ばい煙の排出の制限)  
 第十三条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

(指定ばい煙の排出の制限)  
 第十三条の二 特定工場等に設置されているばい煙発生施設において発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者は、当該特定工場等に設置されているすべてのばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはならない。

○ **公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律**



○(昭和四十三年六月十九日法律第二百二号)

⑫ 第一条 公海に関する条約第二十七条に規定する海底電線(海底電線保護万国連合条約第一条に規定する海底電線を除く)を損壊して電氣通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
2 過失により前項の罪を犯した者は、五十万円以下の罰金に処する。

⑬ 第二条 公海に関する条約第二十七条に規定する海底パイプライン又は海底高圧電線を損壊して石油若しくは可燃性天然ガスの輸送又は送電を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。  
2 過失により前項の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

公海に関する条約

第二十七条 すべての国は、自国の旗を掲げる船舶又は自国の管轄権に服する者が、故意又は過失により、電氣通信を中断し、又は妨害することとなるような方法で、公海にある海底電線を損壊し、及び海底パイプライン又は海底高圧電線を同様に損壊することが処罰すべき犯罪であることを定めるために必要な立法措置を執るものとする。この規定は、そのような損壊を避けるために必要なすべての予防措置を執つた後に自己の生命又は船舶を守るという正当な目的のみで行動した者による損壊については、適用しない。

海底電線保護万国連合条約  
第一条 此条約ハ諸政府ノ管領海中ニアルモノヲ除クノ外都テ法律ニ依テ布設シ且条約国ノ内一國若クハ數國ノ領地殖民地又ハ屬地ニ陸揚シタル海底電線ニ適施スルモノトス

○(昭和三十五年六月二十五日法律第五号)

⑭ 理療法士及び作業療法士法  
第二十条 前条の規定に違反して、故意若しくは**重大な過失**により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
※ 軽過失については不処罰

(試験事務担当者の不正行為の禁止)  
第十九条 理療法士作業療法士試験委員その他理療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

○(昭和三十五年六月二十五日法律第五号)

⑮ 道路交通法  
第一百六条 車両等の運転者が業務上必要な注意を怠り、又は**重大な過失**により他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。  
※ 軽過失については不処罰

⑯ 第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。  
一 第二十二條(最高速度)の規定の違反となるような行為をした者  
二 八(略)  
2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

道路交通法

第二十二條 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。  
2 路面電車又はトロリーバスは、軌道法(大正十年法律第七十六号)第十四條(同法第三十一條において準用する場合を含む。第六十二條において同じ。)の規定に基づき命令で定める最高速度をこえない範囲内で道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては当該命令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

⑰

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第七条(信号機の信号等に従う義務)、第八条(通行の禁止等)第一項又は第九条(歩行者用道路を通行する車両の義務)の規定に違反した車両等の運転者
- 一 三(略)
- 二 第三十條(追越しを禁止する場所)、第三十三條(踏切の通過)第一項若しくは第二項、第三十八條(横断歩道等における歩行者等の優先)、第四十二條(徐行すべき場所)又は第四十三條(指定場所における一時停止)の規定の違反となるような行為をした者
- 二 二(略)
- 五 第六十二條(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反して車両等(軽車両を除く。)を運転させ、又は運転した者



六〇八 (略)

九 第七十条 (安全運転の義務) の規定に違反した者

九の二 (略)

十二の三 第七十五条の十 (自動車の運転者の遵守事項) の規定に違反し、本線車道等において当該自動車を運転することができなくなつた者又は当該自動車に積載している物を当該

高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた者  
十二の四 (略)

十二の五 (略)

2 過失により前項第一号の二、第二号 (第四十三条後段に係る部分を除く)、第五号、第九号又は第十二号の三の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。  
道路交通法

(信号機の信号等に従う義務)

第七条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等 (前条第一項後段の場合においては、当該手信号等) に従わなければならない。

(通行の禁止等)

第八条 歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

(歩行者用道路を通行する車両の義務)

第九条 車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路 (第十三条の二において「歩行者用道路」という。) を、前条第二項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

(追越しを禁止する場所)

第三十条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両 (軽車両を除く。) を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

- 一 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂
- 二 トンネル (車両通行帯の設けられた道路以外の道路の部分に限る。)
- 三 交差点 (当該車両が第三十六条第二項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く。)、踏切、横断歩道又は自転車横断帯及びこれらの手前の側端から前に三十メートル以内の部分

(踏切の通過)

第三十三条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前 (道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。) で停止し、かつ、安全であることを確認し

た後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで行進することができる。

2 車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯 (以下この条において「横断歩道等」という。) に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車 (以下この条において「歩行者等」という。) がないことが明らかなる場合を除き、当該横断歩道等の直前 (道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。) で停止することができるとする速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

2 車両等は、横断歩道等 (当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。) 又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等 (軽車両を除く。) の側方を通過してその前方に出てはならない。

(徐行すべき場所)

第四十二条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

- 一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき (当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。)
- 二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。

(指定場所における一時停止)

第四十三条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定され



ているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならぬ。この場合において、当該車両等は、第三十六条第二項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

#### （整備不良車両の運転の禁止）

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六十四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

#### （安全運転の義務）

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

#### （自動車の運転者の遵守事項）

第七十五条の十 自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原動機オイルの量又は貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合においては、高速自動車国道等において燃料、冷却水若しくは原動機オイルの量の不足のため当該自動車を運転することができなくなること又は積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

⑩

第一百九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）、第四十五条

（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条

（停車又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限

駐車区間における駐車の方法等）第三項又は第四十九条の四

（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）

の規定の違反となるような行為

二、三（略）

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両等は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている

道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

（駐車を禁止する場所）

第四十五条 車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けるときは、この限りでない。

一 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分

二 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分

三 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分

四 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分

五 火災報知機から一メートル以内の部分

2 車両は、第四十七条第二項又は第三項の規定により駐車する場合に



当該車両の右側の道路上に三・五メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができると認められるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

（停車又は駐車の方法の特例）

第四十八条 車両は、道路標識等により停車又は駐車の方法が指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならぬ。

（時間制限駐車区間における駐車の方法等）

3 車両は、時間制限駐車区間においては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法でなければ、駐車してはならない。

（高齢運転者等専用時間制限駐車区間の禁止）

第四十九条の四 高齢運転者等専用時間制限駐車区間においては、高齢運転者等標章自動車以外の車両は、駐車してはならない。

第一百九十九条の三

次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第二項若しくは第三項、第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の特例）又は第四十九条の五（時間制限駐車区間における駐車の特例）後段の規定の違反となるような行為をした者（第四十九条の三第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。）

二 第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において、車両を駐車した時から第四十九条の三第二項の道路標識等により表示された時から四を超えて引き続き駐車した者（車両を駐車した時から当該表示されている時間を経過する時までの間に当該パーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた者を除く。）

三 第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第四項の規定に違反した者

第四項の規定に違反した者

四〇八（略）

2 過失により前項第一号、第二号又は第三号の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

（駐車を禁止する場所）

第四十五条 車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

一 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分

二 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分

三 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分

四 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分

五 火災報知機から一メートル以内の部分

2 車両は、第四十七条第二項又は第三項の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に三・五メートル（道路標識等により距離が



指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 車両は、道路標識等により停車又は駐車の方法が指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならぬ。

(時間制限駐車区間)

第四十九条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間(以下「時間制限駐車区間」という。)について、当該時間制限駐車区間における駐車適正を確保するため、パーキング・メーター(内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。)又はパーキング・チケット(内閣府令で定める様式の標準であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。)を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの(以下「パーキング・チケット発給設備」という。)を設置し、及び管理するものとする。

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条之三

2 車両(前条の規定により指定された道路の区間(次条において「高齢運転者等専用時間制限駐車区間」という。)にあつては、高齢運転者等標準自動車に限る。以下この条、第四十九条の六及び第九十九条の三第一項第二号において同じ。)は、時間制限駐車区間においては、当該駐車につき第四十九条第一項のパーキング・メーターが車両を感知した時又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車してはならない。

3 車両は、時間制限駐車区間においては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法でなければ、駐車してはならない。

4 車両の運転者は、時間制限駐車区間において車両を駐車したときは、政令で定めるところにより、第四十九条第一項のパーキング・メーターを直ちに作動させ、又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を直ちに受けて、これを当該車両が駐車している間(当該パーキング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示されている時間を経過する時までの間に限る。)、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

20

第二百二十条

次(高年齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)の罰金に処する。

第四十九条の四 高齢運転者等専用時間制限駐車区間においては、高齢運転者等標準自動車以外の車両は、駐車してはならない。

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間における車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間に、当該駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前二条(第四十九条の三第一項を除く。)の規定は、適用しない。この場合において、当該車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

- 一、二 (略)
- 三 第二十条(車両通行帯)、第二十条の二(路線バス等優先通行帯)第一項、第二十六条の二(進路の変更の禁止)第三項、第三十五条(指定通行区分)第一項又は第七十五条の八の二(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)第二項から第四項までの規定の違反となるような行為をした者
- 四 第二十五条の二(横断等の禁止)第二項の規定の違反となるような行為をした者
- 五 第五十条(交差点等への進入禁止)又は第五十二条(車両等の灯火)第一項の規定の違反となるような行為をした者
- 六 及び七 削除
- 八 第五十二条(車両等の灯火)第二項、第五十三条(合図)第一項若しくは第三項又は第五十四条(警告器の使用等)第一項の規定に違反した者
- 八の二 第六十二条(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反して軽車両を運転させ、若しくは運転した者又は第六十三条の九(自転車の制動装置等)第一項の規定に違反した者
- 九、十三 (略)
- 十四 第八十七条(仮免許)第三項の規定に違反した者
- 十五、十六 (略)
- 2 過失により前項第三号、第四号、第五号、第八号、第八号の二又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。(車両通行帯)



第二十条 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路）に三以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

2 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。

3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第三十四条第一項から第五項までの規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

（路線バス等優先通行帯）

第二十条の二 道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車その他の政令で定める自動車（以下この条において「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。以下この条において同じ。）は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない。ただし、この法律の他の規定により通行すべきこととされている道路の部分が当該車両通行帯であるとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

（横断等の禁止）

第二十五条の二

2 車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。  
（進路の変更の禁止）

第二十六条の二

3 車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を変更してはならない。

一 第四十条の規定により道路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためその通行している車両通行帯を通行することができないとき。

二 第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のため、通行することができなかつた車両通行帯を通行の区分に関する規定に従つて通行しようとするとき。

（指定通行区分）

第三十五条 車両（軽車両及び右折につき原動機付自転車）が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

（交差点等への進入禁止）

第五十条 交通整理の行なわれている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点（交差点内に道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線をこえた部分。以下この項において同じ。）に入った場合においては、当該交差点内で停止することとなり、よつて交差点内における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入つてはならない。

2 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によつて区画された部分に入った場合においては、その部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入つてはならない。

（車両等の灯火）

第五十二条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第六十三条の九第二項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

2 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交



通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。

(合図)

第五十三条 車両（自転車以外の軽車両を除く。第三項において同じ。）の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

3 車両の運転者は、第一項に規定する行為を終わったときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、同項に規定する合図に係る行為をしないにもかかわらず、当該合図をしてはならない。

(警告器の使用等)

第五十四条 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警告器を鳴らさなければならない。

- 一 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。
- 二 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

- 19 -

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第百十四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二

2 前項の牽引自動車は、車両通行帯の設けられた自動車専用道路（道

路標識等により指定された区間に限る。）の本線車道においては、当該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。

3 第一項の牽引自動車は、車両通行帯の設けられた高速自動車国道の本線車道においては、当該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯（道路標識等により通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に係る車両通行帯）を通行しなければならない。

4 第一項の牽引自動車は、第二十三条若しくは第七十五条の四の規定による自動車の最低速度に達しない速度で進行している自動車を追い越すとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(仮免許)

第八十七条

3 仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、内閣府令で定めるところにより当該自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて当該自動車を運転しなければならない。

◎

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一（九の二）（略）

九の三 第七十一条の五（初心運転者標識等の表示義務）第一項若しくは第二項又は第七十一条の六（初心運転者標識等の表示義務）第一項の規定に違反した者

十 第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第一項又は第七十条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）前段の規定に違反した者

2 過失により前項第九号の三又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 第八十四条第三項の普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日

前六月以内に普通自動車免許を受けていたことがある者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。



2 第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができず免許（以下この条及び次条において「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けず普通自動車を運転してはならない。

第七十一条の六 普通自動車対応免許を受けた者で政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けず普通自動車を運転してはならない。

(免許証の携帯及び提示義務)  
第九十五条 免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯していなければならない。

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)  
第九十七条の三 国際運転免許証等を所持する者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る国際運転免許証等を携帯していなければならない。第九十五条第二項の規定は、この場合について準用する。

○ 薬剤師法

(昭和三十三年八月十日法律第四百十六号)

第三十一条 第十四条の規定に違反して故意若しくは**重大な過失**により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰  
第十四条 薬剤師試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようになければならない。

○ 臨床検査技師等に関する法律

(昭和三十三年四月二十三日法律第七十六号)

第二十一条 第十四条の規定に違反して故意若しくは**重大な過失**により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰  
第十四条 試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為がないようになければならない。

○ 下水道法

(昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号)

第四十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者  
二 (略)

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

(特定事業場からの下水の排除の制限)  
第十二条の二 特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。  
(準用規定)  
第二十五条の十 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

○ 高速自動車国道法

(昭和三十三年四月二十五日法律第七十九号)

第二十八条 過失により第二十六条第一項の罪を犯した者は、五



十万円以下の罰金に処する。高速自動車国道の管理に従事する者が犯したときは、一年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第二十六条 高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

### ○ 歯科技工士法

(昭和三十年八月十六日法律第六十八号)

第二十九条 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十三条 齒科医師試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

### ○ 関税法

(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)

第一百六条 重大な過失により第一百一条第二号(許可)を受けないで輸出入する等の罪、第一百三十三條(許可を受けないで不開港に出入する罪)、第一百四十四條、第一百四十五條(報告を除く)、第一百五十五條(報告を怠つた等の罪)又は第一百五十五條の二(第一号、第四号及び第十三号を除く)。(帳簿の記載を怠つた等の罪)の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

※ 軽過失については不処罰

第一百一十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
二 第六十七條の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、

又は偽つた書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者

第一百三十三條 第二十条第一項(不開港への出入)の規定に違反して外国貿易船等を不開港に出入させた船長又は機長(船長又は機長に代わつてその職務を行う者を含む。以下第一百四十四條第一項及び第一百五十五條第一項(報告を怠つた等の罪)において同じ。)は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第一百四十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第一項、第四項又は第七項(入港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

二 第十五條第二項、第五項又は第八項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

三 第十五條第三項の規定に違反して同項に規定する入港届若しくは船用品目録を提出せず、又は偽つた入港届若しくは船用品目録を提出した船長

四 第十五條第三項の規定に違反して同項に規定する船舶国籍証書又はこれに代わる書類を提示しなかつた船長

五 第十五條第九項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した機長

六 第十七條第一項前段(出港手続)の規定による許可を受けないで開港又は税関空港を出港した船長又は機長

七 第十七條第一項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

八 第十八條第一項ただし書又は第三項ただし書(入出港の簡易手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

九 第十八條第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類の提出をせず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

十 第十八條第二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長

十一 第二十條第二項(不開港への出入)の規定による届出をしなかつた船長又は機長

十二 第二十一條(外国貨物の仮陸揚)の規定による届出をせず、又は偽つた届出をした船長又は機長

十三 第二十二條(沿海通航船等の外国寄港の届出等)の規定による届出をせず、又は同条に規定する目録を提出しなかつた船長又は機長

十四 第二十五條(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機を外国貿易船等として使用し、若しくは外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用した船長又は機長

2 第二十六條(船長又は機長の行為の代行)の規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有者等(同条に規定する所有者等をいう。)が行つた場合における当該所有者等



あつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一項、第四項又は第七項の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）
  - 二 第十五条第二項、第五項又は第八項の規定による書類について偽つた書類を提出した者
  - 三 第十五条第三項に規定する入港届又は船用品目録について偽つた入港届又は船用品目録を提出した者
  - 四 第十五条第九項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者
  - 五 第十七条第一項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者
  - 六 第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）
  - 七 第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類について偽つた書類を提出した者
  - 八 第十八条第二項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽つた届出をした者
  - 九 第二十一条の規定による届出について偽つた届出をした者
  - 十 第二十五条の規定による届出について偽つた届出をした者（当該届出に係る外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機が外国貿易船等として使用され、又は当該届出に係る外国貿易船等が外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用された場合に限る。）
- 第百十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十五条第十一項前段（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者
  - 一の二 第十五条の二第二項（積荷に関する事項の報告）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者
  - 一の三 第十六条第一項（貨物の積卸し）の規定による報告をせず、かつ、書類の提出をせず、若しくは偽つた報告若しくは偽つた書類の提出をして貨物の積卸しをした者又は同条第二項の規定による書類を提示せず、若しくは偽つた書類を提示して貨物の積卸しをした者
  - 一の四 第二十条第四項前段（不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者
  - 二 第二十三条第一項又は第二項（船用品又は機用品の積み込み等）の規定に違反して船用品又は機用品を積み込んだ者

- 25 -

三 第二十三条第五項本文の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した者

- 四 第二十四条第一項、第二項又は第四項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定に違反して交通又は貨物の積卸しを行った者
  - 五 第六十三条第一項若しくは第三項（保税運送）、第六十三条の二第二項若しくは第二項（保税運送の特例）又は第六十三条の九第一項若しくは第二項（郵便物の保税運送）の規定に違反して外国貨物を運送した者
  - 六 第六十三条第五項本文、第六十三条の二第三項又は第六十三条の九第三項の規定による確認を受けなかつた者
  - 七 第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定に違反して同項各号に掲げる外国貨物を運送した者又は同条第三項の規定に違反して書類を提出しなかつた者
  - 八 第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定に違反して内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送した者又は同条第二項の規定に違反して書類を提出しなかつた者
  - 九 第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査に際し、偽つた証明をした者
  - 九の二 第七十七条の五第二項（違法行為等の是正）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者
  - 十一 第六十六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税関長（第七十七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分を執行を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第百十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長
  - 二 第十五条の三第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長
  - 三 第十五条の三第三項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した船長又は機長
  - 四 第十八条の二第一項ただし書又は第三項ただし書（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長
  - 五 第十八条の二第二項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長
  - 六 第十八条の二第二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第四

- 26 -



項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽った届出をした機長

七 第二十条の二第二項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽った報告をして入港した船長又は機長

八 第二十条の二第二項の規定による書類を提出せず、又は偽った書類を提出した船長又は機長

九 第二十条の二第三項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽った入港届を提出した船長又は機長

2 第二十六条（船長又は機長の行為の代行）の規定に基づき、特殊船舶等の船長又は機長が行うべき行為を当該特殊船舶等の所有者等（同条に規定する所有者等をいう。）が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の三第一項の規定による報告について偽った報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）

二 第十五条の三第二項の規定による書類について偽った書類を提出した者

三 第十五条の三第三項に規定する入港届について偽った入港届を提出した者

四 第十八条の二第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による報告について偽った報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）

五 第十八条の二第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類について偽った書類を提出した者

六 第十八条の二第二項に規定する入港届について偽った入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽った届出をした者

七 第二十条の二第一項の規定による報告について偽った報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が開港し、又は同項の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者）

八 第二十条の二第二項の規定による書類について偽った書類を提出した者

九 第二十条の二第三項に規定する入港届について偽った入港届を提出した者

第百十五條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
一の二 第十五条の三第五項前段（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者

二 第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）の規定に違反して届出をせず、又は偽った届出をして貨物の積卸しをした者

二の二 第二十条の二第五項前段（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者

三 第三十二条（見本の一時持出）（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けずに外国貨物を見本として一時持ち出した者

五 第三十六条第二項の規定に違反して内容の点検又は改装、仕分その他の手入れをした者

六 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項（貨物の取扱）（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により指定保税地域内又は保税蔵置場において認められる行為以外の行為をした者

七 第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けずに外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地域から出した者

八 第六十一条の四において準用する第四十三条の三第一項（外国貨物を置くこと）の承認）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定に違反して承認を受けずに外国貨物を保税作業に使用し、又は第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をした者

九 外国貨物につき第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）又は第六十二条の八第一項の規定により保税展示場又は総合保税地域内において認められる行為以外の行為をした者

十 第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による申告をせず、若しくは偽った申告をし、又は同項の税関長の承認を受けずに第六十二条の二第三項の行為（第六十二条の三第四項の規定によりすることができるとされている行為を除く。）をした者

十一 第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応じず、若しくは偽った報告をした者

十二 第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けずに外国貨物を保税展示場又は総合保税地域以外の場所で使用するため保税展示場又は総合保税地域から出した者

### ○ 自衛隊法

（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業



務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後において、同様とする。

- 2 (略)
- 3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
- 4 5 6 (略)

○ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

(昭和二十九年六月九日法律第六十六号)

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

○ 道路運送法

(昭和二十六年六月一日法律第八十三号)

第三百三条 過失により第百条第一項又は第百一条第一項の罪を犯した者は、三十万円以下の罰金に処する。その業務に従事する者が犯したときは、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条 自動車道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめた者は、五年以下の懲役に処する。

第百一条 人の現在する一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を転覆させ、又は破壊した者は、十年以下の懲役に処する。

○ 診療放射線技師法

(昭和二十六年六月十一日法律第二百二十六号)

第三十二条 第二十一条第一項の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

第二十一条 試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならぬ。

○ 公職選挙法

(昭和二十五年四月十五日法律第百号)

(懲役又は禁錮及び罰金の併科、重過失の処罰)  
第二百五十条 (略)

2 重大な過失により、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条及び第二百五十条の二第一項から第四項までの罪を犯した者も、処罰するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

※ 軽過失については不処罰  
(選挙運動に関する収入及び支出の規制違反)  
第二百四十六条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百八十四条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたとき。
- 二 第百八十五条の規定に違反して会計帳簿を備えず又は会計帳簿に記載をせず若しくはこれに虚偽の記入をしたとき。
- 三 第百八十六条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに虚偽の記入をしたとき。
- 四 第百八十七条第一項の規定に違反して支出をしたとき。
- 五 第百八十八条の規定に違反して領収書その他の支出を証すべき書面を徴せず若しくはこれを送付せず又はこれに虚偽の記入をしたとき。

五の二 第百八十九条第一項の規定に違反して報告書若しくはこれに添付すべき書面の提出をせず又はこれらに虚偽の記入をしたとき。  
六 第百九十条の規定による引継ぎをしないとき。  
七 第百九十一条第一項の規定に違反して会計帳簿、明細書又は領収書その他の支出を証すべき書面を保存しないとき。

八 第百九十一条第一項の規定により保存すべき会計帳簿、明細書又は領収書その他の支出を証すべき書面に虚偽の記入をしたとき。  
九 第百九十三条の規定による報告書若しくは資料の提出を拒み又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

(選挙費用の法定額違反)

第二百四十七条 出納責任者が、第百九十六条の規定により告示された額を超えて選挙運動(専ら在外選挙人名簿に登録されている選挙人(第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものを除く。)で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票に關してする選挙運動で、国外においてするものを除く。)に關する支出をし又はさせたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。



(寄附の制限違反)

第二百四十八条 第九十九条第一項に規定する者(会社その他の法人を除く。)が同項の規定に違反して寄附をしたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 会社その他の法人が第九十九条の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人の役員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(寄附の勧誘、要求等の制限違反)

第二百四十九条 第二十条第一項の規定に違反して寄附を勧誘し若しくは要求し又は同条第二項の規定に違反して寄附を受けた者(会社その他の法人又は団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(公職の候補者等の寄附の制限違反)  
第二百四十九条の二 第九十九条の二第一項の規定に違反して当該選挙に關し寄附をした者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 通常一般の社交の程度を超えて第九十九条の二第一項の規定に違反して寄附をした者は、当該選挙に關して同項の規定に違反したものとみなす。

3 第九十九条の二第一項の規定に違反して寄附(当該選挙に關しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。)をした者で、次の各号に掲げる寄附以外の寄附をしたものは、五十万円以下の罰金に処する。

一 当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)が結婚披露宴に自ら出席しその場においてその当該結婚に關する祝儀の供与

二 当該公職の候補者等が葬式(告別式を含む。以下この号において同じ。)に自ら出席しその場においてその香典(これに類する弔意を表すために供与する金銭を含む。以下この号において同じ。)の供与又は当該公職の候補者等が葬式の日(葬式が二回以上行われる場合に於ては、最初に行われる葬式の日)までの間に自ら弔問しその場においてその香典の供与

4 第九十九条の二第二項の規定に違反して寄附をした者(会社その他の法人又は団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処する。

○ 質屋営業法

(昭和二十五年五月八日法律第五百五十八号)

第三十四条 過失により第二十一条第三項の規定に違反した者

は、拘留又は科料に処する。

(品触れ)

第二十一条

3 質屋は、品触れを受けた日にその物を質物若しくは流質物として所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する質物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

○ 文化財保護法

(昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号)

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。)、第二百一十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

※ 軽過失については不処罰

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第四十九条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第八十五条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

第八十三条 重要有形民俗文化財の保護には、第三十四条の二から第三十六条まで、第三十七条第二項から第四項まで、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。

第八十五条 重要有形民俗文化財の公開には、第四十七条の二から第五十二条までの規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百一十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。



一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(出品された重要文化財等の管理)  
第百八十五条

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。  
(修理等の施行の委託)

第百八十六条

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。  
(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

○ 鉱業法

(昭和二十五年十二月二十日法律第二百八十九号)

第百九十一条

1 (略)

2 過失により鉱区外又は租鉱区外に侵掘した者は、二十万円以下の罰金に処する。

○ 古物営業法

(昭和二十四年五月二十八日法律第八号)

第三十七条 過失により第十九条第五項又は第六項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

(品触れ)  
第十九条

5 古物商は、品触れを受けた日にその古物を所持していたとき、又は第二項若しくは前項の期間内に品触れに相当する古物を受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

6 古物市場主は、第二項又は第四項に規定する期間内に、品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

○ 政治資金規正法

(昭和二十三年七月二十九日法律第九十四号)

第二十七条

1 (略)

2 重大な過失により、第二十四条及び第二十五条第一項の罪を犯した者も、これを処罰するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

※ 軽過失については不処罰

第二十四条 次の各号の一に該当する者(会社、政治団体その他の団体(以下この章において「団体」という。)にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は同条、第十八条第三項若しくは第十九条の四の規定に違反して第九条第一項の会計帳簿に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

二 第十条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

三 第十一条の規定に違反して領収書等を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者

四 第十六条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第十六条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書に虚偽の記入をした者

六 第十五条の規定による引継ぎをしない者

七 第三十一条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の報告書等の



訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者  
第二十五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条又は第十七条の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかつた者
- 二 第十九条の十四の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者
- 三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者

### ○ 医師法

(昭和二十三年七月三十日法律第二百一十一号)

第三十条 第三十条の規定に違反して故意若しくは**重大な過失**により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

第三十一条 医師試験委員その他医師国家試験又は医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

### ○ 歯科医師法

(昭和二十三年七月三十日法律第二百一十二号)

第三十一条 第二十八条の規定に違反して故意若しくは**重大な過失**により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

第二十八条 歯科医師試験委員その他歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

### ○ 保健師助産師看護師法

(昭和二十三年七月三十日法律第二百一十三号)

第四十条 第二十七条の規定に違反して故意若しくは**重大な過失**により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

第二十七条 保健師助産師看護師試験委員、准看護師試験委員その他保

健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の実施に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

### ○ 郵便法

(昭和二十二年十二月十二日法律第六十五号)

第七十九条 (郵便物の取扱いをしない等の罪)

- 1 (略)
- 2 郵便の業務に従事する者が**重大な過失**によつて郵便物を失つたときは、これを三十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

### ○ 栄養士法

(昭和二十二年十二月二十九日法律第二百四十五号)

第七十条の二 第六十条の三の規定に違反して、故意若しくは**重大な過失**により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

第六十条の三 管理栄養士国家試験委員その他管理栄養士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

### ○ 海底電線保護万国連合条約罰則

(大正五年三月七日法律第二十号)

第一条 海底電線保護万国連合条約ニ依ル海底電線ヲ損壞シテ通信ヲ障碍シ又ハ障碍スヘキ危険ヲ生セシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス但シ海底電線ヲ布設又ハ修繕スルニ付已ムコトヲ得サルニ出テタル者ハ此ノ限ニ在ラス

- 2 (略)
- 3 過失ニ因リ第一項ノ行為ヲ為シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

### ○ 刑法

(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)

(失火)

第一百六条 失火により、第八十条に規定する物又は他人の所有に係る第九十条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 失火により、第九十条に規定する物であつて自己の所有に係



るもの又は第一百十條に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(現住建造物等放火)

第一百八條 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉦坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第一百九條 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉦坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

(激発物破裂)

第一百十七條 火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第一百八條に規定する物又は他人の所有に係る第一百九條に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第一百九條に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百十條に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

2 前項の行為が過失によるときは、失火の例による。

(現住建造物等放火)

第一百八條 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉦坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第一百九條 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉦坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

(建造物等以外放火)

第一百十條 放火して、前二條に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

(業務上失火等)

第一百十七條の二 第一百十六條又は前條第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十萬元以下の罰金に処する。

(失火)

第一百十六條 失火により、第一百八條に規定する物又は他人の所有に係る

第一百九條に規定する物を焼損した者は、五十萬元以下の罰金に処する。失火により、第一百九條に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百十條に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(激発物破裂)

第一百十七條 火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第一百八條に規定する物又は他人の所有に係る第一百九條に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第一百九條に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百十條に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

(過失建造物等浸害)

第一百二十二條 過失により出水させて、第一百十九條に規定する物を浸害した者又は第一百二十條に規定する物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十萬元以下の罰金に処する。

(非現住建造物等浸害)

第一百十九條 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉦坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

第一百二十條 出水させて、前條に規定する物以外の物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合に限り、前項の例による。

(過失往来危険)

第一百二十九條 過失により、汽車、電車若しくは艦船の往来の危険を生じさせ、又は汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十萬元以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十萬元以下の罰金に処する。

(過失傷害)

第一百九條 過失により人を傷害した者は、三十萬元以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(過失致死)

第二百十條 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

⊕

(業務上過失致死傷等)

第二百十一條 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

## 重過失に限定する理屈（案）

### 1 自然犯（的なもの）において、重過失のみ処罰対象とするものについて

- 過失犯は、基本的に自然犯（的なもの）に限定。
  - ：③、②⑦、③②、③⑦以外のもの
  - ↓その上で、刑法の処罰態度を尊重し、
- 刑法に処罰規定があり、かつ故意犯処罰に限っている類型については、重過失にとどめる。
  - ：①④①→信書隠匿は故意犯処罰のみ（刑法263）
  - ⑦⑭②③②⑥③①③③③④④②→秘密漏示は故意犯処罰のみ（刑法134）
  - ⑮→建造物損壊は故意犯処罰のみ（刑法260）
  - ③④→器物損壊は故意犯処罰のみ（刑法261）
  - ↓
- 刑法に処罰規定がない類型については、軽過失も含めて処罰
  - ：上記①、③、⑦、⑭、⑮、②②、②③、②⑥、②⑦、③①、③②、③④、③⑦、③③、③③、④④、④①、④②）
  - 以外のもの

☆ ただし、②⑨自衛隊法・②⑨MDA秘密保護法は、刑法の秘密漏示が故意犯処罰に限っているにもかかわらず、軽過失も含めて処罰対象としている。

- 自衛隊法については、取扱業務者に限っていることとの均衡という整理が可能か
- MDA秘密保護法については、特殊な法律だからという整理しかないか

### 2 形式犯（行政犯）において、重過失のみ処罰対象とするものについて

- 形式犯（行政犯）については、故意犯が原則であるが、特に処罰の必要性が認められるものに限り重過失も処罰。
  - ：③、②⑦、③②、③⑦

The Court will nevertheless reject plaintiff's argument and grant defendant's motion for summary judgment, for the following reasons. First, despite the fact that plaintiff's argument fits within the Restatement rule, the Minnesota Supreme Court's holding in *Abar v. Ramsey Motor Service, Inc.*, 195 Minn. 597, 263 N.W. 917 (1985) precludes an argument based on "negligent shoveling."<sup>4</sup> Second, the policy rationale behind the *Abar* holding is a sound one. A decision which would allow individuals such as the defendant to be held liable for their efforts to shovel public sidewalks would serve to discourage such activity. Finally, the instant case is clearly distinguishable from those cases in which the Minnesota Supreme Court has imposed liability for slips on ice resulting from "artificial" rather than "natural" causes. See, e.g., *Isham v. Broderick*, 89 Minn. 397, 95 N.W. 224 (1903); *Bannister v. City of St. Paul*, 131 Minn. 448, 155 N.W. 627 (1915); *Johnson v. Elmborg*, 165 Minn. 67, 205 N.W. 623 (1925).

Based on the foregoing, **IT IS ORDERED** that defendant's motion for summary judgment is granted.

**LET JUDGMENT BE ENTERED ACCORDINGLY.**



defendant could be held liable for fire-related damages under section 324A because it negligently performed the services which were necessary for the protection of third persons, pointed to record evidence that the injured plaintiff relied upon the airport fire protection service. 282 N.W.2d at 570-71. In the instant case, there is no evidence that the plaintiff relied upon the defendant's actions in shoveling the sidewalk.

**UNITED STATES of America**

v.

**Alfred ZEHE**

Cr. No. 83-296-N.

United States District Court,  
D. Massachusetts.

Jan. 29, 1985.

Government brought criminal prosecution under the Espionage Act against an East German citizen for alleged acts of espionage against the United States committed in Mexico and the German Democratic Republic. Upon defendant's motion for dismissal of the indictment, the District Court, David S. Nelson, J., held that Act could be applied extraterritorially to both citizens and noncitizens because of the threat to national security that espionage poses.

Motion denied.

**1. War and National Emergency ⇐48**

Espionage Act could be applied extraterritorially to both citizens and noncitizens because of threat to national security that espionage poses; thus, district court had jurisdiction over a criminal prosecution under Act against an East German citizen for alleged act of espionage against the United States committed in Mexico and the German Democratic Republic. 18 U.S.C.A. §§ 792-799.

**2. Criminal Law ⇐4**

Congress is competent to punish criminal acts, wherever and by whomever committed, that threaten national security or directly obstruct governmental functions.

4. The Court recognizes that *Abar* was decided before the adoption of either the First or the Second Restatement of Torts (1939 and 1964, respectively). Nevertheless, the Court is not free to disregard the clearly expressed holding of the Minnesota Supreme Court in favor of a different rule.

## 3. Criminal Law ¶97

There must be strong and clear evidence of congressional intent to apply a criminal law beyond the country's territorial boundaries to noncitizens, however, legislative history is not the sole or primary means of determining congressional intent.

Nancy Gertner, Harvey Silverglate, Jeanne Baker, Silverglate, Gertner, Baker & Fine, Boston, Mass., for Alfred Zehe.

Robert S. Mueller, III, Richard G. Stearns, Asst. U.S. Attys., William F. Weld, U.S. Atty., Boston, Mass., for United States.

## MEMORANDUM OPINION

DAVID S. NELSON, District Judge.

The United States government brings this criminal prosecution under the Espionage Act (the Act), 18 U.S.C. §§ 792-99, against Alfred Zehe, an East German citizen, for alleged acts of espionage against the United States committed in Mexico and the German Democratic Republic. Zehe moves for dismissal of the indictment, contending that the Act fails to confer jurisdiction over acts of espionage committed outside of this country's territorial boundaries by persons who are not citizens of the United States.<sup>1</sup> This Court on January 2, 1985 denied the defendant's motion and now offers this Memorandum Opinion in support of that ruling.

The Espionage Act proscribes various acts of collecting and disclosing national defense information to a foreign nation. The defendant is charged under §§ 793(b), 794(a) and 794(c) of the Act in eight counts alleging that he (1) unlawfully sought and obtained information regarding this country's national defense, (2) delivered that information to the German Democratic Re-

1. This jurisdictional inquiry arguably is only pertinent to the Court's consideration of Counts Two through Eight of the indictment because these counts allege substantive offenses occurring wholly outside of United States territory. Count One, by contrast, alleges an ongoing conspiracy with overt acts, some of which the government now claims occurred within the United States, on the premises of the East German embassy in Washington, D.C. and elsewhere. The defendant argues that any alleged acts, even if proved, could not serve as a basis of

public, and (3) conspired to deliver such information, all with the intent that the information be used to the injury of the United States or to the advantage of the German Democratic Republic. These sections provide, in pertinent part, that "[w]hoever ... copies, takes, makes or obtains ... any sketch, photograph, ... document, writing, or note of anything connected with the national defense," *id.* § 793(b) or "[w]hoever ... communicates, delivers, or transmits ... any document, writing, ... or information relating to the national defense," *id.* § 794(a) or conspires to so communicate, *id.* § 794(c), all with the requisite intent, shall be punished. These sections do not, nor does the Act elsewhere, define the territorial scope of the Act.

[1] There is no question, nor does Zehe contest, that the Act applies to extraterritorial acts of espionage committed by citizens. Although no provision of the Act explicitly so states, the courts have consistently inferred such extraterritorial application to citizens when the proscribed offense tended to impair important governmental functions and when the United States government was vulnerable to the offense regardless of where it was committed. See *United States v. Bowman*, 260 U.S. 94, 98, 43 S.Ct. 39, 41, 67 L.Ed. 149 (1922) (fraud against a government corporation); *United States v. Cotten*, 471 F.2d 744, 749-51 (9th Cir.1973) (theft of government property); *United States v. Birch*, 470 F.2d 808, 811-12 (4th Cir.1972) (forgery or false use of government documents). In these three cases, the courts expressly relied upon the nature of the offenses, and not just upon the citizenship of the defendants, in order to apply other criminal statutes extraterritorially to citizens. Because espionage is

jurisdiction if committed by East German diplomats on embassy premises. The government counters that regardless of the significance of acts committed on the embassy premises, other overt acts—particularly the mailing of postcards—in furtherance of the conspiracy were committed outside of those premises and within the United States. The Court finds it unnecessary to resolve this dispute since jurisdiction is independently appropriate over Count One under the analysis set forth below.



an offense threatening the national security of the United States, regardless of where it occurs, the Court readily concludes that the Espionage Act was meant to apply extraterritorially to citizens.<sup>2</sup>

Furthermore, the legislative history of the Act unequivocally supports the application of the Act to citizens who commit acts of espionage against the United States while abroad. Until 1961, the Act by its express terms applied only "within the admiralty and maritime jurisdiction of the United States and on the high seas, as well as within the United States." 18 U.S.C. § 791 (repealed 1961). Congress' repeal of this territorial limitation in 1961, P.L. 87-369, 75 Stat. 795, was prompted primarily by a highly publicized case of a citizen who had delivered secret information to foreign countries. See, e.g., 107 Cong.Rec. 10,668 (1961) (statement of Rep. Poff). Thus, congressional intent to apply the Act extraterritorially to citizens could not be clearer.

[2] Nor is there any dispute that Congress has the power to prosecute both citizens and noncitizens for espionage committed outside of this country's territorial limits. The defendant concedes that under principles of international law recognized by United States courts, Congress is competent to punish criminal acts, wherever and by whomever committed, that threaten national security or directly obstruct governmental functions.<sup>3</sup> See, e.g., *United States v. Bowman*, 260 U.S. at 98, 43 S.Ct. at 41; *United States v. Columba-Colella*, 604 F.2d 356, 358 (5th Cir.1979); *United States v. Pizzarusso*, 388 F.2d 8, 9-10 (2d

Cir.1968); Restatement (Second) of Foreign Relations § 33 (1965); Harvard Research in International Law, *Jurisdiction with Respect to Crime*, 29 Am.J.Int'l L. 485, 548 (Supp.1935). Espionage against the United States, because it is a crime that by definition threatens this country's security, can therefore be punished by Congress even if committed by a noncitizen outside the United States. See Restatement (Second) of Foreign Relations Law § 402(3) comment d, at 99 (Tent. Draft No. 2 1981) (citing espionage as an example of an offense that a state can punish even if committed outside its territory by persons who are not its citizens).

The defendant, while agreeing that the Espionage Act has extraterritorial application to citizens and that Congress is empowered to assert extraterritorial jurisdiction over noncitizens as well as citizens, nonetheless contends that the Act was not meant to apply to noncitizens acting entirely outside of the United States.<sup>4</sup> Zehe asserts that in order to apply a criminal statute to acts committed by noncitizens beyond this country's territorial boundaries, there must be a strong and clear showing of congressional intent. In the case of the Espionage Act, the defendant maintains that the legislative history behind the repeal of § 791's territorial language unmistakably supports the conclusion that Congress intended to reach only the extraterritorial actions of citizens. The Court believes, however, that the intent of the repeal was simply to remove the territorial

2. One court has already applied the Act to a citizen who allegedly committed acts of espionage while abroad. *United States v. Helmich*, 521 F.Supp. 1246, 1252 (M.D.Fla.1981).

3. The defendant acknowledges in his further briefing that "the protective principle, though rarely used, had been a part of the jurisprudence of this country both before 1961 and in 1961, when Congress enacted the statutory amendment at issue here." Under international law, the "protective principle" gives a country the "jurisdiction to prescribe a rule of law attaching legal consequences to conduct outside its territory that threatens its security as a state or the operation of its governmental functions,

provided the conduct is generally recognized as a crime under the law of states that have reasonably developed legal systems." Restatement (Second) of Foreign Relations § 33 (1965).

4. Under the defendant's reading of the Act, courts could assert extraterritorial jurisdiction over noncitizens in just two situations: (1) in cases where a noncitizen while abroad had conspired with a citizen to collect or disseminate defense information of the United States, even if no act occurred within this country; and (2) in cases where a noncitizen while abroad had conspired with another noncitizen who committed overt acts in the United States.

restrictions on an Act that had always applied to both citizens and noncitizens.

The defendant relies on various references in the legislative record to argue that Congress did not intend to assert jurisdiction over actions of noncitizens while abroad. In particular, he points to three series of statements: first, to the language in the House Report accompanying the bill that repealed § 791 that refers to *United States v. Bowman*, 260 U.S. 94, 43 S.Ct. 39, 67 L.Ed. 149 (1922), as the authority for asserting extraterritorial jurisdiction over citizens, H.R.Rep. No. 462, 87th Cong., 1st Sess. 1-3 (1961); second, to the statement by Deputy Attorney General Lawrence Walsh that, in his opinion, the Act could not constitutionally be applied to noncitizens acting outside of the United States, Hearings, Senate Comm. on the Judiciary, 86th Cong., 1st Sess., Pt. 1 at 396-98 (1959); and third, to various testimony in the Senate hearings suggesting that it would be preferable to add language limiting the Act to "residents and citizens of the United States throughout the world," *id.* at 253.

The Court does not find the defendant's legislative evidence persuasive. References in the House Report to the rule of *Bowman*, a case that extended extraterritorial jurisdiction over citizens, do not mean that Congress intended to preclude the assertion of extraterritorial jurisdiction over noncitizens. The House committee cited *Bowman* to indicate that Congress had the power to give criminal laws extraterritorial effect, not to limit the repeal of the territorial limitation to only citizens. H.R.Rep. No. 462, *supra*, at 1. Furthermore, *Bowman* contains a general exposition of how congressional intent to apply a statute extraterritorially can be inferred and does not limit its reasoning to citizens. 260 U.S. at 98, 43 S.Ct. at 41. As for Mr. Walsh's opinion as to the constitutionality of Con-

gress reaching out to acts of noncitizens outside the United States, he is simply incorrect and the defendant has not argued otherwise. See *Rocha v. United States*, 288 F.2d 545, 549 (9th Cir.1961).

Finally, the defendant's reliance on testimony suggesting that Congress should have limited the extraterritorial effect of the Act to "residents and citizens" undercuts the defendant's own conclusions. Although it was suggested that extraterritorial jurisdiction over noncitizens could easily be avoided by explicitly restricting the Act's application to "residents and citizens of the United States throughout the world,"<sup>5</sup> no such language was adopted. Congress ignored an explicit warning that the Act would, after the repeal of § 791, apply to noncitizens committing espionage outside the United States.<sup>6</sup>

The failure of Congress to respond to this warning belies another principal argument advanced by defendant—that the legislative history's repeated references to citizens and its alleged silence as to noncitizens manifest an intention to address only acts of espionage committed by the former. To the contrary, direct testimony warning Congress that the repeal of § 791 would extend the scope of the Act to extraterritorial acts of noncitizens was explicitly proffered, thus indicating that Congress contemplated the effect of the repeal on noncitizens. Although Congress' primary objective in the repeal may have been to assert extraterritorial jurisdiction over citizens in the wake of a highly publicized case of a citizen who passed secret information to another country, this motivation does not preclude Congress from also intending to reach out to noncitizens. Congress' desire to extend jurisdiction of the Act to citizens abroad may have been just one aspect of a more general concern that limiting the scope of the espionage laws was

make it a crime for a local national, acting in the interest of his own government, within his own country, to take a picture of U.S. military equipment that was there, if the purpose were to aid his own government." *Id.*

5. Testimony of Professor Roger Fisher, Hearings, Senate Comm. on the Judiciary, 86th Cong., 1st Sess., Pt. 1, at 253 (1959).

6. Professor Fisher testified that "the statute [H.R. 1992 proposing the repeal of § 791] would

hampering the effective prosecution of espionage crimes.

Indeed, the Act had never in the past distinguished between citizens and noncitizens. Before the repeal of § 791's territorial limitation on the Act's jurisdiction, the Act proscribed acts of espionage within United States territorial limits and the high seas without regard to the nationality of the offender. See, e.g., *Gorin v. United States*, 312 U.S. 19, 22, 61 S.Ct. 429, 431, 85 L.Ed. 488 (1941) (involving prosecution under §§ 1 and 2 of the Espionage Act of 1917, 50 U.S.C. §§ 81, 36, recodified without material change at 18 U.S.C. §§ 798, 794); *United States v. Abel*, 258 F.2d 485, 487-88 (2d Cir.1958), *aff'd on other grounds*, 362 U.S. 217, 80 S.Ct. 683, 4 L.Ed.2d 668 (1960). Given Congress' failure to distinguish between citizens and noncitizens when repealing the territorial restriction, the Court sees no reason to infer that the Act does not continue to apply to both citizens and noncitizens. Therefore, the Court finds that the legislative record, although sparse and at times ambiguous, does indicate that Congress meant the Act to apply extraterritorially to noncitizens as well as citizens.

[3] In any event, although the Court agrees that there must be strong and clear evidence of congressional intent to apply a criminal law beyond this country's territorial boundaries to noncitizens, legislative history is not the sole or primary means of determining congressional intent.<sup>7</sup> Courts have often inferred congressional intent to apply penal statutes to offenses committed abroad from the nature of the proscribed act, with only marginal reliance on, or even no reference at all to, the legislative history. In particular, as discussed previously, in cases involving citizens, courts have

7. Even the defendant's assertions implicitly concede that legislative history does not give the definitive answer in statutory construction. Zehe concedes that the Act has at least limited extraterritorial applicability to foreign nationals. See note 4 *supra*. However, the defendant does not depend on support in the legislative history for such an interpretation, but must rely on a fair reading of the Act. It is true that there

found congressional intent to give a statute extraterritorial effect when the offense interferes with governmental operations and can be committed as easily outside as inside the United States. Although these cases may have depended in part on the fact that the defendants were citizens, courts in the case of noncitizens have similarly looked to the essence of the act Congress sought to punish in order to discern congressional intent to apply a criminal statute extraterritorially. In *United States v. Pizzarusso*, 388 F.2d at 9, the court reasoned that intent could be inferred from a logical reading of a statute punishing false statements on visa applications. The court concluded that, because such false statements would ordinarily occur outside of the United States, Congress intended to apply the statute extraterritorially to noncitizens. See also *United States v. Rodriguez*, 182 F.Supp. 479, 484-86 (S.D. Cal.1960), *aff'd in part and rev'd on other grounds sub nom. Rocha v. United States*, 283 F.2d 545, 549 (9th Cir.1961) (same). In neither case did the court even mention the legislative history of the statute at issue.

Following this analysis, the Court finds strong congressional intent to apply the Espionage Act to the extraterritorial acts of noncitizens both from the face of the statute and from the nature of the crime of espionage. First, as noted previously, the Act makes no distinction between citizens and noncitizens. Second, espionage is an offense that is as likely to occur within foreign countries as within this country because of the large number of United States defense installations and military personnel located abroad. Furthermore, the essence of an espionage crime is that it is directed against the national security of a country and so does not logically depend on locality. The Court hence finds it rea-

must be a strong showing of congressional intent to give a statute extraterritorial applicability, but it is rare that this burden can be met through a legislative record that is unequivocal. On the question of the Act's applicability to citizens who commit acts of espionage abroad, the record is unmistakable, but every reading of congressional intent need not be so strong.

sonable to infer that Congress intended to assert jurisdiction up to the limits of international law and prosecute noncitizens for espionage against the United States regardless of where the act of obtaining or disclosing defense information in fact occurred.

Finally, the defendant questions the policy implications of applying the Act to noncitizens who might merely have reviewed defense documents supplied to them by their respective governments. The Court does not find the defendant's scenario likely. Under the statutorily defined crimes of espionage in §§ 793 and 794, noncitizens would be subject to prosecution only if they actively sought out and obtained or delivered defense information to a foreign government or conspired to do so.

The defendant in his arguments has relied solely on legislative history to discern congressional intent, and in so doing has misapprehended the broad intent behind the repeal of the territorial limitation—to allow full enforcement of the espionage laws wherever the offense may be committed. The defendant has failed to give serious credence to expansive jurisdictional statements explaining that the purpose of the proposed repeal "is to extend the application of [the act] ... to acts committed anywhere in the world," H.R.Rep. No. 452, *supra*, at 1; because "it is imperative that the laws of this Nation protect it from acts of espionage committed abroad as well as at home." *Id.* The Court finds that the Act may be applied extraterritorially to both citizens and noncitizens because of the threat to national security that espionage poses. It is for the foregoing reasons that this Court denied the defendant's motion to dismiss for lack of subject matter jurisdiction.

Harvey PASTAN, as Trustee of Green-acre Trust, and Charter Development Corporation, Plaintiffs,

v.

CITY OF MELROSE, et al,  
Defendants.

Civ. A. No. 84-1147-T.

United States District Court,  
D. Massachusetts.

Jan. 29, 1985.

Developers brought action challenging a taking of property by city which allegedly thwarted development of residential condominium project. The District Court, Tauro, J., held that: (1) allegations merely of bad faith and arbitrary and capricious action on the part of city officials in effecting the taking asserted no more than an abuse of discretion and did not rise to level of constitutional deprivation which could support section 1983 action; (2) even assuming that motive was relevant to the authorization of facially valid taking, alleged motives of city officials in effecting the taking of property for a public use, namely, a park, so as to stop development of exclusive residential condominiums, were valid, given concerns, albeit parochial, that the project would create additional traffic and harm aesthetic quality of life of nearby homeowners and diminish value of their property; and (3) taking did not become "private" simply because its immediate benefits will accrue only to a small number of persons.

Motion to dismiss allowed.

#### 1. Civil Rights ⇐13.3(1)

Allegation that governmental officials acted in bad faith and in arbitrary and capricious manner in effecting a taking of property for an ostensibly public use asserted no more than an abuse of discretion and did not rise to level of constitutional deprivation which could support section



ラストボロフ事件（昭和29年検挙）

（事件の概要）

外務省経済局第二課の外務事務官は、昭和27年10月頃及び11月頃の2回にわたり、ソ連人クリニッチンに対し、職務上保管していた秘密文書である「国際経済機関」上下各一冊を交付して秘密を漏らした。

外務事務官は、親ソ的感情から在日ソ連代表部員と親交を重ねるうち、退官後の便宜を得る目的から、対ソ協力者として諜報活動を行う旨の誓約をし、犯行を敢行した。報酬として、月額5,000円～2万5,000円、その他受信機等購入費など合計235万円を受領していた。

外務事務官は、昭和35年11月30日、最高裁判所において、国家公務員法、外国為替及び外国貿易管理法違反で、懲役8月、罰金100万円の判決を受けた。

（漏えいした文書の概要）

「国際経済機関」上巻には、我が国の「関税及び貿易に関する一般協定」への加盟を目的とする対外交渉に関して必要な情報源等の記載があり、また下巻には、我が国の国際小麦協定加入の経緯、協定加入交渉に関し必要な情報源等の記載があるほか、上・下巻共に、個々の外交問題についての我が国外交当局の基本方針、交渉方法等に関する具体的記述が記載されているため、「国際経済機関」は、外務省において秘に指定されていた。

- 参照
- ・ 書上由紀夫（名古屋地検検事）「国家機密と犯罪」石原一彦他編『現代刑罰法体系第4巻社会生活と刑罰』（日本評論社）
  - ・ 最高裁決定昭和35年11月30日



## 外務省スパイ事件（昭和42年検挙）

### （事件の概要）

外務省欧亜局東欧課の外務事務官は、昭和41年9月頃から42年10月頃までの間、数十回にわたり、職務上保管していた外務省資料等多数を朝鮮商工新聞記者の李載元に交付して横領したほか、昭和42年10月31日、秘密文書11通を交付して秘密を漏らした。

外務事務官は、昭和43年8月6日、東京地裁において、国家公務員法違反、横領、業務上横領で懲役1年6月、執行猶予5年の判決を受けた。李は、昭和44年3月18日、東京高裁において、国家公務員法違反、横領教唆、業務上横領教唆、ぞう物收受で、懲役1年の判決を受けた。

### （事件の要因）

在日韓国人である李は、昭和38年3月、在日朝鮮人商工団体連合会に勤務することとなり、昭和41年頃からは、表面上は同連合会に籍を置きながら、朝鮮商工新聞社を拠点に対韓国工作に従事するようになった。

李は、昭和41年9月頃、大学在学中に朝鮮文化研究会の活動を通じて知り合った外務事務官が外務省国際資料調査課に勤務していることを知り、同人から外務省保管の秘密資料を入手することを企て、旧交をあたためるという口実で酒食を接待して外務事務官に接近し、以後接触を重ねた。外務事務官は、当初、秘密に当たらない資料を交付して、李の便宜を図っていたが、そのうち酒食の饗応を受け、断り切れなくなり、外務省保管の秘密資料を提供するようになった。その後、外務事務官は、欧亜局東欧課に配置換えとなったが、李は、毎月1～2回酒食の饗応をしたほか、月額2万円平均の現金を謝礼として渡し、多数の極秘・秘密資料を入手していた。

### （漏えいした文書の概要）

北朝鮮帰還協定交渉についての秘密の電信文で、当該協定の交渉の経緯、内容、情勢判断、交渉の技術的方法や具体的態度決定のための請訓などを内容とするもの。

- 参照
- ・ 書上由紀夫（名古屋地検検事）「国家機密と犯罪」石原一彦他編『現代刑罰法体系第4巻社会生活と刑罰』（日本評論社）
  - ・ 外事事務研究会編著『戦後の外事事務—スパイ・拉致・不正輸出—』（東京法令出版）
  - ・ 東京地裁判決昭和43年10月18日

## コズロフ事件（昭和55年検挙）

### （事件の概要）

陸上自衛隊の陸将補であったAは、ソ連のための情報収集活動の一環として、昭和54年8月30日及び同年11月26日、単独又は陸上自衛隊中央資料隊員Bと共謀のうえ、陸上幕僚監部調査部第二課員Cに対し、秘密文書の提供方をしようようし、同人にその決意をさせて教唆した。同年9月26日及び12月4日、Cは、A及びBの教唆に基づき、秘密文書である軍事情報月報、公電、公信をAらに交付してその内容を知らせ、秘密を漏らした。

警視庁は、昭和55年1月18日にA、B、Cを逮捕し、翌19日、在日ソ連大使館駐在武官コズロフに対して外務省を通じて任意出頭を要請したが、同人はこれに応じることなく急きよ帰国した。

同年4月14日、東京地裁において、Aは懲役1年、B及びCは懲役8月の判決を受けた。

### （事件の要因）

Aは、自衛隊を退職したのちは、ロシア語等の知識を活かして、ソ連との貿易を営む商社に就職したいと考えていたが、ソ連関係の情報収集の職務に長期間従事した経歴から、ソ連側に就職を妨害されることを危惧し、ソ連側の反応を確かめるために、定年退官を間近に控えた昭和48年12月、在日ソ連大使館付武官を訪問した。それを契機として、同武官と親しくなり、自衛隊を退職したのちも同武官との接触を続けるうち、同武官から中国に関する軍事情報の提供を求められるようになった。

Aは、退職後も情報収集活動を行いたいと考えていたうえ、中国に関する軍事情報をソ連に正しく伝えることが両国の軍事衝突を未然に防止することに役立ち、ひいては我が国の安全に寄与するとの独自の国防観を抱いていたこともあって、同武官の要求に応じ、昭和50年末頃から新聞や中国関係の公刊資料にコメントを付するなどして渡していた。Aは、間もなく同武官から報酬として現金の供与を受けようになり、さらに同武官から公刊資料でない価値の高い資料を要求されたことから、かつての部下であるB及びCに働き掛け、自衛隊の秘密文書を入手し、同武官に提供するようになった。Aは、報酬として合計約310万円の供与を受け、そのうち、Bに約85万円、Cに約50万円を供与した。

Cは、秘密文書等を直接取り扱う職務に従事し、秘密保全責任者補助者として秘密の保全に努めるべき地位にありながら、秘密文書又はその写しを持ち出してA及びBに交付していた。

### （漏えいした文書の概要）

- ・ 中国地上軍の兵力配置に関する一覧表又は兵力配置を図示した地図
- ・ ソ連地上軍の兵力配置、装備等に関する情報
- ・ 我が国の在国大使が中国の国内政策、国外政策の動向等について説明を加えて外

務大臣宛てに報告した、公電及び公信

- 参照
- ・ 書上由紀夫（名古屋地検検事）「国家機密と犯罪」石原一彦他編『現代刑罰法体系第4巻社会生活と刑罰』（日本評論社）
  - ・ 外事事務研究会編著『戦後の外事事務－スパイ・拉致・不正輸出－』（東京法令出版）
  - ・ 東京地裁判決昭和55年4月14日

## ボガチョンコフ事件（平成12年検挙）

### （事件の概要）

防衛研究所に勤務していた3等海佐は、平成11年1月、防衛研究所主催の安全保障シンポジウムで在日ロシア大使館駐在武官のボガチョンコフ大佐と知り合い、その後、過去に不正に複写し保有していた秘密文書の写しを含む文書を渡し、同大佐から、子供の見舞金等の名目で、現金計58万円を受け取った。

3等海佐は、平成12年9月8日に自衛隊法第59条第1項（秘密を守る義務）違反の容疑で逮捕、同月29日に起訴され、平成13年3月7日に懲役10ヶ月の実刑判決が下されている。なお、防衛庁は、平成12年10月27日に3等海佐を懲戒免職処分としている。

### （事件の要因）

3等海佐は、防衛大学校学生時代にソ連に強い関心を持つようになった。ロシア海軍の同大佐と出会ったことは生のロシア語を学び、短期間でロシアに精通できる絶好の機会と考えたほか、特に、当時取り組んでいた修士論文の作成に有用な資料を同大佐から入手できると期待したとみられる。

また、3等海佐は、同大佐と出会ったころ、長男の闘病生活が長期化しており、しかも、日増しに悪化する容態への不安を抱え、宗教に傾倒するようになっていった。同大佐が、そのような不安定な精神状態に徐々に、かつ、巧みにつけ込み、3等海佐の信仰していた宗教に関する話に熱心に耳を傾け、理解を示すような素振りを見せるなどしたことから、同大佐に対する警戒心を解くことになったとみられる。

さらに、3等海佐は、同大佐から貰う現金を、自由に使えるお金がなかったこともあってありがたいと感じていた。子供の見舞いや香典名目での現金の授受が重なり、同大佐に対する金銭面の負い目が生じていたとみられる。

### （漏えいした文書の概要）

3等海佐は、同大佐から戦術や将来の海上自衛隊のあり方に関する資料を執拗に要求され、平成12年6月30日、同大佐の要求に沿う資料として、「戦術概説（改訂第3版）」及び「将来の海上自衛隊通信のあり方（中間成果）」を、秘密文書であることを認識しながら渡した。

※ 「戦術概説（改訂第3版）」は、海上自衛隊第1術科学校の学生教育用資料。護衛艦の各部門（射撃、水雷、船務等）をそれぞれ統括する中級の幹部自衛官が修得すべき戦術や護衛艦の装備機器の性能等について、秘密を含む資料を集めて編纂したもの。

「将来の海上自衛隊通信のあり方（中間成果）」は、海上自衛隊の任務の多様化及び通信関連技術の進展等を見据え、将来の海上自衛隊通信の理想像とそれを実現するための計画についての検討内容を中間的にとりまとめたもの。

出典：防衛庁特別調査チーム「秘密漏えい事件調査報告書」（平成12年10月27日）

東京地裁判決平成13年3月7日

外事事務研究会編著「戦後の外事事務－スパイ・拉致・不正輸出－」  
(東京法令出版)



## シェルコノゴフ事件（平成14年検挙）

### （事件の概要）

平成9年、元自衛官である防衛調達関連会社社長は、ロシア情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員シェルコノゴフから「計測器について知りたい」との電話があったことをきっかけに接触をもつようになった。シェルコノゴフは、その後十数回にわたり同社長との接触を重ね、航空自衛隊の各種航空機搭載の通信電子機器に関する計測器のマニュアル等の提供に対する謝礼として、現金等を同社長に渡した。

さらに、シェルコノゴフは、米国から供与された特別防衛秘密の情報に対する関心を強め、平成11年10月、米国政府から供与され、我が国の特別防衛秘密となっていた

- ・ 「スパローミサイル本体及び主要構成部分のマニュアル」
- ・ 「サイドワインダーミサイルの『シーカー部』のマニュアル」

を収集するよう同社長に教唆した。

警視庁は、本件について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第5条第3項（特別防衛秘密の探知収集の教唆）を適用することとし、平成14年3月4日、外務省を通じて在京ロシア大使館に対し、シェルコノゴフを出頭させるよう要請したが、ロシア側はこれに応じなかった。

シェルコノゴフは、同年3月22日に東京地検に書類送致され、同年11月9日、起訴猶予処分となった。

出典：外事事務研究会編著「戦後の外事事務－スパイ・拉致・不正輸出－」  
（東京法令出版）

国防協会事件（平成15年検挙）

（事件の概要）

防衛庁内に売店を出店する会社の代表取締役や防衛庁所管の「（財）日本国防協会」の役員を務める元自衛官は、その立場を利用して同庁から入手した防衛関連資料を会社事務所に保管し、求めに応じて在日中国大使館の駐在武官に閲覧させたほか、コピーを交付した。

大使館行事への招待、同武官への自由な面会等の便宜供与により、同武官は元自衛官が情報提供の協力者となるよう工作していた。

警視庁は、平成15年7月、関係箇所を捜索し、防衛関連資料を押収した。同年9月、元自衛官を電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪で書類送致した。東京地検は、同年11月、起訴猶予処分とした。

その後、平成16年2月、防衛庁警務隊は、偽造入庁証で防衛庁に立ち入った元自衛官を建造物侵入の現行犯で逮捕した。元自衛官は、東京地裁において罰金10万円の判決を受けた。

出典：外事事務研究会編著「戦後の外事事務―スパイ・拉致・不正輸出―」  
（東京法令出版）

イージスシステムに係る情報漏えい事件（平成19年検挙）

（事件の概要）

平成19年1月、神奈川県警が、護衛艦「しらね」の乗組員である2等海曹Aの自宅を妻の出入国管理及び難民認定法違反の容疑で捜索したところ、秘密の疑いのある情報を記録した外付HDが発見された。

その後の捜査の結果、同年12月、平成14年当時海上自衛隊艦艇開発隊に所属していた3等海佐Bがイージスシステムに係る特別防衛秘密を漏えいした容疑で逮捕されるとともに、同月25日までに、自衛官4名（3等海佐C、1等海尉D、2等海曹E及び海士長F）が書類送致（平成20年1月、起訴猶予）された。

海上自衛官Bは、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反で懲役2年6ヶ月、執行猶予4年の有罪判決（横浜地裁）を受け、その後の控訴審及び上告審も1審判決を支持したことから、平成23年3月1日付で判決が確定した。

（情報漏えいの経緯）

流出した特別防衛秘密に該当する資料（イージス資料）は、平成9年頃から12年頃にかけて、イージスシステム等のプログラムの作成、維持管理等を担当するプログラム業務隊（現在の艦艇開発隊）に勤務する3等海佐3名が、新着任者の教育用資料として作成したものであったが、特別防衛秘密としての登録は行われていなかった。

3等海佐Bは、平成14年5月から7月までの間、イージスシステムに係る課程を履修するため、米国に留学することになり、留学中の参考とするため事前教育用資料であるイージス資料をSDカードにコピーした。

3等海佐Cは、平成14年8月頃、第1術科学校における教育用資料を作成するため、3等海佐Bに資料送付を依頼したところ、3等海佐Bは、特別防衛秘密を送付するために必要な手続を行うことなく、イージス資料を含む教育用資料をCDにコピーし、3等海佐Cに送付した。

1等海尉Dは、平成14年10月、勉強のため、3等海佐Cが一時的に不在にした間に、イージス資料を私有PCにコピーし、後日、当該資料をCDにコピーした。

1等海尉Dは、平成16年2月末頃、近く入校予定の2等海曹Eに対し、今後の勤務の参考に、イージス資料をコピーしたCDを手渡した。

2等海曹Eは、平成16年6月頃、今後の勤務の参考となる資料を求めた海士長Fに対し、イージス資料をコピーしたCDを貸し出した。

2等海曹Aは、平成17年2月頃、動画や画像のデータをコピーするため、同部屋の海士長Fから外付HDを借り、私有PC及び外付HDにコピーした。

出典：防衛省「イージスシステムに係る特別防衛秘密流出事案について」

（平成20年3月21日）

内閣情報調査室職員による情報漏えい事件（平成20年検挙）

（事件の概要）

内閣情報調査室職員は、平成10年頃、業務により参加した部外の研究会で在日ロシア大使館員と知り合いとなり、その後、歴代大使館員と接触を重ねる中で、飲食の提供、更には金品の提供を受けるようになった。

やがて、同職員は、金品に対する対価として、海外の新聞、雑誌等の翻訳資料を提供するようになり、平成19年には、部内情報（秘密指定された文書ではないが、公開を前提としていないもの）を自らとりまとめて提供するに至った。

平成20年1月、同職員は、収賄と国家公務員法（守秘義務）違反の疑いで書類送致され、起訴猶予となった。また、同職員は、情報漏えい発覚直後に懲戒免職処分とされている。

他方、在日ロシア大使館員は、贈賄と国家公務員法違反の疑いで書類送致されたものの、警察の事情聴取の要請に応じることなく、平成19年12月、ロシアに帰国している。

## 尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案（平成22年検挙）

### （事件の概要）

海上保安庁は、尖閣沖漁船衝突事件発生の前後をビデオ撮影した映像を当初より公開しない方針であったが、神戸海上保安部巡視艇乗組員は、当該映像資料を私有USBメモリに保存して部外に持ち出し、故意にインターネット上に流出させた。

乗組員は、国家公務員法の守秘義務違反の疑いで書類送致され、平成23年1月21日、起訴猶予処分となった。また、同乗組員は、平成22年12月22日、停職12月の懲戒処分とされた後、辞職した。

### （事件の要因）

海上保安庁において、事件発生の前後をビデオ撮影した映像は、刑事事件の証拠となり得るものであることや海上警備、取締活動の秘匿性等を考慮し、当初より公開しないことが組織としての方針であった。このため、流出させた乗組員は、海上保安庁という組織の一員である以上、組織としての方針に従うことが公務員としての当然の責務であった。しかし、乗組員は公開しないという組織としての方針を知りつつ、組織としての方針よりも個人の思いを優先して、本件映像を流出させた。

また、本件映像は慎重な取扱いが必要であったにもかかわらず、情報の内容に応じた格付けがなされず、アクセス制限も行われていなかったため、流出させた乗組員のみならず、本件を担当する部署以外の不特定多数の海上保安官が視聴できる状態になっていた。

### （参考） 情報漏えいの経緯

- 平成22年9月7日、尖閣諸島の領海内において、違法操業を行っていた中国漁船が巡視船に船体を衝突させるという公務執行妨害事件が発生し、石垣海上保安部所属の巡視船乗組員が事件発生の前後をビデオ撮影した。
- 石垣海上保安部は、捜査の過程で、事件発生の前後を撮影したビデオ映像を編集し、事件の説明資料として第十一管区海上保安本部等に手交した。
- 9月17日、事件捜査のため、第十一管区海上保安本部職員は、海上保安大学のパブリックフォルダを用いて、本件映像を同大学に伝送しようとしたが、この際、本件映像の削除について確認しなかったため、9月17日から同22日までの間、不特定多数の海上保安庁職員が入手可能な状態となっていた。
- 10月31日、乗組員は巡視艇内の端末機から本件映像を私有USBメモリに保存して部外に持ち出した。
- 11月4日、乗組員は、本件映像を公開しないという組織としての方針を知りつつ、個人の思いから故意に本件映像をインターネット上に流出させた。

出典：国土交通省情報流出再発防止対策検討委員会「情報流出再発防止対策検討委員会中間報告書」（平成23年5月24日）



## 国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案

### (事案の概要)

平成22年10月29日、国際テロ対策に係る114点のデータがファイル共有ソフト「ウィニー」のネットワーク上に掲出されている旨の通報が、神奈川県警察本部に対してなされた。

本件データについては、情報の内容等の分析等から、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていることが認められているが、これまでの捜査においてその掲出経緯等をいまだ明らかにするに至っておらず、また、被疑者の検挙にも至っていない。

平成22年12月10日には、東京地方検察庁が、本事案につき地方公務員法違反(守秘義務違反)で告訴を受理しており、警視庁は、検察当局と連携して捜査を行っている。

### (データの掲出状況)

本件データは、「zip」と呼ばれるファイル形式で一つにまとめられ、「ウィニー」ネットワーク上で受信・閲覧可能な状態に置かれていたほか、「Wikileaks Japan」と名付けられたウェブサイトの本件データに含まれる情報の一部が掲出された上、いわゆる簡易投稿サイトに同ウェブサイトを知するための投稿が行われた。また、大手プロバイダが提供するオンラインストレージサービスによって、本件データがインターネット上に掲出された。

### (掲出されたデータの内容)

本件データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていることが認められており、具体的には

- ・ 個人又は団体に関する情報とみられるもの
- ・ 関係国との個別のテロ対策に係る協力関係に関する情報とみられるもの
- ・ 警察による情報収集活動等に関する情報とみられるものが含まれている。

出典：警察庁「国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案に関する中間の見解等について」(平成22年12月)

FW:【防衛省】法案に係る意見等提出について【差し替えのお願い】

送信日時: 2011年12月20日 16:49  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
添付ファイル:【防衛省】法制に係る質問等(適性評価部分)23122~1.doc (38 KB); 【防衛省】取扱いの業務を行わせる件に係る意見(231~1.doc (30 KB))

内調 [redacted] 様

お世話になっております。

さて、大変申し訳ございませんでした。昨日提出させていただいておりました法案に係る意見・質問等につきまして、今朝ほど御調整させていただきましたとおり、差し替えをお願いしたいと考えております。

つきましては、添付のとおり送付させていただきますので、御検討の程、よろしくお願い申し上げます。

差し替えペーパー

※ 適性評価関連→1問追加(最後の2のウ部分です)

※ 取扱い関連 →「案」をとりました。



防衛省防衛政策局 調査課 情報保全企画室

[redacted] ( [redacted] )

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL 03-3268-3111 (内線 [redacted])

E-mail [redacted]



**From:** [redacted]  
**Sent:** Monday, December 19, 2011 6:45 PM  
**To:** [redacted]  
**Cc:** [redacted]; [redacted]  
**Subject:** 【防衛省】法案に係る意見等提出について

内調 [redacted] 様

お世話になっております。

さて、特別秘密法案につきまして、添付のとおり、意見・質問等を提出させていただきます。

御検討の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、添付の意見等のほか、現在、「指定権の調整」部分について、質問等を検討しておりますので、整い次第早々に、送付させていただきます。

[redacted] 様



防衛省 防衛政策局 調査課 情報保全企画室

██████████ ██████████

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL 03-3268-3111 (内線 ██████████)

E-mail ██████████



平成23年12月20日  
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（適性評価関連）について

標記について、以下のとおり、再質問等を提出します。

なお、以下の意見等に対する回答の内容によっては、再意見等を提出させていただく場合があるとともに、以下の意見等のほか、「調査票」の調査項目などについては、特別秘密に関する適性評価制度と、特別防衛秘密・省秘に係る適性評価制度は、当省内においては、単一の制度であるべきとの各機関の意見を踏まえ、現在、検討中であるため、今後、別に意見等を提出させていただく予定があることを申し添えさせていただきます。

1 23. 12. 12付け貴室からの回答に対する再質問

ア 第8条第7項(12/16付部長用資料では第8項)関係

○ 23. 12. 5付けの当省からの質問

また、対象職員に対する適性評価の結果の通知については、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内で行うことが重要と考えるところ、現段階における当該通知の具体的な要領について、お考えがあれば御教示いただきたい。

○ 23. 12. 12付け貴室からの回答

今後具体的な検討を行ってまいりたい。

● 今回の当省からの再質問

現在の防衛省の適格性確認制度では、その実効性の確保等を理由に、判定結果を申請者本人には通知していない（申請者の管理者等に通知）ため、本法制において、結果を通知することとされていることに省内に強い懸念を示す意見もあるところ。これについては、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で通知することが実際問題として可能かどうか重要な考慮要素であると考えていることから、その検討にあたっては、前広にご調整いただきたい。

イ 第8条第9項第2号(12/16付部長用資料では第10項第2号)関係

○ 23. 12. 5付けの当省からの質問

部長用条文案第8条第1項の規定により適性を認められた職員が、同条第3項に規定する期間内のうちに、他の行政機関に出向（異動）した場合、当該他の行政機関の長は、その期間内であれば自己の保有する特別秘密を当該職員に取り扱わせることができるほか、当該職員の転入の際に、改めて、適性評価を行うことも可能と考えるが、この場合、その根拠は、部長用条文案第8条第1項なのか、あるいは同条第9項第2号なのか、御教示いただきたい。

○ 23. 12. 12付け貴室からの回答

特別秘密の管理は行政機関ごとに行われるものであるため、この場合、当該他の行政機

関の長は、自ら適性評価を行い、当該職員の適性を認めた上で特別秘密を取り扱わせることとなる。この場合の根拠条文は第8条第1項である。

● **今回の当省からの再質問**

- ① 第8条第9項第2号(12/16付部長用資料では第10項第2号)は、具体的にどのような場合を想定されているのか御教示いただきたい。
- ② 上記の回答は、当方の質問事項に記述したように「改めて、適性評価を行うことも可能」(相互乗入が可能)という趣旨か、それとも、他の行政機関に出向(異動)した者すべてについて、異動先の行政機関の長は、適性評価を改めて実施しなければならないのか御教示いただきたい。また、相互乗入が可能ということであれば、それは、契約業者の場合も同様か御教示いただきたい。



2 **新規質問**

ア **第8条第1項第1号関係**

適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名は政令で規定するとなっているが、各省庁共通事項として大臣秘書官(政務)の取扱いについてのお考えを御教示いただきたい。

また、適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名については、各省庁統一的なものとして政令のみに規定されることになるのか、それとも、例えば、防衛大臣補佐官など各省庁固有の官職については、各省庁の判断で適性評価の対象外とできるような仕組みとなるのか御教示いただきたい。

イ **第8条第8項関係**

適性評価の結果の通知(主に適性を有しないと認めた場合)については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、申請者から個人情報の開示請求がなされた場合の「開示・不開示の判断基準」や「不開示とする場合の理由」を同法14条の規定に照らし整理する必要があるところ。当該内容を含め、個人情報の開示請求への対応について、現段階においてお考えがあれば御教示いただきたい。

ウ **その他**

当方としては、企業職員に対する適性評価の実施体制について、必要に応じて所要の機構・増員要求を行う必要性も含めて検討を進めているところ。当方のこれまでの経験に鑑みれば、適性評価において最も労力と時間を要するのは「対象職員若しくは知人その他の関係者への質問」(法案第8条第7項)であるところ、これらの職員・知人に対する質問手続等について、今後、政令等により各省庁共通の規定を設ける予定があるのか、それとも各行政機関の長の裁量に委ねられることになるのか、お考えがあればお伺いしたい。

また、法律の施行期日次第では、企業職員に対する適性評価の実施体制の構築については、



最も早い場合で平成25年度概算要求も視野にいれる必要があると考えているところ、貴室において、①法律の施行期日、②秘密保全法制の整備を理由とした平成25年度要求の可否、等について何かお考えがあればお伺いしたい。

平成23年12月20日  
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」について

平成23年11月30日に法制局に持ち込まれた標記の資料について、以下のとおり、意見を提出します。

- 自衛隊法第80条第2項に基づく海上保安庁の全部又は一部に対する防衛大臣の指揮は、防衛出動または治安出動を命ぜられた自衛隊の出動目的を効果的に達成するために認められているものであり、海上保安庁の所掌事務のうち人事、経理等の組織管理に関する事項にまでは及ぶものではないと考えられる。この点を考慮すると、防衛大臣が、その指揮下にある海上保安庁の全部又は一部に対し防衛秘密の取扱いの業務を行わせること（管理面も含めた業務を行わせること）が、その指揮権に含まれるかどうかについて、必ずしも確立した解釈があるわけではない。

防衛省としては、このような状況においては、防衛秘密の保全措置に万全を期するとの観点から、他省庁職員に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる際の原則的な枠組みである自衛隊法96条の2第3項の規定による枠組みによることが適切と考えており、貴室整理ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」における自衛隊法第80条第2項の解釈（2（1）イ及び2（2）イ）には同意できず、該当部分の修正を求めたい。

なお、貴室整理ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」の別紙において記載されている他省庁における指揮関係の多くは、事務の分掌などが明示的に規定されており、自衛隊法80条の規定により防衛大臣が海上保安庁の全部又は一部に対し行う指揮と同列に論ずることはできないと考える。



平成23年12月19日  
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権・適性評価以外）について

標記について、以下のとおり、質問を提出します。

なお、以下の意見等に対する回答の内容によっては、再意見等を提出させていただく場合があることを申し添えさせていただきます。

- 1 12月12日に法制局に持ち込まれた条文素案第7条において、「伝達」を「提供」に修正した理由を御教示いただきたい。
- 2 12月14日に法制局に持ち込まれた条文素案第6条第1項において、「他の行政機関の長及び職員」との規定に修正された理由を御教示いただきたい。この場合、自衛隊法第96条の2第3項の規定振りとの関係を明確にして御教示いただきたい（隊法第96条の2第3項に規定する「国の行政機関の職員」には、例えば海上保安庁長官なども含んでいるところ、念のため。）。
- 3 本法制が公布されてから施行されるまでの期間（施行期日）について、現段階でお考えがあれば御教示いただきたい。  
企業職員に対する適性評価に関しては、秘密保全法制の施行後でないと、行政機関の長による適性評価を実施することができず、かつ、公務所等への照会も行えないことから、法律施行後に初めて、企業職員の適性評価を開始するとの理解で差し支えないか確認したい。  
（当方としては、防衛秘密を取り扱う企業の関係職員数千名について、新法に基づく企業職員の適性評価を実施するには相当の期間を要すると見込まれるところ、これが秘密を含む装備品等や役務の調達契約に支障を生じさせないような措置を検討する必要があると考えている。）



## 法務省との協議結果メモ

### 1 日時・場所

平成23年12月20日午後1時30分から午後4時40分頃まで  
法務省地下1階刑事局会議室

### 2 出席者

(法務省) 千葉局付、日比局付、白鳥局付  
(内 調) ■■■ 補佐、■■■

### 3 結果要旨

■■■ 補佐より、事前に先方に送付していた参考資料を基に、業務知得者による過失漏えい罪の構成要件、国外犯処罰規定、各構成要件に係る自由刑の上限、罰金刑の上限について説明。それに対する法務省側のコメントの概要は以下のとおり。

#### (1) 業務知得者による過失漏えい罪の構成要件

- 業務知得者の処罰規定を重過失に限定する理屈について、いただいた「重過失に限定する理屈(案)」を省内で検討するとともに、他の理屈がないかどうか併せて検討してみたい。
- (構成要件の書きぶりについて、必ずしも「過失により〇〇の結果を生じさせた」という規定に限られず、「過失により〇〇の行為をした」という規定もあることについて、他の法令を挙げて説明。) 前例があるのであれば、問題ないであろう。

#### (2) 国外犯処罰規定

- 刑法2条の保護主義を採用するという理屈はよいと考えるが、自衛隊法は刑法3条の属人主義を採用していることとの説明をどう考えているか。(自衛隊法はあくまで内部を規律することに主眼を置いているのに対し、本法制は国家の秘密を守ることに主眼を置いているとの説明に対し、) 上に伺っていないので、即答はできないが、刑法2条を採用することについて個人的に問題ないと考える。
- 刑法2条の保護主義を採用とした場合、法制局との関係はどのように進めていくのか。(法務省との調整後、2条もしくは3条にするかを決定したのち、論点ペーパーを出すことを考えているとの説明に対し、) 了解した。

#### (3) 各構成要件に係る自由刑の上限

- (MDA法における各構成要件の法定刑のバランスと横並びにしたとの説明に対し) 問題はないだろう。

#### (4) 罰金刑の上限

- 本法制において罰金刑を設ける趣旨は何か。(過去の漏えい事件にもあるとおり報酬を目当てに特別秘密を漏えいする場合もあることから、罰金刑を設けていると



説明。)

- 本法制を検討するに当たり、罰金刑について言及があったのだろうか。(有識者会議報告書において、罰金刑を設けるべきという結論になっていると説明。)
- (他の法令の罰金刑を調べたところでは、10年の懲役である場合は1,000万円の罰金が多いが、本法制では重すぎるとも思われ、仮ではあるが300万円としているとの説明に対し、)300万円とした場合、前例はありそうか。(そもそも1,000万円としているものは、脱税等の利欲犯が多く、300万円としているものとしては、必ずしも利欲犯とは限らない児童福祉法が前例になり得るとの説明に対し、)児童福祉法と本法制とでは罪質が異なるので、根拠としてうまく説明するのは難しいかもしれない。むしろ、不正競争防止法が1,000万円としていることや、他の法令でも10年の懲役の場合は1,000万円の罰金としている例が多いこと、さらに過去の漏えい事件における報酬額も参考にすると、本法制でも1,000万円とするのが最も説明しやすいかもしれない。1,000万円ということで、省内で調整してみたい。
- MDA法に罰金刑がないこととの整合性が気になるが、割り切るしかないのだろう。

#### (5) その他

- 法務省内のまとめを考えているが、時期的なことはあるか。(年が明けてからは、与野党へ説明する必要が生じてくるところ、その際に自由刑の上限すら決まっていないというのは厳しいので、年内に省内をまとめてもらえるとありがたいとの説明に対し、)了解した。業務知得者による過失漏えい罪の構成要件、国外犯処罰規定、罰金刑の上限なども含め、年内に局長まで上がって説明してみることとしたい。

以上



平成23年12月21日

防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について

標記について、以下のとおり、質問等を提出します。

なお、以下の質問等に対する回答の内容によっては、再質問等を提出させていただく場合があることを申し添えさせていただきます。

1 第3条及び第5条関係

ア 「当該行政機関についての別表各号に該当する事項」の趣旨如何。防衛に関する事項について、防衛省以外の行政機関についての防衛に関する事項に該当するものとして、具体的にどのようなものを念頭に置いているのか。

イ 「当該行政機関についての」の趣旨如何。第5条第1項の「他の行政機関との共有に係る事項」については、「当該行政機関についての」ではないということか。

ウ 防衛省についての防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、第3条第1項に基づき、防衛大臣が特別秘密として指定した効果は、防衛省以外の行政機関（政府全体）にも及ぶものと解するが、その効果は、同条第2項第2号に基づき通知により指定した場合も同様か。

エ 防衛大臣は、防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、これを特別秘密に指定した後、必要があれば、第6条第1項の規定に基づき、「政令で定めるところ」により、必要な協議（現行自衛隊法施行令第113条の4に規定するようなもの）を行って、他の行政機関の職員にこれの取扱いの業務を行わせることができると考えているところ。

他方、第5条の規定は、当初、貴室から説明があったように、既に共有されている情報を特別秘密に指定する場合、あるいは、他の行政機関から受領した情報について、受領した情報機関の判断で別表の事項に触れるようなものを特別秘密に指定する場合について、必要な調整を行うための規定であると理解している。

したがって、防衛省が他の行政機関との間で共有することを予定していない情報を特別秘密に指定する場合や、これから共有しようとする情報であっても、防衛省についての「防衛」に関する事項を特別秘密に指定する場合であれば、第5条第1項の規定による意見聴取によらずとも、第3条の規定により、防衛大臣が指定権を行使でき



と考えている。この理解については、現時点においても、変更ないものと理解してよいか（本法制においては、現行の防衛秘密制度を取り込むものと承知しているが、当方としては、防衛省として、従来であれば防衛秘密に指定すべき事項について、本法制に伴う各省からの意見聴取等により、その指定が困難となれば、結果として、現行の防衛秘密の保全水準の低下につながりかねないことから、少なくとも、現行の防衛秘密の指定の要領が維持されない限り、防衛秘密制度の本法制への取り込みには納得できかねる。）。

オ 特別秘密の指定に当たっては、例えば、防衛省から外務省に提供した防衛に関する情報（防衛省としては、これを同法案別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に該当しないとの判断を行った後、提供している情報）について、それを受けた外務省が、別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に当たると主張する余地もあると考えられるところ。この場合、「防衛上、特に秘匿の必要があるもの」の判断を防衛大臣以外の行政機関の長が行うことが、各行政機関の所掌事務上可能なのか。また、例えば、「外務省についての防衛に関する事項であって、自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究」と当てはめた場合、具体的にいかなるものを特別秘密として指定することが想定されるのか。

カ 内閣官房がある事項を特別秘密に指定するに当たっては、およそ当該事項は「共有に係る事項」に該当するものと考えられることから、他の行政機関の長の意見を聴くことになるのか。

キ 「その意見を尊重しなければならない」には、特別の事情のない限りその意見の趣旨に沿って処置することが強く要請されているものと考えられるが、行政機関の長が、「行政機関についての・・・特に秘匿することが必要である」と判断した事項について、他の行政機関の長の意見により秘密に指定する必要性を認めなくなることがあっても良いのか。

また、これが良いということであれば、なぜ、秘匿することが必要と判断されたもの（保護する必要があるもの）について、特別秘密として指定しなくとも良いとの整理ができるのか。

ク 特定行政機関の長の意見を聴き、その意見を尊重した上で、他の行政機関から伝達を受けた事項を特別秘密に指定した場合において、後に、当該事項を共有していた行政機関を絞りきれていなかったことが判明し、特定行政機関以外の行政機関に該当事項が共有されていた場合はどのように取り扱うのか。

ケ 防衛省が特別秘密に該当するとして事項指定した場合について、当該事項指定の後に、他の行政機関が該当事項を入手した段階（アのように外交ルートにより入手したものを含む。）では、それは特別秘密に自動的に指定されると当方は理解しているが、このような理解でよろしいか。このような理解でよろしければ、これを義務付けるような枠組みをどのように設ける予定か御教示いただきたい。

コ

この  
のような経路（外交ルート）で伝達される文書であって、防衛に関する事項であり、防衛大臣が我が国の防衛上秘匿することが必要であると判断したものについて、外務大臣の意見が尊重されることにより特別秘密に指定できないようなこととなると、防衛に関する秘密保全上の懸念が生じ得る。

① 防衛省が外交ルートで防衛に関する情報（別表の第1号ハにのみ該当するもの）を受領した場合、あくまでそれは、所定の（形式的な）外交ルートで伝達されているだけであるため、当該情報に含まれる事項を「共有」しているとは言えないとの理解でよろしいか（つまり、この場合、防衛省は、外務省の意見を尊重せずとも当該情報を特別秘密に指定することができるとの理解でよろしいか。）。

② 防衛省が外交ルートである情報を受領した場合、その情報によっては、別表の第1号ハに該当するとともに、第2号ハにも該当し得ることが考えられるが、この場合、防衛省と外務省のどちらが指定権を行使して、どちらが「特定行政機関」となるのか。

サ 外国政府から伝達される情報（特別秘密に指定されるような事項を含んだもの）のように、当該事項の政府内の共有の範囲について、当然には分からない場合においては、どのような手続を踏むことにより、特別秘密に指定するか否かの判断が政府として行われることを想定しているのか。

シ 同じ情報を2つの省庁が外部から受領した場合、それぞれの省庁が別の事項として指定することは想定されるのか。その場合、一定期間経過後、例えば、外務省は外交上は秘匿の必要がないと判断し、防衛省は引き続き防衛上は秘匿の必要があると判断した場合、どのような取扱いになるのか。

ス 機関Aから機関Bに伝達された事項について、機関Aが事後的に特別秘密に指定する例のように、「後出し」で特別秘密に指定することを認めることは現実的ではない（機関Aは、当該事項を作成又は入手したときに特別秘密に指定するか否かを判断すべきであり、事後的な判断を許容すると、機関Aにおける特別秘密の保全すら適切に行われなくなるおそれがある）と考える。したがって、「後出し」によって、特別秘密に指定されるようなことはないかと理解してよいか。

なお、法の施行時に特定行政機関において既に共有されている事項については、法の公布から施行までの間に調整することとすれば足りる。

※ 行政機関の長は、自ら排他的に保有する事項については、排他的に保有している間に特別秘密に指定することが求められているものであり、一旦他の行政機関に自ら伝達した事項について、後に、“考え直して”特別秘密に指定することを認めると、考え直すまでの間に適性評価を受けていない者が当該事項を取り扱う可能性を排除できないことから、これを認めるべきではないと考える。なお、これは、その行政



機関の内部においても同様である。

2 貴室作成の「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）」について

ア 1（3）において、「制度の複雑化を招く可能性」とは何か。例えば、防衛省についての防衛に関する事項の場合、防衛大臣以外の行政機関の長が指定権を行使することは考えられないことから、むしろ、全ての行政機関の長に指定権を認めることで、かえって手続きが複雑化しているのではないか。

イ 3の説明に「特別秘密に指定しようとする場合、当該情報を保有する他の行政機関への意見聴取、協議及び通知は不可能」とあるが、これは、特別秘密に指定すべきものであっても、共有範囲が当然には分からないような場合については、指定できないこととなるとの理解か。

3 その他

ア 特別管理秘密は特別秘密と特別管理秘密に分かれるのか。

イ 衛星秘密は、どの事項に該当するのか。特別秘密に該当するもの、しないもの（特別管理秘密）があるのか。

ウ 政府統一の秘密制度である以上、各行政機関による実施体制、実施状況、指定された特別秘密の事項等について、内閣官房が把握すべきではないか。

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第12回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月22日 19:33

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [redacted]; 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室); [redacted]; [redacted].jp; 丸山 洋平(安危本室); [redacted]

添付ファイル: 本法の附則において内閣法の一部を改正することについて.jtd (39 KB)

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第12回)を、本日(22日)に、内閣法制局に持ち込みました。

(本日、審査も行われ、現在、結果メモを作成しております。)

当該資料をこのメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料: 12月16日に資料持込み、19日に部長再説明
- 第12回: 12月22日に資料持込み、同日に審査(現在、結果メモを作成中)となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

**本法の附則において内閣法の一部を改正することについて（案）****1 本法の施行に伴って発生する事務**

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）（以下「本法」という。）の規定内容を見ると、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を各行政機関等の長に課している一方、当該措置を講ずる行政機関等への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務を特定の行政機関に行わせることとはしておらず、特定の行政機関に固有の法施行事務を求めているという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、行政機関等がそれぞれ講ずる特別秘密の保護に関する措置以外の本法の施行に伴う事務としては、以下のものが考えられる。

**(1) 適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整****ア 評価基準等の作成・見直しとその「施策」該当性**

本法の適性評価制度においては、調査すべき事項は本法に確定的に規定しており行政機関等の長に裁量の余地がない一方で、どのような場合に質問・照会権限を使用し、どの程度の深みをもった調査をするのか及び取得した情報に基づいてどのような場合に適性を有すると認めるのかについての基準（以下「評価基準等」という。）については特段の規定を設けず行政機関等の長の裁量を許容していることから、適性評価の実施に当たって、各行政機関等の長は、それぞれ評価基準等を作成し、必要に応じて見直すことになると考えられる。

ここで、評価基準等の作成・見直しが各行政機関等の「施策」に該当するのか検討すると、各府省設置法等の法令において、「施策」の語は政策の推進や政策課題の解決のために講ずるべき手段との意味で使われており、さらに企画・立案及び調整の対象となっていることから、各行政機関等に一定の裁量があることを前提とした概念であると考えられる。このことを踏まえると、個別具体の適性評価の実施は「施策」には該当しないものの、評価基準等の作成・見直しのように制度設計に係る事務は「施策」に該当する<sup>1)</sup>と考えられる。

なお、適性評価は、行政機関等の職員及び契約業者の役職員を対象とするが、その評価基準等を適用する者が行政機関等の職員である場合には行政内部の管理に係る事務にとどまるのではないかとの指摘もあり得る。この点、その事務が行政内部の管理に係るものであっても当該事務の効果によって国民に効用を及ぼすものは「施策」と位置付け得る<sup>2)</sup>ところであり、これを適性評価制度についてみると、適性評価の的確な実施によって特別秘密が適切かつ確実に保護され、もって安全の確

\*1 許認可制度において、個別の処分を行うことは施策とは言えないが、処分基準を作成したり、見直すことは施策と言い得るのと同様である。

\*2 内部管理的な措置を「施策」と位置付けているものとして、国家公務員倫理法第4条において、内閣に対して、毎年、国会に、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた「施策」に関する報告書を提出することを義務付けている例がある。

保等が図られるという効用が国民に及ぶことから、行政内部の管理に係る事務であることをもって施策該当性が否定されるものではないと考えられる。

イ 評価基準等に係る統一保持の必要性

この評価基準等について、契約業者が複数の行政機関と契約を結び得ることも踏まえると、これが行政機関等ごとに大きく異なれば、適性評価制度に対する信頼性を損なうことにもなりかねない。そこで、各行政機関の施策の統一を図るための企画・立案及び総合調整に関する事務として、各行政機関等が適性評価制度を統一的に運用することができるよう、各行政機関等の評価基準等の抛るべきガイドラインを作成し、必要に応じて見直す事務が本法の施行に伴って発生すると考えられる。そして、この事務は、内閣法第12条第2項第4号及び第5号にいう行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務に該当するものとして、内閣官房が処理すべきと考えられる。

(2) 特別秘密の保護に関する基本的な方針に関する企画・立案及び総合調整

本法の施行に伴い、有権解釈を行うことや、施行状況に関する質問主意書や国会質疑への答弁といった事務が発生すると考えられ、また、本法は国民の知る権利や取材の自由との関係で一定の緊張関係に立ち得ることから、中長期的には施行状況の検証やこれに基づく制度の見直しに係る法律・政令の改正といった事務が発生することも考えられる。また、今後、特別秘密関連制度の運用等について閣議決定・了解等を行う可能性もあり得る。これらの事務は、特別秘密の保護の政策的重要性に鑑みると、内閣法第12条第2項第2号及び第3号にいう、内閣の重要政策に関する基本的な方針及び閣議に係る重要事項に関する企画・立案及び総合調整に関する事務に該当するものとして内閣官房が処理すべきと考えられる。

2 事務を所掌する組織

上記のとおり、1 (1)及び(2)に掲げる事務は内閣官房において処理すべきものと考えられるが<sup>\*3</sup>、内閣官房においてどの組織がこれらの事務を行うことが適当であるか考察すると、まず、内閣法第12条第2項第2号から第5号までの事務を掌理することとされている内閣官房副長官補が候補となり得る<sup>\*4</sup>。しかし、

○ この法律の検討作業は官邸の意向により内閣情報官（内閣情報調査室）において

\*3 本法の施行に伴う事務が、内閣の重要政策であること及び行政各部の施策の統一保持の観点から行われることに着目すれば、内閣府が所掌することも考えられるが、当該事務は、恒常的に行うことが予定されておらずその意味でまとまった事務量が見込まれるわけではないこと、総合調整の対象に内閣府も含まれることを併せ考えると、内閣官房が当該事務を所掌することが適当と考えられる。

\*4 内閣法の規定により、内閣官房に置かれる内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官のうち、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、広報に関するものを内閣広報官が掌理するものを除くと、内閣官房副長官補が掌理することとされているためである。

取り組んでいるところ、いずれの内閣官房副長官補も主体的に携わっていないこと。  
○ 今後の法制化作業を見据えて内閣情報調査室の担当官を内閣官房副長官補付に併任する<sup>\*5</sup>ことを調整する過程で、特別秘密の保護に最も親和性があると思われる内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）であっても、本法の施行に伴う事務を所掌する考えがないことを表明していること。

から、実態的にはいずれの内閣官房副長官補も本法の施行に伴う事務を行うための業務上の基礎を十分に有しているわけではないことがうかがわれる。

この点、内閣情報官は、カウンターインテリジェンス推進会議<sup>\*6</sup>が決定した「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」の施行に関する連絡調整等を行うため、内閣総理大臣決定により設置されたカウンターインテリジェンス・センターの長として、例えば、本法の「適性評価」に類する制度である「適格性確認制度」について運用方針の作成等の業務を行っていることから、内閣官房の部局の中では、本法の業務との関係が深く、本法の施行に当たって有益なノウハウの蓄積を有している。

また、本法に関する事務は、現在、内閣情報調査室が所掌している、内閣法第12条第6項に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」と密接に関連しており、特別秘密の対象と内閣の重要政策に関する情報は多分に重なり合うこととなる。

これらのことを考慮すると、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、内閣情報官が所掌することが、本法を最も効果的に施行することに資すると考えられる。

### 3 本法の施行に合わせて内閣法を改正する必要性及びその方法

#### (1) 改正の必要性

内閣情報官は、現行、内閣法第12条第2項第6号に掲げる事務（内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務）を掌理することとされているところ、内閣情報官が特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を行うためには、内閣情報調査室の担当官を内閣官房副長官補付に併任する方法も考えられる。

しかし、当該事務は恒常的に発生しないとしても、本法の施行に合わせて当該事務

\*5 本法については、現在、内閣情報調査室が法制化作業に当たっているが、内閣法等の所掌事務の規定上、内閣情報官及び内閣情報調査室では、法律の企画・立案事務を行うことができないことから、本法案の国会提出に当たっては、同室の担当者を、内閣官房において法律の企画・立案事務を所掌する内閣官房副長官補付に併任することにより、現行の組織法令の範囲内で対応することが必要となる。

\*6 カウンターインテリジェンスの強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣決定により平成18年12月に設置された。内閣官房長官を議長とし、その庶務は内閣情報調査室において処理することとされている。



を所掌する部局を明確にしておかなければ、本法の有権解釈や質問主意書・国会質疑への対応の責任が曖昧になるなど今後本法を統一的、継続的に施行していくことが困難になると考えられる。またこれらの事務や本法の検証や見直しに係る法律・政令の改正について今回と同様に内閣情報官が実質的に担当するにしても、その都度担当者を内閣官房副長官補付に併任する手続が発生することは非効率的である。

このため、当該事務を所掌する部局については、本法の施行により発生する事務が明確化するのと同じ時点で、内閣法を改正し、これが内閣情報官であると整理する必要がある。

## (2) 改正の方法

特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が本法の施行によって明確化するため、本法の施行と所掌事務の見直しは一体不可分なものであるから、本法の附則において内閣法を改正することが可能と考えられる。

### 【内閣法改正イメージ】

#### ○内閣法（昭和22年法律第5号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第十八条（略）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、<u>第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（仮称）（平成〇年法律第〇号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</u></p> <p>3（略）</p> | <p>第十八条（略）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>3（略）</p> |

### 【参照条文】

#### ○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

- 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

3・4 (略)

第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

- 2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

- 2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

- 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

**FW: 秘密保全法制に係る質問等に対する回答について**

送信日時: 2011年12月26日 19:02  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
添付ファイル: 外務省質問等(12月2日付け)に対する回答(2011~1.jtd (39 KB); 別表(内調再照会).docx (16 KB)

内調 様

お世話になってます。

先般いただいた回答に関し、別添のとおり再照会を行いたく、よろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*  
外務省 大臣官房総務課  
課長補佐  
TEL 03-5501-8000 (内線)  
直通  
FAX  
E-mail:  
\*\*\*\*\*

-----Original Message-----

From: [mailto:]  
Sent: Monday, December 12, 2011 5:20 PM  
To:  
Subject: 秘密保全法制に係る質問等に対する回答について

外務省 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、12月2日付けで貴省から頂戴していた質問等に対する回答を添付しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部  
Tel 03-5253-2111 (内線)  
(直通)  
Fax 03-3592-2307  
\*\*\*\*\*

## 内調回答に対する外務省からのコメント

平成 23 年 12 月 26 日

当省から以下のとおりコメントすることといたしたい。

イ 内閣官房は、「外交に関する事項」に基づき特別秘密に指定された文書をすべて外務省に共有するのか。(仮に、外務省には共有しない文書が想定される場合)、いずれの外務省員も知りえない「外交に関する事項」に関する機微な文書が政府内に存在することとなるが、それが適当と考えるか。

(回答)

内閣官房が特別秘密として指定する外交に関する事項については、基本的に外務省と共有されるべきと考えるが、例えば、別表 2 号ハ及びニに係る特別秘密については、知る必要の原則との関係で完全には共有できないケースがあり得ると考える。

### 外務省からのコメント

1 当省は外交政策に関わる事項を所掌していることから、外交に関する機微な情報が当省のいずれの者にも共有されない場合があることは適切ではなく、外交に関する業務の効果的な遂行に支障をきたすおそれがあることから、当省としては許容できない。また、知る必要の原則との関係でも、情報の性質に応じて当省の限られた関係者への提供、あるいは配布ではなく閲覧にとどめるなどの措置により、問題は生じないものとする。

2 ついては、改めて検討の上、貴回答のうち、「基本的に」及び「例えば、別表 2 号ハ及びニに係る特別秘密については、知る必要の原則との関係で完全には共有できないケースがあり得ると考える。」を削除した上で、再回答願いたい。

3 なお、上記 2 の当該部分が削除されない場合には、当省から再々コメント、法令協議の場での提起等についても改めて検討する考えである。

外情報部からの質問について

送信日時: 2011年12月26日 22:05  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)  
添付ファイル: 231226 第11回法制局持込み資料等に対する質問~1.jtd (26 KB)

内調  
様

お世話になっております。  
警察庁の 様です。

今頃になって大変申し訳ございませんが、  
外事情報部から質問が添付のとおり出てまいりましたので、提出致します。

年末に大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

様



内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡  
平成23年12月26日  
警察庁

第11回法制局持込み資料等について

みだしの件について、下記のとおり質問・再質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 第11回法制局持込み資料について（5条関係）

- (1) 5条1項に規定する意見の聴取に対し、特定行政機関の長が共有事項を特別秘密として指定することに反対した場合でも、当該特定行政機関の長と、同条2項に規定する特別秘密の指定を行うべき時期に係る協議を行う必要はあるのか。
- (2) 特別秘密としての指定を行う時期について、5条2項は「特定行政機関の長と協議しなければならない」とし、同条3項は「前項の規定による協議が調ったときは～特別秘密として指定する」としているが、行政機関の長は、指定を行うべき時期について特定行政機関の長と合意に至らない限り、事実上、特別秘密の指定を行うことができないということにならないか。仮にそうだとした場合、同条1項が特別秘密の指定について「(特定行政機関の長の)意見を聴き、その意見を尊重しなければならない」とし、特別秘密の指定について合意に至ることまで求めている趣旨と矛盾するのではないか。

2 平成23年12月12日付け「平成23年11月11日付け秘密保全法法制局持込み資料（回答）」について

- (1) 1(2)の質問ア及びイのいずれの場合についても、7条2項(6条4項)に規定する協議は不要とのことであるが、都道府県警察の職員が取り扱う警察庁以外の行政機関の長の指定に係る特別秘密が、某省ではなく、警察庁から提供(伝達)を受けたものである場合(※)はどうか。  
※ 例えば、都道府県警察が、警察庁から、某省の指定に係る大量破壊兵器関連物資の国際取引に関する特別秘密の提供(伝達)を受け、当該特別秘密を端緒に不正輸出事件の捜査を行う場合。
- (2) 1(4)「行政機関以外の者に取扱いの業務に至らない程度の取扱いを行わせることについては、公益の比較衡量により許容されるものと考えている。」とのことであるが、  
ア 「取扱いの業務に至らない程度の取扱い」とは、具体的にどのような場合か。  
平成23年11月14日付け「特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について(回答)」3(1)では、「特別秘密の取扱いの業務」とは、特別秘密の取扱いの業務を行う者が、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄及び特別秘密の伝達等特別秘密の利用若しくは使用又はその維持若しくは管理に係る行為を行うことをいうものと考える。」とされ、反復継続性が一つのメルクマールになっている一方、平成23年

12月12日付け「第6回法制局持ち込み資料（条文案）について」1（2）では、「当別秘密の取扱いの業務」を行う者とは「取扱業務者」（特別秘密の作成・取得の趣旨に従い特別秘密を取り扱う者）とされ、取扱いの趣旨がメルクマールになっていると解されるどころ、「取扱いの業務」と「取扱いの業務に至らない程度の取扱い」の具体的差違を改めて教示されたい。

イ 例えば、次のようなケースは、本法制上どのように位置づけられるのか。

○ 大量破壊兵器関連物資等の不拡散についての国際的な取組を推進するため、大量破壊兵器関連物資に関する特別秘密を外国治安機関と情報交換する必要がある場合。

3 平成23年12月12日付け「第6回法制局持ち込み資料（条文案）について」について2（4）について、都道府県警察が犯罪捜査以外の事務を遂行するために特別秘密の提供（伝達）を受け、その職員に特別秘密を取り扱わせる場合として、例えば次のようなケースが想定される。

○ 外国人に係る警備情報の収集に当たる関係都道府県警察が、犯罪予防のため、情報機関員の人定、活動状況等に関する特別秘密を、協議等の場で情報共有する場合。

○ 都道府県警察が警察庁からテロリストの活動に関する特別秘密の提供（伝達）を受け、重要防護施設の警戒警備を強化する場合（当該都道府県警察の職員は「取扱いの業務に至らない程度の取扱い」をするものと仮定。）。





**本法の附則において内閣法の一部を改正することについて（案）****1 本法の施行に伴って発生する事務**

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）（以下「本法」という。）の規定内容を見ると、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を各行政機関等の長に課している一方、当該措置を講ずる行政機関等への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務を特定の行政機関に行わせることはしておらず、特定の行政機関に固有の法施行事務を求めているという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、本法の施行に伴う事務であって行政機関等がそれぞれ講ずる特別秘密の保護に関する措置以外のものとしては、以下のものが考えられる。

**(1) 適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整****ア 評価基準等の作成・見直しとその「施策」該当性**

本法の適性評価制度においては、調査すべき事項は本法に確定的に規定しており各行政機関等の長に裁量の余地がない一方で、どのような場合に質問・照会権限を行使し、どの程度の深みをもった調査をするのか及び取得した情報に基づいてどのような場合に適性を有すると認めるのかについての基準（以下「評価基準等」という。）については特段の規定を設けず行政機関等の長の裁量を許容していることから、適性評価の実施に当たって、各行政機関等の長は、それぞれ評価基準等を作成し、必要に応じて見直すことになると考えられる。

ここで、評価基準等の作成・見直しが各行政機関等の「施策」に該当するのか検討すると、各府省設置法等の法令において、「施策」の語は政策の推進や政策課題の解決のために講ずるべき手段との意味で使われており、さらに企画・立案及び調整の対象となっていることから、各行政機関等に一定の裁量があることを前提とした概念であると考えられる。このことを踏まえると、個別具体の適性評価の実施は「施策」には該当しないものの、評価基準等の作成・見直しのように制度設計に係る事務は「施策」に該当すると考えられる<sup>\*1</sup>。

なお、適性評価は、行政機関等の職員及び契約業者の役職員を対象とするが、その評価基準等を適用する者が行政機関等の職員である場合には行政内部の管理に係る事務にとどまるのではないかと指摘もあり得る。この点、その事務が行政内部の管理に係るものであっても当該事務の効果によって国民に効用を及ぼすものは「施策」と位置付け得る<sup>\*2</sup>とあり、これを適性評価制度についてみると、適性評価の的確な実施によって特別秘密が適切かつ確実に保護され、もって安全の確

\*1 許認可制度において、個別の処分を行うことは施策とは言えないが、処分基準を作成したり、見直すことは施策と言い得ると同様である。

\*2 内部管理的な措置を「施策」と位置付けているものとして、国家公務員倫理法第4条において、内閣に対して、毎年、国会に、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた「施策」に関する報告書を提出することを義務付けている例がある。

保等が図られるという効用が国民に及ぶことから、行政内部の管理に係る事務であることをもって施策該当性が否定されるものではないと考えられる。

#### イ 評価基準等に係る統一保持の必要性

この評価基準等について、契約業者が複数の行政機関と契約を結び得ることも踏まえると、これが行政機関等ごとに大きく異なれば、適性評価制度に対する信頼性を損なうことにもなりかねない。そこで、各行政機関等の施策の統一を図るための企画・立案及び総合調整に関する事務として、各行政機関等が適性評価制度を统一的に運用することができるよう、各行政機関等の評価基準等の抛るべきガイドラインを事前に作成し、また、事後的に発生した個別具体的問題を踏まえ必要に応じてこれを見直す事務が発生すると考えられる。

ここで、内閣法第12条第2項第4号及び第5号の規定により、内閣官房は行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を所掌しているところ、第4号は、行政各部における施策に関し事前に統一的政策を示すことによって必要な調整を円滑、実効的に図るために行う事務を、また、第5号は、具体的な施策の実施に伴い行政各部の施策の不統一から問題が生じた際に、これを解決し、統一を保持するために必要な関与を事後的に行う事務をそれぞれ規定している。これを本法についてみると、事前にガイドラインを作成するといった事務が第4号に、必要に応じて事後的に当該ガイドラインを見直すといった事務が第5号にそれぞれ該当すると考えられ、これらの事務はいずれも内閣官房が処理すべきと考えられる。

#### (2) 特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整

本法の施行に伴い、有権解釈を行うことや、施行状況に関する質問主意書や国会質疑への答弁といった事務が発生すると考えられるほか、本法は国民の知る権利や取材の自由との関係で一定の緊張関係に立ち得ることから、これらとの関係で問題が生じないようにするべく特別秘密制度の適切な運用に係る取決めを閣議決定・了解等によって行ったり、施行する中で新たに生じる課題に対応するための制度の見直しに係る法律・政令の改正を行ったりすることが必要になることも考えられる。

ここで、内閣法第12条第2項第2号及び第3号の規定により、内閣官房は内閣としての判断・決定（閣議決定を含む。）が必要と判断される重要案件に関する企画・立案及び総合調整に関する事務を所掌しているところ、第2号は、内閣官房がいわば能動的に行う事務を、第3号はこれ以外のいわば受動的に行う事務をそれぞれ規定している。これを本法についてみると、特別秘密制度の基本的な方針を能動的に打ち出していくために閣議決定等を行なうといった事務は第2号に、特別秘密制度を運用していく中で新たに生じた具体的な政策課題について個別的判断を閣議に諮り示していく事務は第3号にそれぞれ該当すると考えられ、いずれも内閣官房が処理すべきと考えられる。

## 2 事務を所掌する組織

上記のとおり、1 (1)及び (2)に掲げる事務は内閣官房において処理すべきものと考



えられるが<sup>\*3</sup>、内閣官房においてどの組織がこれらの事務を行うことが適当か検討する必要がある。この点、内閣情報官は、内閣法第12条第2項第6号に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」を所掌しているところ、「内閣の重要政策に関する情報」は、多分に本法による保護の対象とする国の存立にとって重大な秘密情報と重なり合うことや、「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれており、内閣情報官はその保護に係る高度に専門的な知見を現に有している。これらのことから、これらの事務と内閣情報官の所掌事務は親和性が高いと考えられる。

他方、「内閣の重要政策」という点に着目すれば、現行法上「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」等を所掌する内閣官房副長官補においてこれらの事務を所掌するという考え方もあり得るところである。しかし、内閣情報官と比較して、その事務において取り扱う情報の範囲が本法による保護の対象とする秘密情報と重なり合う部分が大いわけではなく、そのためこうした秘密情報の保護に係る知見を有しているわけではないことから、これらの事務と内閣官房副長官補の事務との親和性は低いと考えられる。

これらのことを考慮すると、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官が所掌することが合理的と考えられる<sup>\*4</sup>。

### 3 本法の施行に合わせて内閣法を改正する必要性及びその方法

#### (1) 改正の必要性

特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は恒常的に発生しないとしても、本法の施行により有権解釈や質問主意書、国会質疑に対応する頻度や量が高まることが予想される中で、本法の施行に合わせて当該事務を所掌する部局を明確にしておかなければ、その対応の責任が曖昧になるなど今後本法を統一的、継続的に施行していくことが困難になると考えられる。

このため、当該事務を所掌する部局については、本法の施行により発生する事務が明確化するのと同じ時点で、内閣法を改正し、これが内閣情報官であると整理する必要がある。

\*3 本法の施行に伴う事務が、内閣の重要政策であること及び行政各部の施策の統一保持の観点から行われることに着目すれば、内閣府が所掌することも考えられるが、当該事務は、恒常的に行うことが予定されておらずその意味でまとまった事務量が見込まれるわけではないこと、総合調整の対象に内閣府も含まれることを併せ考えると、内閣官房が当該事務を所掌することが適当と考えられる。

\*4 現行法でも、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち広報に関するものについては、内閣官房副長官補の事務から除かれ、内閣広報官が掌理するものとされている（内閣法第17条第2項）。

**(2) 改正の方法**

本法の施行によって、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が明確化し、その事務の頻度や量が高まることから、本法の施行と内閣官房の所掌事務の見直しは一体不可分なものである。したがって、本法の附則において内閣法を改正することが適当と考えられる。

また、現行の所掌事務との親和性の高さに鑑みて内閣情報官に特別秘密の保護に係る企画・立案及び総合調整に関する事務を所掌させることとしたのであって、一般的な情報の保護に係る事務までを内閣情報官に所掌させる必要がないことから、所掌事務を規定するに当たっては、内閣情報官に所掌させる事務の範囲が特別秘密に係る企画・立案及び総合調整の範囲に限られることを適切に表現するため、本法の特別秘密の定義を引用することが必要と考えられる。

**【内閣法改正イメージ】****○内閣法（昭和22年法律第5号）**

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案  | 現 行  |
|--|--|
| 第十八条（略）<br>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、 <u>第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（仮称）（平成〇年法律第〇号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</u><br>3 （略） | 第十八条（略）<br>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。<br>3 （略） |

**【参照条文】****○内閣法（昭和22年法律第5号）（抄）**

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
- 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関

する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

3・4 (略)

第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。

3 (略)

第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 (略)

## 防衛省との協議結果メモ

### 1. 日時・場所

平成23年12月27日午前10時30分から午後17時10分頃まで  
防衛省A棟12階 防衛政策局 会議スペースA

### 2 出席者

(防衛省) ■■■ 先任、■■■ 運企室先任、■■■ 部員、■■■ 部員、■■■ 係長  
(内 調) ■■■ 補佐、■■■ 補佐、■■■

### 3 結果要旨

(1) まず、事前に先方に送付していた質問事項(別紙1参照)に対し、概要以下のような回答があった。

#### ア 防衛秘密制度における取扱業務者について

- 防衛秘密制度については、そもそも取扱業務者しか防衛秘密に触ることができないという整理になっているため、取扱業務者には該当しないものの、防衛秘密を知得して取り扱う者は存在しない。
- (例えば、防衛秘密の運搬を行う者のように、防衛秘密の内容そのものを見ることはないものの、防衛秘密である旨を認識して業務を行う者はどのような整理となるのか。) そのような者も取扱業務者とする整理になっている。取扱業務者には、防衛秘密の内容を使って仕事をする人と、専ら防衛秘密の管理に従事する人という、大別して2つの類型の人がいると思ってもらえばいい。

#### イ 防衛省外の者に防衛秘密を提供する場合について

- 自衛隊法96条の2第3項の規定によらずに防衛秘密を提供する例としては、①情報公開審査会の委員に示した場合、②原子力安全・保安院に原発関係の航空写真を提供した場合、③外国政府に提供した場合がある。件数としては、年間10件程度である。
- このような例と、同項の規定により提供する例との線引きというのは、なかなか微妙なところもあるが、考え方としては、解説本にもあるとおり、取り扱いを反復・継続することになるか否かというのが判断基準となる。例えば、①情報公開審査会の委員には、防衛秘密を交付することはなく、持参して見せるだけにとどまるので、同委員が防衛秘密を反復・継続して取り扱うことはなく、同項の規定により提供する必要はないという整理になる。
- 実際の運用としては、同項の規定により取り扱いの業務を行うことが想定される他の行政機関の職員の範囲については、防衛省と各行政機関との間で事前に包括的な取り決めがなされているため、その範囲に含まれる者に提供する場合には同項の規定によることとなり、他方でその範囲に含まれない者に提供する必要がある場合には同項の規定によらずに提供することとなるというのが実情である。



(2) 次に、防衛省作成に係る12月21日付け『特別秘密に関する法律案（仮称）』（指定権関連）について」（別紙2参照）に関し、後日文書で回答することを前提に質疑応答を行ったところ、その概要のうち主要な点は以下のとおり。

- 現行の防衛秘密制度においては、防衛大臣が防衛上特に秘匿することが必要な事項を防衛秘密に指定することになっており、他の行政機関の長は指定できない。現在の条文案は、他の行政機関の長が防衛に関する事項を指定することを想定しているのか。（内閣官房が指定することが想定される。）防衛に関する事項は、防衛省が所掌する事務である以上、秘匿性を判断できるのは防衛大臣だけではないか。（内閣官房以外の行政機関については、防衛に関する事項の秘匿性を判断することは困難であり、防衛大臣の判断を仰ぐ必要があると考えられる。他方、内閣官房については、内閣の重要政策に関する各種事務に防衛に関する事項も含まれ得る以上、そうした事務に伴い作成された情報の秘匿性を内閣官房が判断することは可能と考える。）内閣官房を含め他の行政機関が防衛に関する事項を特別秘密に指定できることについては、違和感を禁じ得ない。内閣官房が特別秘密として指定することが予定されるのであれば、内閣官房が所掌する事務に関する事項を別表に追加する方法もあるのではないか。（これまでの検討において、内閣官房が秘匿する必要があると考える事項は1号から3号に包含されており、新たな号を追加する必要があるとは考えていない。）
- 現在の防衛秘密制度には、他の行政機関との指定の調整が想定されておらず、防衛大臣による防衛秘密の指定が他の行政機関との関係で制約されることはないが、第五条の規定が追加されることによって、防衛大臣が今までのように防衛に関する事項を独自の判断で指定できなくなるのか。（今まで指定することが可能であったものが不可能になるとは考えていない。）

以上



### 防衛省への質問事項

- 防衛省内部において、防衛秘密を知得して取り扱うものの、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」(以下「取扱業務者」という。)には該当しない者は存在するのか。
- (存在する場合) それは具体的にどのような者か。
- (存在する場合) 取扱業務者に当たるか否かの線引きは、具体的にどのようにしているのか。
- 防衛省外の者に防衛秘密を提供する場合、「取扱いの業務を行わせる」場合には当たらないとして、自衛隊法第96条の2第3項の規定によらずに提供する例は実際にあるのか。
- (例がある場合) それは具体的にどのような例か。
- (例がある場合) 「取扱いの業務を行わせる」場合に当たるか否かの線引きは、具体的にどのようにしているのか。
- その他関連事項

(別紙2)

平成23年12月21日  
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について

標記について、以下のとおり、質問等を提出します。

なお、以下の質問等に対する回答の内容によっては、再質問等を提出させていただく場合があることを申し添えさせていただきます。

1 第3条及び第5条関係

ア 「当該行政機関についての別表各号に該当する事項」の趣旨如何。防衛に関する事項について、防衛省以外の行政機関についての防衛に関する事項に該当するものとして、具体的にどのようなものを念頭に置いているのか。

イ 「当該行政機関についての」の趣旨如何。第5条第1項の「他の行政機関との共有に係る事項」については、「当該行政機関についての」ではないということか。

ウ 防衛省についての防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、第3条第1項に基づき、防衛大臣が特別秘密として指定した効果は、防衛省以外の行政機関（政府全体）にも及ぶものと解するが、その効果は、同条第2項第2号に基づき通知により指定した場合も同様か。

エ 防衛大臣は、防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、これを特別秘密に指定した後、必要があれば、第6条第1項の規定に基づき、「政令で定めるところ」により、必要な協議（現行自衛隊法施行令第113条の4に規定するようなもの）を行って、他の行政機関の職員にこれの取扱いの業務を行わせることができると考えているところ。

他方、第5条の規定は、当初、貴室から説明があったように、既に共有されている情報を特別秘密に指定する場合、あるいは、他の行政機関から受領した情報について、受領した情報機関の判断で別表の事項に触れるようなものを特別秘密に指定する場合について、必要な調整を行うための規定であると理解している。

したがって、防衛省が他の行政機関との間で共有することを予定していない情報を特別秘密に指定する場合や、これから共有しようとする情報であっても、防衛省につ

いての「防衛」に関する事項を特別秘密に指定する場合であれば、第5条第1項の規定による意見聴取によらずとも、第3条の規定により、防衛大臣が指定権を行使できると考えている。この理解については、現時点においても、変更ないものと理解してよいか（本法制においては、現行の防衛秘密制度を取り込むものと承知しているが、当方としては、防衛省として、従来であれば防衛秘密に指定すべき事項について、本法制に伴う各省からの意見聴取等により、その指定が困難となれば、結果として、現行の防衛秘密の保全水準の低下につながりかねないことから、少なくとも、現行の防衛秘密の指定の要領が維持されない限り、防衛秘密制度の本法制への取り込みには納得できかねる。）。

オ 特別秘密の指定に当たっては、例えば、防衛省から外務省に提供した防衛に関する情報（防衛省としては、これを同法案別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に該当しないとの判断を行った後、提供している情報）について、それを受けた外務省が、別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に当たると主張する余地もあると考えられるところ。この場合、「防衛上、特に秘匿の必要があるもの」の判断を防衛大臣以外の行政機関の長が行うことが、各行政機関の所掌事務上可能なのか。また、例えば、「外務省についての防衛に関する事項であって、自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究」と当てはめた場合、具体的にいかなるものを特別秘密として指定することが想定されるのか。

カ 内閣官房がある事項を特別秘密に指定するに当たっては、およそ当該事項は「共有に係る事項」に該当するものと考えられることから、他の行政機関の長の意見を聴くことになるのか。

キ 「その意見を尊重しなければならない」には、特別の事情のない限りその意見の趣旨に沿って処置することが強く要請されているものと考えられるが、行政機関の長が、「行政機関についての・・・特に秘匿することが必要である」と判断した事項について、他の行政機関の長の意見により秘密に指定する必要性を認めなくなることがあっても良いのか。

また、これが良いということであれば、なぜ、秘匿することが必要と判断されたもの（保護する必要があるもの）について、特別秘密として指定しなくとも良いとの整理ができるのか。

ク 特定行政機関の長の意見を聴き、その意見を尊重した上で、他の行政機関から伝達を受けた事項を特別秘密に指定した場合において、後に、当該事項を共有していた行政機関を絞りきれていなかったことが判明し、特定行政機関以外の行政機関に該当事項が共有されていた場合はどのように取り扱うのか。

ケ 防衛省が特別秘密に該当するとして事項指定した場合について、当該事項指定の後に、他の行政機関が該当事項を入手した段階（アのように外交ルートにより入手したものを含む。）では、それは特別秘密に自動的に指定されると当方は理解しているが、



このような理解でよろしいか。このような理解でよろしければ、これを義務付けるような枠組みをどのように設ける予定か御教示いただきたい。

コ [REDACTED]

このような経路（外交ルート）で伝達される文書であって、防衛に関する事項であり、防衛大臣が我が国の防衛上秘匿することが必要であると判断したものについて、外務大臣の意見が尊重されることにより特別秘密に指定できないようなこととなると、防衛に関する秘密保全上の懸念が生じ得る。

- ① 防衛省が外交ルートで防衛に関する情報（別表の第1号ハにのみ該当するもの）を受領した場合、あくまでそれは、所定の（形式的な）外交ルートで伝達されているだけであるため、当該情報に含まれる事項を「共有」しているとは言えないとの理解でよろしいか（つまり、この場合、防衛省は、外務省の意見を尊重せずとも当該情報を特別秘密に指定することができるとの理解でよろしいか。）。
  - ② 防衛省が外交ルートである情報を受領した場合、その情報によっては、別表の第1号ハに該当するとともに、第2号ハにも該当し得ることが考えられるが、この場合、防衛省と外務省のどちらが指定権を行使して、どちらが「特定行政機関」となるのか。
- サ 外国政府から伝達される情報（特別秘密に指定されるような事項を含んだもの）のように、当該事項の政府内の共有の範囲について、当然には分からない場合においては、どのような手続を踏むことにより、特別秘密に指定するか否かの判断が政府として行われることを想定しているのか。
- シ 同じ情報を2つの省庁が外部から受領した場合、それぞれの省庁が別の事項として指定することは想定されるのか。その場合、一定期間経過後、例えば、外務省は外交上は秘匿の必要がないと判断し、防衛省は引き続き防衛上は秘匿の必要があると判断した場合、どのような取扱いになるのか。
- ス 機関Aから機関Bに伝達された事項について、機関Aが事後的に特別秘密に指定する例のように、「後出し」で特別秘密に指定することを認めることは現実的ではない（機関Aは、当該事項を作成又は入手したときに特別秘密に指定するか否かを判断すべきであり、事後的な判断を許容すると、機関Aにおける特別秘密の保全すら適切に行われなくなるおそれがある）と考える。したがって、「後出し」によって、特別秘密に指定されるようなことはないかと理解してよいか。
- なお、法の施行時に特定行政機関において既に共有されている事項については、法の公布から施行までの間に調整することとすれば足りる。
- ※ 行政機関の長は、自ら排他的に保有する事項については、排他的に保有している間に特別秘密に指定することが求められているものであり、一旦他の行政機関に自ら伝達した事項について、後に、“考え直して”特別秘密に指定することを認めると、

考え直すまでの間に適性評価を受けていない者が当該事項を取り扱う可能性を排除できないことから、これを認めるべきではないと考える。なお、これは、その行政機関の内部においても同様である。

## 2 貴室作成の「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）」について

ア 1 (3) において、「制度の複雑化を招く可能性」とは何か。例えば、防衛省についての防衛に関する事項の場合、防衛大臣以外の行政機関の長が指定権を行使することは考えられないことから、むしろ、全ての行政機関の長に指定権を認めることで、かえって手続きが複雑化しているのではないか。

イ 3の説明に「特別秘密に指定しようとする場合、当該情報を保有する他の行政機関への意見聴取、協議及び通知は不可能」とあるが、これは、特別秘密に指定すべきものであっても、共有範囲が当然には分からないような場合については、指定できないこととなるとの理解か。

## 3 その他

ア 特別管理秘密は特別秘密と特別管理秘密に分かれるのか。

イ 衛星秘密は、どの事項に該当するのか。特別秘密に該当するもの、しないもの（特別管理秘密）があるのか。

ウ 政府統一の秘密制度である以上、各行政機関による実施体制、実施状況、指定された特別秘密の事項等について、内閣官房が把握すべきではないか。